

中京大学博士審査学位論文
大学院体育学研究科

第 11 回オリンピック冬季競技大会（札幌大会）における
恵庭岳滑降競技場建設問題に関する歴史学的研究

A Historical Study on the Issue of Construction
of Mt. Eniwa Downhill Events Site
for XI Olympic Winter Games in Sapporo (1972)

2020 年 3 月 20 日 学位授与

中京大学大学院体育学研究科体育学専攻
石塚 創也

目 次

序 論

第 1 節 研究の目的と構成	6
(1) 研究の背景	6
(2) 研究の目的とその意義	13
(3) 研究の方法	14
(4) 本論文の構成	15
第 2 節 国際社会における環境問題の顕在化とその対策	17
第 3 節 オリンピック大会とオリンピック・ムーブメント、オリンピズム	20
(1) オリンピック大会とピエール・ド・クーベルタン	20
(2) オリンピック憲章とオリンピック・ムーブメント、オリンピズム	21
第 4 節 オリンピック・ムーブメントにおける環境問題と IOC の対応	24
(1) これまでのオリンピック大会における環境問題	24
(2) 1990 年代以降の IOC による環境問題への対応	27
第 5 節 バンフ国立公園内における競技場建設と自然保護をめぐる議論	29
注および引用・参考文献（序論）	32

本 論

第 1 章 恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道

第 1 節 問題の所在	45
第 2 節 検討の方法	47
第 3 節 記事数およびその傾向	48
(1) 記事数の傾向	51
(2) 記事の分類とその傾向	51
第 4 節 記事内容の検討	54
(1) ①競技施設の建設	54
(2) ②関連道路の建設	55

(3) ③コースの改良・延長	57
(4) ④競技施設の処理	58
(5) ⑤その他	60
第5節 第1章のまとめ	60
注および引用・参考文献(第1章)	62

第2章 札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論

第1節 問題の所在	67
第2節 議論の経緯および対象となった場所	69
第3節 北海道自然保護協会の立場	73
第4節 自然保護のための具体的方策をめぐる議論	79
第5節 支笏湖周辺計画路線の建設をめぐる議論	83
第6節 第2章のまとめ	88
注および引用・参考文献(第2章)	92

第3章 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題

第1節 問題の所在	97
第2節 滑降競技場建設地の変更要請の概要	98
第3節 IOC理事会および総会議事録の検討	101
第4節 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる往復文書の検討	106
第5節 第3章のまとめ	109
注および引用・参考文献(第3章)	113

結論

第1節 本研究のまとめ	118
(1) 恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道	119
(2) 札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論	120
(3) 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題	122

第2節 考察と本研究の課題	123
注および引用・参考文献（結論）	129
補章 恵庭岳滑降競技場跡視察報告	
第1節 はじめに	132
第2節 視察ルートおよび各撮影地点の状況	133
第3節 補章のまとめ	137
注および引用・参考文献（補章）	138
参考文献一覧	141
恵庭岳滑降競技場建設問題関連年表	153
参考資料	155
謝辞	231

本研究は、学会機関誌掲載論文等を基に執筆し、まとめたものである。以下に初出を示す。

本論 第1章

恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論：地方紙「北海道新聞」の検討を中心に．スキー研究, 12: 43-50, 2015年．

本論 第2章

1972年第11回オリンピック冬季競技大会（札幌大会）の開催準備期における恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論：大会組織委員会議事録および北海道自然保護協会会報の検討を中心に．体育史研究, 31: 21-36, 2014年．

本論 第3章

1972年第11回オリンピック冬季競技大会（札幌大会）の開催準備期における滑降競技会場移転論争：IOC理事会・総会議事録およびIOCと大会組織委員会の往復文書の検討を中心に．体育史研究, 32: 13-26, 2015年．

補章

恵庭岳滑降競技場跡視察報告．中京大学体育学論叢, 55(1): 89-95, 2014年．

序 論

第 1 節 研究の目的と構成

(1) 研究の背景

恵庭岳滑降競技場は、1972年に札幌で開催された第11回オリンピック冬季競技大会¹⁾(以下、「札幌大会」と省略する)におけるスキー競技の滑降種目²⁾に特化した会場として建設された。札幌大会の開催準備期³⁾には、自然保護の観点から恵庭岳滑降競技場の建設をめぐる議論がなされた。また、大会終了後には、競技施設を撤去し跡地に植林を施す環境保護対策として恵庭岳滑降競技場復原工事(以下、「恵庭岳復原工事」と省略する)⁴⁾が実施された。恵庭岳復原工事の実施を決定するに至る議論では、滑降競技場建設地を恵庭岳から変更することも含めた検討がなされたとされる。本研究は、これら恵庭岳滑降競技場の建設に関する準備段階から、恵庭岳復原工事の実施を決定するに至る一連の議論(以下、「恵庭岳滑降競技場建設問題」と省略する)の詳細を明らかにするものである。

なお、本研究は恵庭岳復原工事の成否の判断をするものではない。そのようにする理由として、以下の指摘が挙げられる。

日本オリンピック委員会⁵⁾(Japanese Olympic Committee: 以下、「JOC」と省略する)の公式ホームページには、「スポーツと環境」のこれまでの歩みが掲載されている。そこには、「スポーツと環境」の起点を1972年とし、札幌大会のために建設された恵庭岳滑降競技場は、競技終了後に跡地に植林を行い復原させる約束のもと設置され、財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会⁶⁾(以下、「札幌大会組織委員会」と省略する)によって植林が約束通り行われたと

記されている。

また、日本体育協会⁷⁾は、恵庭岳滑降競技場跡の復原は鬱閉率⁸⁾という観点に限ると達成しつつあり、周辺との調和および同化については樹木の世代交代レベルの長大な時間経過とともに解決されると報告している。

その一方で、矢島ら⁹⁾は、恵庭岳滑降競技場跡における施工後 20 年の植生回復状況の現地調査から、景観の修復は長期間の中で考える必要があり、その過程の一断面で評価を速断すべきではないが、現状での景観的な不調和感は樹冠組成の異質さから容易に推測でき、時間が解決する問題として片付けることはできないと報告している。但し、矢島ら¹⁰⁾は、1)恵庭岳復原工事は世界的にも類をみない規模で行われた森林復原事例であること、2)事業としては成果を得たが同時に問題を残したこと、3)今後も跡地の植生の推移を監視しつつ、山岳域での植生復元システムを考える必要があること、の 3 点を指摘している。

このように、恵庭岳復原工事は、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の初事例とされるとともに、森林復原システムを検討するための先駆的事例として捉えられている。しかしその一方で、詳細は補章にて提示するが、恵庭岳滑降競技場の跡地は、植林された地帯とその周辺との調和が達成されておらず、現時点では競技場建設着工以前の状態に復原されたとはいえない状況にある。また、跡地の今後の経過予測については相反する見解があり、恵庭岳復原工事の成否の判断を下すためには時間経過と継続的な調査が必要といわざるを得ない。

したがって、本研究では、恵庭岳復原工事の成否の判断はしない。本研究では、冒頭で述べたように、恵庭岳滑降競技場の建設に関する準備段階から、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の初事例とされる恵庭岳復原工事の実施を決定するに至る一連の

議論に焦点を当て、その詳細を明らかにする。

本研究が恵庭岳滑降競技場建設問題に着目した背景には、オリンピック・ムーブメントに関する 3 つの研究動向がある。

第 1 に、恵庭岳滑降競技場建設問題は歴史学的研究としてその詳細を検討する余地が十分に残されていることである。

第 2 に、札幌と同時期の立候補都市であるカナダのバンフ (Banff) で発生した類似の問題との比較検討がなされていないことである。

第 3 に、本研究が対象とする時期は、オリンピック・ムーブメントの担い手が多様化する時代にあって、この問題を非スポーツ関連組織やその関係者による市民運動との交差点として捉える視点が先行研究にはみられないことである。

以下では、上記 3 点を踏まえ、恵庭岳滑降競技場建設問題に関する研究動向について概観する。

国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee: 以下、「IOC」と省略する) が主導するオリンピック・ムーブメントの基本理念には、その柱の 1 つとして「環境」が掲げられている¹¹⁾。Chappelet¹²⁾によれば、IOC は 1990 年代以降、環境問題に積極的に関与するようになった。この背景には、1992 年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」の決議として、国際社会において「持続可能性 (sustainability)」を確保することや、環境保護対策を講じるための指針が提案されたことがある¹³⁾。この決議との関連で生じた IOC の動向について、大津¹⁴⁾は、この指針がスポーツ界を例外とはしておらず、そのために IOC は国際的なイベントを主催する団体の社会的責任として、最大限の環境保護対策を求められるようになったと指摘している。また、荒牧¹⁵⁾によれば、近年の IOC はオリンピック大会の開催地を選考する段階から、立候補都市やそこで残されるであろう「レガシー (Legacy)」を評価する主要な観点の 1 つとして、環境への配慮や持続可能性に関わる計

画内容を重要視している。

なお、このレガシーという用語は、2003年版以降のオリンピック憲章¹⁶⁾に記載されているものである。Preuss¹⁷⁾によれば、レガシーは1)計画的-非計画的、2)正-負、3)有形-無形、の3つの観点に分類し、総合的に評価することができる。その一方で、Preuss¹⁸⁾は、レガシーには正-負の両面を兼ね備えている場合や、純粋にスポーツイベントがもたらす以外の要因もレガシーとなる可能性があるため、レガシーの価値を評価することは難しいとも捉えている。また、Chappelet¹⁹⁾は、レガシーは多面的で広範囲に及ぶものであり、複合的に捉えるべき概念であるとともに、達成される確実なものというよりも追求すべき理想であると指摘している。

これらに基づけば、本研究が対象とした恵庭岳滑降競技場建設問題そのものがオリンピックに関わるレガシーの一つであると考えられる。しかし、冒頭で述べたように、本研究では恵庭岳復原工事の成否の判断は行わない。したがって、本研究では、レガシーの評価を行うのではなく、「恵庭岳滑降競技場建設問題」というレガシーが今日に残されるに至った経緯に着目することとしたい。

本筋に戻るが、オリンピック・ムーブメントと環境問題の関わりの起点を1990年代以降の国際的動向に求める指摘がある一方、Landry and Yelès²⁰⁾は1970年代の動向に着目している。この研究では、1)1970年以降、IOCが国際情勢のなかで徐々に拡大する環境保護活動に参加していったこと、2)1972年にドイツのミュンヘン(München)で開催された第20回オリンピック競技大会では、各国の国内オリンピック委員会(National Olympic Committee: 以下、“NOC”と省略する)が低木を持ち寄りオリンピック・パークに植樹したこと、の2点が明らかにされている。また、Chappelet²¹⁾は、IOCが1990年代以降に環境問題への積極的関与を深めたとしながらも、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の最も初

期の事例として、1972年に開催された札幌大会における環境保護対策を位置づけている。この背景には、1972年に国際連合環境計画(United Nations Environment Programme: 以下、“UNEP”と省略する)が設置されるなど、すでに1970年代には環境問題への対策を国際レベルで考える視点の必要性が問われ、そのための指針が提案されたことがある²²⁾。但し、來田²³⁾によれば、オリンピック・ムーブメントにおける価値観の多様化の一側面として環境問題に着目したところ、1950年代から1970年代のIOCは、環境問題の対応を大会組織委員会に委ね、自ら積極的に関与することはなかった。

本研究がオリンピック・ムーブメントと環境保護対策の最も初期の事例として焦点をあてた恵庭岳滑降競技場建設問題は、従来もオリンピック・ムーブメントにおける環境保護を題材とした文献や研究、並びに札幌大会の招致活動に関する研究で取り扱われてきた。例えば、JOC²⁴⁾は、恵庭岳における競技場跡地への植林による復原という約束が札幌大会組織委員会によって守られたと指摘している。また、札幌大会組織委員会による公式報告書にも、恵庭岳滑降競技場建設問題に関する記述がある²⁵⁾。この記述では、恵庭岳の使用に対し北海道自然保護協会²⁶⁾が反対の意向を表明していたとされる。この点に着目し、同協会に触れた研究としてはTahara²⁷⁾によるものがあり、同協会が大会終了後に競技設備を撤去し、跡地への植林を条件付けたことが明らかにされている。さらに、Tahara²⁸⁾は、同協会の理事長であった井手賈夫²⁹⁾(以下、「井手」と省略する)らが、1) JOCに対して滑降競技場建設地の変更を勧告するようIOCに要請しようとしたこと、2)このために、国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: 以下、“IUCN”と省略する)の代表者らから恵庭岳の使用に対する反対署名を得たこと、3)前記の反対署名を同封した書簡を当時のIOC会長であったアベリー・ブランデー³⁰⁾(Avery Brundage: 以下、「ブランデー」

と省略する)に送付したが、これらの要求は受け入れられなかったこと、の3点についても指摘している。

しかしながら、これら公式報告書や一連の研究では、北海道自然保護協会が反対の立場を表明した経緯や、建設の条件であった競技設備の撤去や跡地に植林が講じられた経緯は触れられていない。さらには、井手らによる滑降競技場建設地の変更要請に対しIOCはどのように対応したのか、またその際にIOCとJOCもしくは札幌大会組織委員会との間で交渉はなされなかったのか、あったとすればその内容はどのようなものだったのか、などの詳細は明らかにされていない。

一方、当時の開催都市の市民が札幌大会やその招致活動をどのように捉えていたかについて触れた研究には、石塚³¹⁾によるものがある。石塚は、札幌大会の招致活動が行われた時期のオリンピック憲章を検討し、当時のIOCがオリンピック大会の招致活動を行う都市の市民への影響にも目を向けようとしていたことを明らかにした。さらに石塚は、その結果を踏まえ、招致活動時期に札幌市内で発行された新聞の分析を行い、札幌市民に提示された情報や当時の世論の一端を明らかにしている。しかし、この研究では市民が競技場建設によって生じる森林破壊を懸念していたことが浮き彫りになっているが、恵庭岳滑降競技場建設問題そのものへの言及はみられない。

ところで、札幌と同時期に立候補していたバンフにおいても札幌と同種の問題が発生していたことが明らかにされている³²⁾³³⁾³⁴⁾。例えば、Williams³⁵⁾は、バンフ国立公園内における競技場建設と自然保護をめぐる議論(以下、「バンフにおける議論」と省略する)を概観した。この検討において分析対象とされたのは、バンフにおける第10回オリンピック冬季競技大会の招致委員会にあたるカルガリーオリンピック開発協会(Calgary Olympic Development Association)および第11回大会オリンピック冬季競技大会の招致

委員会にあたるオリンピック 72 (Olympic'72) の 2 つの団体 (以下では、Williams の先行研究に倣い両者をあわせて“CODA”と省略する³⁶⁾ や、カナダの NOC であるカナダオリンピック協会 (Canadian Olympic Association: 以下、“COA”と省略する) の文書史料である。この Williams の研究では、当時の IOC 会長であったブランデーは、IOC および IOC 会長がバンフにおける競技場建設に関し環境保護団体や自然保護論者から多くの抗議を受け、その状況を懸念していたことが明らかにされている。また、この研究では、1)バンフの招致活動の失敗の原因の 1 つは、CODA および COA が「カナダ人のだれもが立候補を支持すべき」という立場を崩さなかったこと、2) 大規模イベントの開催を名目に環境への配慮を棚上げにしようとした CODA および COA の覇権的な姿勢は環境保護団体や自然保護論者の抵抗を招いたが、結果として 1990 年代以降にみられたような IOC による環境問題への積極的関与の契機となったこと、の 2 点についても指摘されている。

バンフにおける議論は、日本国内の新聞でも報じられている。例えば 1966 年 4 月 23 日付の『北海道新聞』³⁷⁾ は、カナダの環境保護団体がオリンピック大会を開催する際に使用する競技場の建設のためのバンフ国立公園の森林伐採に反対し、IOC に対してバンフに開催権を与えるべきではないということを申し入れた、と報じている。

このバンフにおける議論は、先行研究に基づけば、開催地が決定する以前の招致活動期に生じたものであり、オリンピック大会そのものに反対する動きへと発展した事例である。一方、札幌における恵庭岳滑降競技場建設問題は、招致活動期から存在したものの、オリンピック大会そのものに反対する動きには発展しなかった。このように両者には違いがあるが、どちらも 1970 年前後に発生し、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の最も初期の事例として着目されてきた。両者はどのような観点から比較検討が可能な

のかを検討することも含め、バンフにおける議論を本研究で取り扱うことには一定の意味があると考えられる。そこで、先行研究の成果に基づき概要を整理し、適宜触れることにする。前述の通り、札幌とバンフという 2 つの事例には違いがあり、両者は部分的にしか比較検討し得ないという限界はある。その一方で、両者の違いが生じた背景を知る手がかりになる可能性も考えられる。

(2) 研究の目的とその意義

本研究では、恵庭岳滑降競技場建設問題の詳細について明らかにすることを目的とした。この目的を達成するために以下の 3 つの課題を設定した。

第 1 の課題は、当時の札幌市や周辺地域の市民に提示された恵庭岳滑降競技場建設問題に関する情報とその傾向を明らかにし、この問題を概観するとともに、世論について明らかにすることである。

第 2 の課題は、恵庭岳滑降競技場の建設に対し、組織的に反対の意向を示したとされる北海道自然保護協会と札幌大会組織委員会との議論の詳細を明らかにすることである。

第 3 の課題は、井手らによる IOC に対する滑降競技場建設地の変更要請に着目し、これを受けた IOC と JOC もしくは札幌大会組織委員会における交渉の詳細を明らかにすることである。

本研究は次の 2 点において重要な意義を有する。第 1 は、未だ十分には解明されていない恵庭岳滑降競技場建設問題の詳細を検討するという、体育・スポーツ史研究上の意義である。第 2 は、本研究で焦点を当てた札幌における恵庭岳滑降競技場建設問題とバンフにおける議論とを比較しながら、1) 当時の IOC はオリンピック・ムーブメントにおける環境問題に対しどのような見解を示し、具体的にどのように対応していたのか、2) 1960 年代におけるオリンピック・

ムーブメントに対する環境保護団体や自然保護論者によるムーブメントが IOC およびそれが主導するオリンピック・ムーブメントにどのような影響を与えたのか、の 2 点の解明が期待できる点である。

(3) 研究の方法

本研究では、目的意識に基づく課題と論点を整理した上で、史料の発掘を行い、分析を行う歴史学の研究方法を用いる³⁸⁾。

対象とした時期は、滑降競技場建設地が恵庭岳に決定した時期（1962年4月）から札幌大会の開催時期（1972年2月）とした。各課題における分析の観点、対象とする史料および期間は以下の通りである。

第1の課題については、当時の札幌市や周辺地域の市民にどのような情報が提示されたか、また同市の市民を中心として形成された世論がどのようなものであったか、に着目し、地方紙「北海道新聞」を検討する。但し、地方紙はその当該地方の話題に関する詳細な情報を多数持っている可能性が高い反面、情報が偏っている可能性も考慮しなければならないという井川³⁹⁾の指摘に基づき、全国紙「朝日新聞」および「読売新聞」についても検討する。また、既往文献を補足的に参照し、恵庭岳滑降競技場問題を概観する。対象とした時期は、滑降競技場の建設地が恵庭岳に決定した時期（1962年4月）から札幌大会の開催時期（1972年2月）とした。

第2の課題については、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論はどのようなものであったか、という観点から、札幌大会組織委員会の議事録と北海道自然保護協会会報に記載された会議記録を検討する。対象とした時期は、札幌大会の招致委員会が設立された時期（1965年5月）から札幌大会の開催時期（1972年2月）とした。

第 3 の課題については、井手らによる滑降競技場建設地の変更要請に対し IOC はどのように対応したのか、またその際に IOC と JOC もしくは札幌大会組織委員会との間で交渉はなされなかったのか、あったとすればその内容はどのようなものだったのか、という観点から、IOC 理事会および総会の議事録と当時の IOC 会長が交わした往復文書を検討する。対象とした時期は、滑降競技場の建設地が恵庭岳に決定した時期（1962 年 4 月）から国の建設許可が下りた時期（1968 年 5 月）とした。

(4) 本論文の構成

本研究は、序論、本論および結論から構成し、各論にそれぞれ章および節を設けた。

序論は、研究の背景、目的、意義および方法を明らかにした本節と、本研究を論じるために必要な知識や先行研究の成果をまとめた 4 節で構成した。第 2 節では、環境保護、環境問題および環境保護対策等、「環境」に関する基礎知識をまとめた。第 3 節では、近代オリンピックの起源やオリンピズム、オリンピック・ムーブメントなどの「オリンピック」に関する基礎知識をまとめた。第 4 節では、これまでのオリンピック・ムーブメントにおける環境問題と IOC の対応についてまとめた。第 5 節では、恵庭岳滑降競技場建設問題とバンフにおける議論との比較を可能にするために、先行研究の成果に基づきバンフにおける議論の概要を整理した。

本論では、前節で示した 3 つの課題に即して 3 つの章を設けた。各章における検討は以下の通りである。本研究で用いた史料に関する詳細な情報は各章で提示することにする。

第 1 章では、当時の札幌市内で発行された地方紙および全国紙における恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞記事を検討した上で、

先行研究や既往文献を参照し、当時の札幌市や周辺地域の市民に提示された情報とその傾向を明らかにする。また、この問題を概観するとともに、当時の世論について考察を行う。(課題 1)

第 2 章では、札幌大会組織委員会の議事録および北海道自然保護協会の会議記録を検討し、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論の内容を明らかにする。(課題 2)

第 3 章では、IOC の理事会および総会の議事録と、“Avery Brundage Collection, 1908-1975”⁴⁰⁾の Box. 135, 136, 180 に収納された IOC と JOC もしくは札幌大会組織委員会における往復文書を検討し、滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題について明らかにする。(課題 3)

結論では、序論および本論で明らかにした内容を要約するとともに考察を行う。また、本研究を発展させるための課題について述べる。

また、本研究では、恵庭岳滑降競技場跡の現状を提示するため、補章として「恵庭岳滑降競技場跡視察報告」を行うこととした。

なお、本文中で使用した注および引用・参考文献は、各章毎に出現順に右括弧付きの数字で示し、章末に文献表を作成した。また、本研究において使用される組織名称等の用語は、初出時には省略せずに明記し、以降は略称を用いることを明記した。主な用語の一覧を以下に示す。

日本語名称	外国語名称	略称
カルガリーオリンピック開発協会	Calgary Olympic Development Association	CODA
カナダオリンピック協会	Canadian Olympic Association	COA
国際オリンピック委員会	International Olympic Committee	IOC
国際自然保護連合	International Union for Conservation of Nature	IUCN
国際スキー連盟	Fédération Internationale de Ski	FIS
国際連合環境計画	United Nations Environment Programme	UNEP
国内オリンピック委員会	National Olympic Committee	NOC
日本オリンピック委員会	Japanese Olympic Committee	JOC

第 2 節 国際社会における環境問題の顕在化とその対策

国際社会において環境問題が顕在化したのは、1960 年以降であったといわれている。小塩⁴¹⁾によれば、1960 年代から高まってきた差別や戦争に抗議する運動と環境運動には関係性があり、黒人公民権運動、女性運動、ヴェトナム反戦運動および新左翼運動は環境運動と合流し、1970 年代には環境運動の制度化が行われた。また、飯島⁴²⁾は、住民の生活環境の改善や、生物多様性の確保という倫理的問題を善処するために、1970 年前後に環境問題への対策が開始されたことを指摘している。なお、日本国内では、1967 年に公害対策基本法が公布および施行され、1971 年に環境庁が設置されている。

国際社会において環境問題が顕在化することとなった背景について、鬼頭⁴³⁾は次のように述べている。第一に、1960 年代には、1)ピーター・シンガー (Peter Singer) が動物解放論を論じたこと、2)クリストファー・ストーン (Christopher Stone) が、ウォルト・ディズニー社の開発に関する訴訟に絡んで、自然物の当事者適格の概念という法的に新しい概念を提起したこと、3)アルネ・ネス (Arne Næss) は、今までのエコロジー思想が「浅い」としてそれに対立し、克服するものとして、ディープ・エコロジーを提唱したこと、の 3 つの思想が出現し、環境保護運動が展開されるようになった。第二に、ロデリック・ナッシュ (Roderick Nash) が、上記の 3 つの思想の出現を自然権の及ぶ倫理的および法的な射程の拡張と捉えたことによって、1970 年代には環境に関わる問題が明確に「環境倫理学」⁴⁴⁾として捉えられるようになった。なお、Nash⁴⁵⁾は、高度な文明社会を構築していくために自然を破壊してきた結果、地球の生態系に悪影響を与え、環境汚染や環境破壊という新たな問題を人間に突きつけることになったと捉えている。「環境倫理学」の形成過程では、「人間中心主義」と「人間非中心主義」の対立があり、人間以外の生態系

に対する配慮や、それらの権利付与、原生自然の価値、「保全」に対する「保存」という考え方など、様々な議論が展開されてきた⁴⁶⁾。

その一方で、次のような指摘がある。第 1 に、丸山⁴⁷⁾は、人間はこれまで自然のサイクルで一定の役割を果たし、人間が自然に手を入れることによって維持され、その結果豊かになったと評価される自然もあると述べている。第 2 に、森岡⁴⁸⁾は、「保存」を主張する者の内心には彼ら自身による「美的な価値判断」が忍び込んでおり、「なにが守られるべき自然か」について恣意的な線引きをしまっていると指摘している。したがって、鬼頭⁴⁹⁾がまとめるように、開発と環境保護の対立は必ずしも「人間中心主義」からの脱却によって収束するとはいえないのである。

また、開発と環境保護の対立が収束しない理由として、鬼頭⁵⁰⁾は、「人間中心主義」と「人間非中心主義」の対立関係、すなわち一方を追求すると他方が犠牲になるような両立できない関係にあると指摘する。例えば、日本国内では、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業に際し、予想される環境への影響について事前に調査や予測をするとともに、環境保護対策を講じる環境影響評価（環境アセスメント）を行うための制度が 1972 年に導入されたが、産業界などからの抵抗があり 10 年以上も法律化できなかつた経緯がある⁵¹⁾。ちなみに、寺田⁵²⁾は、ハムフェリーら⁵³⁾が指摘する 1) 日本を典型とした行政官僚機構主導で権威主義的に行われる「行政的環境主義」、2) アメリカのように組織化の進んだ環境運動と政治権力の駆け引きによって進められる「組織的環境主義」、3) 市民主導の形で行われる「市民的環境主義」、という 3 つの「環境主義」の概念のうち、最も環境保護が達成されやすいのは「市民的環境主義」であると述べている。すなわち、環境問題を解決するためには、国など行政官僚機構主導で対応するか否かにかかわらず、民主的な協議を踏まえて制度を確立することが必要なのである。

そして、1980年以降には「持続可能な発展(sustainable development)」という文言が使用されるようになる。なお、この定義についてはいくつか存在する。その中で最も広く使用されているのは、1987年に国連「環境と開発に関する世界委員会」が提示した「我ら共有の未来(Our common Future)」に示された、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たす」といった定義である⁵⁴⁾。その後、「持続可能な発展」は、1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議」において採択された「環境と開発に関するリオ宣言」によって、環境、経済および社会の3つの分野のバランスを考慮する必要があることが認識されるようになった⁵⁵⁾。

現在では、「持続可能な発展」は「持続可能性(sustainability)」とも呼称され、従来よりも広い領域や分野を対象としている⁵⁶⁾。文部科学省⁵⁷⁾によれば、持続可能な発展に関する価値観とは、自然環境の尊重、人間の尊厳、多様性の尊重、非排他性および機会均等などが該当する。また、特に最近の動向としては、国連が2030年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: 略称“SDGs”)を策定し、国際社会に対しより積極的で具体的な行動を促している⁵⁸⁾。

以上のことから、本研究において対象とする「環境保護」は、持続可能性を確保するための基盤であり、また持続可能な社会を構築するための必須要素の1つであるといえよう。

第 3 節 オリンピック大会とオリンピック・ムーブメント、 オリimpiズム

本研究で対象とする「オリンピック」は、フランスの男爵ピエール・ド・クーベルタン(以下、「クーベルタン」と省略する)が創設した近代オリンピック大会(以下、「オリンピック大会」と省略する)のことである。オリンピック大会は、周知の通りスポーツ界のみならず、国際社会において関心を集めている。とはいえ、オリンピック大会の開催は、IOC が主導するオリンピック・ムーブメントの一部を担っているに過ぎない。以下では、オリンピック大会について紹介するとともに、オリンピック・ムーブメントとそれを支える理念であるオリimpiズムについて明らかにする。

(1) オリンピック大会とピエール・ド・クーベルタン

オリンピック大会は 1896 年にアテネで第 1 回大会が開催されて以来、4 年に 1 度開催されている。また、オリンピック大会は、夏季大会と冬季大会に分かれている。夏季大会と冬季大会は、1992 年まで同年開催であったが、1994 年にノルウェーのリレハンメル(Lillehammer)で開催された冬季大会以降、2 回の夏季大会の中間年で行われている。

前述したように、オリンピック大会の生みの親はクーベルタンである。クーベルタンは、当時行われていた古代オリンピア競技場の発掘に関心が高まっていた時代背景に影響され、オリンピックの復興を行った⁵⁹⁾。クーベルタンがオリンピック大会を創設するまでには、幾度も古代オリンピックの復興が試みられてきた⁶⁰⁾。しかし、1 世紀以上にわたって継続し存続しているのは、2 度の世界大戦による 3 回の中止をはさんだものの、クーベルタンの発案したもののみ

であった。

また、クーベルタンは、スポーツを普及させるためにはスポーツを国際化しなければならないと考えていた⁶¹⁾。さらに、クーベルタンは、スポーツはイギリス文化の独占物ではなく、それを一挙に人類文明史の原理にまで普遍化することによって、「生きることを教える実効性のある哲学の不在」という当時の近代教育の思想課題に応えようともしていた⁶²⁾。クーベルタンは、オリンピックを復興するとともに、国際的なスポーツを通じた教育改革を推進することを目指していたのである。

(2) オリンピック憲章とオリンピック・ムーブメント、オリンピズム

JOCの公式ホームページに公開されている2017年版の「オリンピック憲章(Olympic Charter)」の「オリンピズムの根本原則」にはオリンピック・ムーブメントについて記述されている⁶³⁾。この内容を以下に示す。

1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。
2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。
3. オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、

恒久的活動である。その活動を推し進めるのは最高機関の IOC である。活動は 5 大陸にまたがり、偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会に世界中の選手を集めるとき、頂点に達する。そのシンボルは 5 つの結び合う輪である。

4. スポーツをすることは人権の 1 つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
5. スポーツ団体はオリンピック・ムーブメントにおいて、スポーツが社会の枠組みの中で営まれることを理解し、自律の権利と義務を持つ。自律には競技規則を自由に定め管理すること、自身の組織の構成とガバナンスについて決定すること、外部からのいかなる影響も受けずに選挙を実施する権利、および良好なガバナンスの原則を確実に適用する責任が含まれる。
6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。
7. オリンピック・ムーブメントの一員となるには、オリンピック憲章の遵守および IOC による承認が必要である。

なお、本研究が対象とする札幌大会の開催が決定した時期の 1966 年版「オリンピック憲章」⁶⁴⁾にも、「Objectives of Olympic Movement」の中で、オリンピック・ムーブメントの目的について述べられている。

オリンピック・ムーブメントの目的は、

- 1) 肉体の鍛錬や競争の中で、若者をより強く、より健康にすること、さらに重要なことは、適切に運営されているアマチュア・スポーツへの参加を追求することで、人格を形成すること
- 2) フェアプレーやスポーツマンシップを追求することで、スポーツ以外の様々な分野での活動で大きな利益を得ること
- 3) 展示や実演などの芸術によって興味を刺激し、人々がより充実した人生を送るために貢献すること
- 4) スポーツは楽しむものであり、お金を稼ぐこと、手に職を与えること、賞賛を手に入れる手段ではなく、唯物主義とは対照的な「アマチュア」という哲学であることを教育すること
- 5) 国際親善を創造し、より平和な世界に導くこと

オリンピズムは、簡潔に言えば、スポーツを通じて調和のとれた人間を育成し、異なる文化を理解するとともに相互理解を深めることによって、平和な社会の創造に寄与するという思想であり、その普及手段がオリンピック・ムーブメントである。また、オリンピック憲章は、オリンピック・ムーブメントにおける活動内容や、規則、さらには、IOCの使命と役割を定めたものである。オリンピック憲章は、現在の形になるまでには時代背景の変化と共に改訂が行われてきたが、これまでオリンピック・ムーブメントの推進を支え続けてきたのである。

第4節 オリンピック・ムーブメントにおける環境問題とIOCの対応

前述したように、オリンピック・ムーブメントの内容は、時代背景の変化とともに改訂が行われてきた。その改訂の中においても特に注目すべきものの1つは、本研究の冒頭で述べた1970年代以降のIOCによる環境問題への対応である。

以下に、これまでのオリンピック大会の招致や開催等を契機に生じた環境問題の概要とIOCの対応について述べる。

(1) これまでのオリンピック大会における環境問題

オリンピック・ムーブメントにおける環境問題に関する報告は、夏季大会よりも冬季大会のものが多。その理由の1つは、選手数や競技種目数の増加によって大会の規模が拡大し、新たなスキー場の建設などのために広大な山地を削らなければならなかったことにある。

オリンピック・ムーブメントにおいて初めて環境破壊に対する批判があがったのは、1932年にアメリカのレークプラシッド(Lake Placid)で開催された冬季大会であったとされている。レークプラシッドの地元の環境保護団体は、この大会で使用する競技場の建設予定地が州立公園内にあったために抗議活動を行ったが、競技場は予定通り建設された⁶⁵⁾。

その後、冬季オリンピックの開催地は、徐々に冬のリゾート地から都市部に移行していった。その理由は、参加選手や観客の増加とともにより大きな競技場が必要になったことにある⁶⁶⁾。1950年代から1960年代前半の間には、競技場の建設は環境への配慮よりも競技場の建設費用や規模に関わる問題に焦点が当てられていった⁶⁷⁾。

1968年にフランスのグルノーブル（Grenoble）で開催された冬季大会では、ジャンプ競技場が競技に適さない強風にさらされる場所に、また滑降競技場は競技の進行に影響が出る程の濃霧が発生する場所に建設された⁶⁸⁾。さらに、その他の多くの競技場が競技にとって条件の悪い場所に建設されたため、数年後には使用されなくなってしまった⁶⁹⁾。

1972年に日本の札幌で開催された冬季大会では、大会が開催されるまでに滑降競技場建設地に指定された恵庭岳滑降競技場の建設をめぐる大会組織委員会と地元の環境保護団体である北海道自然保護協会との間で議論がなされた。冒頭で触れたように、大会終了後には、恵庭岳に建設された競技設備は撤去され、跡地に植林を施す恵庭岳復原工事が行われた。また、同大会に立候補していたカナダのバンフにおいても招致活動時に環境保護団体によって競技場の建設に対する抗議運動が発生していた。これらの詳細については、次節に譲ることにする。

1976年の冬季大会はアメリカのデンバー（Denver）で開催する予定であった。しかし、デンバーではオリンピック大会の開催に対する抗議運動が発生し、最終的にデンバーは開催権を返上した⁷⁰⁾。この要因の1つには、恵庭岳滑降競技場建設問題とバンフにおける議論の発生を背景として、環境保護団体や自然保護論者によって抗議運動が行われたことが挙げられる⁷¹⁾。デンバーの返上を受け、1976年の冬季大会は、1964年に冬季大会を開催したオーストリアのインスブルック（Innsbruck）で開催された。

1980年にアメリカのレークプラシッドで開催された冬季大会では、現地で抗議運動が発生した。この抗議運動の発生を理由に、オリンピック・ムーブメントにおいて、IOCが初めて環境への影響に関する調査が行われた⁷²⁾。なお、ボブスレーとリュージュの競技場の冷却機には、漏れた場合に人間にとって有害な物質が使用されて

いた⁷³⁾。

1984年にアメリカのロサンゼルス (Los Angeles) で開催された夏季大会では、スモッグの問題が発生したため、それによる参加者の健康への影響が懸念された⁷⁴⁾。

1988年にカナダのカルガリー (Calgary) で開催された冬季大会では、環境保護団体や自然保護論者から環境に配慮した開発計画の見直しが求められ、その指摘を踏まえた競技場の建設が行われた⁷⁵⁾。その一方で、これらの競技場の建設は、国立公園など環境保護団体や自然保護論者にとって重要な場所を避けて競技場の建設を行ったに過ぎず、環境破壊がなかったわけではないという指摘もある⁷⁶⁾。

1992年にフランスのアルベールビル (Albertville) で開催された冬季大会では、大会の開会式の最中に競技場の建設による環境破壊に対する抗議運動が展開された⁷⁷⁾。アルベールビル冬季大会以降、オリンピックをはじめとしたスポーツのムーブメントにおいて環境問題が大きく取り上げられるようになった⁷⁸⁾。

1994年にノルウェーのリレハンメルで開催された冬季大会では、上記のアルベールビルにおいて抗議運動を受けたことを理由に IOC が自ら環境への配慮を求めた⁷⁹⁾。リレハンメルでは、環境保護団体、大会組織委員会、ノルウェー政府および IOC が連携し、環境保護を図るための協議が行われた⁸⁰⁾。

以上のことから、オリンピック・ムーブメントにおける環境問題は 1930年代に既に生起していたものの、問題が顕在化し議論がなされ始めたのは 1970年代以降であったといえる。この背景には、札幌大会以降、オリンピック・ムーブメントにおける環境破壊に対する抗議運動がオリンピック大会の招致活動や開催を契機として断続的に行われたことがあった。しかし、来田⁸¹⁾によれば、人種差別運動や女性の参加運動など、オリンピック・ムーブメントにおける価値観の多様化の一側面としての環境問題に着目した結果、1970年代

の IOC は、環境問題の対応を大会組織委員会に委ね、自ら積極的に関与することはなかったとされる。

IOC が環境問題に積極的に関与し始めたのは、1990 年代以降であった。以下では、1990 年代以降の IOC による環境問題への対応について述べる。

(2) 1990 年代以降の IOC による環境問題への対応

前項に示した 1990 年代以降の IOC による環境問題への関与の背景には、1992 年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」において国際的に環境保護対策を行うための指針「アジェンダ 21」が提案されたことがある。IOC は、1990 年代初頭、オリンピック・ムーブメントの三本柱の 1 つに「環境」を加え⁸²⁾、1991 年版オリンピック憲章「IOC の役割」には環境問題に責任を持って関わることを明記した⁸³⁾。また、IOC は、1995 年に「スポーツと環境委員会」を設置するとともに「スポーツと環境世界会議」の隔年開催といった取り組み、1999 年に前述した「環境と開発に関する国連会議」における「アジェンダ 21」の趣旨に沿う形での「オリンピック・ムーブメント・アジェンダ 21」の作成のほか、UNEP などの国際組織との連携を深めながら、スポーツ界全体が環境問題に取り組むことを目指した⁸⁴⁾。さらに、2008 年には「スポーツと環境・競技別ガイドブック」を刊行し、国際競技連盟や NOC はもちろん、大会の主催者、選手、さらには観客が、環境保護のための知識や意識すべき情報を競技別にまとめた⁸⁵⁾。

こうした IOC の取り組みや、国際社会における環境保護に関するムーブメントを受け、各大会の組織委員会も独自の活動を行ってきた。例えば、2012 年ロンドン大会では、不要になったガスパンを再利用して競技場の屋根の材料にした⁸⁶⁾。

2013年には2020年のオリンピック夏季大会が東京都で開催されることが決定した。大会組織委員会は、持続可能性を追求するために廃棄物の排出をできる限り削減することや、大会後の有効活用を含めた施設整備を計画している⁸⁷⁾。

特に注目すべきこととして、2014年、IOCはオリンピック・ムーブメントの未来に向けた提言として「オリンピック・アジェンダ2020」を発表した。この提言には、既存施設や仮設施設の使用を推奨することや、競技種目を他都市や他国で開催することを容認すること、IOCが環境保護の重要性を喚起していくことなど、環境保護や持続可能性を追求するためのより具体的な内容が明記された⁸⁸⁾。

一方、2013年10月1日付の読売新聞⁸⁹⁾によれば、2020年のオリンピック夏季大会で使用する予定であるカヌーの競技場の建設と環境保護をめぐる議論が既に行われている。また、2016年11月18日付の朝日新聞⁹⁰⁾によれば、カヌー競技場の建設経費の削減や規模の縮小、さらには代替地案が提示されており、持続可能性に関わる議論も生起している。

オリンピックにおける環境問題は、1930年代に生起し、1970年代に徐々に対策が行われた。1990年代以降には、IOCは環境問題に積極的に関与し、環境保護対策が講じられてきた。

しかしながら、この問題は根本的な解決には至っていない。今後、オリンピック・ムーブメントにおいて「環境保護」はもとより「持続可能性」を追求するためには、具体的にどのような対策が必要なのか、どのような組織体制を構築すべきなのか、さらには、当該市民に対しどのような喚起が必要なのかを検討する必要があるといえよう。

第 5 節 バンプ国立公園内における競技場建設と自然保護 をめぐる議論

冒頭で触れたように、1972 年に開催された第 11 回オリンピック冬季競技大会には、カナダのバンプも立候補していた。バンプにおけるオリンピック大会の立候補の目的は、主に 1)オリンピック大会の開催を機にバンプ国立公園への観光客の増大による利益を得ること、2)オリンピックのような大規模イベントの招致によってアスリートへの報酬を増大させること、3)住民に対しアマチュア・スポーツや CODA の活動に興味を持たせること、の 3 点であった⁹¹⁾。なお、カナダ政府は、1961 年にカナダの健康運動およびアマチュア・スポーツの推進を奨励している⁹²⁾。

その一方で、当時の環境保護団体や自然保護論者は、オリンピック大会のためにバンプ国立公園を使用することに反対していた。1965 年、カナダに拠点を置く環境保護団体であるカナダ野生生物連盟 (Canadian Wildlife Federation)、国際的な環境保護団体である IUCN および世界野生生物保護基金 (World Wildlife Fund) は、カナダ政府および IOC がバンプの招致活動を支持することに対し公式に反対の意向を示していた⁹³⁾。柳原⁹⁴⁾によれば、1960 年代のカナダでは、隣国のアメリカ合衆国の影響力などを背景に、イギリス系住民や先住民のナショナリズムも高まりを見せるとともに様々なマイノリティ運動が台頭した。このことや前節で触れた小塩⁹⁵⁾の指摘に基づけば、1960 年代におけるオリンピック・ムーブメントに対する環境保護団体や自然保護論者のムーブメントは、社会運動の 1 つである環境運動であったといえる。

ところが、CODA は、オリンピック大会開催のための競技場の建設によって森林が伐採される範囲はカナダの国立公園内の全森林面積の約 0.03% であり、自然環境への影響は少なく無視して良いもの

と考えていた⁹⁶⁾。また、CODA の会長であったエドガー・デイビス (Edger. H. Davis: 以下、「デイビス」と省略する) は、自然保護論者は競技場の建設に対する抗議に関する記事を新聞に掲載させ、人々の関心を掻き立て論理的ではない方法でバンフの立候補への反対運動を展開していると考え、自然保護論者との論争を意図的に避けることに決めた⁹⁷⁾。

その後、バンフの立候補に対する反対運動は、IOC に対しても行われるようになった。IOC は、50 を超える環境保護団体から抗議を受けた⁹⁸⁾。また、いくつかの環境保護団体は、当時の IOC 会長であったブランデージに対しても直接抗議を行った。Williams⁹⁹⁾ は、1) ブランデージは環境保護団体や自然保護論者からバンフにおける競技場の建設に対する抗議を受けたことに懸念していたこと、2) ブランデージは前記 1) について当時カナダの IOC 委員であったシドニー・ドーズ (Sidney Dawes: 以下、「ドーズ」と省略する) に知らせたこと、3) CODA 会長のデイビスとドーズはブランデージが受けた抗議の内容に反論したこと、の 3 点を明らかにしている。また、Field¹⁰⁰⁾ は、1) ブランデージがカナダの市民や団体から送られたバンフでの開催に抗議する非常に多くの書簡を受信したこと、2) ブランデージは 1) の内容を COA の会長であったジェームス・ウォラル (James. Worrall: 以下、「ウォラル」と省略する) に書簡を通じて通知したこと、の 2 点を明らかにしている。ちなみに、ウォラルは、ドーズが退任した後にカナダの IOC 委員として就任した人物である¹⁰¹⁾。

ブランデージが自然保護論者から受け取った書簡の 1 つには、「万一、IOC がバンフに開催権を与えたならば、国家が再び同じ過ちを犯さないようにするために、大会前、大会期間中および大会後において効果的な抗議運動を行うことになるだろう」と記されていた¹⁰²⁾。このような抗議を受け、ブランデージは自然保護論者と IOC の間で

論争が生じている状況に懸念を抱いていた¹⁰³⁾。また、ブランデージは、投票当日においても環境保護団体や自然保護論者からバンフの立候補に反対する抗議の書簡を受けていた¹⁰⁴⁾。

上記の環境保護団体や自然保護論者のムーブメントを受け、ドーズは、1965年3月12日、「野生生物を開催地から遠ざけることができる」とブランデージに書簡を通じて保証した¹⁰⁵⁾。また、デイビスは、1966年3月2日、バンフでは1920年代からレクリエーション的なスキー滑降競技が行われており、オリンピック大会が開催されたとしても野生生物には影響はないということをブランデージに書簡を通じて主張した¹⁰⁶⁾。さらに、デイビスは、同年4月14日、当時のカナダ首相であったレスター・ボウルス・ピアソン(Lester. B. Pearson)が、1)バンフ国立公園を徹底的に調査したこと、2)大会の開催がバンフ国立公園の価値を害さないと確信していること、3)バンフ国立公園の使用を支持していること、の3点を記した書簡を添付しブランデージに送付した¹⁰⁷⁾。

しかし、第11回オリンピック冬季競技大会の開催権は札幌に与えられ、バンフは開催権を獲得することはできなかった。Williams¹⁰⁸⁾は、1)バンフの招致活動の失敗の原因の一つは、CODAおよびCOAが「カナダ人のだれもが立候補を支持すべき」という立場を崩さなかったこと、2)大規模イベントの開催を名目に環境への配慮を棚上げにしようとしたCODAおよびCOAの覇権的な姿勢は環境保護団体や自然保護論者の抵抗を招いたが、結果として1990年代以降にみられたようなIOCによる環境問題への積極的関与の契機となったこと、の2点を主張している。

一方で、Williams¹⁰⁹⁾は、当時のIOCが欧米以外での第11回オリンピック冬季競技大会の開催を視野に入れていたことや、日本の招致活動代表団によるIOCやブランデージとの内密な取引が失敗の要因であったと捉えている。これに関連し、Addkinson-Simmons¹¹⁰⁾は、

当時の IOC は自然保護を主張する住民が反対運動を行っている状況に折り合いをつけることなく、重大な問題と捉えていたことは明らかである、と指摘している。

このような指摘は、オリンピック・ムーブメントと環境問題ないし大会開催と環境問題に関する歴史学的研究においては、重要な課題となり得る。しかしながら、日本およびカナダの招致活動代表団の活動や IOC との取引の詳細を明らかにすることは、本研究で掲げた研究課題の射程を超えるため、今後の課題とする。

注および引用・参考文献

- 1) 札幌大会は 1972 年 2 月 3 日から 2 月 13 日まで開催された。参加国（地域）数は 35、参加人数は 1005 人、競技種目数は 6 競技 35 種目。
- 2) 札幌大会のスキー競技におけるアルペン種目は、回転、大回転および滑降の 3 つであった。
- 3) 本研究の札幌大会の開催準備期の定義は、1960 年 3 月 24 日（1968 年第 10 回オリンピック冬季競技大会の開催地に立候補することが札幌市議会で議決された日）から、1972 年 2 月 2 日（札幌大会の開会式の前日）とする。1968 年第 10 回オリンピック冬季競技大会の立候補期間を含めた理由は、第 11 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会が第 10 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会の業績を引き継いでいることを明記しているためである。典拠文献を以下に示す。
 - ・ 第 11 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会（1966）第 11 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書、第 11 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会。

4) 一般に「復元」は消失してしまったものを旧に復することをいい、「復原」は当初の状態が改造されたりして変化した現状をもとの状態に戻すことをいう。恵庭岳復原工事の本来の目的は恵庭岳をもとの状態に戻すことであったため、本研究では「復原」を用いる。典拠文献を以下に示す。

- ・ 鈴木博之 (2006) 復原思想の社会史. 株式会社建築資料研究社, pp.6-9.

5) 日本オリンピック委員会 (2016) スポーツと環境. 日本オリンピック委員会公式ホームページ.

<http://www.joc.or.jp/eco/history.html> (確認日: 2018年12月26日).

日本オリンピック委員会は、1989年に日本体育協会から独立した団体であり、それ以前は日本体育協会内の委員会の一つとして存在した。

6) 1972年当時の組織委員の構成は、会長：植村甲午郎（経済団体連合会会長）、副会長：板垣武四（札幌市長）ら3名、理事：町村金五（学識経験者、招致委員会副会長）ら31名、監事：東条猛猪（札幌銀行協会会長）ら3名、計38名（財界6名 体協・競技団体10名、政界14名、学識経験5名、報道3名）であった。なお、町村は1971年3月まで北海道知事を務めていた。

7) 日本体育協会 (1987) 恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書. 日本体育協会, pp.101-102.

8) 前掲 7.

鬱閉率の説明として、「ある地域に対し、植生の復原を目的として何らかの手を加えた場合、その成果を評価する第一歩は植物による地表の被覆の程度が問題となろう。特に景観の修復を第一義的に行っている場合には基本的には尺度となりうる。森林の回復

を目指した場合には当然樹木による地表の被覆率がまず重要になる。」と記載されている。

- 9) 矢島崇・菊池俊一・内海洋太・真坂一彦・熊谷雄介 (1995) 樹冠組成と下層植生からみた恵庭岳滑降競技場跡地の植生回復. 森林科学, 14: 50-57.
- 10) 矢島崇・菊池俊一・内海洋太・真坂一彦・熊谷雄介 (1995) 樹冠組成と下層植生からみた恵庭岳滑降競技場跡地の植生回復. 森林科学, 14: 50-57.
- 11) Cantelon, H. and Letters, M. (2000) The Making of the IOC Environmental Policy as the Third Dimension of the Olympic Movement. *International Review for the Sociology of Sport*, 35(3): 294-308.
- 12) Chappelet, J. L. (2003) The Legacy of Olympic Winter Games: An Overview, In: Moragas, de. M., Kennett, C. and Puig, N. (Eds.) *The Legacy of Olympic Games 1984-2000*, International Symposium Lausanne, 14th, 15th and 16th November 2002. International Olympic Committee, pp.54-66.
- 13) 国際自然保護連合・国連環境計画・世界自然保護基金: 財団法人世界自然保護基金日本委員会訳 (1992) 新・世界環境保全戦略かけがえのない地球を大切に. 小学館, pp.1-5.
- 14) 大津克哉 (2012) 「スポーツ」と「地球環境問題」の位置づけに関する研究 —子ども・青少年へのスポーツを通じた地球環境問題の啓発と新たな取り組みについて—. *SSF スポーツ政策研究*, 1(1): 180-186.
http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/encourage/grant/pdf/research3_05.pdf (確認日: 2018年12月26日)
- 15) 荒牧亜衣 (2013) 第30回オリンピック競技大会招致関連資料

からみるオリンピック・レガシー. 体育学研究, 58(1): 1-17.

荒牧によれば、「レガシー」は多様な概念であるが、オリンピック大会を一過性の経済効果だけでなく、長期的な観点からみた持続可能な発展を目指して考えられたものである。

- 16) International Olympic Committee (2003) Olympic Charter. International Olympic Committee, p.12.
- 17) Preuss, H. (2007) The Conceptualisation and Measurement of Mega Sport Event Legacies. Journal of Sports & Tourism, 12: 207-227.
- 18) 前掲 17.
- 19) Chappelet, J. L. (2012) Mega Sporting Event Legacies: A Multifaceted Concept, Papeles de Europa, 25: 76-86.
- 20) Landry, F. and Yelès, M. (1997) 1894-1994 the International Olympic Committee One Hundred Years: The Idea - The Presidents - The Achievements, Volume 3. International Olympic Committee, pp.283-288.
- 21) Chappelet, J. L. (2008) Olympic Environmental Concerns as a Legacy of the Winter Games. The International Journal of the History of Sport, 25(14): 1884-1902.
- 22) 前掲 13.
- 23) 來田享子(2012) ブランデー時代のオリンピック・ムーブメントの変容に関する研究 (代表:來田享子,課題番号:21500612),文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書(平成 21 年度～23 年度).
<https://kaken.nii.ac.jp/en/file/KAKENHI-PROJECT-21500612/21500612seika.pdf> (参照日:2018年1月26日).
- 24) 前掲 5.

-
- 25) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会 (1972) 第11回オリンピック冬季大会公式報告書. 札幌オリンピック冬季大会組織委員会, pp.429-440.
- 26) 北海道自然保護協会は、1964年に設立された任意団体である。なお、1979年に社団法人として認可され、2012年に一般社団法人に移行した。
- 27) Tahara, J. (2010) Japanese Challenge for Environmental Protection in the Olympic Movement. In: Chia, M. and Chiang, J. (Eds.) Sport Science and Studies in Asia Issues, Reflections and Emergent Solutions. World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd., pp.285-293.
- 28) 前掲 27.
- 29) 当時北海道大学文学部教授。北海道自然保護協会における理事長の任期は1964年から1972年である(理事としての任期は1977年まで)。
- 30) アベリー・ブランデージ (Avery Brundage, 1887年9月28日 - 1975年5月8日) は、IOCの第5代会長(任期: 1952-1972年)である。
- 31) 石塚創也 (2014) 札幌市におけるオリンピック大会の招致活動(1960-1966): 札幌市内における新聞報道の検討を中心に. 中京大学体育学論叢, 55(1): 1-18.
- 32) Williams, C. (2011) The Banff Winter Olympics: Sport, tourism, and Banff National Park, University of Alberta. https://era.library.ualberta.ca/items/f62cd1d6-abbf-4c72-af17-1c79f0688217/view/d5a50d4b-4655-4731-bd25-78e86b8fd278/Williams_Cheryl_Fall-202011.pdf (accessed 2018-12-26).
-

-
- 33) Field, R. (2010) Who Invited You? Party Crashers or Unwelcome Guests: The Legacy of Social Protest at the 2010 Winter Olympics, In: International Centre for Olympic Studies (Ed.) Rethinking Matters Olympic: Investigations into the Socio-cultural Study of the Modern Olympic Movement, Proceedings: Tenth International Symposium for Olympic Research, annual 2010. International Centre for Olympic Studies, pp.192-202.
- 34) Addkinson-Simmons, D. (1996) Sapporo 1972, In: Findling, J. E. and Pelle, K. D. (Eds.) Historical Dictionary of the Modern Olympic Movement. Greenwood Press, pp.284-288.
- 35) 前掲 33.
- 36) “CODA”は第 10 回オリンピック冬季競技大会の招致の失敗後に名称を“Olympic’72”に改称し、第 11 回オリンピック冬季競技大会の招致活動を行った。本研究では、“CODA”に統一して表記する。Williams (2011) の研究においても“CODA”に統一されている。
- 37) 「“バンフ開催”拒否を 野生動物保護協会 IOC に申し入れ」. 北海道新聞, 1966 (昭和 41) 年 4 月 23 日, 朝刊, 15 面.
- 38) 石居人也 (2013) 歴史学の研究手法・環境とオープンアクセスー日本近現代史研究の現場からー. 第 2 回 SPARC Japan セミナー2013「人社系オープンアクセスの現在」.
https://www.nii.ac.jp/sparc/event/2013/pdf/20130823_doc3.pdf (確認日: 2018 年 12 月 26 日)
石居 (2013) の指摘に基づけば、歴史学の主な研究方法には、1) 史料発掘型、2) 課題設定型、の 2 点があり、本研究は 2) 課題設定型の研究方法を用いる。なお、石居 (2013) によれば、1) 史料
-

発掘型は、史料調査によって入手した史料を整理し、目録の作成などを行うものである。1)の方法は、論文などによって研究成果を発信することを重視するのではなく、史料群の全体像の把握・提示を優先的に考え、調査的側面を重視するものである。

39) 井川充雄 (2003) 地方紙の基本的枠組と現在の課題. 社会情報, 12(2) : 57-68.

40) “Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975”は、ブランデーから寄贈された個人の収蔵品をイリノイ大学公文書館が整理し、マイクロフィルム化した史料である。Box.135 および 136 のタイトルは、“The Japanese Olympic Committee, 1965-69”であり、1965-1969年付の JOC 関係史料が収納されている。Box.180 のタイトルは、“XI Olympic Games, Sapporo Japan, 1972, Japan Organizing Committee, 1971”であり、1966-1972年付の札幌大会組織委員会関係史料が収納されている。また、“Avery Brundage Collection”はスポーツ史研究にとって史料価値が高いと評価している報告もある。典拠文献を以下に示す。

・ Findling, J. E. (2008) Avery Brundage Collection. *Journal of Sport History*, 17(1): 132-133.

41) 小塩和人 (2012) 米国環境運動をめぐる二つの越境 —アーノルド・バインダー, ムレイ・ブクチン, ジョセフ・サックス. 油井大三郎編, 越境する一九六〇年代 —米国・日本・西欧の国際比較. 彩流社, pp.93-108.

42) 飯島伸子 (1993) 環境社会学. 有斐閣, pp.233-248.

43) 鬼頭秀一 (1996) 自然保護を問いなおす —環境倫理とネットワーク. 精興社, pp.29-49.

44) ここでの「環境倫理学」は、アメリカ合衆国において専門分野として確立され、その後グローバルスタンダードとして受け止め

られてきた学問領域を意味するものである。以下に典拠文献を示す。

- ・ 鬼頭秀一 (2009) 環境倫理の現在—二項対立図式を超えて。鬼頭秀一他, 環境倫理学. 東京大学出版会, pp.1-22.
- 45) Nash, R, F. (1989) *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*. University of Wisconsin Press, pp.3-12. <ロデリック・F・ナッシュ: 松野弘訳 (1999) 自然の権利—環境倫理の文明史. 筑摩書房.>
- 46) 鬼頭秀一 (2009) 環境倫理の現在—二項対立図式を超えて。鬼頭秀一他, 環境倫理学. 東京大学出版会, pp.1-22.
- 47) 丸山徳次 (2001) 里山の環境倫理 —「里山学」構築のためのノート. 龍谷大学論集, 458: 83-123.
- 48) 森岡正博 (1999) 自然を保護することと人間を保護すること。鬼頭秀一, 環境の豊かさをもとめて. 昭和堂, pp.30-53.
- 49) 前掲 43, pp.1-22.
- 50) 前掲 43, pp.1-22.
- 51) 前掲 13, pp.1-5.
- 52) 寺田良一 (1995) 再生可能エネルギー技術の環境社会学: 環境民主主義を展望して. 社会学評論, 45(4): 486-500.
- 53) ハムフェリー・バトル: 満田久義・三浦耕吉郎・足立清史訳 (1991) 環境・エネルギー・社会—環境社会学を求めて. ミネルヴァ書房, pp.293-340.
- 54) 国立国会図書館調査および立法考査局 (2010) 持続可能な社会の構築 総合調査報告書. 国立国会図書館調査および立法考査局, p.3.
- 55) 前掲 13, pp.1-5.
- 56) 国立研究法人国立環境研究所 (2013) 「持続可能な発展」と「持

-
- 続可能性」．国立環境研究所ニュース，32(6).
<https://www.nies.go.jp/kanko/news/32/32-6/32-6-04.html>（確認日：2018年12月26日）
- 57) 文部科学省ホームページ．ESD (Education for Sustainable Development) ．
<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>（確認日：2018年12月26日）
- 58) 外務省ホームページ．SDGs とは？．
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>（確認日：2018年12月26日）
- 59) パリー・ギルギノフ：舛本直文訳（2008）オリンピックのすべて—古代の理想から現代の諸問題まで—．大修館書店，pp.64-74.
- 60) 前掲 59, pp. 64-74.
オリンピックを模倣した大会は、1604年から1892年の間に15例存在する（複数回開催した大会あり）。
- 61) Boulongne, Y. and Lennartz, K. (1994) 1894-1994 the International Olympic Committee One Hundred Years: The Idea - The Presidents - The Achievements, Volume 1. International Olympic Committee, pp.49-50.
- 62) 清水重勇（2001）近代体育とクーベルタン：体育学の教育思想史．体育学研究,46(3): 227-239.
- 63) 日本オリンピック委員会（2017）オリンピック憲章（英和対訳）．日本オリンピック委員会．
<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2017.pdf>（確認日：2018年12月26日）。
- 64) International Olympic Committee (1966) The Olympic Games. International Olympic Committee, pp.52-53.
-

-
- 65) 前掲 21.
- 66) 前掲 21.
- 67) Ahwell, T. (1996) Squaw Valley 1960, In: Findling, J. E. and Pelle, K. D. (Eds.) Historical Dictionary of the Modern Olympic Movement. Greenwood Press, pp.263-269.
- 68) 前掲 21.
- 69) 前掲 21.
- 70) 八木健三 (1995) 北の自然を守る—知床, 千歳川そして幌延. 北海道大学図書刊行会, p.191.
- 71) 前掲 20, p.283.
- 72) 前掲 12, pp.54-66.
- 73) Kennedy, J. J. (1996) Lake Placid 1980, In: Findling, J. E. and Pelle, K. D. (Eds.) Historical Dictionary of the Modern Olympic Movement. Greenwood Press, pp. 289-294.
- 74) 等々力賢治 (2017) IOC の環境問題への取り組み. 友添秀則, よくわかるスポーツ倫理学. ミネルヴァ書房, pp.166-167.
- 75) チェルナシェンコ: グリーンスポーツ研究会訳 (1999) オリンピックは変わるか —Green Sport への道—. 道和書院, pp.4-7.
- 76) 前掲 32.
- 77) 前掲 75, pp.4-7.
- 78) 前掲 12, pp.54-66.
- 79) 前掲 11.
- 80) Lesjø, J. H. (2000) Lillehammer 1994 Planning, Figurations and the 'Green' Winter Games. International Review for the Sociology of Sport, 35(3): 282-293.
- 81) 前掲 23.
- 82) 前掲 11.
-

-
- 83) International Olympic Committee (1991) Olympic Charter. International Olympic Committee, p.9.
- 84) 前掲 21.
- 85) International Olympic Committee (2008) IOC Guide on Sport, Environment and Sustainable Development. International Olympic Committee.
- 86) 日本オリンピック委員会 (2016) オリンピック大会組織委員会の環境保全活動. 日本オリンピック委員会公式ホームページ. <https://www.joc.or.jp/eco/olympicgames.html> (確認日:2018 年 12 月 26 日).
- 87) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(2018) 持続可能性. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会公式ホームページ. <https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/> (確認日:2018 年 12 月 26 日).
- 88) International Olympic Committee (2014) Olympic Agenda 2020. International Olympic Committee, pp.9-10.
- 89) 「五輪会場変更を要望 日本野鳥の会」. 読売新聞, 2013 (平成 25) 年 10 月 1 日, 朝刊, 33 面.
- 90) 「『海の森』工事中断 五輪会場見直し決着まで」. 朝日新聞, 2016 (平成 28) 年 11 月 18 日, デジタル版. <http://www.asahi.com/articles/ASJCL3FRYJCLUTIL00X.html> (確認日:2017 年 8 月 20 日).
- 91) 前掲 32, p.54,72.
- 92) Govt. of Canada, Office for the 1988 Olympic Winter Games (1988) The 1988 Calgary Olympic Winter Games: report on the participation of the Government of Canada. Govt. of
-

Canada, Office for the 1988 Olympic Winter Games, p.6.

93) 前掲 32, pp.78-79.

94) 柳原克行 (2005) カナダにおける社会的シチズンシップの政治
—戦後の発展と 90 年代の変容—. 立命館法学, 300・301: 521-
541.

95) 前掲 41.

96) 前掲 32, p.74,83,85.

97) 前掲 32, pp.82-83.

98) 前掲 32, p.80.

99) 前掲 32, p.81.

ブランデーが受け取った書簡は下記の通り。

- ・ Letter from Brundage, A. to Davis, E, H., unknown, 17
February, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm,
1908-1975, Box. 190.

100) 前掲 33.

101) International Olympic Committee (1967) Minutes of Meeting
the 65th Session of the IOC, Tehran, 3-9 May, 1967.
International Olympic Committee.

102) 前掲 32, p.81.

103) 前掲 32, p.81.

104) 前掲 32, p.81.

105) 前掲 32, p.83.

106) 前掲 32, p.83.

107) 前掲 32, p.82.

108) 前掲 32, p.82,100.

109) 前掲 32, p.92,93,97,100,101,104.

110) 前掲 34.

本 論

第 1 章 恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道

第 1 節 問題の所在

第 1 章は、恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道について検討するものである。

序論で示したように、石塚¹⁾は、札幌大会の招致活動が行われた時期のオリンピック憲章を検討し、当時の IOC がオリンピック大会の招致活動を行う都市の住民への影響にも目を向けようとしていたことを明らかにした。さらに、この結果を踏まえ、招致活動時期に札幌市内で発行された新聞報道を検討し、札幌市や周辺地域の住民に提示された情報や当時の世論を明らかにしている。しかし、この研究では、オリンピック大会開催のための競技場建設全般による森林の破壊への住民の懸念が浮き彫りにされているが、恵庭岳滑降競技場建設問題そのものへの言及はみられなかった。

招致活動を行う都市の住民への影響に IOC が目を向けようとしていたことについては、1955 年版²⁾から 1967 年版³⁾までのオリンピック憲章における“INFORMATION FOR CITIES WHICH DESIRE TO STAGE THE OLYMPIC GAMES”に記載がある。ここには、「オリンピック大会を開催することによって、開催地では大会のために建設される施設が住民の財産となり、また住民はスポーツ・イベントの楽しみを享受できること」と記されており、当時の IOC が大会を開催しようとする招致委員会や組織委員会の動向のみならず、その当該地域の住民への影響にも目を向けようとしていたことがわかる。したがって、上記のオリンピック憲章内に記述があった時期に該当

する札幌大会の開催準備期において、札幌市や周辺地域の住民に提示された恵庭岳滑降競技場建設問題に関する情報や当時の世論を明らかにすることは重要な意義を持つといえる。

日本新聞協会⁴⁾によると、当時の札幌市では一世帯あたり 1.29 部の日刊紙が発行されていた。すなわち計算上では、全ての世帯が民間の情報機関による新聞報道から情報を得ていたとみることできる。また、世帯によっては異なる新聞社が発行した複数の新聞を購入し、複数の異なる情報を得ていたことも考えられる。江尻⁵⁾は、1966年に新聞と世論調査に関する分析を行うにあたり、当時の新聞が有していた社会的な意味を次のように位置づけている。

民主主義国で、世論形成の材料を提供する一ばん(ママ)大きなソースは新聞である。そこに盛られたニュースや意見が、個人の判断、すなわち世論を作る素材として用いられる。

本章では、これらの指摘に基づきながら、当時の札幌市や周辺地域の住民にどのような情報が提示されたかという観点と同時に、同市の地域住民を中心として形成された世論がどのようなものであったか、に着目する。

環境問題について取り扱う近接領域において新聞記事を分析対象とする研究手法には、造園学分野において都市計画と住民との関わりを明らかにするために用いられた例がある。工藤ら⁶⁾は、1)新聞記事は、専門書や雑誌とは異なり、社会一般の興味関心に基づいた記述がなされているので、一般的な考え方や言動を読み取りやすいこと、2)但し、新聞記事の検討のみでは事象を網羅的に正確に把握することには一定の限界があること、の2点を指摘した上で、新聞記事の検討を行い、既往文献を補足的に参照することによって事象を概観し、世論の一端を明らかにしている。そこで、本章でも新聞記

事の分析を行い、恵庭岳滑降競技場建設問題を概観し、当時の世論を検討する。

以上のことから、本章では、当時の札幌市内で発行された地方紙および全国紙における恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道を検討した上で、新聞記事を分析対象とすることには限界があることを念頭に置きつつ、先行研究や既往文献を参照し、当時の札幌市や周辺地域の住民に提示された情報とその傾向を明らかにすることを目的とした。また、この問題を概観するとともに、当時の世論についても考察を行う。

第2節 検討の方法

本章では、当時札幌市で発行され、全国紙を凌ぎ最も発行部数の多かった地方紙『北海道新聞』、次いで発行部数の多かった全国紙『読売新聞』と『朝日新聞』の全国版および地方版の3紙⁷⁾における恵庭岳滑降競技場建設問題に関する記事を収集し、「札幌オリンピック」、「札幌五輪」、「滑降競技場」、「滑降コース」および「恵庭岳」のいずれかのキーワードが記載されている記事を抽出する。但し、本章における検討に関連のない記事(恵庭岳の自然の美しさのみに焦点が当てられた記事等)は除外する。その上で、記事の内容とその傾向を明らかにする。

分析対象とした新聞の発行時期は、札幌大会の招致委員会が滑降競技場建設地を恵庭岳に指定した約10年間とした。すなわち1962年4月から、札幌大会が開催された時期である1972年2月である。なお、地方紙『北海道新聞』については、北海道立図書館等に所蔵のマイクロフィルム史料および縮刷版から収集した。全国紙『読売新聞』および『朝日新聞』については、ウェブサイト上に掲示されたデータベースである「ヨミダス歴史館」⁸⁾および「聞蔵Ⅱビジュアル」

9)から収集した。

上記のように分析対象とする新聞を3紙に設定した理由は、1)3紙ともに分析対象とした期間に札幌市内において発行されていたこと、2)地方紙は当該地域で詳細な取材活動を展開していること、の2点が挙げられる。井川¹⁰⁾は、地方紙の特性について以下のように指摘している。

多くの地方紙では、経営者や編集委員などの社の幹部が、地方自治体の審議会へ参加している。これはマスコミ関係者が加わることで民意の反映に貢献してきたことは否めない。また、そこでしか得られない情報を入手できるというメリットもある。

その一方で、井川¹¹⁾は、次のようにも述べている。

他方で、マスコミが地方政府・権力と結びついているという疑いを世間に持たせ、公正さに対する信頼を損なう危険性があるのも事実である。

地方紙はその当該地方の話題に関する詳細な情報を多数持っている可能性が高い。その反面、情報が偏っている可能性も考慮しなければならない。なお、本章冒頭で示した工藤らの先行研究では、読売新聞の記事のみを史料として用いている。このことから本章では、地方紙の検討だけでなく、全国紙の検討も行い、客観性を保持することを目指す。

第3節 記事数およびその傾向

記事数は地方紙『北海道新聞』が46件(表1-1)、全国紙『読売新

表 1-1 北海道新聞関連記事一覧

年	月	日	タイトル	形態	頁
1962	4	5	冬季五輪、札幌が有力 ウォ委員長語る 特に回転に向く 滑降コースは恵庭岳に	朝刊	11
1962	4	5	恵庭岳に立派な滑降コース造りたい 札幌スキー連盟、大野会長の話	朝刊	11
1962	4	5	全日本スキー連盟会長、木原招致準備委員長の話	朝刊	11
1962	4	5	札幌招致委で恵庭岳を調査	朝刊	11
1962	5	12	冬季五輪立候補地 札幌会場への注文 全日本スキー連盟の柴田氏に聞く	朝刊	7
1962	5	13	社説 冬季五輪の招致体制を確立せよ	朝刊	2
1962	9	20	手稲山第二峰に新設 冬季五輪用 女子回転コース	朝刊	10
1963	3	21	滑降に絶好の恵庭岳コース	夕刊	3
1963	5	11	今年から本格化 支笏湖 恵庭岳 周辺の道路を整備	朝刊	6
1966	4	29	どうなる競技施設 手稲・恵庭 スケール生かす 景観に恵まれたコース	夕刊	1
1966	5	17	いかにも満足そう ポネ氏 恵庭滑降コース視察	朝刊	8
1966	5	18	恵まれた地形 ポネ氏 札幌五輪コースで語る	朝刊	10
1966	6	3	五輪で重要性増す 山削り、谷埋める大工事 道道札幌一 支笏湖線	朝刊	8
1966	6	4	五輪を機に総合開発促進 明年度予算要求 七拠点を中心に 開発庁と局で一致 河川昇格や自動車道	朝刊	2
1966	8	24	厚生省、恵庭岳会場に難色 札幌五輪 緑が荒らされる できれば他に適地を 競技・施設委	朝刊	14
1966	9	6	恵庭岳の滑降コースと自然保護 井手真夫	夕刊	3
1967	3	8	支笏湖畔、冬季五輪までに整備 周遊道路を新設 恵庭山ろくに国民休暇村	朝刊	13
1967	3	14	恵庭岳にほぼ決定 札幌五輪滑降コース ス委員長も太鼓判	朝刊	15
1967	3	18	恵庭岳滑降コース “五輪後に施設撤去”	朝刊	14
1967	3	29	期日、さらに検討 会場建設分担はきまる 札幌五輪組織委員会 滑降は『恵庭岳』	朝刊	14
1967	5	26	札幌五輪の滑降コース 男女逆がよい ス氏からアドバイス	朝刊	14
1968	9	20	五輪滑降コース着工 本競技場のトップ 恵庭岳 来冬には使用開始	朝刊	14
1968	9	21	競技運営に支障も 札幌五輪実行委 『道路計画』再検討へ	朝刊	14
1969	3	9	勧告通りのコース FISの二氏 恵庭岳で初すべり	朝刊	14
1969	8	9	創成川幹線に反対 五輪会議 道が初めて表明	夕刊	10
1970	2	8	五輪滑降コース公開 恵庭岳 女子選手が初すべり	朝刊	10
1970	4	21	支笏湖周辺 道路の建設取りやめ 昨年の決議変更 札幌五輪組織委総会 既存道路を整備	朝刊	14
1970	5	23	恵庭岳の五輪滑降コース 距離、標高差足りぬ 視察のFIS代表指摘	夕刊	10
1970	5	28	滑降スタート地点 百五十メートルあげる 恵庭コース 組織委、方針固める	朝刊	14
1971	2	3	恵庭コース整備は万全	朝刊	11
1971	2	6	恵庭岳滑降コース スタート下げよ FISクレーム	朝刊	11
1971	3	24	これでは二重寄付 恵庭岳会場聖火台建設費 地元商社が不満	朝刊	13
1971	5	5	お粗末すぎたブレ五輪 FIS代表が報告書 滑降コース変更を 運営の不手ぎわも批判	朝刊	11
1971	5	9	問題のコースを視察 恵庭岳 FIS代表 危険な急斜面がどんな結論を	朝刊	11
1971	5	11	五輪男子滑降コース “左延長”にきまる 危険避けるため FIS代表視察の結果 スタート地点	朝刊	11
1971	5	13	『安全第一主義で』 恵庭岳滑降コースの変更 視察のFIS代表が記者会見	朝刊	11
1971	8	1	滑降など仮設競技施設 残すこと検討を 札幌五輪組織委総会 西田委員が発言	朝刊	14
1971	9	1	恵庭岳滑降競技場の聖火台 デザイン本決まり	朝刊	15
1971	11	7	恵庭岳コースを視察 キリーが来道	朝刊	10
1971	12	22	進む“白い舞台”づくり 厳寒のなかでも汗 自衛隊員 雪不足に人海戦術	朝刊	15
1972	1	8	完成度やっと10% あと1メートルは… 祈る関係者 雪不足に悩む恵庭岳滑降コース	夕刊	9
1972	1	10	原状回復決まる 恵庭岳滑降コース	夕刊	1
1972	1	10	『よかった』『残念』 姿消す恵庭岳滑降コース 関係者ふたつの表情	夕刊	6
1972	1	16	26日までに完成 難航の恵庭岳コース	朝刊	13
1972	1	22	よくなりましたネ 恵庭岳滑降コース FIS 技術代表が合格点	朝刊	13
1972	2	8	恵庭岳滑降コース うたかたの10億円 『金』二つ生み取りこわし	朝刊	18

表 1-2 読売新聞関連記事一覧

年	月	日	タイトル	形態	頁
1962	4	11	“札幌は優秀な会場”国際スキー連盟アルペン競技委員長語る	朝刊	6
1966	8	24	会場、ほぼ計画通り内定 札幌五輪 専門委が初会合	朝刊	10
1966	9	6	近代二種の会場、月寒を検討 札幌五輪組織委	朝刊	11
1967	3	14	五月に最終決定 札幌五輪アルペンコース	朝刊	11
1967	3	29	“仮設”にきまる 恵庭岳滑降コース	朝刊	8
1968	9	20	告知版	朝刊	9
1969	1	6	ただいま“快走”中 札幌五輪の施設づくり 雪と氷の研究陣も 最高の競技場めざして	朝刊	10
1970	2	8	札幌五輪あと二年 自然をどう克服	朝刊	11
1970	2	10	札幌五輪あと二年 滑降にパンチ不足	朝刊	12
1970	4	20	道路新設やめる 札幌五輪 滑降会場への交通	朝刊	11
1970	9	14	エキスポ終えてサッポロへ 冬季五輪あと五百余日 建設に、練習に拍車かかる	朝刊	10
1971	5	9	恵庭岳の滑降コースを視察 アルペン技術代表	朝刊	10
1971	5	11	滑降コース(男子)一五三メートル延長	朝刊	11
1972	1	22	滑降コースは“合格” FIS技術代表が視察	朝刊	11
1972	2	7	恵庭コースご苦労さん きょうの滑降最後に自然へ戻る	夕刊	2
1972	2	15	サヨナラ恵庭コース 早く原生林の姿に戻って 青春、友情味わわせ使命は終わった	朝刊	21

表 1-3 朝日新聞関連記事一覧

年	月	日	タイトル	形態	頁
1966	5	15	札幌五輪に物言い こわすな原始の美 北海道自然保護協会 代替地を見つけよ	朝刊	15
1966	9	6	スキー連盟は恵庭岳を主張	朝刊	13
1967	3	29	滑降コース問題が解決	朝刊	13
1968	9	6	くねくね、2500メートル伐採 札幌五輪滑降コース	夕刊	3
1970	3	11	恵庭の滑降競技場残したい 冬季五輪で西田長官答弁	朝刊	13
1970	5	24	五輪滑降コース延長申し入れ 国際スキー連盟延長申し入れ	朝刊	20
1970	5	28	札幌五輪の滑降コース 延長の方針固める	朝刊	20
1971	2	21	雪質、景色とも快適 評価まずまず 恵庭岳滑降コース でこぼこ気になるが・・・	朝刊	21
1971	5	9	FISが現地視察 恵庭岳滑降コース	朝刊	21
1971	8	27	空から拝見 札幌の五輪施設	朝刊	20
1971	12	2	恵庭岳の五輪スキー施設 終了後は現状に 大石長官 組織委に通告	朝刊	22
1972	1	22	「恵庭の男子滑降コースは合格点」	朝刊	21
1972	2	1	札幌五輪 中継準備OK 画面にタイムも表示 滑降には9台のカメラ	夕刊	9
1972	2	3	全会場が35キロ圏内に	朝刊	22
1972	2	8	撤去も速かった 札幌滑降コース 名残惜しみ複雑 「自然保護」には勝てず 整備員、すべり納め	朝刊	3

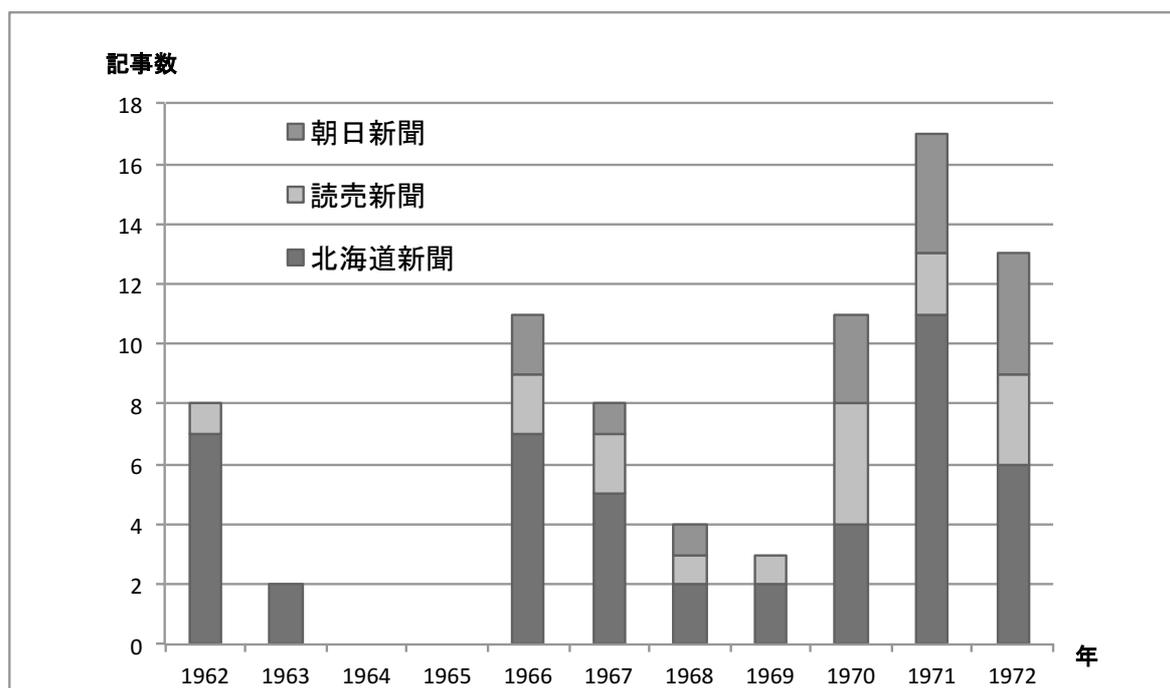


図 1-1 紙別記事数およびその傾向

聞』が 16 件(表 1-2)、および『朝日新聞』が 15 件(表 1-3)、計 77 件であった。なお、1966 年の記事は、すべて札幌大会の開催権獲得以降、すなわち 4 月 26 日以降の記事であった。

(1) 記事数の傾向

記事数の変遷を紙別に図 1-1 に示した。図 1-1 をみると、1964 年および 1965 年は記事が存在せず、朝日新聞の記事の初出は 1966 年であった。

(2) 記事の分類とその傾向

収集した新聞記事を分類すると、次の①から⑤に分類することができた。①競技施設の建設(競技施設): 恵庭岳滑降競技場のスキーコース建設に関する記事。②関連道路の建設(関連道路): 恵庭岳滑降競技場に隣接する交通輸送道路の建設に関する記事。③コースの改良・

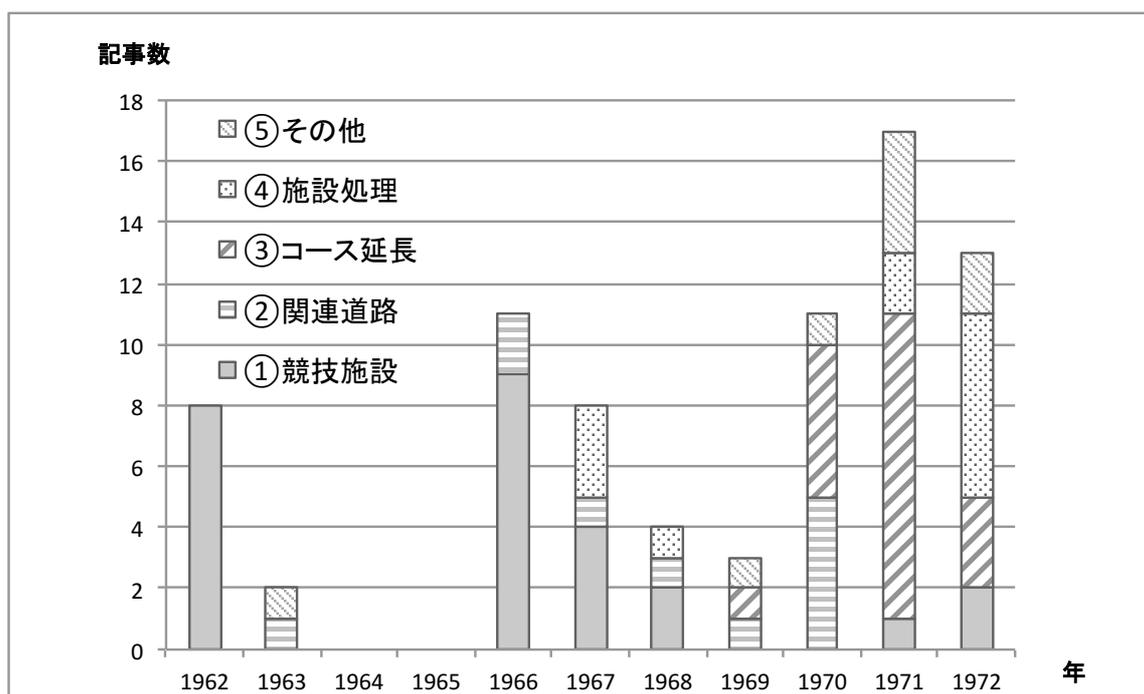


図 1-2 記事分類およびその傾向

延長(コース延長): 恵庭岳滑降競技場のスキーコース改良・延長に関する内容が記載された記事。④競技施設の後処理(施設処理): 札幌大会終了後における恵庭岳滑降競技場の撤去・存置に関する内容が記載された記事。⑤その他: その他の恵庭岳滑降競技場に関連する記事。これらを発行年別に分類し、図 1-2 に示した。

図 1-2 をみると、分類した記事の初出に違いがあることがわかる。①は 1962 年、②および⑤は 1963 年、④は 1967 年、③は 1969 年である。

さらに、収集した記事の中には、先行研究で着目された自然保護に関する内容を含む記事も存在した。例えば、1966 年 8 月 24 日付の『北海道新聞』では、1)厚生省側が国立公園の緑が荒らされることを理由に恵庭岳の使用に反対していること、2)カナダでは招致活動期に自然公園保護の面から反対意見が出たことによって、バンフの招致活動に影響を及ぼしていること、の 2 点が報じられている¹²⁾ (参

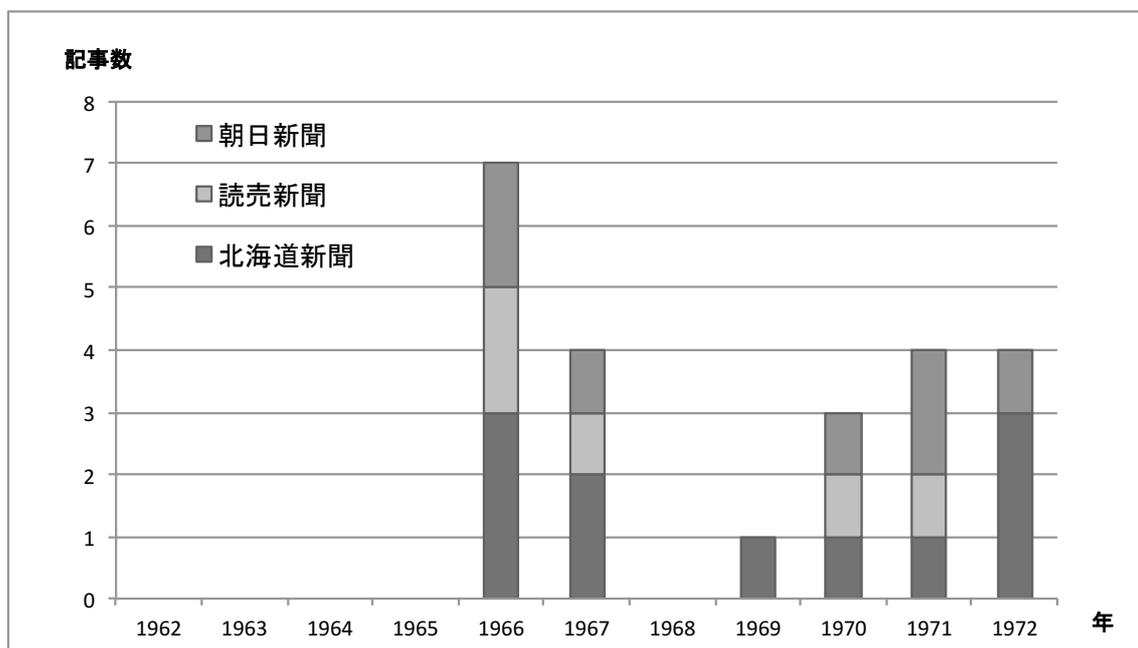


図 1-3 「競技場建設と自然保護」に関する記事数およびその傾向

考資料-1)。自然保護に関する内容を含む記事は、記事総数 77 件中 25 件にみられ、初出は 1966 年であった。この記事は、分類した①～④の記事でみられた。これらの記事数とその傾向を図 1-3 に示した。

また、記事を 3 つの時期に区分することができた。第 1 期：1962-1965 年、第 2 期：1966-1968 年、第 3 期：1969-1972 年。その特徴としては、第 1 期は、1962 年に恵庭岳の使用が決定し記事が初めて現れた後、記事数が減少していることである。第 2 期は、1966 年 4 月 27 日以降、すなわち開催権獲得後に再び記事が現れ、さらに自然保護に関する内容の記述がみられる記事が初めて現れることである。第 3 期は、先行研究では触れられなかった、③コース改良・延長に関する記事、および④競技施設の処理に関する記事のうち、恵庭岳滑降競技場の存続をめぐる意見が現れることである。

第4節 記事内容の検討

ここでは、分類した①から⑤の記事を、区分した3つの時期に掲載された記事の例を提示した上で、既往文献を参照し検討する。

(1) ①競技施設の建設

第1期には、滑降競技会場の建設予定地について報じられていた。1962年4月5日付の『北海道新聞』は、スキーコース選定のために招致委員会が招聘した国際スキー連盟(Fédération Internationale de Ski: 以下、“FIS”と省略する)のフリードル・ヴォルフガング¹³⁾(Friedl Wolfgang: 以下、「ヴォルフガング」と省略する)が滑降コースを恵庭岳に建設するよう助言したことを報じた¹⁴⁾ (参考資料-2)。また、同年4月11日付の『読売新聞』は、ヴォルフガングが、他の立候補都市の現状と比較し、「滑降コース中で札幌などは会場としていいと思った」と述べたことを報じている¹⁵⁾ (参考資料-3)。これについて、『第10回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書』には、1) 3月29日～4月1日の間に、ヴォルフガングが恵庭岳を視察したこと、2) 4月5日、招致委員会は、ヴォルフガングの助言に基づき、滑降競技会場を手稲山から恵庭岳に変更するため、国内スキー関係者を現地に派遣し調査したこと、3) 4月9日に滑降競技会場恵庭岳に決定したこと、の3点が記されている¹⁶⁾。

これらのことから、恵庭岳滑降競技場の建設は、FISのヴォルフガングの意向に沿ったものであったと考えられる。なお、第10回冬季大会招致委員会¹⁷⁾は、1961年5月10日の時点では、滑降競技会場の建設地の第1候補として手稲山、第2候補として札幌岳、第3候補として恵庭岳を挙げていた(参考資料-4)。

第2期には、恵庭岳を滑降競技会場として使用することの是非をめぐる折衝がなされていることが報じられていた。1966年8月24

日付の『北海道新聞』は、厚生省が国立公園の森林が破壊されるという理由から恵庭岳の使用に対して「ほかに適地はないのか」と意見したことを報じた¹⁸⁾ (参考資料-1)。同日付の『読売新聞』も、同様の内容を報じていた¹⁹⁾ (参考資料-5)。

また、厚生省だけでなく、北海道自然保護協会の理事長であった井手も意見を述べている。同年9月6日付の『北海道新聞』は、井手がIUCNから恵庭岳以外に滑降コースの建設を要望する旨の署名を得たことを報じた²⁰⁾ (参考資料-6)。これについて、『北海道自然保護協会会誌』には、井手がIUCNの代表者から反対署名を受け取り、JOCに滑降競技会場の変更を求めるよう働きかけることを要請する書簡をIOC会長に送付したと記されている²¹⁾ (参考資料-7)。

これらのことから、井手は、1)IUCNの代表者から滑降競技場建設地の変更を要請する署名を受け取ったこと、2)この署名を添えてIOC会長に宛てた書簡を送付し、IOC会長からJOCに対し滑降競技場建設地の変更を要請させることを試みたこと、の2点が読み取れる。

第3期の記事は、『朝日新聞』の1件のみであり、その内容は恵庭岳滑降競技場を鳥瞰した写真を掲載し、建設までの経緯について報じたものであった。1971年8月27日付の『朝日新聞』には、「夏見る恵庭コースはなんとも痛々しい。ジグザクのコースは赤土がムキ出し、周囲のクマザサ、針葉樹とはっきり隔てられている」と報じられていた²²⁾ (参考資料-8)。

(2) ② 関連道路の建設

② 関連道路の建設に関する記事を掲載していたのは、『北海道新聞』のみであった。

第1期には、恵庭岳の支笏湖側（南東側）に選手や競技運営スタッフなどの輸送をするための新たな道路を建設する計画について報

じられていた。この計画路線は、「支笏湖畔丸駒—オコタンペ川口間の車道」という名称である(以下、「支笏湖周辺計画路線」と省略する)。この計画路線について、1963年5月11日付の『北海道新聞』は、以下のように報じている²³⁾ (参考資料-9)。

湖畔の丸駒から湖岸づたいに恵庭岳西斜面のオコタンペへ出る四キロは札幌開発建設部の受け持ち、ことし二千万円の予算で七百メートル道路をつける。

第2期には、第1期と同様に支笏湖周辺計画路線に関する内容が報じられていた。1967年3月8日付の『北海道新聞』には、千歳市が同計画路線の新設を機に観光地として売り込み、また恵庭岳山麓に国民休暇村を設置することが報じられていた²⁴⁾ (参考資料-10)。しかしその一方で、1968年9月21日付の『北海道新聞』は、同計画路線の建設計画が再検討されている旨を報じた²⁵⁾ (参考資料-11)。これに関連して、『北海道自然保護協会会報』には、1969年2月1日に行われた北海道自然保護協会における第28回理事会において、同計画路線の建設案については反対の意向を表明することに決定したと報告されている²⁶⁾ (参考資料-12)。

上記の第1期および第2期における新聞報道から、競技場への輸送手段として支笏湖周辺計画路線の建設が計画されたが、北海道自然保護協会の反対表明によって再検討されることになったと考えられる。また、この背景には、同計画路線の建設を機に新たな観光地を作ろうとする千歳市の意向もあったことがうかがえる。

第3期には、上記の支笏湖周辺計画路線の再検討の結果とみられる内容が報じられた。1970年4月21日付の『北海道新聞』には、1)国立公園指定地域としての自然保護の立場を尊重すること、2)同計画路線の設置がきわめて難工事を要すること、の2点の理由から、

同計画路線の建設案が廃止されたことが報じられた²⁷⁾ (参考資料-13)。これに関し、『組織委員会議事録』には、北海道知事は、1970年4月20日に行われた組織委員会において、支笏湖周辺計画路線を新設しない旨を述べたことが記載されていた²⁸⁾ (参考資料-14)。

上記から、支笏湖周辺計画路線が再検討されたものの、自然保護や工事の難度を理由として支笏湖周辺計画路線の建設案が廃止されたと考えられる。

(3) ③コースの改良・延長

③コースの改良・延長に関する記事は、第1期および第2期にはみられなかった。

第3期には、札幌大会組織委員会は、FISの許可を取った上で既に伐採されたコースを中心に右側の斜面に延長を行ったが、FISの技術代表から選手にとって危険なコースであると指摘され、新たに左側の斜面に延長したことが報じられていた。1971年5月13日付の『北海道新聞』には、FISの代表の発言について以下のように報じられている²⁹⁾(参考資料-15)。

「われわれ(FIS—筆者注)ははじめから左側に延長するのが良いとしていた。しかし、日本の関係者は、左側は保安林などあり工事がむずかしいため、右側に延ばすことにし、良いコースをみつけた、と昨年六月FISにその図面をつけ、文書で報告してきた。われわれも検討し、FISのルールにかなったものであり、良いコースということだったので、この報告を信頼して右への延長を了解した」といきさつを説明、さらに「プレオリンピックで新たに延長した部分を実際に見てみると、われわれが意図している安全第一主義のコースと違って、危険な箇所があったため、改めて左側へ延長するよう申し入れた」と語った。

また、同年5月9日付の『読売新聞』には、「札幌オリンピック組織委員会が延長したところ、こんどは『延長部分は危険だ』といわれ、ことし二月のプレ・オリンピックでは延長部分はほとんど使われなかった」ことが報じられていた³⁰⁾ (参考資料-16)。

③コースの改良・延長については、先行研究では触れられてこなかった内容である。その理由として、『北海道自然保護協会会報』の記載によると、北海道自然保護協会は、このコース改良・延長について触れているものの、自然保護の観点からはできるだけ配慮を要望するにとどまり、その後も議論がなされることがなかったことが挙げられる³¹⁾ (参考資料-17)。③コースの改良・延長の詳細の解明については、本研究の射程を越えるため、筆者の今後の課題とする。

(4) ④競技施設の処理

④競技施設の処理に関する記事は、第1期にはみられなかった。第2期には、恵庭岳滑降競技場の建設は、自然保護の観点から使用後に施設を撤去することを条件に許可されたことが報じられた。1967年3月18日付の『北海道新聞』は、以下のように報じている³²⁾ (参考資料-18)。

同コースは、組織委が誘致運動のときからパンフレットに刷り込むなど、当初から予定していた競技場だが、これにたいし道(北海道—筆者注)自然保護協会が自然保護に逆行すると反対したのをはじめ、厚生省も昨年八月開かれた札幌オリンピックの競技・施設専門委員会で「国立公園の緑をそこなうので、他のコースを」と反対、問題が難航していた。このため組織委側は「自然保護にじゅうぶんに注意する」ことを条件に善処を求め、まず幅三葎の調査コースの伐採について早急に許可するよう申し入

れていた。このほど東京・新宿御苑で自然保護審議会の管理・計画部会が開かれ同問題を非公式にはかったとき各委員から『施設を撤去するなら使用はやむをえない』という意見が出され組織委側から出席した佐藤朝生事務総長、木原均スキー・バイアスロン小委員長も「その条件に沿うように努力する」と述べた。

厚生省国立公園局はこの両者の意見に基づき「オリンピック使用後に本部、ロープウエーなど各施設を撤去する」ことを条件に近く使用を許可する方針である。

また、同年3月29日付の『読売新聞』では、厚生省自然公園審議会が恵庭岳滑降競技場を仮設にすることを了承したことが報じられていた³³⁾ (参考資料-19)。これについて、『組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴』には、「恵庭コースの施設は撤去する。従って仮設施設として組織委が（競技場の施工を一筆者注）行う。」と記載されている³⁴⁾ (参考資料-20)。

前述の通り、恵庭岳に建設された競技施設は大会終了後に撤去されたが、第3期には、再びこの競技施設の処理をめぐって議論がなされたことが報じられていた。1972年1月10日付の『北海道新聞』は、千歳市やスキー関係者の間から『この立派なコースを残したい』という声が出され、再び競技施設の処理の問題が浮上したことを報じた³⁵⁾ (参考資料-21)。

しかし、1972年2月8日付の『朝日新聞』は、千歳市や北海道スキー連盟は存置運動を行ったが結実することはなかったと報じた³⁶⁾ (参考資料-22)。これに関連し、『恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書』には、恵庭岳滑降競技場は予定通り撤去され、札幌大会終了後の1972年から1986年までの約15年にわたって復原工事が行われたことが記載されている³⁷⁾ (参考資料-23)。

これらのことから、恵庭岳滑降競技場は、大会終了後に撤去する

条件の下で建設されることに決定されたものの、近隣都市およびスキー関係者などが存置を望んでいたことがうかがえる。

(5) ⑤その他

⑤その他の記事は、第1期および第3期にみられ、札幌大会の招致活動の広報や、開催準備の様子について報じられていた。

第1期には『北海道新聞』のみに報じられていた。1963年3月21日付の『北海道新聞』は、「滑降に絶好の恵庭岳コース」と題し、滑降競技場建設地の概要を報じた³⁸⁾ (参考資料-24)。

第3期には、競技場建設の現場の状況について報じられた。1971年12月22日付の『北海道新聞』には、「科学技術の粋を集めた札幌オリンピックも、バーンづくりだけは“人力”がたよりだ」として、恵庭岳コースの固い雪づくりのために、自衛隊員が雪を運んでいることが報じられていた³⁹⁾ (参考資料-25)。また、1972年2月1日付の『朝日新聞』には、滑降競技を撮影するために9台のカメラを設置したことが報じられていた⁴⁰⁾ (参考資料-26)。

第5節 第1章のまとめ

第1章では、当時の札幌市や周辺地域の住民にどのような情報が提示されたかという観点と同時に、同市の地域住民を中心として形成された世論がどのようなものであったかに着目し、恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道を検討した上で、既往文献を参照し、当時の札幌市や周辺地域の住民に提示された情報およびその傾向を明らかにした。

以下に、当時の札幌市や周辺地域の住民に提示された情報の内容をまとめ、恵庭岳滑降競技場建設問題を概観するとともに、当時の世論について考察を行う。

1. 滑降競技場の予定地は、開催権獲得以前に恵庭岳に決定していた。この背景には、FISの委員が滑降コースを恵庭岳に建設するよう助言があった。
2. 札幌大会組織委員会は、北海道自然保護協会との議論の末、大会終了後に競技施設を撤去することに決定した。
3. 恵庭岳滑降競技場建設問題では、競技場建設についてのみならず、それに附随する支笏湖周辺計画路線の建設についても問われていた。特に建設を推進していたのは、恵庭岳が所在する千歳市の関係者であった。しかし、議論の末、支笏湖周辺計画路線の建設は取りやめることになった。
4. 札幌大会の開催権獲得後には、北海道自然保護協会理事長によるIOCへの滑降競技会場の変更要請が行われていた。
5. 札幌大会開催直前には、近隣都市やスキー連盟の関係者が恵庭岳滑降競技場の存置を要望し、競技施設の処理に関する議論が再燃した。とはいえ、最終的には、札幌大会組織委員会は、厚生省や北海道自然保護協会が当初承認した条件に従い、予定通り撤去する方針を示した。
6. 札幌大会組織委員会は、FISの技術代表からコースの改良と延長を要求されたことをきっかけに、新たに森林を伐採し延長を行った。ところが、札幌大会組織委員会は、FISから延長したコースは選手にとって危険であると指摘され、異なる斜面を伐採しコースを延長した。

以上のことから、恵庭岳滑降競技場建設問題では、先行研究が指摘した通り、北海道自然保護協会の理事長らによる滑降競技場建設地の変更要請が行われていたことが確認できた。また、本章における検討により、競技場建設もさることながら、それに付随する交通輸送道路の建設に対する反対意見および声明が出されていたことが明らかになった。これらの詳細の解明については、第2章および第

3章に譲ることにする。

さらに、先行研究では触れられてこなかった競技場の存置を要望する動きや、FIS と札幌大会組織委員会における交渉や、競技場の存置を要望する動向の存在も示唆された。

恵庭岳滑降競技場建設問題への関心は、札幌大会の開催権獲得後、日本国内で高まりはじめた自然保護への関心と並行して寄せられたといえる。しかし、その一方で、スキー関係者や近隣都市の住民は、自然保護よりも観光産業の発展など、オリンピック大会の開催による恩恵も求めている。すなわち、行政、大会運営主体、競技連盟および環境保護団体の間では、オリンピック大会の開催によるスポーツ施設の充実や経済的利益の創出か、それとも自然保護か、という意見の相違があったといえよう。

注および引用・参考文献

- 1) 石塚創也 (2014) 札幌市におけるオリンピック大会の招致活動 (1960-1966) : 札幌市内における新聞報道の検討を中心に. 中京大学体育学論叢, 55(1): 1-18.
- 2) International Olympic Committee (1955) Information for Cities which desire to stage the Olympic Games. International Olympic Committee, pp.9-11.
- 3) International Olympic Committee (1967) The Olympic Games. International Olympic Committee, pp.113-115.
- 4) 日本新聞協会 (1962) 日本新聞年鑑. 電通, pp.448-449.
- 5) 江尻進 (1966) 新聞と世論調査. 日本世論調査協会会報 Vol.6, p.1.
- 6) 工藤豊・下村彰男・小野良平 (2008) 戦前期の新聞記事にみる都

市住民と街路樹との関わりの変遷に関する研究．ランドスケープ研究, 71(5): 769-772.

7) 前掲 4.

8) ヨミダス歴史館.

<http://www.yomiuri.co.jp/rekishikan/> (確認日: 2013年7月25日)

9) 聞蔵Ⅱビジュアル.

<http://database.asahi.com/library2/> (確認日: 2013年7月25日)

10) 井川充雄 (2003) 地方紙の基本的枠組と現在の課題．社会情報, 12(2): 57-68.

11) 前掲 10.

12) 「厚生省, 恵庭岳会場に難色 札幌五輪 緑が荒らされる できれば他に適地を 競技・施設委」．北海道新聞, 1966 (昭和 41) 年 8 月 24 日, 朝刊, 14 面.

13) フリードル・ヴォルフガングは、当時の FIS のアルペン競技委員長である。新聞記事では「ウォルフガング」と表記されているが、実際の“Wolfgang”発音は「ヴォルフガング」に近いので、そのように表記する。

14) 「冬季五輪 札幌が有力 ウォ委員長語る 特に回転に向く 滑降コースは恵庭岳に」．北海道新聞, 1962 (昭和 37) 年 4 月 5 日, 朝刊, 11 面.

15) 「“札幌は優秀な会場” 国際スキー連盟アルペン競技委員長語る」．読売新聞, 1962 (昭和 37) 年 4 月 11 日, 朝刊, 6 面.

16) 第 10 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会 (1964) 第 10 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書．第 10 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会, 付録 p.5.

17) 北海道教育庁保健体育課 (1963) 冬季オリンピックに関する綴．北海道教育庁保健体育課.

- 18) 前掲 12.
- 19) 「会場，ほぼ計画通り内定 札幌五輪 専門委が初会合」．読売新聞，1966（昭和 41）年 8 月 24 日，朝刊，10 面．
- 20) 「恵庭岳の滑降コースと自然保護 井手貢夫」．北海道新聞，1966（昭和 41）年 9 月 6 日，夕刊，3 面．
- 21) 井手貢夫（1995）北海道自然保護協会の発足とその活動．俵浩三編，北海道自然保護協会会誌「北海道の自然」第 33 号．北海道自然保護協会，pp.13-15.
- 22) 「空から拝見 札幌の五輪施設」．朝日新聞，1971（昭和 46）年 8 月 27 日，朝刊，20 面．
- 23) 「今年から本格化 支笏湖 恵庭岳 周辺の道路を整備」．北海道新聞，1963（昭和 38）年 5 月 11 日，夕刊，6 面．
- 24) 「支笏湖畔，冬季五輪までに整備 周遊道路を新設 恵庭山ろくに国民休暇村」．北海道新聞，1967（昭和 42）年 3 月 8 日，朝刊，13 面．
- 25) 「競技運営に支障も 札幌五輪実行委 『道路計画』再検討へ」．北海道新聞，1968（昭和 43）年 9 月 21 日，朝刊，14 面．
- 26) 井手貢夫（1969）北海道自然保護協会会報 No.7．北海道自然保護協会，p.2.
- 27) 「支笏湖周辺 道路の建設取りやめ 昨年の決議変更 札幌五輪組織委総会 既存道路を整備」．北海道新聞，1970（昭和 45）年 4 月 21 日，朝刊，14 面．
- 28) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録 第 1 回—第 31 回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，pp. 286-287.
- 29) 「『安全第一主義で』 恵庭岳滑降コースの変更 視察の FIS 代表が記者会見」．北海道新聞，1971（昭和 46）年 5 月 13 日，朝刊，11 面．

-
- 30) 「恵庭岳の滑降コースを視察 アルペン技術代表」, 読売新聞, 1971 (昭和 46) 年 5 月 9 日, 朝刊, 10 面.
- 31) 井手貢夫 (1971) 北海道自然保護協会会報 No.11. 北海道自然保護協会, p.1.
上記会報には、以降③コースの改良・延長に関する記載はみられなかった。
- 32) 「恵庭岳滑降コース “五輪後に施設撤去”」. 北海道新聞, 1967 (昭和 42) 年 3 月 18 日, 朝刊, 14 面.
- 33) 「“仮設”にきまる 恵庭岳滑降コース」. 読売新聞, 1967 (昭和 42) 年 3 月 29 日, 朝刊, 8 面.
- 34) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会 (1967) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴. 札幌オリンピック冬季大会組織委員会.
- 35) 「『よかった』『残念』 姿消す恵庭岳滑降コース 関係者ふたつの表情」. 北海道新聞, 1972 (昭和 47) 年 1 月 10 日, 夕刊, 6 面.
- 36) 「撤去も速かった 札幌滑降コース 名残惜しみ複雑『自然保護』には勝てず 整備員, すべり納め」. 朝日新聞, 1972 (昭和 47) 年 2 月 8 日, 朝刊, 3 面.
- 37) 日本体育協会・林業土木コンサルタンツ北海道支所 (1987) 恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書. 日本体育協会, はじめに.
- 38) 「滑降に絶好の恵庭岳コース」. 北海道新聞, 1963 (昭和 38) 年 3 月 21 日, 夕刊, 3 面.
- 39) 「進む“白い舞台”づくり 厳寒のなかでも汗 自衛隊員 雪不足に人海戦術」. 北海道新聞, 1971 (昭和 46) 年 12 月 22 日, 朝刊, 15 面.
- 40) 「札幌五輪 中継準備 OK 画面にタイムも表示 滑降には 9 台のカメラ」. 朝日新聞, 1972 (昭和 47) 年 2 月 1 日, 夕刊, 9 面.
-

第2章 札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論

第1節 問題の所在

第2章は、恵庭岳滑降競技場建設問題をめぐる札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論について検討するものである。

序論や前章では、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会の間で議論がなされていたことに触れた。これについて、Tahara¹⁾は、1)北海道自然保護協会が恵庭岳の使用に対して反対の意向を表明していたこと、2)北海道自然保護協会が札幌大会組織委員会に対し、大会終了後に恵庭岳滑降競技場の競技設備を撤去し、跡地に植林を行う条件を付けたこと、の2点を明らかにしている。この指摘に類似した記述は、札幌大会組織委員会が発行した会報²⁾にもみられる。その会報には、北海道自然保護協会が恵庭岳の使用に反対していたことや、厚生省国立公園局も北海道自然保護協会と同じ立場から難色を示していたとされている。しかし、これらの先行研究では、北海道自然保護協会が恵庭岳滑降競技場の建設に反対の立場を表明した経緯や、建設の条件であった大会終了後の競技設備の撤去や跡地への植林など、札幌大会組織委員会における自然保護のための具体的方策をめぐり議論については明らかにされていない。

このように、一連の議論の詳細が明らかになっていないことに加え、恵庭岳滑降競技場建設問題の初出の時期についても、改めて検討する必要があると考える。

これまで、田原ら³⁾によれば、恵庭岳滑降競技場建設問題の初出は開催権獲得後であるとされている。また、前章では、恵庭岳滑降競

技場建設問題に関する新聞報道の初出は、札幌が開催権獲得した後であったことが明らかになった。これらの指摘に基づけば、招致活動時期には、恵庭岳滑降競技場建設問題について触れられることなく札幌大会の開催が決定したことになる⁴⁾。しかしその一方で、1966年4月20日付の『北海道新聞』⁵⁾には、札幌と同時期に立候補したバンフにおいて環境保護団体が競技場建設による国立公園の森林伐採に反対していたと報じられている(参考資料-27)。札幌大会組織委員会や北海道自然保護協会では、招致活動時期においても恵庭岳滑降競技場建設問題について言及されていた可能性は否定できないといえる。

さらに、先行研究では、競技場建設をめぐる議論に限定した検討がなされてきた。しかし、前章では、競技場建設に付随する交通輸送道路の建設に対する反対意見および声明が出されていたことが明らかになった。このことから、恵庭岳滑降競技場建設問題は、競技場に付随する交通輸送道路の建設にも及んでいたことが示唆される。

以上のことから、恵庭岳滑降競技場建設問題をめぐる札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論については、先行研究や文献でいくつかの指摘がなされているものの、関連史料の一部の検討に留まっているといえる。また、先行研究によれば、恵庭岳滑降競技場建設問題はオリンピック大会の招致活動や開催準備に関わったスポーツ関連組織においてのみなされたものではなく、環境保護団体や行政などの非スポーツ関連組織をも巻き込んだものであったことがうかがえるにもかかわらず、これらを俯瞰する検討はなされていない。

そこで本章では、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会に焦点を当て関連史料の検討を行い、恵庭岳滑降競技場建設問題をめぐる札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論について明らかにすることを目的とした。本章では、前述した先行研究の成

果に基づき、以下の4点の具体的な検討課題を設定した。

1. 議論の経緯および対象となった場所
2. 北海道自然保護協会の立場
3. 自然保護のための具体的方策をめぐる議論
4. 支笏湖周辺計画路線の建設をめぐる議論

史料は、札幌大会組織委員会の『組織委員会議事録』、北海道自然保護協会が発行した『北海道自然保護協会会報』に記載された会議記録である。関連する史料は、議事録に12件(表2-1)、会議記録に20件(表2-2)、計32件存在した。

第2節 議論の経緯および対象となった場所

恵庭岳滑降競技場の建設について具体的に議題として挙げられた最初の会議は、1965年12月4日に行われた北海道自然保護協会の第10回理事会であった⁶⁾(参考資料-28)。北海道自然保護協会においてこの議論が発生した経緯については、当時の同協会の理事長であった井手が1966年9月6日付の『北海道新聞』の中で、以下のよう述べている⁷⁾(参考資料-6)。

これは、北海道自然保護協会は一昨年、昭和三十九年十二月一日に初めて発足して、昭和四十年になってから実質的に活動をはじめたことによるもので、協会が活動をはじめたときにはすでに一般の人々の間に、恵庭岳のコースが規定の事実のように受けとられていたときである。従ってようやく昨年になって協会がこの問題を討議したことはすでに時期を失っていたということがいえる。しかし、理事会では幾度か熱心な討論が行われた。しかし、すでにオリンピック開催地を決定するIOCの会議開催直前であったため、協会がオリンピックそのものに反対するというふう

表 2-1 札幌大会組織委員会・関連委員会等議事録の概要

年	月	日	会議名	内容
1966	4	26	1972年第11回オリンピック冬季競技大会の開催地が札幌に決定	
	8	23	第1回競技および施設専門委員会	厚生省国立公園局長代理から、恵庭岳の使用はできるだけ避けるべきであるが、使用する場合は、観光開発に進む事にならないようにするなど、できるだけ希望を受け入れてほしい旨、また使用する場合は自然公園審議会の了承が必要である事を確認。
	9	21	第2回競技および施設専門委員会	木原均委員(スキー小委員長)が、1)滑降競技場候補地として恵庭岳以外に札幌近郊に適地はないこと、2)国立公園内であることから、伐開の範囲付属施設等できるだけ詳細な具体的計画を作り厚生省、国立公園局、営林局等の関係官庁に申請しその許可をとらねばならないこと、3)自然美をできるだけ破壊しないこと、4)大会終了後は道または市が運営管理を行うことが望ましいということ、以上4点について発言。
	10	7	第3回組織委員会	木原委員が、滑降競技場は国立公園内である関係から、使用について目下国立公園局、自然保護協会等と相談中であると発言。
	11	14	第1回関連施設専門委員会	中村啓一委員(北海道当局関係者)が、支笏湖周辺道路、すなわち支笏湖畔丸駒一オコタンペ河口間の車道の開削整備等によって会場間の連絡をはかりたい旨について発言。さらに、東峯委員(千歳市当局関係者)が、支笏湖畔丸駒一オコタンペ河口間の車道建設を特に希望する旨について発言。
	12	1	第4回スキー小委員会	国立公園局側委員が、1)恵庭岳の使用に関する審議は木竹伐開ということだけでは会議は開かぬるので、完成図を目標にして議論すること、2)1)の説明について組織委員会の委員が出席し、説明すべきであること、以上2点について発言。
		21	第4回組織委員会	竹田恒徳副会長(競技および施設専門委員長)が、男子および女子滑降競技は恵庭岳で行なう計画は、国立公園に指定されているため当局の許可を必要であると発言。
1967	3	17	第5回スキー小委員会	国際アルペン小委員長の視察に関する議題のなかで、恵庭コースの施設は撤去し、仮施設として組織委が行うことについて発言。
		28	第5回組織委員会	恵庭岳のコースの建設について厚生省自然公園審議会の結論について、木原委員が、佐藤朝生事務総長と共に自然公園審議会に出席して恵庭岳の必要性を説明したが、自然保護の立場から永久的なものを作ることに賛成を得られず、仮設との条件付で許可となったことについて発言。これに対し、大庭哲夫委員が、仮設ではなく永久的な施設を作る場所として、恵庭岳以外には適当な場所はないかどうかと発言。木原委員はこの返答として、札幌を中心としては適地は恵庭岳以外はないと発言。
1968	5	31	第10回組織委員会	競技および施設専門委員長が、1)恵庭岳のコースの伐開について、厚生省から5月24日に許可があったこと、2)ロープウェイ、リフトのための伐開について現在許可申請準備中であること、以上2点について発言。
1969	8	11	第15回組織委員会	堂垣内尚弘専門委員長が、支笏湖周辺道路については、自然保護協会側が難色を示しているため、当面は次善の策として、既設道路の改良とならうが今後の推移を見てとり扱いたいと発言。
	11	14	第16回組織委員会	黒地政美関連委員長が、1)新設の開発道路のみでは不測の事態に対処することからも丸駒～オコタンペ間約7kmは有料道路として開削すべきとの意見が強く出されていること、2)丸駒～オコタンペ間については、道の自然保護協会等からも、自動車道をつくることは反対の意思表示が強く出され道側は新設の開発道路の整備を図るとい意思を強く表明していること、3)1)および2)のことからみて、委員会では結論は出さずに、さらに検討を加えること、以上3点について発言。これについて地崎宇三郎委員が、支笏湖畔丸駒一オコタンペ河口間の車道建設については、組織委員会として推進して行くことを決議したいと発言。
1970	4	20	第18回組織委員会	町村委員(北海道知事)は、1)組織委員会の強い意向も十分承知していたが、自然保護の関係者から非常に強い反対の意見も出されていること、2)厚生省の許可も非常に困難なであること、3)「オリンピックと自然保護を極力両立させる」という方向で関係者に検討させた結果、オコタンペ湖周辺の自動車道路が本年4月道に移管され道としてもこの整備に対処するという結論に達したものであること、以上3点を発言。さらに、オコタンペ湖周辺の自動車道路の整備強化案について言及。

表 2-2 北海道自然保護協会会報に記載された会議記録および要望書の概要

年	月	日	会議名または事項	内容
1965	5	7		第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会が設立
	9	4	常任理事会	オコタンペ湖周辺の自動車道路に関する意見書提出について
	12	4	第10回理事会	恵庭岳滑降競技場についてスキー連盟および札幌市関係者と協議することを要望する方針を示す
	12	8	オコタンペ湖周辺特別地区の自然保護に関する要望書	北海道知事、林野庁長官、北海道開発局長、開発局長官、札幌営林局長、厚生大臣、国立公園審議会長に対し、開発道路(オコタンペ湖周辺の自動車道路)の建設によってオコタンペ湖特別保護地区のもつ自然景観の美しさの保持への配慮を要望
1966	4	26		1972年第11回オリンピック冬季競技大会の開催地が札幌に決定
	4	30	常任理事会	恵庭岳滑降競技場について議題にあがる
	5	28	北海道自然保護協会総会	恵庭岳滑降競技場について議論、組織委員会との協議を要望する方針を示す
	6	10	第12回理事会	恵庭岳滑降競技場の建設について、協会として恵庭岳に必ずしも反対ではないという立場を表明。組織委員会との協議を要望
	7	1	第13回理事会	恵庭岳滑降競技場について議論、組織委員会との協議を要望する方針を示す
	7	11	常任理事会	恵庭岳滑降競技場について報告(内容不明)
	10	29	第15回理事会	組織委員会が恵庭岳滑降競技場を大会終了後に撤去することを述べたことについて報告
	12	1	編集会議および報告打合わせ会	組織委員会に対し、12月21日に恵庭岳滑降競技場に関する要望書を提出することが決まる(内容不明)
1967	1	28	第16回理事会	オリンピック恵庭岳に関する要望書の件について承認、オリンピック施設があまり大規模なものであれば恵庭でなくてもよいのではないかとの意見が出る
	2	20	恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画について	大蔵省および厚生省に対し、恵庭岳滑降競技場の建設を行う場合は、1)大会終了後に撤去すること、2)跡地に植林を行うこと、2点を要請
	3	25	第17回理事会	恵庭岳滑降競技場が大会終了後撤去されることになったこと、跡地の処理は天然更新となったことを報告
	5	22	北海道自然保護協会総会	恵庭岳滑降競技場について報告(内容不明)
	12	1	支笏湖地域の自然保護に関する懇談会	支笏湖全般にわたる調査結果の意見開陳(内容不明)
1969	2	1	第28回理事会	北海道当局の土木部長による支笏湖畔丸駒ーオコタンペ河口間の車道建設について要望に対し反対の意向を表明
	2	6	支笏湖畔丸駒ーオコタンペ間の自動車道路建設に関する件	北海道知事に対し、支笏湖畔丸駒ーオコタンペ河口間に自動車道路を建設することは不賛成であると表明、打開策として現在建設中のオコタンペ湖周辺の自動車道路の拡充等を提案
	5	15	第30回理事会	支笏湖畔丸駒ーオコタンペ河口間の車道建設について議論(内容不明)
1970	1	24	国立公園計画の廃止および追加について	北海道当局から意見を求められ、支笏湖畔丸駒ーオコタンペ河口間の車道建設について要望に対し再度反対の意向を表明
	2	10	恵庭岳をめぐるオリンピック施設 井手貴夫	1) 恵庭岳滑降競技場の建設は大会終了後に撤去し、跡地に植林を行う条件を提示したこと、2) 支笏湖畔丸駒ーオコタンペ河口間の車道建設について要望に対し理事全員一致で不賛成であったこと、2点などについて言及

とられる危険を避けるために、決定後に改めて問題とすることとしていったん見送りとなった。そして、思いがけなく札幌決定ということで、改めて問題になったのである。

後にも触れるように、北海道自然保護協会におけるここでの議論は、札幌大会組織委員会や北海道の行政機関(以下、「北海道行政」と省略する)を巻き込むものへと発展したことから、恵庭岳滑降競技場建設問題の初出は招致活動期、すなわち札幌大会の開催が決定する以前であったと位置づけることができる。

さらに、札幌大会の記録映画の監督を務めた篠田正浩⁸⁾は、恵庭岳滑降競技場の建設について、以下のように述べている。

私はオリンピック委員会と話し合い、公式映画に『恵庭岳はこの競技が終わって 2 時間後に閉鎖された』というナレーションを入れたことを、今も鮮やかに覚えています。オリンピック競技が初めて環境問題と遭遇した第 1 号の事件が北海道恵庭岳のダウンヒル、滑降の競技で、これを契機にオリンピック委員会はウィンタースポーツの環境にナーバスになり、デリケートな対応をする必要に迫られました。これにより私は、札幌オリンピックの開催には大きな意味があったと思っています。

上記から、恵庭岳滑降競技場建設問題は、その後のオリンピック・ムーブメントにおける環境保護の意識に重要な示唆を与えた事例であると考えられる。

また、先行研究の成果をみる限り、恵庭岳滑降競技場建設問題は、競技場建設に限定されていたようにみえる。しかし、史料を検討した結果、この問題は競技場建設に限定されたものではなかったことが明らかになった。その理由は、第 1 に、北海道自然保護協会の理

事長であった井手が同協会の会報に執筆した「恵庭岳をめぐるオリンピック施設」には、競技場建設と交通輸送道路の建設について並立して記述されていることにある⁹⁾(参考資料-29)。第2に、札幌大会組織委員会は、恵庭岳への輸送力を強化するため、支笏湖周辺計画路線の建設を要望していたことにある¹⁰⁾(参考資料-30)。第3に、上記に関連し、当時の北海道自然保護協会の会長であった東条猛猪¹¹⁾(以下、「東条」と省略する)は、自伝の中で以下のように述べていることにある。

この滑降競技に関して思い起こすのは、東京で開かれたオリンピック組織委員会の席上、「競技場まで、既存の道路が一本だというのでは心細い。支笏湖沿いに新しい道路を建設しては」との意見が出た時のことである。

以上のことから、恵庭岳滑降競技場建設問題は、競技場に付随する交通輸送手段の確保という観点から、交通輸送道路の建設にも及ぶものであったといえる。なお、ここで問題となっている交通輸送道路の位置を図2-1に示した¹²⁾。

第3節 北海道自然保護協会の立場

北海道自然保護協会の立場を示す最初の内容は、1965年12月8日に会長の名で「オコタンペ湖周辺特別保護地区の自然保護に関する要望書」を北海道行政などに提出したことであった¹³⁾(参考資料-31)。ここには、同協会が大会開催時に輸送手段として使用する道路の建設に対し、特別保護地区のもつ自然景観を保護する工事施行を要望する方針を示していたことが記述されていた。

表2-2をみると、札幌大会の開催が決定した後、恵庭岳滑降競

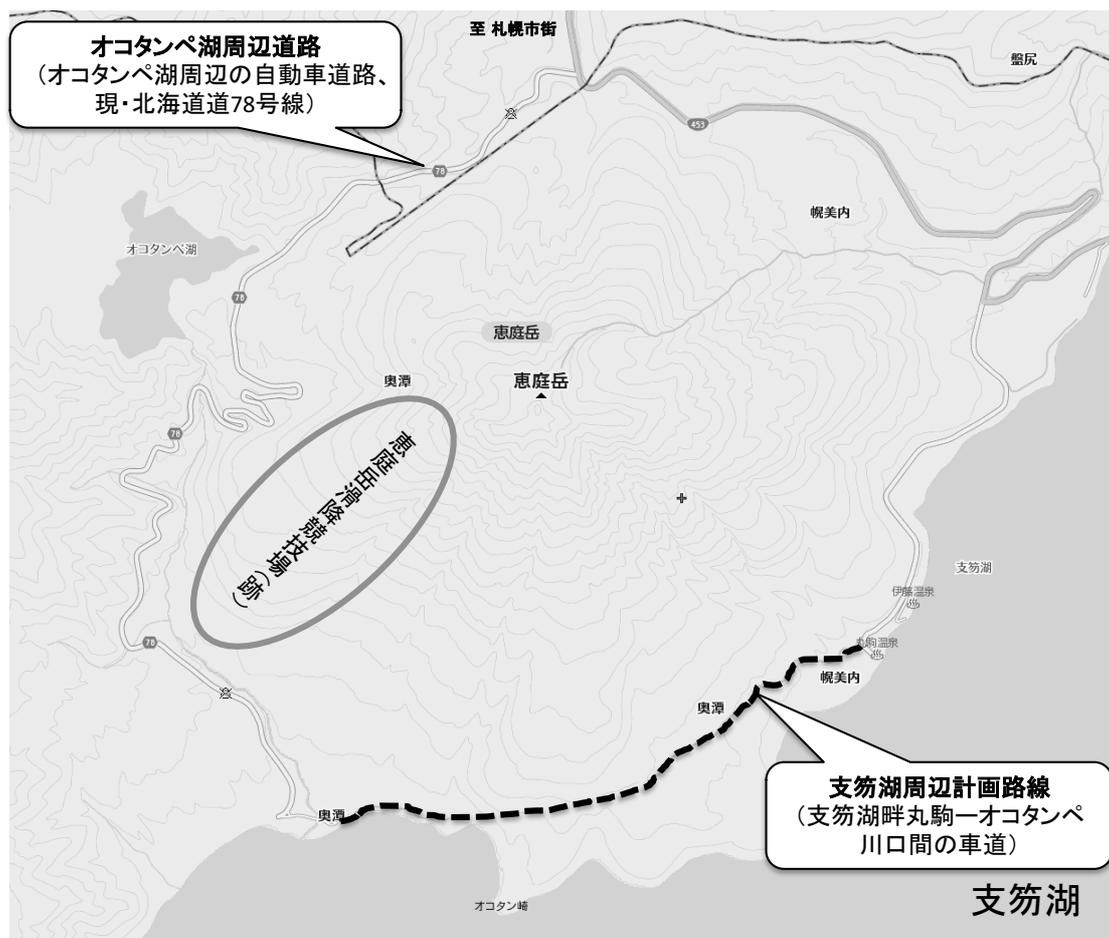


図 2-1 恵庭岳滑降競技場および関連道路

技場の建設に関する議論、要望および報告等の数が増加し、北海道自然保護協会における議論も活発に行われたことが読み取れる。1966年5月28日に行われた同協会の総会¹⁴⁾では、オコタンペ湖周辺自動車道路(以下、オコタンペ湖周辺道路)の建設および土砂の廃棄のなどの要望が行われていることから、より自然保護に関わる具体的な議論が進められたと考えられる(参考資料-32)。さらに、同年6月10日に行われた同協会の第12回理事会の会議記録には、次のように記述されている¹⁵⁾(参考資料-32)。

協会の立場、自然保護のうえから、種々活発な意見が交わされる。結局、当協会としては、恵庭岳に必ずしも反対ではないとい

う態度で、今後事情をよく調査してゆくようにする。組織委員会ができたなら積極的に働きかけることにきまる。

上記から、北海道自然保護協会は恵庭岳滑降競技場の建設に反対していたというよりは、むしろ自然保護を図るために札幌大会組織委員会との協議を求めていたといえる。これに関連し、1966年7月1日に行われた第13回理事会の会議記録には、恵庭岳滑降競技場の建設について議論が行われ、これについて今後も検討し、札幌大会組織委員会と連絡を保った上で協議したいとの要望が記述されていた¹⁶⁾ (参考資料-33)。

これらのことから、北海道自然保護協会は、恵庭岳滑降競技場の建設が適切な工事施行で行われ、自然景観に支障がないようにするのであれば、必ずしも反対ではない、との見解を示していたといえる。また、同協会は、今後も札幌大会組織委員会に対し自然保護に関わる要望や協議を行いたいという意向も示していた。なお、北海道自然保護協会の立場については、1966年11月28日付で会長であった東条¹⁷⁾が『北海道自然保護協会会誌』の中で以下のように述べている(参考資料-34)。

そこで(北海道自然保護協会内で—筆者注)行われた主張や議論の具体的内容はしばらくおき、また、多くの主張に当然に伴う微妙なニュアンスは捨てて、考え方の大筋を追ってみると、一つは自然保護の必要上恵庭岳の使用には反対との立場であり、一つは恵庭岳の使用はやむを得ないと認めつつ、自然保護をできるだけ実現させようとの立場である。

前者の考え方は、自然保護協会は自然保護に徹するべきであって、妥協的態度は他の目的や立場のものに任すべしという筋道に根ざすものであって、これは確かに協会の一つの行き方を明示し

ている。現在の世相は、自然破壊が横行し目にあまるものがあるとき、純粋な自然保護に徹した主張は、少なくとも警世的意義を持つし、それが貫徹されれば、一つの社会悪に対する百パーセントの勝利である。

後者の考え方は、自然保護も社会の一つの要請であり、社会の他の要請との調和を図る必要がある場合に限っては、協会が調和妥協のうえで自然保護を主張することが、他に任してしまうよりも自然保護の実をあげ得るとする立場である。この立場をとる場合、肝要なことは、社会のいろいろな矛盾衝突する要請の重さ、大切さを比較して調和を求むべきかいなかを判断する結論の適否である。

恵庭岳の滑降コース問題について当協会の態度は、結局“冬季オリンピック”のためならば、他に適当な場所がないならばその使用はやむを得ないが、その施行管理には自然保護をできるだけ尊重することを期する、ということであった。しかし自然保護のため、どのような具体的措置を要望するか、また具体的な私たちの努力の方法などは、これからの問題である。また、オリンピック組織委員会が、どのように自然保護の措置を講じるのかも、あけて今後のことである。

上記から、北海道自然保護協会には、恵庭岳滑降競技場の建設に反対という会員が存在したことがわかる。しかし、同協会は、いくつかの条件を提示しているものの、1966年11月28日には札幌大会のためであるならばやむを得ない、という立場に一本化した。また、上記会誌から、北海道自然保護協会は札幌大会組織委員会と協議を重ねた上で、自然保護をできるだけ尊重する方向性を示していたことも読み取れた。

さらに、東条¹⁸⁾は、自伝の中で、自身が札幌大会組織委員会の会

議に出席する立場であったことも述べている。したがって、東条は、札幌大会組織委員会および北海道自然保護協会の両者の見解を直接的に知ることができ、北海道自然保護協会の意見を札幌大会組織委員会に対して随時伝達することが可能であった。つまりこの東条の存在は、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会双方の意見をすりあわせ、できる限り自然保護の措置を講じた競技場建設を目指すことを可能にしたと考えられる。

その一方で、北海道自然保護協会の理事長である井手¹⁹⁾は、自身が会報に執筆した「恵庭岳をめぐるオリンピック施設」の中で、1)北海道自然保護協会としての立場は決定したものの、理事4名がIUCNの総会にこの問題を提出したこと、2)ところが理事4名のうち1名が支持を取り下げ、IUCNの総会で採択されなかったこと、3)しかし、IUCNの代表的なメンバーの協力によってIOCに対して恵庭岳滑降競技場の建設への反対署名を提出したこと、4)前記3)の反対署名を受け、IOC会長がJOCに対して善処を求めたこと、の4点を指摘している(参考資料-29)。

また、井手²⁰⁾は、1966年9月6日付の『北海道新聞』の中で、IUCNに反対意見を提出した経緯を述べている(参考資料-6)。

そこで(北海道自然保護協会内で—筆者注)こういう意見が出たのである。滑降コースも札幌に近いということがひとつの条件ではあろうが、重要な自然が損傷されるよりは、やや遠くても、たとえばニセコ、芦別岳、十勝岳(羊蹄山の名も出たが植物側から(ママ)強い反対があったのでここにはこれは除いておく)なども使用することはできないだろうか。オリンピックという一時的な行事のために、これまで国民が守ってきた、今後も長く守られるべき自然が損傷されるよりは、むしろ時間的、距離的には問題があるとしても、今後も長く国民がその設備を冬季間に引きつづいて

利用できるところに設けることができないであろうか。そういうことで IOC に譲歩を求めてはどうか、日本のオリンピック関係者には国際的信義の上からもそれができないとしても、自然保護者としてはこれは当然なすべきことではないのか、という意見である。

私はこの事情を自然保護の仕事に関係ある人間としてではなく、全くの個人として、インスブルックの前植物園長であるヘルムート・ガムス教授にあてて手紙を書いて意見を求めた。

上記から、北海道自然保護協会は立場を一本化した後においても、井手を中心とした北海道自然保護協会の関係者によって、恵庭岳滑降競技場の建設の是非を問う動きがみられたことがうかがえる。

さらに、井手は、上記の動向に関し、北海道自然保護協会設立 30 年を振り返る記事の中で以下のように述べている²¹⁾ (参考資料-7)。

私がこれ(反対署名—筆者注)をブランデー会長に送って善処方を求めた所、会長は直ちに JOC(日本オリンピック委員会)に私と話しあって善処するように求めて来たので、JOC 委員と私との交渉が始まった。私達は恵庭岳の使用はどこまでも反対で富良野の滑降コースの改良を主張してやまなかったが、ある日思いがけず日本の山岳会の重鎮で、親しくしていた榎有恒²²⁾さんから手紙が来た。余り頑強に反対するとあなたの将来にも悪い影響があるといけないから、適当な所で妥協しなさいという忠告であった。いずれ政府のその筋が手をまわした、とは思ったが、そこで私は条件を出した。使用後は再使用しないで、植林して元型に復する、ということである。定めし非常な費用がかかるだろうが、自然を破壊することが、どれ程高価なものにつくかを知らしめて今後のいましめにしたい、と思ったのである。

上記の指摘に基づけば、井手が主導した恵庭岳滑降競技場の建設の是非を問う動向は、IOC、JOC、IUCN および北海道行政をも巻き込む問題へと発展したことがうかがえる。しかし、最終的には、井手は大会終了後の競技設備の撤去と跡地への植林を条件として提示し、JOC ないし札幌大会組織委員会がそれを受け入れたことにより議論が終結したと考えられる。この滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題の詳細の解明については、第3章に譲ることとする。

第4節 自然保護のための具体的方策をめぐる議論

1966年9月21日に行われた札幌大会組織委員会における第2回競技および施設専門委員会の議事録には、恵庭岳における競技場建設について以下のように記述されている²³⁾ (参考資料-20)。

しかしながらここは国立公園であるので、伐開の範囲付属施設等できるだけ詳細な具体的計画を作り厚生省、国立公園局、営林局等の関係官庁に申請しその許可をとらねばならない。従つて事務的にその成案を急ぎ、今冬の調査に間に合うよう関係機関と折しよう(ママ)する。

また、その計画に当つては自然美をできるだけ破かいしないようにし、オリンピック終了後の運営管理については道(北海道—筆者注)または市(札幌市—筆者注)に作ってもらうことが望ましい。

上記から、札幌大会組織委員会の結成時には、恵庭岳における競技場建設の正式な許可が取られていなかったことがわかる。また、札幌大会組織委員会では、恵庭岳に競技場を建設する際には、自然

景観をできるだけ破壊しないように努める旨を述べていた。しかしこの段階では、実際に行われた競技設備の撤去や跡地への植林などの自然保護のための具体的方策は明確になっていない。

その後、自然保護のための方策について初めて具体的な見解が示されたのは、1966年10月29日に行われた北海道自然保護協会の第15回理事会であった²⁴⁾ (参考資料-35)。この内容を以下に示す。

理事長より報告。十月二十日、日本興業銀行で開かれた日本自然保護協会評議員会の席上で、木原氏(札幌大会組織委員会スキー小委員長—筆者注)が恵庭の施設は全部撤去すると述べた旨、報告。

上記から、札幌大会組織委員会は、自然保護のための具体的方策として、競技設備を撤去する方針について述べていることがわかる。また、この方針は、前述した井手による指摘から北海道自然保護協会の関係者が提案したものであったと考えられる²⁵⁾。

北海道自然保護協会は、公式に大会終了後における自然保護のための具体的方策に関する要望を行っていた。1966年12月1日に行われた北海道自然保護協会の編集会議および報告打合せ会の会議記録²⁶⁾には、北海道自然保護協会が「恵庭岳スキーコースに関する要望書」を札幌大会組織委員会および厚生省などに提出したことが記述されていた(参考資料-35)。さらに、1967年1月28日に行われた第16回理事会の会議記録には、上記の要望内容が北海道自然保護協会内で承認されたことが記述されていた²⁷⁾ (参考資料-35)。しかし、これらの記録には、大会終了後における自然保護のための具体的方策については記述されていなかった。

その後、北海道自然保護協会は、田原ら²⁸⁾が指摘した通り、1967年2月20日、「恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画につ

いて」を大蔵大臣および厚生大臣に提出した²⁹⁾ (参考資料-36)。以下にこの内容を示す。

もしやむを得ず諸般の施設を設けてもオリンピック終了後はいっさいこれを撤去していただきたいと、このことを特にここに申し入れる次第であります。

第二には施設をいっさい撤去するのみにては伐採その他による荒廃のあとをとどめることとなりますのでこれらを植林によって充分整備して、オリンピックによる荒廃の痕跡をあとに残さざるようにしていただきたいのであります。

上記から、北海道自然保護協会が自然保護のための具体的方策として、競技設備の撤去および跡地への植林を要望していたことがわかる。この要望に対し、札幌大会組織委員会は、北海道自然保護協会の要望への回答に相当する方針を示した。1967年3月17日に行われた札幌大会組織委員会における第5回スキー小委員会の記録には、以下のように記述されている³⁰⁾ (参考資料-20)。

恵庭コースの施設は撤去する。従つて仮施設として組織委が(競技場の施工を一筆者注)行う。

その一方で、競技設備の撤去について議決された内容は記載されていなかった。但し、実際に大会終了後に競技設備が撤去されたことに鑑みると、札幌大会組織委員会は、最終的に北海道自然保護協会の要望を受け入れ、競技設備を仮設とすることを前提としていたといえる。しかし、この段階では、競技設備の撤去に関する議論がなされたことはわかるものの、跡地の処理については明確になっていない。

その後、北海道自然保護協会は、大会終了後の跡地の処理に関する要望が札幌大会組織委員会に一部受け入れられたことを報告している。1967年3月25日に行われた北海道自然保護協会の第17回理事会の会議記録には、札幌大会組織委員会側の発言を引用し、以下のように記述されている³¹⁾ (参考資料-35)。

建設物等施設はオリンピック終了後撤去し、跡地は天然更新とする。

この記述から、札幌大会組織委員会では、跡地の処理を自然の力のみ依存する天然更新という方策が提示されていたことがわかる。しかしこの方策は、北海道自然保護協会が提示した植林とは異なるものである。また、同年3月28日に行われた第5回組織委員会の議事録³²⁾には、恵庭岳滑降競技場について、「自然保護の立場から永久的なものを作ることに賛成を得られず、仮設との条件付で許可となった。」と述べられているのみであり、跡地の処理についてどのように議論されたかについては触れられていない(参考資料-37)。

競技設備の撤去および跡地への植林という自然保護のための具体的方策が決定されるに至る議論の記録は、1970年2月10日に発行された北海道自然保護協会の会報にみることができる。この会報には、井手による「恵庭岳をめぐるオリンピック施設」という記事が掲載されている³³⁾ (参考資料-29)。井手は、「伐採された樹木は、植林などの方法によって、できる限り現状に復する」とし、この条件のもとで厚生省に施設建設の許可が得られたとしている。

以上の検討から、自然保護のための具体的方策をめぐる議論は、最初の段階では大会終了後に競技施設を撤去する、すなわち競技施設を仮設のものとするものの是非が問われ、次の段階として天然更新という方策が提案された後、最終的には植林という手段が講じら

れることになったといえる。

しかしながら、本研究において探索し、分析を行った史料には、北海道自然保護協会が具体的な対策をどのように検討したのか、どのような経緯で天然更新ではなく植林が選択されることになったのか、札幌大会組織委員会が跡地の処理ための経費を投じたのかなどの記録は残されておらず、解明することはできなかった。これらについては、筆者の今後の課題としたい。

第5節 支笏湖周辺計画路線の建設をめぐる議論

支笏湖周辺計画路線の建設をめぐる議論の発端は、1966年11月14日に行われた札幌大会組織委員会の第1回関連施設専門委員会において、同計画路線の建設によって競技会場間の交通整備を図りたいとの提案がなされたことであった³⁴⁾ (参考資料-38)。しかし、1969年2月1日に行われた北海道自然保護協会における第28回理事会の会議記録には、支笏湖周辺計画路線の建設について以下のように記述されている³⁵⁾ (参考資料-39)。

道土木部長より、支笏湖畔丸駒温泉—オコタンペ河口間の車道(支笏湖周辺計画路線—筆者注)建設について要望があり、種々検討の結果、同地域は支笏湖畔においてもっとも重要な箇所であるので、この間の道路建設については反対の意向を表明することに決定。

図2-1をみると、「支笏湖畔丸駒温泉—オコタンペ河口間の車道」とは、前述したように支笏湖周辺計画路線のことであることがわかる。すなわち、北海道自然保護協会は、支笏湖周辺計画路線の建設に対し明確に反対の意向を示していた。さらに、北海道自然保護協

会は、1969年2月6日、当時の北海道知事であった町村金五(以下、「町村」と省略する)を通して、以下のような要望書を提出している³⁶⁾(参考資料-39)。

この地域は支笏湖において、現在すぐれた原始的景観の残されているほとんど唯一の場所でありまして、ここに道路を通すことは、支笏湖のもっとも重大なるかなめを失うことになるからであります。

オリンピックの滑降競技の運営のためには、現在建設中の道路に待避線を作るとか、湖をフェリーで運ぶとか(マ)、他の適当な方法を工夫されたく存じます。

上記から、北海道自然保護協会は、札幌大会組織委員会に対し、自然保護の観点から支笏湖周辺計画路線の建設による弊害を示した上で、交通輸送を円滑に行うための代替案を示していたことがわかる。その一方で、上記の要望書は、北海道自然保護協会が北海道行政による支笏湖周辺計画路線に関する照会に対する回答であった³⁷⁾。すなわちこの要望書は、北海道自然保護協会から札幌大会組織委員会に対して送付されたものではなく、北海道自然保護協会から北海道行政に送付されたものである。このことから、北海道行政は、北海道自然保護協会に対し支笏湖周辺計画路線の建設について意見を求めていたといえる。

また、町村は、札幌大会組織委員会の委員であったと同時に、北海道自然保護協会の会員でもあった³⁸⁾(参考資料-40)。つまり町村の存在は、東条の存在と同様に、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会双方の意見をすりあわせ、自然保護の措置を講じた建設を目指すことを可能にしたと考えられる。

北海道自然保護協会の反対の意向を受け、1969年8月11日に行

われた札幌大会組織委員会の第15回組織委員会では、支笏湖周辺計画路線の建設について以下のように述べられている³⁹⁾(参考資料-41)。

さらに、支笏湖周辺道路(支笏湖周辺計画路線—筆者注)については、自然保護協会側が難色を示しているため、当面は次善の策として、既設道路の改良となろうが今後の推移を見てとり扱いたい。

上記から、札幌大会組織委員会では、支笏湖周辺計画路線の建設について北海道自然保護協会側が難色を示したことから、当面は次善の策とすると述べているものの、同計画路線の建設に対する意欲は薄れていなかったことがわかる。

札幌大会組織委員会は、支笏湖周辺計画路線の建設に関する具体的な意向を表明した。1969年11月14日に行われた第16回組織委員会の議事録には、以下のように記述されている⁴⁰⁾(参考資料-30)。

恵庭岳競技場周辺の交通輸送対策上、新設の開発道路のみでは不測の事態に対処すること(が難しいこと—筆者注)からも丸駒～オコタンペ間(支笏湖周辺計画路線の区間—筆者注)約7kmは有料道路として開削すべきとの意見が強く出されている。

また、前述の開発道路は5.5m 2車線、全体巾員10.30mで、近く道(北海道—筆者注)に移管される予定であり、その後に急勾配地点2kmについて除雪帯の拡張(12.50m)、その他の地点も待避線をつくってオリンピックに対処するという意向が示されている。

なお、丸駒～オコタンペ間については、景観自然保護の点などから、道の自然保護協会等からも、自動車道をつくることは、反

対の意思表示が強く出され、これらのことから、道側は新設の開発道路の整備を図るという意思を強く表明している。

上記から、札幌大会組織委員会は、北海道行政および北海道自然保護協会が、1)支笏湖周辺計画路線の建設に対し反対の意向を表明したこと、2)オコタンペ湖周辺道路の整備強化など具体的な指摘をしたこと、の2点に触れていることがわかる。

北海道自然保護協会は、北海道行政から支笏湖周辺計画路線の建設について意見を求められ回答している。1970年1月24日付で会報に記載された要望書の記録には、以下のように記述されている⁴¹⁾ (参考資料-42)。

昭和四十五年一月二十四日付、林政第一四九号文書にてご照会の支笏湖畔丸駒—オコタンペ川口(ママ)間(支笏湖周辺計画路線の区間—筆者注)の歩道計画を廃止し車道計画を追加することについては、すでに昭和四十四年二月六日付文書にて申し上げましたとおり、本協会としては不賛成の方針に変更の要のないことを重ねてお答え申し上げます。

すでに申し上げましたとおり、同地域は支笏湖においてすぐれた原始的景観と美しい自然林の残されているもっとも重要な場所でありまして、ここに車道を通すことは、支笏湖のもっとも重大なるかなめを傷つけることになるからであります。

オリンピック滑降競技の運営についてご不便のあることも察せられますが、永く子孫に伝えるべき、重要な自然景観と森林を守るために、オリンピック運営については、なだれ防止、待避線の建設、道路の拡幅、湖上の運行など格別のご工夫によって諸困難を切り抜けられることを希望いたします。

上記から、北海道自然保護協会は、支笏湖周辺計画路線の建設に対して再び明確に反対の意向を表明した上で、交通輸送を円滑にするためには、なだれ防止や、待避線の建設、道路の拡幅、湖上の運行などによる自然保護に留意した方策をとることを要望していたことがわかる。

その後、札幌大会組織委員会は、北海道自然保護協会および北海道行政から再び反対の意向を受け、支笏湖周辺計画路線の建設案の進退およびそれに関する対応について述べた。1970年4月20日に行われた第18回組織委員会の議事録には、以下のように記述されている⁴²⁾ (参考資料-14)。

組織委員会の強い意向も十分承知していたが、その後、自然保護の関係者から非常に強い反対の意見も出されている。

なおまた、新設工事は容易でないことに加えて厚生省の許可も非常に困難な模様であり、仮に許可を得ても、工期的に期待に応ずることが可能か問題であるということになったが、『オリンピックと自然保護を極力両立させる』という方向で関係者に検討させた結果恵庭岳北西のオリンピック関連の開発道路が本年4月道に移管され道としてもこの整備で対処するという結論に達したものである。

上記から、札幌大会組織委員会は、北海道行政および北海道自然保護協会による反対の意向を受け入れ、支笏湖周辺計画路線の建設案を廃止した上で、オコタンペ湖周辺道路の整備強化に方針を転換したことがわかる。また、札幌大会組織委員会は、議論の末、オリンピック大会の開催と自然保護を極力両立させる方針を示していた。さらに、ここでは支笏湖周辺計画路線の建設は工事が困難であると判断され取り下げられている。なお、町村は、同計画路線の建設を

取り下げる理由について、上記の第18回組織委員会において以下のように述べている⁴³⁾(参考資料-43)。

なお、丸駒～オコタンペ間(支笏湖周辺計画路線の区間—筆者注)は、現在の有料道路と異なる地形で水辺(支笏湖の周辺—筆者注)に建設することは不可能であり、山腹に建設せざるを得なくなると、雪害対策上の困難性も考えられるので、道(北海道—筆者注)としては、開発道路による交通確保に責任をもつて対処するよう土木部長に指示していることでした。

前述したように、北海道知事ならびに北海道自然保護協会の会員である町村、および北海道自然保護協会の会長である東条は札幌大会組織委員会の委員であった。このことから、支笏湖周辺計画路線の建設をめぐる議論においても、2者の存在は札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会双方の意見をすりあわせることを可能にした1つの要因であると考えられる。

第6節 第2章のまとめ

第2章では、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論はどのようなものであったか、という観点から、札幌大会組織委員会の議事録および北海道自然保護協会の会報に記載された会議記録の検討を行った。この検討により、先行研究では触れられてこなかった札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論を解明することができた。

また、この検討は、オリンピック・ムーブメントにおける環境問題に関し、大会組織委員会、すなわちスポーツ関連組織と、直接的にはスポーツと関わらない環境保護団体、すなわち非スポーツ関連

組織が、大会の開催をめぐり相互にどのような役割を果たしたかについても、その一端を示すものとなった。

以下に本章の検討により明らかになった内容をまとめ、考察を行う。

1. 恵庭岳滑降競技場建設問題の初出は、開催権獲得以前、すなわち招致活動期であると位置づけることができた。また先行研究では、恵庭岳滑降競技場建設問題は競技場建設に限ったものであると考えられていた。しかし、この問題は、大会に付随する交通輸送手段の確保という観点から、交通輸送道路の建設にも及ぶものであった。
2. 恵庭岳滑降競技場の建設について、北海道自然保護協会では、自然保護の必要上、使用には反対との立場、および使用はやむを得ないと認めつつ自然保護をできるだけ実現させようとの立場、の2者が存在した。そこで北海道自然保護協会は議論を行い、他に適当な場所がなければ使用はやむを得ないが、施行管理には自然保護をできるだけ尊重すべきであるという後者の立場に一本化した。また、自然保護の観点からの札幌大会組織委員会との協議を継続していきたいという北海道自然保護協会の要望があった。その一方で、北海道自然保護協会内部では、恵庭岳滑降競技場の建設に対する反対論が収束していなかったことがうかがえた。
3. 恵庭岳には大会終了後の対応策として競技設備の撤去と共に植林が講じられたが、その経緯については明らかにされていなかった。札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における自然保護のための具体的方策をめぐる議論は、最初の段階では、大会終了後に競技設備を撤去する、すなわち競技設備を仮設のものとするものの是非であった。その次の段階では、跡地の処理について、天然更新という方策が提案された後、最終的には植林という手段が講じられることになったことが明らかになった。ただし、今回

検討した史料からは、天然更新ではなく植林が選択されることになった経緯は明らかにならなかったため、新たな史料を発掘する必要があると考えられる。

4. 北海道自然保護協会は、支笏湖周辺計画路線の建設について反対の意向を明確に表明した上で、すでに建設が開始されているオコタンペ湖周辺道路の整備強化などを行い、1)支笏湖周辺計画路線の建設案の廃止により図られる自然保護、2)競技施設への円滑な交通輸送、の2点を両立させるための具体的な提案をしていた。しかし、札幌大会組織委員会は、このような指摘があったにもかかわらず、支笏湖周辺計画路線の建設を推進する意向を示した。とはいえ、最終的には、北海道行政および北海道自然保護協会による反対の意向を受け入れ、支笏湖周辺計画路線の建設案を廃止した上で、オコタンペ湖周辺道路の整備強化に方針を転換した。また札幌大会組織委員会は、自らオリンピック大会の開催と自然保護を極力両立させる方針を示していた。但し、この方針転換には、自然保護への配慮に限ったものではなく、支笏湖周辺の地形的な問題や、雪害対策上の問題も影響していたといえる。
5. 札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会との直接的な接触は、1度の要望書の提出によるもののみであり、2者における議論はそのほとんどが北海道行政の仲介によって行われたものであった。このことから、行政がスポーツ関連組織と非スポーツ関連組織の仲介をすることによって、非スポーツ関連組織が大会の開催準備に対し自然保護に関する一定の役割を果たすことが可能になったといえる。
6. 北海道自然保護協会会長の東条は、札幌大会組織委員会の監事を、北海道知事の町村は、北海道自然保護協会の会員と札幌大会組織委員会の委員を兼任していた。この2者の存在は、札幌大会組織委員会、北海道自然保護協会および北海道行政の意見をすりあわ

せ、自然保護の措置を講じた競技施設の建設を目指すことを可能にしたと考えられる。

以上のことから、恵庭岳滑降競技場建設問題をめぐる札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論は、その2者に限定されたものではなかったことが明らかになった。この議論の背景には、北海道行政が北海道自然保護協会の見解を札幌大会組織委員会に伝達していた経緯がみられ、さらには、札幌大会組織委員会、北海道自然保護協会および北海道行政の決定に影響を与え得る人物の存在があった。このように、北海道自然保護協会による反対の意向や自然保護のための具体的方策は、北海道行政などによる支持や仲介もあって、札幌大会組織委員会における競技場建設などの計画に反映され、大会終了後における競技設備の撤去と跡地への植林が講じられる要因となった。また、換言すれば、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論というよりは、むしろ札幌大会組織委員会と北海道行政とのやり取りの中で、北海道行政が自然保護への配慮のための知見の提供を北海道自然保護協会に求めている、ということもできる。

さらに、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論では、競技会場への交通輸送を円滑にするための交通輸送道路の建設についても焦点が当てられていた。その中でも、支笏湖周辺計画路線の区間は、北海道自然保護協会が自然保護の観点から特に重要な場所であることを主張し、明確に反対の意向を示した場所であった。このことから、組織委員会には、自然保護の観点からみれば、競技設備の建設にとどまらず、当然のことながらそれに付随する交通輸送手段などの関連設備においても自然保護の措置を講じた建設を行う必要性が求められていたといえる。とはいえ、札幌大会組織委員会が最終的に支笏湖周辺計画路線の建設案を取り下げ、オコタンペ湖周辺道路の整備強化に方針転換したことは、オリンピック大会

の開催と自然保護の両立を考慮した上での意思決定であったといえよう。

注および引用・参考文献

- 1) Tahara, J. (2010) Japanese Challenge for Environmental Protection in the Olympic Movement. In: Chia, M. and Chiang, J. (Eds.) Sport Science and Studies in Asia Issues, Reflections and Emergent Solutions. World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd., pp.287-288.
- 2) 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会 (1967) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会会報 第2号. 札幌オリンピック冬季大会組織委員会, p.5.
- 3) 田原淳子・平井敏幸 (2008) 札幌オリンピック冬季大会における環境問題 -恵庭岳スキー滑降競技場とオリンピックのレガシー-. 日本体育学会第59回大会予稿集. 日本体育学会, p.66.
- 4) 札幌は1966年4月27日(日本時間)に開催権を獲得した。典拠文献を以下に示す。
 - ・ 第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会 (1966) 第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書. 第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会, p.76.
- 5) 「バンフに反対 世界野生生物保護基金 国立公園伐採計画に不満」. 北海道新聞, 1966(昭和41)年4月20日, 朝刊, 14面.
- 6) 井手貴夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.3. 北海道自然保護協会, p.1.
北海道自然保護協会の事務局を訪問したところ、会報の活動状況記録は議事録に準ずるものであるとの回答を得た。筆者が訪問し

た日は 2012 年 7 月 26 日である。

- 7) 「恵庭岳のコースと自然保護 井手貢夫」．北海道新聞，1966 年（昭和 41 年）9 月 6 日，夕刊，3 面．
- 8) 篠田正浩（2012）札幌オリンピック 恵庭岳の伐採と植林．日本体育協会他，日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史 PART 1．日本体育協会，p.553.
- 9) 井手貢夫(1970) 北海道自然保護協会会報 No.8. 北海道自然保護協会，pp.2-4.
- 10) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録 第 1 回—第 31 回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，p.250.
- 11) 東条猛猪（1983）私の履歴書．日系事業出版，pp.135-136.
当時北海道拓殖銀行頭取、後に北海道銀行協会会長。北海道自然保護協会における会長の任期は 1964 年から 1972 年である。札幌大会の招致委員会委員も務めた。
- 12) 株式会社マピオン（2013）地図データ．
http://www.mapion.co.jp/m/42.88009194_141.581485_7/（確認日：2013 年 8 月 25 日）
罫線、吹き出しなどの図は、筆者が加筆したものである。
- 13) 井手貢夫(1966) 北海道自然保護協会会報 No.2. 北海道自然保護協会，p.47-48.
- 14) 前掲 6, p.2.
- 15) 前掲 6, p.2.
- 16) 前掲 6, p.3.
- 17) 東条猛猪（1967）恵庭岳の滑降コースに思う．井手貢夫，北海道自然保護協会会誌 第 2 号．北海道自然保護協会，p.1.
- 18) 前掲 11, pp.135-136.

東条は札幌大会組織委員会の監事を務めていた。典拠文献を以

下に示す。

- ・ 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）第 11 回オリンピック冬季大会公式報告書．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，p.433.
- 19) 前掲 9, pp.2-4.
 - 20) 前掲 7.
 - 21) 井手賁夫（1995）北海道自然保護協会の発足とその活動．俵浩三，北海道自然保護協会会誌「北海道の自然」第 33 号．北海道自然保護協会，p.15.
 - 22) 榎有恒（1894 年 2 月 5 日-1989 年 5 月 2 日）は日本山岳会の第 4 代および第 7 代会長（1944-1946 年、1951-1955 年）である。
 - 23) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1967）札幌オリンピック冬季大会組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴．札幌オリンピック冬季大会組織委員会．
 - 24) 井手賁夫（1967）北海道自然保護協会会報 No.4．北海道自然保護協会，pp.1-2.
 - 25) 前掲 21, pp.13-15.
 - 26) 前掲 24, pp.1-2.
 - 27) 前掲 24, pp.1-2.
 - 28) 前掲 3, p.66.
 - 29) 前掲 24, pp.7-8.
 - 30) 前掲 23.
 - 31) 前掲 24, pp.1-2.
 - 32) 前掲 10, p.52.
 - 33) 前掲 9, pp.2-3.
 - 34) 前掲 23.
 - 35) 井手賁夫（1969）北海道自然保護協会会報 No.7．北海道自然保護協会，p.2.

- 36) 前掲 35, pp.3-4.
- 37) 前掲 35, pp.3-4.
- 38) 井手 賁夫 (1967) 北海道自然保護協会会誌第 2 号. 北海道自然保護協会, pp.60-62.
- 39) 前掲 10, p.230.
- 40) 前掲 10, pp.250-251.
- 41) 井手 賁夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.9. 北海道自然保護協会, p.3.
- 42) 前掲 10, pp.286-287.
- 43) 前掲 10, p.290.

第3章 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題

第1節 問題の所在

第3章は、滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題について検討するものである。

本論第1章および第2章では、井手を中心とした北海道自然保護協会の理事らによる恵庭岳の使用の是非を問う動向が存在し、IOCをも巻き込む問題へと発展したことに触れた。これについて、Tahara¹⁾は、IOCに所蔵された書簡の検討から、1)北海道自然保護協会理事長の井手が、IUCNの代表者らから恵庭岳の使用に対する反対署名を得たこと、2)井手を中心とした北海道自然保護協会の理事らは、前記1)の反対署名を添え、滑降競技場建設地の変更に関するJOCへの勧告をIOCに要請したこと、3)滑降競技場建設地の変更はなされなかったこと、の3点を明らかにしている。

しかし、先行研究では、井手らによる滑降競技場建設地の変更要請に対しIOCはどのような見解を示し、具体的にどのような対応をしたのか、また、この際にIOCとJOCもしくは札幌大会組織委員会との間で交渉はなされなかったのか、あったとすればその内容はどのようなものだったのか、などについては明らかにされていない。

そこで本章では、滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題の詳細を明らかにすることを目的とした。本章では、1962年4月から1968年5月に開催されたIOC理事会および総会の議事録、並びに“Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975”のBox. 135, 136, 180に収納された、当時のIOC会長ブランデーとJOCもしくは札幌大会組織委員会との間で交わされた往復文書を史料として

用いた²⁾。

第2節 滑降競技場建設地の変更要請の概要

滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題は、恵庭岳滑降競技場と自然保護をめぐる一連の議論の中で発生した。第1章で述べたように、恵庭岳滑降競技場建設問題は、1965年12月4日に行われた北海道自然保護協会の第10回理事会において恵庭岳滑降競技場の建設について議題に挙げられたことから始まった³⁾(参考資料-28)。また、前章の検討結果に基づけば、第10回理事会の開催を皮切りに北海道自然保護協会における議論が活発に行われるようになった。そして、1966年6月10日には、北海道自然保護協会が恵庭岳滑降競技場の建設についての立場を表明した。北海道自然保護協会の第12回理事会の記録には、次のように記載されている⁴⁾(参考資料-32)。

協会の立場、自然保護のうえから、種々活発な意見が交わされる。結局、当協会としては、恵庭岳に必ずしも反対ではないという態度で、今後事情をよく調査してゆくようにする。組織委員会ができれば積極的に働きかけることにきまる。

上記から、北海道自然保護協会は、議論の末に恵庭岳の使用に反対するのではなく、札幌大会のためであるならばやむを得ない、という立場に一本化したことがわかる。

ところが、北海道自然保護協会が立場を表明した後においても、再び恵庭岳滑降競技場の建設の是非を問う動きがみられた。井手を中心とした北海道自然保護協会の理事らは、1966年9月2日、IUCNの代表者らから得た恵庭岳の使用に対する反対署名を添え、滑降競技場建設地の変更に関するJOCへの助言をIOCに書簡を通じて要

請した⁵⁾(参考資料-44)。井手⁶⁾によると、この書簡の送付は、北海道自然保護協会理事の立場ではなく、井手個人の立場で行ったものであった。井手⁷⁾は、この書簡の送付後の動きについて以下のように述べている。

ブランディジ(マ)会長はこれ(井手らによる滑降競技場建設地の変更を要請—筆者注)を日本オリンピック組織委員(マ)に伝えて善処方を要請した。このことはこれまで全く耳を傾けなかった組織委員会の態度を変えさせたのみでなく、北海道自然保護協会の理事会の空気をも微妙に変えさせるに至った。

上記から、1) 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題の発端は、井手らによるブランデーへの滑降競技場建設地の変更を要請する書簡の送付であったこと、2)ブランデーは、井手らから送付された書簡を受け、JOCあるいは札幌大会組織委員会に対して善処を要請したこと、の2点が見える。

またこの記載から、井手らによるブランデーへの書簡の送付は、札幌大会組織委員会および北海道自然保護協会における自然保護のための具体的方策をめぐる議論が行われる契機になったといえる。この議論の初出については、第2章における検討で1966年9月21日に開催された札幌大会組織委員会の第2回競技および施設専門委員会であったことを明らかにした。このことから、自然保護のための具体的方策をめぐる議論は、井手らがブランデーに書簡を送付した1966年9月2日以降に行われるようになったことがわかる。

さらに、井手⁸⁾は、北海道自然保護協会の会誌で次のように述べている(参考資料-7)。

私達は恵庭岳の使用にはどこまでも反対で富良野の滑降コース

の改良を主張してやまなかったが、ある日、思いかけず日本山岳会の重鎮で、親しくしていた榎有恒さんから手紙が来た。余り頑強に反対するとあなたの将来に悪い影響があるといけないから、適当な所で妥協しなさいという忠告であった。いずれ政府のその筋が手をまわした、とは思ったが、そこで私は条件を出した。使用後は再使用しないで、植林して元形に復する、ということである。定めし非常な費用がかかるだろうが、自然を破壊することが、どれ程高価なものにつくかを知らしめて今後のいましめをしたい、と思ったのである。

この記載から、井手らによるブランデーへの書簡の送付は、結果的には恵庭岳滑降競技場が仮設での建設となる要因となったことがわかる。

また、井手は、これまで札幌大会組織委員会が提示してこなかった富良野の滑降コースの改良案を提示していたことがわかる。なお、富良野市は、富良野の滑降コースを札幌大会の予備コースとして指定するよう札幌大会組織委員会に要請書を提出している⁹⁾。これらのことから、滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題には、井手が代替案として提示した富良野の滑降コースの改良をめぐる折衝をも包含していたといえる。しかし、この富良野への滑降コースの代替案に関する議論の解明は筆者の今後の課題とする。

その一方で、序論で指摘したように、札幌と同時期に立候補していたバンフにおいても国立公園内における競技場建設と自然保護をめぐる議論が存在した。1966年4月23日付の『北海道新聞』では、バンフ（カナダ）の環境保護団体は、オリンピック大会を開催する場合に使用する競技場建設のためのバンフ国立公園内の森林の伐採に反対し、IOCに対して「バンフの一九七二年冬季オリンピック開催立候補を拒否してほしい」ということを申し入れたことが報じら

れた¹⁰⁾ (参考資料-45)。このバンフにおける議論は、重要な意味を持つと考えられたため、本章でも適宜触れることにする。

以下で検討する IOC 理事会および総会の議事録、並びに往復文書の内容は、先行研究では明らかにされていなかった IOC による滑降競技場建設地の変更要請への対応、またその際になされた IOC と札幌大会組織委員会における交渉の詳細、さらには、当時の IOC の環境問題に対する見解の一端を示すものであった。

第3節 IOC 理事会および総会議事録の検討

本章で対象とした IOC 理事会および総会の開催状況と、その議事録内に記載された関連記述の数を表 3-1 にまとめた。

表 3-1 に示した通り、IOC 理事会および総会では、滑降競技場建設地の変更要請はもとより、恵庭岳滑降競技場建設問題の関連記述は存在しなかった。このことから、恵庭岳が滑降競技場建設地として選定され、建設が許可されるまでの期間には、IOC 内では滑降競技場建設地の変更要請への対応に関する議論もさることながら、恵庭岳滑降競技場建設問題が公式には触れられていなかったといえる。

一方、表 3-1 に示した 1966 年 4 月 21 日から 4 月 24 日にローマで開催された IOC 理事会および 1966 年 4 月 24 日から 30 日にローマで開催された IOC 総会の議事録には、バンフにおける議論に関する内容が記されていた。1 つめは、1966 年 4 月 21 日から 4 月 24 日にローマで開催された IOC 理事会の議事録の記述である。この議事録には次のように記されている¹¹⁾ (参考資料-46)。

ブランデー氏はバンフの招致に関する様々な方面から送付された抗議の書簡について報告した。何らかの提言をすることなく、受け取った抗議について IOC 委員に通知することが決定さ

表 3-1 IOC 理事会・総会年表(1962年4月-1968年5月)

年	月	日	会議種別	回(総会のみ)	開催地	関連記述
1962	4	9	招致委員会内で滑降競技会場が恵庭岳に選定される			
1962	6	5-8	総会	59	モスクワ	0
1963	2	9	理事会		ローザンヌ	0
1963	6	5-6	理事会		ローザンヌ	0
1963	10	14	理事会		バーデンバーデン	0
1963	10	16-20	総会	60	バーデンバーデン	0
1964	1	25-26	理事会		インスブルック	0
1964	1	26-28	総会	61	インスブルック	0
1964	6	26-27	理事会		ローザンヌ	0
1964	10	16	理事会		東京	0
1964	10	6-8	総会	62	東京	0
1965	4	11-14	理事会		ローザンヌ	0
1965	7	9-10	理事会		パリ	0
1965	10	1-5	理事会		マドリード	0
1965	10	6-9	総会	63	マドリード	0
1966	4	21-24	理事会		ローマ	0*
1966	4	24-30	総会	64	ローマ	0*
1966	10	22	理事会		メキシコシティ	0
1967	2	11-12	理事会		コペンハーゲン	0
1967	5	2-8	理事会		テヘラン	0
1967	5	3-9	総会	65	テヘラン	0
1967	12	16-17	理事会		ローザンヌ	0
1968	1	26-27	理事会		ローザンヌ	0
1968	1	29-31	理事会		グルノーブル	0
1968	2	1-5	総会	66	グルノーブル	0
1968	4	20-21	理事会		ローザンヌ	0
1968	5	24	恵庭岳滑降競技場の建設が国に認可される			

*: 恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論の関連記述は存在しなかったが、同時期に立候補していたバンフにおける自然保護をめぐる議論について記述されていた。

れた。

この記述から、IOC はバンフの立候補に対する抗議を受けていたことがわかる。しかし、この記述からは抗議の内容をうかがい知ることとはできない。

2 つめは、1966 年 4 月 24 日から 30 日にローマで開催された IOC 総会の議事録の記述である。この議事録には次のように記されている¹²⁾ (参考資料-47)。

ブランデージ会長は、自然保護に関心を寄せるカナダの協会、市民、さらには他国の人々などから受けとった非常に多くの抗議について述べた。彼らは、カナダが自国の天然資源を汚す事例を作るといふ目には遭いたくないということを書いていた。ドーズは、これらの抗議には確かな根拠がないと述べた。(カナダの—筆者注)首相は、3 度、大会の開催を支持した。国立公園は、数千平方マイルの地域に及んでおり、スイスの半分の面積に等しい。野生動物は、公園を横切る電車を恐れることはなく、また冬においては、いかなる場合でも、野生動物たちは冬眠しているか、もしくははより北部で冬営している。ホドラー¹³⁾(Marc Hodler, スイスの IOC 委員—筆者注)は、バンフを訪問し、スポーツセンター(競技会場—筆者注)にはとても多くのゲストを受け入れることが可能なホテルが既に存在することを確認している。カナダ人は、週末に釣りやゴルフ、スキーをするためにそこへ出かける。メッサーズ・アレクサンダー(Messrs. Alexander, ケニアの IOC 委員—筆者注)とハニー(Honey, 南アフリカの IOC 委員—筆者注)は、自分たちの国にも素晴らしい国立公園が存在することや、またそこには何十万人もの観光客が訪れていることを述べた。そこでは、野生生物は悪影響を受けていない。ブランデージ

会長は、IOC が私的団体や大学、クラブから受けたすべての抗議を無視することはできないと判断した。カナダの首相がバンフの立候補を支持するという事実があるとしても、IOC は原則として、国際的な動きになりかねない論争、および大会開催中において抗議行動が行われるリスクの原因にはならない。

この記述から、1)バンフの立候補に対する抗議は、自然環境の破壊に関する内容であったこと、2)バンフでの開催に対し賛成する意見があることや、カナダの首相がバンフの立候補を支持しているとはいえ、ブランデーは、大会開催中における抗議行動の拡大を懸念していること、の2点がわかる。Chappelet¹⁴⁾によれば、バンフは、第11回オリンピック冬期競技大会の招致活動時期にカナダ国内の環境保護団体からバンフ国立公園内における競技場建設に対する抗議を受けていた。また、Williams¹⁵⁾は、1)環境保護団体および自然保護論者によるバンフの立候補に対する抗議はIOCに対しても行われるようになったこと、2)ブランデーが、バンフに開催権が与えられた場合には大会前、大会期間中および大会閉幕後において抗議行動を行うと記された書簡を自然保護論者から受けたこと、の2点などを明らかにしている。

さらに、上記IOC総会の議事録には、1)IOC委員6名がブランデーによって述べられた「抗議行動が行われるリスクの原因にはならない」と同様の意見を表明したこと、2)前記1)の直後に投票が行われ、最初の投票で札幌が過半数を獲得したこと、の2点が記されている¹⁶⁾ (参考資料-47)。これらのことから、少なくとも、ブランデーとその他6名のIOC委員は、バンフの立候補に対する抗議行動の存在をバンフでの開催を回避するための判断材料にしたといえる。

ちなみに、Williams¹⁷⁾は、当時のバンフ招致活動代表団への聞き

取り調査の結果から、IOCはヨーロッパおよび北アメリカ以外の地域での1972年第11回オリンピック冬季競技大会の開催を意図していたことや、ブランデーが日本の招致活動代表団から日本の美術品を受領するという個人の利益のために環境保護団体および自然保護論者による抗議を濫用した可能性があることを指摘している。これらの指摘を踏まえると、ブランデーやIOC委員は、バンフの立候補に対する抗議行動の存在をバンフでの開催を回避するために濫用した可能性も否定できない。バンフにおける議論の詳細を明らかにするためには、新たな史料を発掘する必要がある。

また、上記のIOC理事会および総会の議事録の記述には、当時のIOCの環境問題に対する見解が示唆されている。来田¹⁸⁾によれば、1950年代から1970年代のIOCは、環境問題の対応を大会組織委員会に委ね、自ら積極的に関与することはなかった。この指摘や飯島¹⁹⁾が指摘する時代的背景に基づけば、当時のIOCは、環境問題を自らが積極的に関与して対応しなければならない問題と捉えていたというよりは、IOCへの抗議行動に拡大する可能性のある問題として危惧していたと読み取ることができる。その一方で、次のような指摘もある。来田²⁰⁾は、オリンピック・ムーブメントにおける「女性の参加問題」に着目し、IOC理事会および総会の議事録の検討を行った結果、第二次大戦後すぐのIOCにおいては、新たな女性の競技の追加にはIOC内部での批判が強く、「女性自身の問題」、すなわち、女性たちが検討していくべき問題として位置づけることによって、解決に向けたIOCとしての対応を積極的に行うことはなかったことを明らかにしている。この指摘を踏まえると、IOCは、環境問題を「女性の参加問題」と同様に視点をずらし、立候補都市もしくは開催都市が解決すべき問題として位置付け、消極的な姿勢を取っていた可能性も否定できない。

第4節 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる往復文書の検討

本章で検討対象とした“Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975”のBox. 135,136,180に収納された文書は、IOC会長のブランデーと札幌大会組織委員会会長の植村甲午郎(以下、「植村」と省略する)との間で2通(書簡および電報)、ブランデーと札幌大会組織委員会事務総長の佐藤朝生(以下、「佐藤」と省略する)との間で1通(書簡)、計3通であった(表3-2)。

書簡①は、1966年9月23日付でブランデーから植村宛に出されたものである²¹⁾(参考資料-48)。書簡①でブランデーは次のように述べている。

あなたは札幌の研究者グループから私たちに送付されたスキー場としての恵庭岳の使用に対する抗議のコピーをすでにご覧になっていると思います。もしまだご覧になっていなければ、同封したコピーをご覧ください。同種の抗議は、バンプの招致が受け入れられなかった理由の一つでした。

この抗議について、考慮に値するかどうか、私たちにお知らせください。

書簡①から、ブランデーは植村に対し、自身が受け取った「札幌の研究者グループ」による恵庭岳使用に対する抗議の書簡について、「考慮に値するかどうか」を問い合わせていることがわかる。この問いにある「札幌の研究者グループ」による抗議の書簡とは、Tahara²²⁾が指摘した井手らによる滑降競技場建設地の変更を要請する書簡²³⁾のことであると考えられる。なお、前述したように、井手は北海道自然保護協会理事の立場ではなく、個人の立場でブランデーに書簡を送付している²⁴⁾。

表 3-2 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる往復文書

文書番号	発信者	受信者	日付
書簡①	ブランデー	植村	1966. 9.23
書簡②	佐藤	ブランデー	1966.10.11
電報①	植村	ブランデー	1967. 3. 29

また、書簡①から、ブランデーは、IOC 理事会および総会では触れられていなかった滑降競技場建設地の変更要請に言及していることがわかる。すなわち、この変更要請への IOC による対応は、IOC 理事会および総会などの公式の場で行われていないことから、ブランデーの判断で行われたものであったといえる。

さらに、井手²⁵⁾の指摘によると、ブランデーは JOC に対して滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題の善処を要請していたとされている(参考資料-29)。しかし書簡①から、ブランデーは、JOC ではなく札幌大会組織委員会に対して滑降競技場建設地の変更要請への対応を要請していたといえる。

そして、書簡①でブランデーは、「同種の抗議は、バンフでの開催が受け入れられなかった理由の一つでした」と記している。この記述から、ブランデーは、札幌においてもバンフで行われたものと同種の抗議を受けたことによって、恵庭岳の使用、延いては札幌大会開催への影響を懸念していたといえる。

書簡②は、1966年10月11日付で佐藤からブランデー宛に出されたものであり、書簡①の返信に該当すると考えられる²⁶⁾(参考資料-49)。書簡②で佐藤は、次のように記している。

1966年9月23日の手紙、および1972年冬季オリンピックにおける恵庭岳の使用についての札幌の研究者グループによる抗

議に関してお問い合わせ頂きありがとうございます。

現時点では最終的な結論に達してはいませんが、この問題を迅速に解決するために、関連機関で慎重に見直され、検討されています。

しかし、言うまでもなく、札幌大会組織委員会はこの(変更要請による一筆者注)影響に対して全力を傾注するでしょうし、この問題が近い将来落ち着き、私達はすぐにあなたに詳細な情報をお知らせすることができると考えています。

この書簡②から、佐藤は、恵庭岳の使用に対する抗議への対応については既に検討が行われ、解決できる見込みであることをブランデーに報告したことがわかる。

電報①は、1967年3月29日付で植村からブランデー宛に出されたものである²⁷⁾ (参考資料-50)。電報①で植村は、「札幌大会における滑降コースのための恵庭岳の使用について国立公園審議会から承認を得た」と記している。また、佐藤が送付した書簡②へのブランデーによる返信は、本稿で用いた史料には見当たらなかった。

電報①から、植村は、書簡①に記されたブランデーの「抗議は考慮に値するかどうか」の問いに対する最終的な返答として、恵庭岳を滑降競技場建設地として使用できることを通知したと考える。

ところで、第2章における研究成果に基づけば、電報①が出された1967年3月29日までには、自然保護のための具体的な方策として、競技場は仮設とし、札幌大会の終了後に撤去することが決定している。例えば、1967年3月28日に行われた札幌大会組織委員会における第5回組織委員会の議事録には、「自然保護の立場から永久的なものを作ることに賛成を得られず、仮設との条件付で許可となった。」と記載されている²⁸⁾。しかし、電報①には、恵庭岳滑降競技場が条件付での建設となったことについては記されていなかった。

また、本章で検討した“Avery Brundage Collection, 1908-1975”の Box. 135,136,180 には、1972 年付までの文書が収納されていたものの、自然保護のための具体的方策に関する内容は記されていなかった。

第 5 節 第 3 章のまとめ

第 3 章では、井手らによる滑降競技場建設地の変更要請に対し IOC はどのように対応したのか、またその際に IOC と JOC もしくは札幌大会組織委員会との間で交渉はなされなかったのか、あったとすればその内容はどのようなものだったのか、という観点から、IOC 理事会および総会の議事録、並びに“Avery Brundage Collection, 1908-1975”の Box. 135,136,180 に収納された往復文書を中心に検討を行った。この検討により、IOC と札幌大会組織委員会との間で、滑降競技場建設地の変更要請への対応に関する文書を通じての交渉が行われていたこと、およびその内容、さらには、IOC による滑降競技場建設地の変更要請への具体的な対応が明らかになった。

また、本章では、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の黎明期において、IOC は環境問題に対してどのような見解を示し、どのように対応していたのか、その一端を示すものとなった。

滑降競技場建設地の変更要請の全体像(図 3-1)を作成した。本章の検討により明らかになった内容を以下にまとめ、考察を行う。

1. 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題の発端は、先行研究および本章で用いた史料によれば、井手らが滑降競技場建設地の変更を JOC に助言するように要請した 1966 年 9 月 2 日付の書簡をブランデーに送付したことであった。この書簡の送付は、結果的には恵庭岳滑降競技場が仮設となる要因となったと

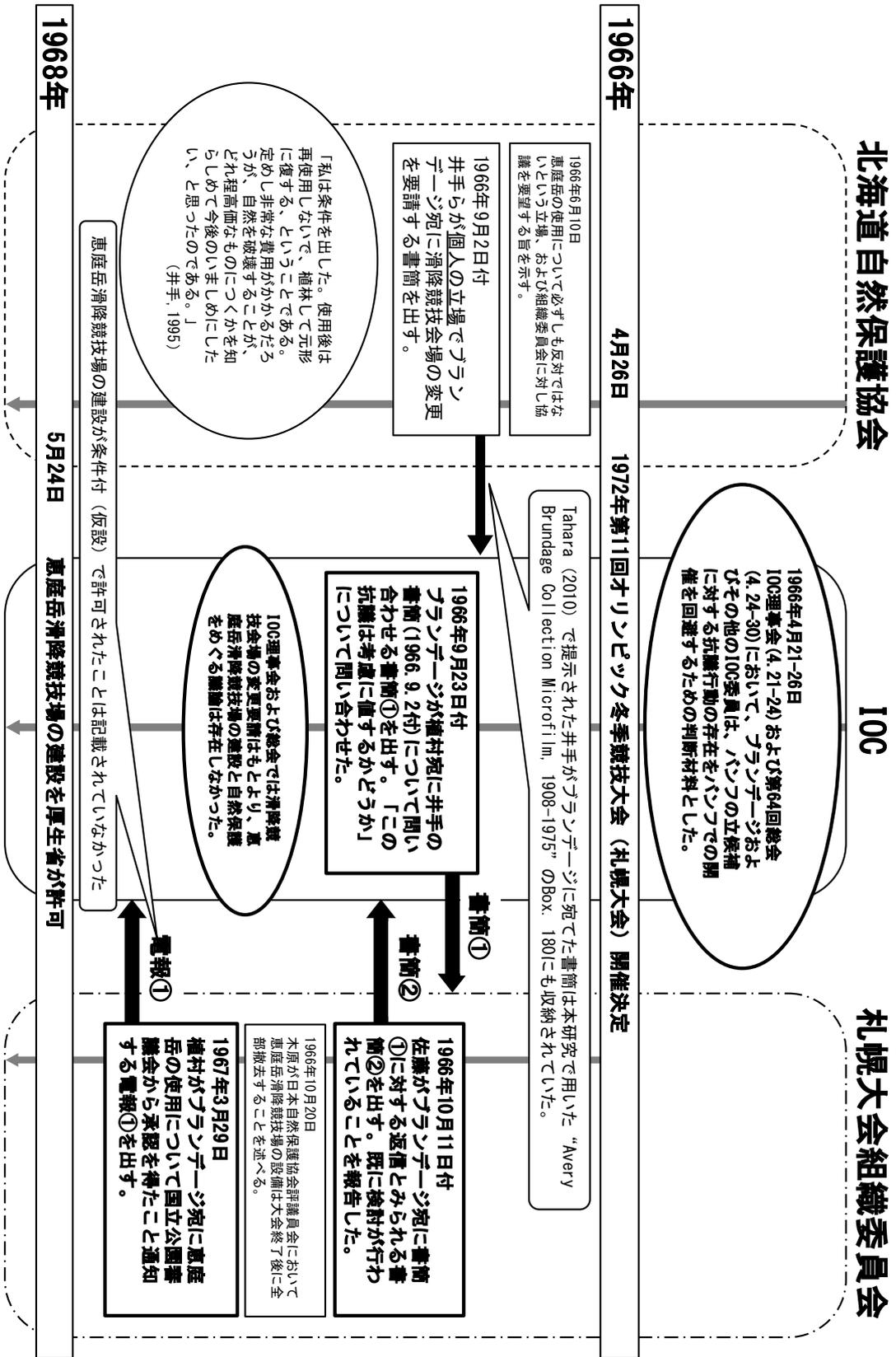


図 3-1 全体の問題の背景をめぐっての恵庭岳滑降競技場の建設問題

考えられる。さらに、この問題は、井手による回想や、富良野市による要請書の提出を踏まえると、恵庭岳の使用の是非について問われただけではなく、富良野の滑降コースの改良をめぐる折衝をも包含していたといえる。

2. IOC 理事会および総会では、滑降競技場建設地の変更要請はもとより、恵庭岳滑降競技場建設問題について触れられることはなかった。その一方で、札幌と同時期に第 11 回オリンピック冬季競技大会に立候補していたバンフについて触れられていた。この内容は、主に 1)バンフの立候補に対する抗議は、自然環境の破壊に関する内容であったこと、2) バンフでの開催に対し賛成する意見があることや、カナダの首相がバンフの立候補を支持しているとはいえ、IOC は抗議行動のさらなる拡大を懸念していること、の 2 点であった。少なくとも、ブランデージとその他 6 名の IOC 委員は、バンフの立候補に対する抗議行動の存在をバンフでの開催を回避するための判断材料とした。
3. ブランデージは、IOC 理事会および総会では触れられていなかった滑降競技場建設地の変更要請について、考慮に値するかどうかを札幌大会組織委員会会長の植村に書簡を通じて問い合わせた。ブランデージは、札幌においてもバンフで行われたものと同種の抗議の存在を確認したことによって、滑降競技場建設地としての恵庭岳の使用、延いては札幌大会開催への影響を懸念していた。また、この書簡から、ブランデージは JOC ではなく札幌大会組織委員会に対して滑降競技場建設地の変更要請への対応を要請していたことが明らかになった。
4. 札幌大会組織委員会事務総長の佐藤は、恵庭岳の使用に対する抗議への対応に関する議論は既に行われ、解決できる見込みであることをブランデージに返信した。
5. 札幌大会組織委員会会長の植村は、恵庭岳の使用について国立

公園審議会から承認を得たことによって、恵庭岳を使用できることを電報でブランデーに通知した。しかし、建設の条件として井手らによって提示された自然保護のための具体的方策に関する内容は記されていなかった。

6. 当時の IOC は、環境問題を自らが積極的に関与して対応しなければならない問題と捉えていたというよりは、IOC への抗議行動に拡大する可能性のある問題として危惧していた。

以上の検討から、滑降競技場建設地の変更要請への対応に関する交渉は、IOC 会長のブランデーと札幌大会組織委員会会長の植村および事務総長の佐藤との往復文書を通じて行われたことが明らかになった。このような文書のやり取りが存在した一方で、IOC 理事会および総会で触れられることはなかった。これらのことから、IOC における滑降競技場建設地の変更要請への対応は、ブランデーの判断で行われたものであったといえよう。この背景には、一部バンフでの開催に賛成した IOC 委員がいた一方で、カナダの住民や環境保護団体などによってバンフでの開催に対する抗議がなされたため、IOC 内部においてブランデーおよびその他の IOC 委員 6 名がバンフでの開催を回避すべきということを示唆した経緯があった。ブランデーは、1972 年第 11 回オリンピック冬季競技大会の開催地が決定した後、恵庭岳の使用に対しても抗議を受けたことによって、恵庭岳の使用、延いては札幌大会開催への影響を懸念し、札幌大会組織委員会に問い合わせた。これを受け札幌大会組織委員会は、国内での折衝の末に滑降競技場を仮設とする条件を受け入れることによって、滑降競技場建設地の変更を避けた。

滑降競技場建設地の変更要請への IOC による具体的な対応は、環境問題を解決するために自らが積極的に関与することではなく、札幌大会組織委員会に対して現存する抗議行動の沈静化を求めたことであった。このことから、当時の IOC は、抗議行動が行われた立候

補都市での開催を回避するべきか、もしくは開催都市の大会組織委員会が対応するべきことである、という見解を示していたといえる。すなわち、当時のIOCは環境問題に対して自ら関与しないどころか、自然保護のための具体的な方策を講じるよう喚起するわけでもなかった。むしろ滑降競技場建設地の変更要請や抗議行動の存在をオリンピック・ムーブメントの推進を脅かす敬遠すべき問題として捉えていたと解釈することもできる。さらにいえば、IOCは抗議行動の拡大を阻止するために、その危険性が潜在する立候補都市に開催権を与えぬよう伏線を敷くか、もしくは開催都市の大会組織委員会に対応を迫った、とみることもできよう。

注および引用・参考文献

- 1) Tahara, J. (2010) Japanese Challenge for Environmental Protection in the Olympic Movement, In: Chia, M. and Chiang, J. (Eds.) Sport Science and Studies in Asia Issues, Reflections and Emergent Solutions. World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd., pp.285-293.
- 2) 恵庭岳が滑降競技場建設地として選定されたのは1962年4月9日、恵庭岳滑降競技場の建設が国に許可されたのは1968年5月24日であることからこの期間の史料を主な検討対象とした。往復文書については、“Avery Brundage Collection, 1908-1975”のBox. 135, 136, 180に収納されたすべての書簡を検討対象とした。
- 3) 井手貢夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.3. 北海道自然保護協会, p.1.
- 4) 前掲 3, pp.2-3.
- 5) 前掲 1.

Tahara (2010)で提示された書簡は、本稿で用いた“Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975”の Box. 180 にも収納されていた。

- ・ Letter from Ide, A. to Brundage, A., unknown, 2 September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.
- 6) 「恵庭岳のコースと自然保護 井手貢夫」。北海道新聞, 1966 (昭和 41) 年 9 月 6 日, 夕刊, 3 面.
 - 7) 井手貢夫 (1974) 恵庭岳のオリンピック滑降コースをめぐって. 石神甲子郎, 日本自然保護協会会誌「自然保護」第 151 号. 日本自然保護協会, pp.4-5.
 - 8) 井手貢夫 (1995) 北海道自然保護協会の発足とその活動. 俵浩三編, 北海道自然保護協会会誌「北海道の自然」第 33 号. 北海道自然保護協会, p.15.
 - 9) 北海道本庁 (1966) 札幌オリンピック冬季大会関係綴. 北海道総務部総務課.
 - 10) 「“バンフ開催”拒否を 野生動物保護協会 IOC に申し入れ」。北海道新聞, 1966(昭和 41)年 4 月 23 日, 朝刊, 15 面.
 - 11) International Olympic Committee (1966) Minutes of Meeting the Executive Board of the IOC, Rome, 21-24 April, 1966. International Olympic Committee.
 - 12) International Olympic Committee (1966) Minutes of Meeting the 64th Session of the IOC, Rome, 24-30 April, 1966. International Olympic Committee.
 - 13) マーク・ホドラー (Marc Hodler, 1918 年 10 月 26 日-2006 年 10 月 18 日) は、FIS の第 3 代会長 (任期: 1951-1998 年) である。
 - 14) Chappellet, J. L. (2008) Olympic Environmental Concerns as
-

-
- a Legacy of the Winter Games. *The International Journal of the History of Sport*, 25(14): 1884-1902.
- 15) Williams, C. (2011) *The Banff Winter Olympics: Sport, tourism, and Banff National Park*. The thesis submitted to the Faculty of Graduate Studies and Research in partial fulfillment of the requirements for the degree of Master. University of Alberta.
<https://era.library.ualberta.ca/files/0z708x01w#.WUo9G8bANT4> (accessed 2017-6-21).
- 16) 前掲 12.
- 17) 前掲 15.
- 18) 來田享子 (2012) ブランデージ時代のオリンピック・ムーブメントの変容に関する研究 (代表:來田享子,課題番号:21500612). 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書(平成 21 年度～23 年度).
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-21500612/21500612seika.pdf> (確認日:2017年1月26日).
- 19) 飯島伸子 (1993) 環境社会学. 有斐閣, pp.9-31.
- 20) 來田享子 (2013) 1936 年から 1959 年までの IOC における女性の参加問題をめぐる議論 — 総会・理事会議事録の検討を通して —. 中京大学体育研究所紀要, 27: 13-35.
- 21) Letter from Brundage, A. to Uemura, K., unknown, 23 September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.
- 22) 前掲 1.
- 23) Letter from Ide, A. et al. to Brundage, A., Sapporo, 2 September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.
-

- 24) 前掲 6.
- 25) 井手 賁夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.8. 北海道自然保護協会, pp.2-4.
- 26) Letter from Sato, T. to Brundage, A., Tokyo, 11 October, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.
- 27) Letter from Uemura, K. to Brundage, A., Tokyo, 29 March, 1967. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.
- 28) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会編 (1972) 組織委員会議事録 第1回—第31回. 札幌オリンピック冬季大会組織委員会, p.52.

結 論

第 1 節 本研究のまとめ

本研究では、恵庭岳滑降競技場の建設に関する準備段階から、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の初事例とされる恵庭岳復原工事の実施を決定するに至る一連の議論である恵庭岳滑降競技場建設問題を研究対象とした。

1990年代以降、IOCは環境問題に積極的に関与するようになった。現在、オリンピック・ムーブメントの基本理念には、「スポーツ」、「文化」とともに「環境」がその柱の1つとして掲げられている。この背景には、国際社会において環境保護対策を講じるための指針が提案されたことがあった。また、札幌大会以降、オリンピック・ムーブメントの中で生じた環境破壊に対する抗議運動が、オリンピック大会の招致活動や開催を契機として断続的に行われたこともあった。そこで本研究では、その起点となったとされる恵庭岳滑降競技場建設問題はどのように扱われ、どのような議論がなされていたのか、この疑問を解明することを目的とした。

このような疑問の背景には、恵庭岳滑降競技場建設問題に関する先行研究によって残された課題がある。第1に、恵庭岳滑降競技場建設問題は歴史学的研究として十分に行われているとはいえず、未だその詳細は明らかにされていないことである。第2に、札幌と同時期の立候補都市であるバンフで発生した類似の問題との比較検討がなされていないことである。第3に、オリンピック・ムーブメントの担い手が多様化する時代にあって、この問題を非スポーツ関連組織やその関係者などによる市民運動との交差点として捉える視点が先行研究にはみられないことである。

以上の課題を踏まえ、本研究では、恵庭岳滑降競技場建設問題に

関係したとされる札幌大会組織委員会やIOCなどのスポーツ関連組織はもとより、北海道自然保護協会などの非スポーツ関連組織、さらには、当時の札幌市および周辺地域の住民に焦点を当て、関連史料を検討した。

以下では、まず、本論において明らかになった内容をまとめる。その上で、恵庭岳滑降競技場建設問題とバンフにおける議論を比較しながら、1)当時のIOCはオリンピック・ムーブメントにおける環境問題についてどのような見解を示し、具体的にどのように対応していたのか、2)1960年代におけるオリンピック・ムーブメントに対する環境保護団体や自然保護論者によるムーブメントがIOCおよびそれが主導するオリンピック・ムーブメントにどのような影響を与えたのか、といった観点から考察を行い、結論づけることにする。

序論でも触れたが、札幌における恵庭岳滑降競技場建設問題は、招致活動期から存在したものの、オリンピック大会そのものに反対する動きには発展しなかった。その一方で、バンフにおける議論は、招致活動期に生じたものであり、オリンピック大会そのものに反対する動きへと発展した。両者にはこのような違いはあるが、どちらも1970年前後に発生したオリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の最も初期の段階に関わっているという点では、数少ない重要な事例である。そのため、本論でも部分的に対比させながら検討してきたが、ここでは、両者の違いが生じることになった背景についても考察しておきたい。

(1) 恵庭岳滑降競技場建設問題に関する新聞報道

第1章では、当時の札幌市や周辺地域の住民にどのような情報が提示されたか、また、同市の住民を中心として形成された世論がどのようなものであったか、という観点から、恵庭岳滑降競技場建設

問題に関する新聞報道を検討した上で、既往文献を参照し、当時の住民に提示された情報およびその傾向を明らかにした。その上で、この問題を概観するとともに、当時の世論の一端を解明した。

恵庭岳滑降競技場建設問題では、先行研究が指摘したように、北海道自然保護協会の理事長らによる滑降競技場建設地の変更要請が行われていた。その一方で、この問題は、競技場建設に関することにとどまらず、それに付随する交通輸送道路の建設にも及び、この建設に反対する意見や声明を確認することができた。また、先行研究では触れられてこなかったスポーツ関連組織等による競技場の存置を要望する動向や、FIS と札幌大会組織委員会におけるコースの延長に関する交渉があったこともうかがえた。

札幌大会の開催権獲得後、日本国内で高まりはじめた自然保護への関心と並行して恵庭岳滑降競技場建設問題への関心が寄せられたことがうかがえた。しかし、その一方で、スキー関係者や近隣都市の住民は、観光産業の発展などオリンピック大会の開催による恩恵も求めている。すなわち、行政、大会運営主体、競技連盟および環境保護団体の間では、オリンピック大会の開催によるスポーツ施設の充実や経済的利益の創出か、それとも自然保護か、という意見の相違があった。

(2) 札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論

第 2 章では、オリンピック・ムーブメントにおける環境問題に関し、大会組織委員会などのスポーツ関連組織と、直接的にはスポーツと関わらない環境保護団体などの非スポーツ関連組織が、大会の開催をめぐる相互に果たした役割について着目した。その一端を明らかにする検討として、札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論はどのようなものであったか、という観点から、札幌

大会組織委員会の議事録と北海道自然保護協会会報に記載された会議記録の検討を行った。その結果、以下の 2 点を解明することができた。

第 1 に、先行研究では、北海道自然保護協会は恵庭岳滑降競技場の建設に反対の意向を示していたとされていた。しかし、議論の末に北海道自然保護協会は、恵庭岳の使用に反対するのではなく、組織内の見解として「札幌大会のためであるならばやむを得ない」という立場に一本化していたことが明らかになった。この結論が見出される過程では、行政に関わる特定の人物の関与があった。札幌大会組織委員会と北海道自然保護協会における議論の背景には、北海道行政が北海道自然保護協会の見解を札幌大会組織委員会に伝達していた経緯がみられ、さらには北海道自然保護協会、札幌大会組織委員会および北海道行政の決定に影響を与え得る人物の存在があった。こうした北海道行政などによる支持や仲介、人的関係による影響によって、北海道自然保護協会の意向や自然保護のための具体的方策は、札幌大会組織委員会における競技場建設などの計画に反映された。また、これを換言すれば、札幌大会組織委員会では、多様な意見をすり合わせ、柔軟な意思決定を可能にする組織のありようが結果的に担保されていたということもできる。

第 2 に、第 1 章では、恵庭岳滑降競技場建設問題は、競技場建設に留まらず、それに付随する交通輸送道路の建設にも及んでいたことを明らかにしたが、第 2 章ではその経緯が明らかになった。交通輸送道路である支笏湖周辺計画路線の区間は、北海道自然保護協会が自然保護の観点から特に重要な場所であることを主張し、明確に反対の意向を示した場所であった。ところが、札幌大会組織委員会は支笏湖周辺計画路線の建設を推進する意向を示した。しかし、最終的に札幌大会組織委員会は、北海道行政および北海道自然保護協会による反対の意向を受け入れ、支笏湖周辺計画路線の建設案を廃止

した上で既存道路の整備強化に方針を転換した。このことから、札幌大会組織委員会には、自然保護の観点からみれば、競技場建設に留まらず、当然のことながらそれに付随する交通輸送手段などの関連設備においても自然保護の措置を講じた建設を行う必要性が求められていたといえる。

(3) 滑降競技場建設地の変更要請をめぐる問題

第 3 章では、当時の北海道自然保護協会理事長であった井手らが行った滑降競技場建設地の変更要請に着目し、IOC 理事会および総会の議事録、並びに当時の IOC 会長ブランデーと JOC もしくは札幌大会組織委員会との間で交わされた往復文書の検討を行った。これらの検討における観点は、1)IOC はどのように対応したのか、2)前記 1)の際に IOC と JOC もしくは札幌大会組織委員会との間で交渉はなされなかったのか、3)前記 2)の交渉があったとすればその内容はどのようなものだったのか、というものであった。検討の結果、以下の 2 点を解明することができた。

第 1 に、滑降競技場建設地の変更要請への対応に関する交渉は、IOC 会長のブランデーと札幌大会組織委員会会長の植村および事務総長の佐藤との往復文書を通じて行われたことが明らかになった。このような文書のやり取りが存在した一方で、IOC 理事会および総会で触れられることはなかった。これらのことから、IOC における変更要請への対応は、ブランデーの判断で行われたものであったといえる。この背景には、一部バンフでの開催に賛成した IOC 委員がいた一方で、カナダの住民や環境保護団体などによってバンフでの開催に対する抗議がなされたため、IOC 内部においてブランデーおよびその他の IOC 委員 6 名がバンフでの開催を回避すべきということを示唆した経緯があった。ブランデーは、恵庭岳の使用に

対しても抗議を受けたことによって、恵庭岳の使用、延いては札幌大会開催への影響を懸念し、札幌大会組織委員会に問い合わせた。札幌大会組織委員会は、国内での折衝の末に滑降競技場を仮設とする条件を受け入れることによって、滑降競技場建設地の変更を避けた。

第 2 に、IOC による滑降競技場建設地の変更要請への具体的な対応を明らかにするとともに、オリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の黎明期において、IOC は環境問題に対してどのような見解を示し、どのように対応していたのか、その一端を示すことができた。滑降競技場建設地の変更要請への IOC による具体的な対応は、環境問題を解決するために自らが積極的に関与することではなく、札幌大会組織委員会に対して現存する抗議行動の沈静化を求めたことであった。当時の IOC は、抗議行動が行われた立候補都市での開催を回避するべきか、もしくは開催都市の大会組織委員会が対応するべきことである、という見解を示していたと考えられる。すなわち、当時の IOC は環境問題に対して自ら関与しないどころか、自然保護のための具体的な方策を講じるよう喚起するわけでもなかった。むしろ、滑降競技場建設地の変更要請や抗議行動の存在をオリンピック・ムーブメントの推進を脅かす敬遠すべき問題として捉えていたと解釈することもできる。さらにいえば、IOC は抗議行動の拡大を阻止するために、その危険性が潜在する立候補都市に開催権を与えぬよう伏線を敷くか、もしくは開催都市の大会組織委員会に対応を迫った、とみることもできる。

第 2 節 考察と本研究の課題

以上、本研究によって明らかにした札幌における恵庭岳滑降競技場建設問題とバンフにおける議論と比較した場合、両者の違いは以

下の 2 点にみられた。

第 1 に、札幌では、競技場建設について主に大会組織委員会の内部で議論がなされていたが、最終的には環境保護団体の関係者との間で妥協案が探られ、大会終了後に環境保護対策が講じられた。一方、バンフでは、招致委員会によって環境保護団体や自然保護論者の抗議は少数意見と判断され、両者の対話の場は形成されなかった。そうした中で、バンフの招致委員会は政府による立候補の意志を容認する姿勢を強めていった。つまり、札幌とバンフの両都市の最大の違いは、個人や市民団体の少数意見を把握し、そこで主張されている内容を受容することが可能な意思決定組織であったか否か、という点にみることができる。すなわち、札幌大会の招致および組織委員会の委員であった北海道知事は、北海道自然保護協会の会員でもあった。また、北海道自然保護協会会長は、北海道の財界関係者として招致段階から札幌大会に関わり、組織委員会では監事の立場にあった。恵庭岳滑降競技場建設問題において、北海道自然保護協会は競技場建設に全面的に賛成というわけではなかったが、この見解を総理して述べる人物が招致委員会および組織委員会に加わっていたのである。こうした組織体制の構築は、「少数意見の反映」という明確な意図をもってなされたわけではなかったとはいえ、結果として、民主的な意見交換がなされる場を形成することになったと考えられる。

第 2 に、恵庭岳滑降競技場建設問題は、IOC 理事会および総会の場で取り扱われていなかった。しかし、北海道自然保護協会の理事長らによる滑降競技場建設地の変更要請に対応するため、ブランデーと札幌大会組織委員会の間で往復文書を通じた水面下での交渉がなされていた。一方、バンフでは、環境への配慮を棚上げにしようとした CODA および COA の覇権的な姿勢が環境保護団体などの抵抗を招き、IOC に対する直接抗議が行われるようになった。IOC 理

事会および総会では、このバンフの状況について確認され、議論の末にブランデーおよびその他の IOC 委員がバンフでの開催を回避すべきということを示唆した経緯があった。つまり、ブランデーおよびその他の IOC 委員が問題視したのは、個人的ないし組織的な抗議運動が発生していたにもかかわらず、「権威」を笠に着て棚上げにしようとした CODA および COA の非民主的な姿勢であった。但し、札幌における滑降競技場建設地の変更要請は開催地決定後に行われていたことから、ブランデーが第 11 回オリンピック冬季競技大会の開催自体への影響を懸念し、IOC 内部で取り扱うことなく解決できるよう画策した可能性は否定できない。とはいえ、バンフにおける議論が IOC 理事会および総会において取り上げられたことは、札幌が第 11 回オリンピック冬季競技大会の開催都市として選定されることを有利にする要因になったといえる。

また、第 3 章の検討から、当時の IOC は本研究で検討した環境問題に関連する抗議運動の存在やその拡大をオリンピック・ムーブメントの推進を脅かす敬遠すべき問題として捉えていたことがうかがえた。このような問題への対応は、招致委員会や組織委員会等、開催地域の活動主体に委ねられていた。こうした IOC の対応について、來田¹⁾は本研究と同一時期の女性の参加問題および環境問題への対応について検討し、IOC の「無責任さ」と評価した。本研究の検討結果によれば、IOC の対応は「無責任さ」とまではいえないものの、主体的に問題に取り組もうとする IOC の状況は存在せず、むしろ消極的な関与に留まっていたことが明らかになった。さらに、第 1 章の検討から、当時の IOC が招致活動を行う都市における当該住民への影響にも目を向けようとしていたことが明らかになったが、環境保護団体の関係者らによる滑降競技場建設地の変更要請以外、会場の存置を求める声などの当該住民の意見を IOC が考慮しようとした形跡はうかがえなかった。しかしその一方で、当時の IOC は、政府

を後ろ盾にしながら少数意見を圧殺するような立候補都市の状況を問題視し、非民主的な招致活動を展開する立候補都市での開催は回避すべきという見解も示していた。このことから、当時 IOC は、異なる理念を持つ人々や利害が相反する人々が、多様な意見をどのようにすりあわせ、どのような結論を見出すのか、という民主的な手続きに無関心ではなかったといえる。

そして、札幌やバンフにみられたような 1960 年代における環境保護団体や自然保護論者によるムーブメントは、1972 年に開催された札幌大会以降もみられるようになった。このムーブメントは、大会への抗議運動というかたちで、1970 年代から 1990 年代において大会の招致活動や開催を契機として断続的にオリンピック・ムーブメントに影響することとなった。また、環境保護団体や自然保護論者によるムーブメントの拡大は、後に IOC がオリンピック・ムーブメントにおける環境問題への積極的関与を公約する契機となった。その現象が、1990 年代以降の独自の環境委員会の設置や国際的な環境保護団体との連携などである。しかしながら、IOC が環境問題への対応の必要性を認識し積極的関与を公約するまでには、およそ 30 年という時間が必要であった。

本研究では、オリンピック・ムーブメントにおける環境問題の事例や国際社会における環境保護に関わる動向を踏まえた上で、同時期の立候補都市であったバンフにおける議論と比較しながら、恵庭岳滑降競技場建設問題を明らかにしてきた。札幌大会の開催準備期には、大会組織委員会、環境保護団体および行政による環境保護を図るための連携や妥協点の探求がなされ、競技設備を撤去し跡地への植林を講じる恵庭岳復原工事が実施された。この背景には、環境保護団体の関係者らが IOC に対し問題提起したことによって、滑降競技場建設地としての恵庭岳の使用の是非が問われたことがあった。

すなわち、IOCによる環境問題への積極的関与はなかったものの、1994年に冬季大会を開催したリレハンメルでみられたような大会組織委員会、環境保護団体および行政による連携が、札幌大会の開催準備期において既にみられたということが出来る。恵庭岳滑降競技場建設問題は、これまで評価されてきたようにオリンピック・ムーブメントにおける環境保護対策の先駆的事例であった。しかしそれだけではなく、この問題には、多様な意見をすりあわせ、妥協点を探求し、「競技場建設と環境保護の両立」を考慮した上で意思決定を行ったという点において、その特殊性があったといえる。

但し、ここでみられた環境保護対策は、時代的制約もあり、近年のオリンピック・ムーブメントが目指す水準には到達していない。序論でも触れたような、2014年に公表されたIOCの中長期戦略「オリンピック・アジェンダ 2020」の目標との隔たりは大きいといわざるを得ない。「オリンピック・アジェンダ 2020」には、既存施設または仮設施設の使用を推奨することや、他都市および他国での競技種目の開催を容認することなどが掲げられている。しかし、本研究において明らかにした通り、恵庭岳滑降競技場は仮設施設として建設されたが、自然環境への影響を最小限にするための建設地の変更はなされていない。

また、恵庭岳滑降競技場の跡地は、現時点では競技場建設着工以前の状態に復原されたとはいえない状況にあり、かつ跡地の今後の経過予測については相反する見解が存在する。植林が施された跡地は、樹木の世代交代レベルの長大な時間経過とともに周辺との調和が達成されるという見解がある。その一方で、植林した地帯の樹木は生長したものの、周辺との調和はなされておらず、時間が解決する問題として片付けることはできないとの見解もある。恵庭岳滑降競技場の存置を求める近隣都市の住民やスキー関係者の声があったことも踏まえれば、恵庭岳復原工事の成否や必要性については、お

よそ半世紀を経た現在においてもその判断が困難なのである。

それでもなお、恵庭岳滑降競技場建設問題は、オリンピック・ムーブメントにおける環境問題を顕在化させ、環境保護の困難さ、複雑さ、そして多様な意見を尊重した意思決定の重要性を如実に示すものであった。この問題は、今日のスポーツおよびオリンピック・ムーブメントにおける環境保護、延いては積極的な取り組みが求められている持続可能性の推進に関する意思決定の手続きに示唆を与える教訓的なレガシーであるといえよう。

現在、札幌市は 2030 年に開催予定のオリンピック冬季大会の招致を目指している²⁾。しかし、北海道新聞社による世論調査によれば、札幌市民の賛成は 46%に留まっているという³⁾。今後も招致活動が継続されるのであれば、競技場等の建設において自然環境への影響を最小限にすることもさることながら、多様な意見を尊重し、かつそれを反映させた招致活動が展開されることを期待したい。

おわりに、本研究を発展させるための課題について述べる。各章にそれぞれ具体的な課題は存在するが、ここでは以下について述べることにする。

第 1 に、恵庭岳滑降競技場跡地の処理について、1)北海道自然保護協会は具体的な対策をどのように検討したのか、2)どのような経緯で天然更新ではなく植林が選択されることになったのか、3)札幌大会組織委員会は跡地の処理ための経費を投じたのか（予算および決算等）、の 3 点が記録された史料を探索し解明する必要がある。

第 2 に、來田⁴⁾は、1960 年から 1979 年までの IOC 理事会および総会議事録を分析した結果、1)女性の参加問題はオリンピック・ムーブメントにおける価値観の多様化の一側面であり、人種差別問題や環境問題などの多様な問題が顕在化したことと連続性を有する可能性があること、2) 1972 年 5 月にローザンヌで開催された IOC 理

事会において、女性の参加拡大は大会規模の拡大による会場の跡地利用にも影響するという発言がみられたことから、レガシーの問題意識も女性の参加問題とは不可分であることが示唆されていること、の2点を指摘している。

さらに、來田⁵⁾は、女性の参加問題は1980年代半ば以降にオリンピックの商業主義化によって大会規模縮小問題の打開への道筋が開けたことに伴って解決されたと捉えている。この指摘や序論で触れた小塩⁶⁾の指摘に基づけば、本研究が焦点を当てたオリンピック・ムーブメントにおける環境問題は、オリンピックの商業主義化の前段階に生じていた大会規模縮小問題に端を発する問題の1つであったとみることもできる。

以上のことから、本研究が焦点を当てたオリンピック・ムーブメントにおける環境問題は、オリンピック・ムーブメントにおける価値観の多様化の一側面であり、女性の参加問題および人種差別問題との連続性を有すると同時に、レガシーの問題意識とは不可分であるといえる。したがって、レガシーについて検討する際には、人種差別問題、女性の参加問題および環境問題などのオリンピック・ムーブメントにおける価値観の多様化によって生じた問題やその経緯をも俯瞰し検討することが必要であろう。

注および引用・参考文献

- 1) 來田享子 (2012) ブランデー時代のオリンピック・ムーブメントの変容に関する研究 (代表:來田享子,課題番号:21500612). 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書(平成 21 年度～23 年度).

<https://kaken.nii.ac.jp/file/KAKENHI-PROJECT->

-
- 21500612/21500612seika.pdf (確認日: 2017年5月14日) .
- 2) 「札幌市、JOCに五輪招致意思を伝達 IOCの規則変更を受け」.
北海道新聞, 2019(令和元)年11月13日, どうしん電子版.
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/363009> (確認日: 2019年11月19日).
- 3) 「五輪招致『賛成』67% 11ポイント上昇 札幌は46% 全道世論調査」. 北海道新聞, 2019(令和元)年10月21日, どうしん電子版.
<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/356525> (確認日: 2019年11月19日).
- 4) 來田享子 (2014) 1960-1979年のIOCにおけるオリンピック競技大会への女性の参加問題をめぐる議論 -IOC総会議事録の検討を中心に-. スポーツとジェンダー研究, 12: 47-67.
- 5) 前掲 4.
- 6) 小塩和人 (2012) 米国環境運動をめぐる二つの越境 -アーノルド・バインダー, ムレイ・ブクチン, ジョセフ・サックス. 油井大三郎編, 越境する一九六〇年代 -米国・日本・西欧の国際比較. 彩流社, pp. 93-108.

補章 恵庭岳滑降競技場跡視察報告

第1節 はじめに

筆者は、支笏湖ビジターセンターが主催する「森と谷の探検ツアー 恵庭岳滑降コース跡地探検」に参加した。このツアーは、2014年6月14、22日および9月7、14日に開催されるものであったが、主催者側から恵庭岳滑降競技場建設問題に関する議論を兼ねてツアー実施したいという提案を頂き、上記とは別の日程でツアーが開催されることとなった。筆者がツアーに参加した日程は2014年9月8日である。

恵庭岳復原工事は、1972年度から1973年度は札幌大会組織委員会、1974年以降は日本体育協会が施工主体となり、北海道が委託を受けて行われたものである¹⁾。矢島ら²⁾によると、恵庭岳復原工事は世界的にも類をみない規模で行われた森林復原事例であり、また周辺林分との調和には相当の困難が予想された工事であった。

恵庭岳の現状について、1987年に発行された『恵庭岳復原工事調査報告書』には、樹木の鬱閉率³⁾という観点に限ると達成しつつあり⁴⁾ (参考資料-51)、周辺との調和および同化は樹木の世代交代レベルの長大な時間経過とともに解決されるとの報告がなされている⁵⁾ (参考資料-52)。その一方で、矢島らは⁶⁾、恵庭岳を森林復原工の1つの実験地として捉え、恵庭岳滑降競技場跡における施工後20年の植生回復状況の現地調査から、現状での景観的不調和感は樹冠組成の異質さから容易に推測でき、時間が解決する問題として片付けることはできないと指摘している。これらの指摘に基づけば、恵庭岳滑降競技場跡は「樹木の鬱閉率」という点では達成されたことがわかる

が、現在においても周辺との調和という点で課題が残されているといえる。

以上を踏まえた上で、本章では、恵庭岳滑降競技場跡の視察報告を行う。

第2節 視察ルートおよび各撮影地点の状況

視察したルートおよび撮影地点①から⑥を図4-1⁷⁾に示した。図4-1における撮影地点①から⑥の表示は筆者が加筆したものである。

本視察では、写真撮影を行いながら、『キャンプ場（旧支笏湖オコタン野営場）』～『林道分岐』～『男子ゴール』～『女子ゴール』～『男女コース交差地点』を往復した。1972年当時の恵庭岳滑降競技場の鳥瞰写真を図4-2⁸⁾に示した。吹き出し『男子ゴール』および『林道分岐』の表示は筆者が加筆したものである。以下に撮影地点における写真を提示した上で、その状況を述べる。

撮影地点①



天然の森林地帯（手前）と復原した森林地帯（奥）の境界である。天然の森林地帯は、樹木が不規則に生育し、不規則に配列されてい

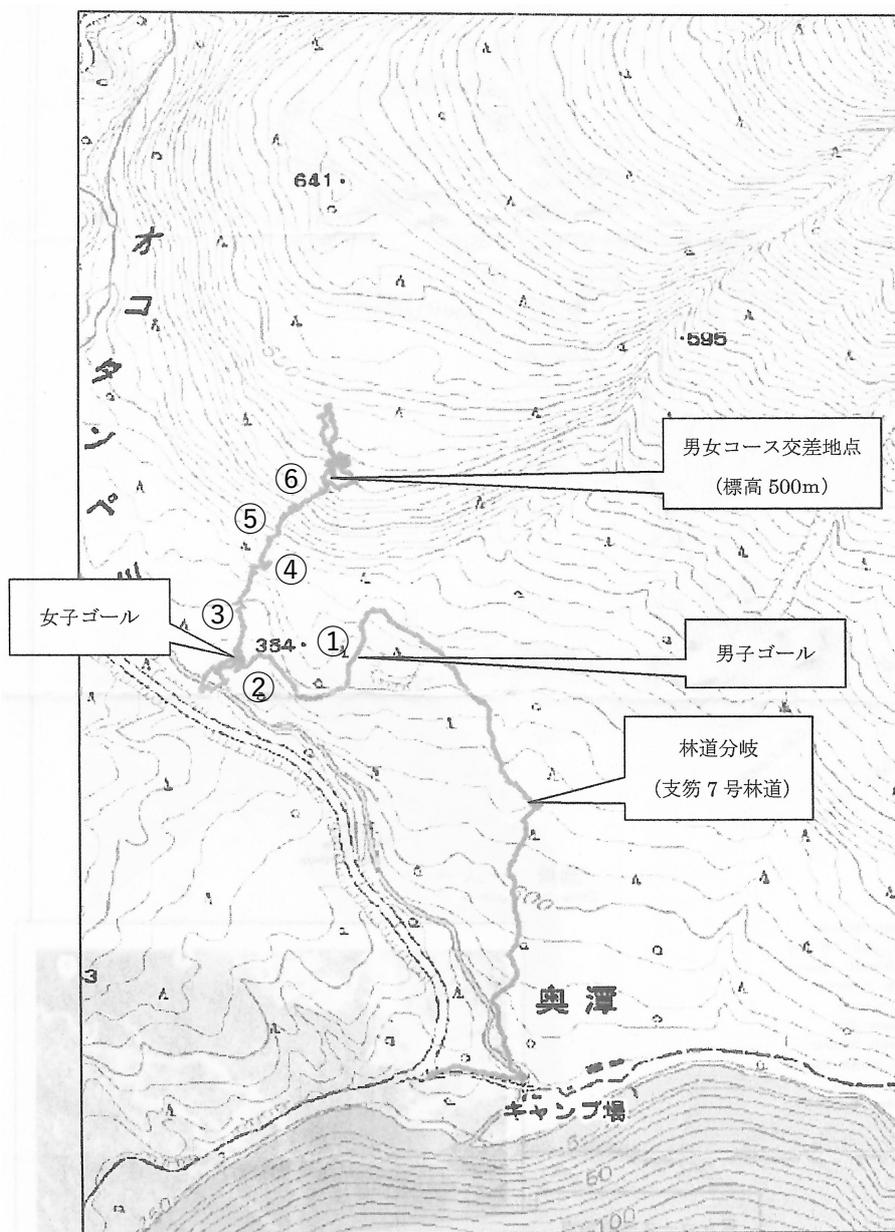
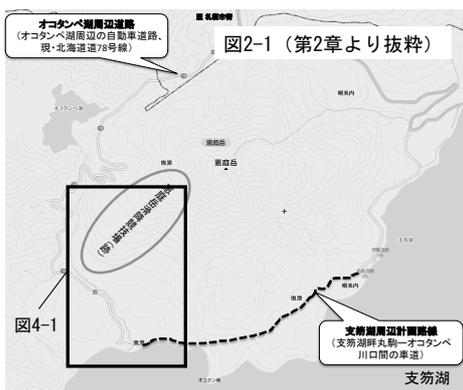


図 4-1 視察ルートおよび撮影地点

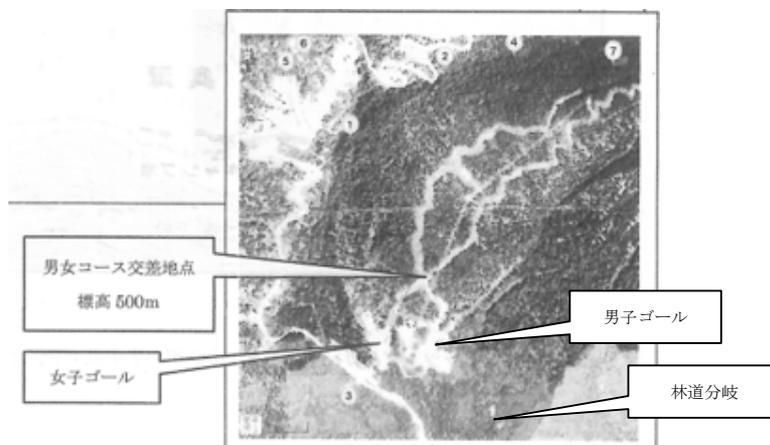


図 4-2 1972 年当時の恵庭岳滑降競技場の鳥瞰写真

る。一方で、恵庭岳滑降競技場跡は、ほとんどの樹木が直伸し、規則的に配列されている。

撮影地点②



人や車両が河川（オコタンペ川）を渡るための橋梁が建設された場所である。現在でもコンクリート製の橋桁や金網の土留が残されていた。

撮影地点③



ヘリポートが建設された場所である。背の高い樹木の鬱閉度は比較的低い、地面には背の低い植物が生茂っていた。

撮影地点④



同じ箇所にもしくは二種の樹木を植樹し、比較的生育の悪い樹木を剪定したことがわかる。このような方法で植樹が行われていた地帯はいくつかみられた。

撮影地点⑤



札幌大会時に使用された電話線が大きな岩の陰に残されていた。

撮影箇所⑥



女子コースにおいて最も急勾配の斜面には金網の土留がなされていた。但し、この土留は札幌大会開催以前に設置されたものではなく、恵庭岳滑降競技場復原工事の過程で設置されたものである。

第3節 補章のまとめ

恵庭岳滑降競技場跡は、一部で鬱閉度が低い箇所が散見されるものの、そのほとんどは天然林と同等の鬱閉度を示していた。その一方で、植樹された樹木は、筆者の素人目でみたとしても、明らかに現在でも周辺とは異なる生育を示していた。

恵庭岳復原工事は、世界的にも類をみない規模で樹木を生育させることができた事例であるといえるが、恵庭岳滑降競技場跡は現在においても植林された地帯とその周辺との調和は達成されていないといえよう。

注および引用・参考文献

- 1) 先田次雄（2014）恵庭岳滑降コース緑化復元から 40 年．「新千歳市史」機関誌「志古津」, 19: 23-30.
- 2) 矢島崇・菊池俊一・内海洋太・真坂一彦・熊谷雄介（1995）樹冠組成と下層植生からみた恵庭岳滑降競技場跡地の植生回復．森林科学, 14: 50-57.
- 3) 前掲 2.
鬱閉率の説明として、「ある地域に対し、植生の復原を目的として何らかの手を加えた場合、その成果を評価する第一歩は植物による地表の被覆の程度が問題となろう。特に景観の修復を第一義的に行っている場合には基本的には尺度となりうる。森林の回復を目指した場合には当然樹木による地表の被覆率がまず重要になる。」と記載されている。
- 4) 日本体育協会（1987）恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書．日本体育協会, pp.101-102.
財団法人林業土木コンサルタンツ北海道支所が行った調査結果を基に日本体育協会が作成した。

- 5) 前掲 4, pp.111-112.
- 6) 前掲 2
- 7) 支笏湖ビジターセンター主催「森と谷の探検ツアー 恵庭岳滑降
コース跡地探検」配布資料.
- 8) 前掲 7.

参考文献一覽

< 文献 >

- Ahwell, T. (1996) Squaw Valley 1960, In: Findling, J. E. and Pelle, K. D. (Eds.) Historical Dictionary of the Modern Olympic Movement. Greenwood Press, pp.263-269.
- Arbena, J. L. (1996) Mexico City 1968, In: Findling, J. E. and Pelle, K. D. (Eds.) Historical Dictionary of the Modern Olympic Movement. Greenwood Press, pp.139-147.
- Boulongne, Y. and Lennartz, K. (1994) 1894-1994 the International Olympic Committee One Hundred Years: The Idea – The Presidents – The Achievements, Volume 1. International Olympic Committee.
- Cantelon, H. and Letters, M. (2000) The Making of the IOC Environmental Policy as the Third Dimension of the Olympic Movement. International Review for the Sociology of Sport, 35(3): 294-308.
- Chappelet, J. L. (2003) The Legacy of Olympic Winter Games: An Overview, In: Moragas, de. M., Kennett, C. and Puig, N. (Eds.) The Legacy of Olympic Games 1984-2000, International Symposium Lausanne, 14th, 15th and 16th November 2002. International Olympic Committee, pp.54-66.
- Chappelet, J. L. (2008) Olympic Environmental Concerns as a Legacy of the Winter Games, The International Journal of the History of Sport, 25(14): 1884-1902.
- Chappelet, J. L. (2012) Mega Sporting Event Legacies: A Multifaceted Concept, Papeles de Europa, 25: 76-86.
- Field, R. (2010) Who Invited You? Party Crashers or Unwelcome

- Guests: The Legacy of Social Protest at the 2010 Winter Olympics, In: International Centre for Olympic Studies (Ed.) Rethinking Matters Olympic: Investigations into the Socio-Cultural Study of the Modern Olympic Movement, Proceedings: Tenth International Symposium for Olympic Research, annual 2010. International Centre for Olympic Studies.
- Findling, J. E. (2008) Avery Brundage Collection. *Journal of Sport History*, 17(1): 132-133.
- Findling, J. E. and Pelle, K. D. (1996) *Historical Dictionary of the Modern Olympic Movement*. Greenwood Press.
- Govt. of Canada, Office for the 1988 Olympic Winter Games (1988) *The 1988 Calgary Olympic Winter Games: report on the participation of the Government of Canada*. Govt. of Canada, Office for the 1988 Olympic Winter Games.
- International Olympic Committee (1955) *Information for Cities which desire to stage the Olympic Games*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (1966) *Minutes of Meeting the 64th Session of the IOC, Rome, 24-30 April, 1966*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (1966) *Minutes of Meeting the Executive Board of the IOC, Rome, 21-24 April, 1966*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (1966) *Objectives of Olympic Movement. The Olympic Games*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (1967) *Minutes of Meeting the 65th Session of the IOC, Tehran, 3-9 May, 1967*. International

- Olympic Committee.
- International Olympic Committee (1967) *The Olympic Games*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (1991) *Olympic Charter*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (2003) *Olympic Charter*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (2008) *IOC Guide on Sport, Environment and Sustainable Development*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (2014) *Olympic Agenda 2020*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (2016) *Olympic Charter*. International Olympic Committee.
- International Olympic Committee (2018) *XII Olympic Congress - Paris 1994*.
<https://www.olympic.org/paris-1994-olympic-congress> (accessed 2018-9-18)
- Kennedy, J. J. (1996) *Lake Placid 1980*, In: Findling, J. E. and Pelle, K. D. (Eds.) *Historical Dictionary of the Modern Olympic Movement*. Greenwood Press, pp. 289-294.
- Landry, F. and Yelès, M. (1997) *1894-1994 the International Olympic Committee One Hundred Years: The Idea – The Presidents – The Achievements, Volume 3*. International Olympic Committee.
- Lesjø, J. H. (2000) *Lillehammer 1994 Planning, Figurations and the ‘Green’ Winter Games*. *International Review for the Sociology of Sport*, 35(3): 282-293.

-
- Nash, R, F. (1989) *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*. University of Wisconsin Press.
- Preuss, H. (2007) *The Conceptualisation and Measurement of Mega Sport Event Legacies*. *Journal of Sports & Tourism*, 12: 207-227.
- Tahara, J. (2010) *Japanese Challenge for Environmental Protection in the Olympic Movement*. In: Chia, M. and Chiang, J. (Eds.) *Sport Science and Studies in Asia Issues, Reflections and Emergent Solutions*. World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd..
- Williams, C. (2011) *The Banff Winter Olympics: Sport, tourism, and Banff National Park*, University of Alberta.
- 荒牧亜衣 (2013) 第 30 回オリンピック競技大会招致関連資料からみるオリンピック・レガシー. *体育学研究*, 58(1): 1-17.
- 飯島伸子 (1993) *環境社会学*. 有斐閣.
- 石塚創也 (2014) 札幌市におけるオリンピック大会の招致活動 (1960-1966): 札幌市内における新聞報道の検討を中心に. *中京大学体育学論叢*, 55(1): 1-18.
- 井手賁夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.2. 北海道自然保護協会.
- 井手賁夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.3. 北海道自然保護協会.
- 井手賁夫 (1967) 北海道自然保護協会会報 No.4. 北海道自然保護協会.
- 井手賁夫 (1969) 北海道自然保護協会会報 No.7. 北海道自然保護協会.
- 井手賁夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.8. 北海道自然保護協会.
-

-
- 井手 貢夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.9. 北海道自然保護協会.
- 井手 貢夫 (1971) 北海道自然保護協会会報 No.11. 北海道自然保護協会.
- 井手 貢夫 (1967) 北海道自然保護協会会誌 第2号. 北海道自然保護協会.
- 井手 貢夫 (1974) 日本自然保護協会会誌「自然保護」第151号. 日本自然保護協会.
- 井川 充雄 (2003) 地方紙の基本的枠組と現在の課題. 社会情報, 12(2): 57-68.
- 江尻 進 (1966) 新聞と世論調査. 日本世論調査協会会報, 6: 1-3.
- 大津 克哉 (2012) 「スポーツ」と「地球環境問題」の位置づけに関する研究 —子ども・青少年へのスポーツを通じた地球環境問題の啓発と新たな取り組みについて—. SSF スポーツ政策研究, 1(1): 180-186.
- 鬼頭 秀一 (1996) 自然保護を問いなおす —環境倫理とネットワーク—. 精興社.
- 鬼頭 秀一 (2009) 環境倫理学. 東京大学出版会.
- 工藤 豊・下村 彰男・小野 良平 (2008) 戦前期の新聞記事にみる都市住民と街路樹との関わりの変遷に関する研究. ランドスケープ研究, 71(5): 769-772.
- 国際自然保護連合・国連環境計画・世界自然保護基金: 財団法人 世界自然保護基金日本委員会訳 (1992) 新・世界環境保全戦略 かけがえのない地球を大切に. 小学館.
- 国立研究法人国立環境研究所 (2013) 「持続可能な発展」と「持続可能性」. 国立環境研究所ニュース, 32(6).
- 国立国会図書館調査および立法考査局 (2010) 持続可能な社会の構築 総合調査報告書. 国立国会図書館調査および立法考査局.
-

- 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1967）札幌オリンピック冬季大会組織委員会会報第2号．札幌オリンピック冬季大会組織委員会．
- 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）第11回オリンピック冬季大会公式報告書．財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会．
- 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）第11回オリンピック冬季大会公式報告書（英語・フランス語版）．財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会．
- 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1967）札幌オリンピック冬季大会組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴．札幌オリンピック冬季大会組織委員会．
- 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録第1回－第31回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会．
- 札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1967）札幌オリンピック冬季大会組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴．札幌オリンピック冬季大会組織委員会．
- 篠田正浩（2012）札幌オリンピック 恵庭岳の伐採と植林．公益財団法人日本体育協会他，日本体育協会・日本オリンピック委員会100年史 part 1．公益財団法人日本体育協会，p.553.
- 清水重勇（2001）近代体育とクーベルタン：体育学の教育思想史．体育学研究，46（3）：227-239.
- 鈴木博之（2006）復原思想の社会史．株式会社建築資料研究社．
- 俵 浩三（1995）北海道自然保護協会会誌「北海道の自然」第33号．北海道自然保護協会．
- 第10回オリンピック冬季大会札幌招致委員会編（1964）第10回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書．第10回オリンピック冬季大会札幌招致委員会．

- 第 11 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会 (1966) 第 11 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書. 第 11 回オリンピック冬季大会札幌招致委員会.
- 田原淳子・平井敏幸 (2008) 札幌オリンピック冬季大会における環境問題 — 恵庭岳スキー滑降競技場とオリンピックのレガシー —. 日本体育学会第 59 回大会予稿集. 日本体育学会, p.66.
- チェルナシェンコ: グリーンスポーツ研究会訳 (1999) オリンピックは変わるか -Green Sport への道-. 道和書院.
- 寺田良一 (1995) 再生可能エネルギー技術の環境社会学: 環境民主主義を展望して. 社会学評論, 45(4): 486-500.
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(2018) 持続可能性. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会公式ホームページ.
<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/> (確認日:2018年12月26日).
- 東条猛猪 (1983) 私の履歴書. 日系事業出版.
- 等々力賢治(2017) IOC の環境問題への取り組み. 友添秀則, よくわかるスポーツ倫理学. ミネルヴァ書房, pp.166-167.
- 日本オリンピック委員会 (2016) スポーツと環境. 日本オリンピック委員会公式ホームページ.
<http://www.joc.or.jp/eco/history.html> (確認日:2018年12月26日).
- 日本新聞協会 (1962) 日本新聞年鑑. 電通.
- 日本体育協会 (1987) 恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書. 日本体育協会.
- ハムフェリー・バトル: 満田久義・三浦耕吉郎・足立清史訳 (1991) 環境・エネルギー・社会-環境社会学を求めて. ミネルヴァ書房.
- パリー・ギルギノフ: 舛本直文訳 (2008) オリンピックのすべて — 古代の理想から現代の諸問題まで—. 大修館書店.

- 北海道教育庁保健体育課（1963）冬季オリンピックに関する綴．北海道教育庁保健体育課．
- 北海道本庁（1966）札幌オリンピック冬季大会関係綴．北海道総務部総務課．
- 丸山徳次（2001）里山の環境倫理－「里山学」構築のためのノート．龍谷大学論集，458：83-123．
- 森岡正博（1999）自然を保護することと人間を保護すること．鬼頭秀一，環境の豊かさをもとめて．昭和堂，pp.30-53．
- 文部科学省ホームページ．ESD（Education for Sustainable Development）．<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>（確認日：2017年8月20日）
- 柳原克行（2005）カナダにおける社会的シチズンシップの政治—戦後の発展と90年代の変容—．立命館法学，300・301：521-541．
- 八木健三（1995）北の自然を守る—知床，千歳川そして幌延．北海道大学図書刊行会．
- 矢島崇・菊池俊一・内海洋太・真坂一彦・熊谷雄介（1995）樹冠組成と下層植生からみた恵庭岳滑降競技場跡地の植生回復．森林科学，14：50-57．
- 油井大三郎（2012）越境する一九六〇年代—米国・日本・西欧の国際比較．彩流社．
- 來田享子（2012）ブランデー時代のオリンピック・ムーブメントの変容に関する研究（代表：來田享子，課題番号：21500612）．文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書（平成21年度～23年度）．
- 來田享子（2013）1936年から1959年までのIOCにおける女性の参加問題をめぐる議論—総会・理事会議事録の検討を通して—．中京大学体育研究所紀要，27：13-35．
- 來田享子（2014）1960-1979年のIOCにおけるオリンピック競技大会への女性の参加問題をめぐる議論—IOC総会議事録の検討を中

心に-。スポーツとジェンダー研究, 12: 47-67.

< 新聞記事 >

「冬季五輪 札幌が有力 ウォー委員長語る 特に回転に向く 滑降コースは恵庭岳に」。北海道新聞, 1962 (昭和 37) 年 4 月 5 日, 朝刊, 11 面.

「“札幌は優秀な会場”国際スキー連盟アルペン競技委員長語る」。読売新聞, 1962 (昭和 37) 年 4 月 11 日, 朝刊, 6 面.

「滑降に絶好の恵庭岳コース」。北海道新聞, 1963 (昭和 38) 年 3 月 21 日, 夕刊, 3 面.

「今年から本格化 支笏湖 恵庭岳 周辺の道路を整備」。北海道新聞, 1963 (昭和 38) 年 5 月 11 日, 夕刊, 6 面.

「バンフに反対 世界野生生物保護基金 国立公園伐採計画に不満」。北海道新聞, 1966 (昭和 41) 年 4 月 20 日, 朝刊, 14 面.

「“バンフ開催”拒否を 野生動物保護協会 IOC に申し入れ」。北海道新聞, 1966 (昭和 41) 年 4 月 23 日, 朝刊, 15 面.

「会場, ほぼ計画通り内定 札幌五輪 専門委が初会合」。読売新聞, 1966 (昭和 41) 年 8 月 24 日, 朝刊, 10 面.

「厚生省, 恵庭岳会場に難色 札幌五輪 緑が荒らされる できれば他に適地を 競技・施設委」。北海道新聞, 1966 (昭和 41) 年 8 月 24 日, 朝刊, 14 面.

「恵庭岳の滑降コースと自然保護 井手貢夫」。北海道新聞, 1966 (昭和 41) 年 9 月 6 日, 夕刊, 3 面.

「支笏湖畔, 冬季五輪までに整備 周遊道路を新設 恵庭山ろくに国民休暇村」。北海道新聞, 1967 (昭和 42) 年 3 月 8 日, 朝刊, 13 面.

「恵庭岳滑降コース “五輪後に施設撤去”」。北海道新聞, 1967 (昭和 42) 年 3 月 18 日, 朝刊, 14 面.

「“仮設”にきまる 恵庭岳滑降コース」。読売新聞, 1967 (昭和 42) 年

- 3月29日，朝刊，8面．
- 「競技運営に支障も 札幌五輪実行委 『道路計画』再検討へ」．北海道新聞，1968（昭和43）年9月21日，朝刊，14面．
- 「支笏湖周辺 道路の建設取りやめ 昨年の決議変更 札幌五輪組織委総会 既存道路を整備」．北海道新聞，1970（昭和45）年4月21日，朝刊，14面．
- 「恵庭岳の滑降コースを視察 アルペン技術代表」．読売新聞，1971（昭和46）年5月9日，朝刊，10面．
- 「『安全第一主義で』 恵庭岳滑降コースの変更 視察の FIS 代表が記者会見」．北海道新聞，1971（昭和46）年5月13日，朝刊，11面．
- 「空から拝見 札幌の五輪施設」．朝日新聞，1971（昭和46）年8月27日，朝刊，20面．
- 「進む“白い舞台”づくり 厳寒のなかでも汗 自衛隊員 雪不足に人海戦術」．北海道新聞，1971（昭和46）年12月22日，朝刊，15面．
- 「『よかった』『残念』 姿消す恵庭岳滑降コース 関係者ふたつの表情」．北海道新聞，1972（昭和47）年1月10日，夕刊，6面．
- 「札幌五輪 中継準備 OK 画面にタイムも表示 滑降には9台のカメラ」．朝日新聞，1972（昭和47）年2月1日，夕刊，9面．
- 「撤去も速かった 札幌滑降コース 名残惜しみ複雑 「自然保護」には勝てず 整備員，すべり納め」．朝日新聞，1972（昭和47）年2月8日，朝刊，3面．
- 「五輪会場変更を要望 日本野鳥の会」．読売新聞，2013（平成25）年10月1日，朝刊，33面．
- 「『海の森』工事中断 五輪会場見直し決着まで」．朝日新聞，2016（平成28）年11月18日，デジタル版．
- 「五輪招致『賛成』67% 11ポイント上昇 札幌は46% 全道世論調査」．北海道新聞，2019（令和元）年10月21日，どうしん電子

版.

<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/356525> (確認日 : 2019 年 11 月 19 日).

「札幌市、JOC に五輪招致意思を伝達 IOC の規則変更を受け」.
北海道新聞, 2019(令和元)年 11 月 13 日, どうしん電子版.

<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/363009> (確認日 : 2019 年 11 月 19 日).

< 書簡 >

Letter from Ide, A. et al. to Brundage, A., Sapporo, 2 September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.

Letter from Brundage, A. to Uemura, K., unknown, 23 September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.

Letter from Sato, T. to Brundage, A., Tokyo, 11 October, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.

Letter from Uemura, K. to Brundage, A., Tokyo, 29 March, 1967. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180.

恵庭岳滑降競技場建設問題関連年表

年月日	内容	備考
1962. 4. 9	第10回オリンピック冬季競技大会の招致委員会は、スキーコース選定のために招聘されたFISのヴォルフガングの助言に基づき滑降競技場建設地を恵庭岳に選定する。	札幌
1964. 1. 29	1968年に開催される第10回オリンピック冬季競技大会の開催地がグルノーブル（フランス）に決まる（1968札幌招致失敗）。	IOC
1964. 12. 1	北海道自然保護協会が任意団体として結成される。（1979年に北海道から社団法人として認可、2012年から一般社団法人）	札幌
1965. 12. 4	北海道自然保護協会の第10回理事会において、恵庭岳滑降競技場の建設について競技団体や札幌市の関係者との協議を要望していく方針が提示される。	札幌
1966. 2. 17	IOC会長のブランデーは、CODA会長のデビスに対し、環境保護団体や自然保護論者からバンフにおける競技場の建設に対する抗議を受けたこと報告する。	バンフ
1966. 3. 2	CODA会長のデビスは、IOC会長のブランデーに対し、オリンピック大会が開催されたとしても野生生物には影響はないということを主張する。	バンフ
1966. 4. 26	第64回IOC総会において、IOC会長のブランデーは、自然保護に関心を寄せるカナダの協会や市民、他国の人々などから抗議を受けたことを述べた上で、「カナダの首相がバンフの立候補を支持するという事実があるとしても、IOCは原則として、国際的な動きになりかねない論争、および大会開催中において抗議行動が行われるリスクの原因になってはならない。」と表明する。 1972年第11回オリンピック冬季競技大会の開催地が札幌に決まる。	IOC
1966. 6. 10	北海道自然保護協会の第12回理事会において、恵庭岳滑降競技場の建設に必ずしも反対ではないが、今後、大会組織委員会に対し自然保護の立場から積極的に働きかけていくことが確認される。	札幌
1966. 9. 2	井手（北海道自然保護協会理事長）は、IOC会長のブランデーに対し、個人の立場でその他の有志とともにIUCNの理事らから得た恵庭岳使用に対する反対署名を添え、書簡を通じて滑降競技場建設地の変更要請を行う。	札幌
1966. 9. 23	IOC会長のブランデーは、札幌大会組織委員会会長の植村に対し、滑降競技場建設地の変更要請について考慮に値するかどうかを書簡を通じて問い合わせる。	札幌 (書簡①)
1966. 10. 11	札幌大会組織委員会事務総長の佐藤は、IOC会長のブランデーに対し、恵庭岳の使用に対する抗議への対応については既に検討が行われ、解決できる見込みであること書簡を通じて報告する。	札幌 (書簡②)
1966. 10. 29	北海道自然保護協会の第15回理事会において、札幌大会組織委員会が大会終了後に恵庭岳の競技場設備を全部撤去すると述べたことが報告される。	札幌
1967. 3. 17	札幌大会組織委員会の第5回スキー小委員会において、恵庭岳における競技場設備を仮施設として建設することが確認される。（跡地に関する内容は記載なし）	札幌
1967. 3. 25	北海道自然保護協会の第17回理事会において、札幌大会組織委員会が競技場跡地の処理を自然の力のみ依存する「天然更新」とする意向を示したことが報告される。	札幌
1967. 3. 29	札幌大会組織委員会会長の植村は、IOC会長のブランデーに対し、恵庭岳の使用について国立公園審議会から承認を得たことを電報を通じて報告する。	札幌 (電報①)
1968. 5. 24	恵庭岳滑降競技場建設が厚生省に許可される。	札幌

(参考資料-3)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「“札幌は優秀な会場”国際スキー連盟アルペン競技委員長語る」.
読売新聞, 1962 (昭和 37) 年 4 月 11 日, 朝刊, 6 面.

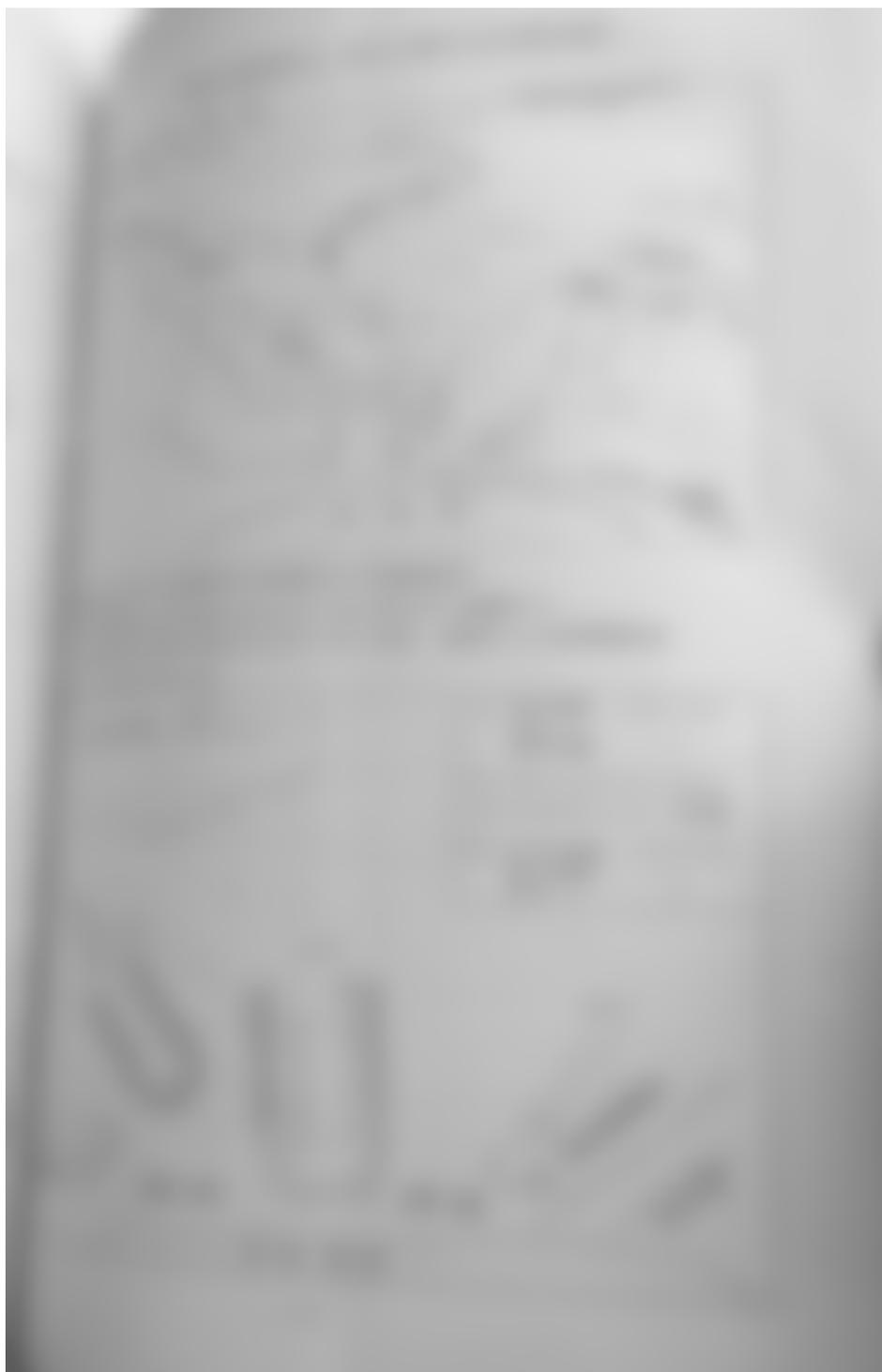
(参考資料-4)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

北海道教育庁保健体育課（1963）冬季オリンピックに関する綴．北海道教育庁保健体育課．北海道立図書館所蔵．

(参考資料-5)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「会場、ほぼ計画通り内定,札幌五輪 専門委が初会合」。読売新聞, 1966(昭和41)年8月24日, 朝刊, 10面。

々に成勢して飛散するので病
この分生胞子は水溜中では
と高く、気温が二〇度以上の
さかんに発芽する。それだか
と蒸し暑い日のついでに
なくまんえんするのである。
むに、いおう利類のちや類
に散布して時をばらばら
してまうようにすると、遊
す。

北大名誉教授（植物学）

このことは、重要な自然を守る
とらうことが、国際的にこれほど
深い関心が払われているかという
ことの非常に具体的なあらわれで
ある。ことにガムス教授は、イン
スブルックの静かな笑ひ、谷間
が、前回の冬季オリンピック競技
のために痛らされたことを嘆いて、
日本でも同様な結果ならな
いことを切に望んでゐるのであ
る。

オリンピックといふことは、な
るほど国際的な大きな行事にはち
がいない。それを国家的なお祭り
として盛大に挙行しようとする政
府や当事者の努力は多しなくては
ならない。国際間で決められ
た以上、いかに成功させなくては
ならないことも当然のことであ
る。

る。しかしこれはいわばこの一回
眼のことである。じ。まにま
加するものはせいぜい数千人であ
る。そのために国民の写である重
要な自然が大きな損傷をうけては
ならないのである。自然の破壊を
おそれオリンピックに反対した
カナダのバンフのばあいでも、そ
のいうことは、国民が長く保存
してき、今後長く保存されるべき
自然を、樹齡二百年余にわたる樹
木のある森林を、一時のオリンピ
ックのために縮らしてはならな
い、とつうことであつたのであ
る。これを提案したのはつうこと



『利尻富士』 関 兵 衛

協会本来の使命にもとる、といふ
声も出ている。しかしすでに今日
の段階では、むしろ恵庭市の自然
がオリンピックによって損傷せら
れることを最小限にとどめるよう
に努力する、といつうこと、その後
の副産物の利用についても、できる
だけ本来の原始的なすがたと調和
させるようとするといつうことが、
協会としてはとるべき態度であ
る、といつうことになっている。

この協会の態度については内部
からも多くの批判がなされてい
る。しかしこれは結局今日の日本
の社会のもつ制約によるものであ
る。その制約の中で、北海道自然
保護協会はその将来の任務の達成
を自かつて努力するほかはないの
である。

とはいへ、オリンピックの施設
が恵庭市周辺の自然を破壊するか
しないかといふことは、これは単
にある地方の自然保護の問題をは
るかに越えた本質的な問題を合ん
でいるのである。八月二十三日、
札幌で開催されたオリンピック組織
委員会専門委員会では先着側から
国立公園の中にスキューズを作
るのは好ましくないと、いふ意見
が発表されたことば、その意味で
も重要なことといわねばならな
い。

（北大教授、北海道自然保護協会
理事長）

「恵庭岳のコースと自然保護 井手貴夫」. 北海道新聞, 1966 (昭和
41) 年 9 月 6 日, 夕刊, 3 面.

(参考資料-7)

北海道自然保護協会の 発足とその活動

井手 貴 夫

いで・あやお
1910年岡山県倉敷市生まれ。慶大文学部昭和10年卒業。通信省通信博物館に就職後、電波科学専門学校、東海大学教授を経て、北海道大学教授。停年後名誉教授。友の会、北星学園大学教授。現在、日本文学研究会、日本自然保護協会、日本自然保護協会、北海道文学会顧問。

最初の自然保護協会

私は昭和二十五年十月、当時清水にあった東海大学からその頃の東大の独逸語独文学の主任教授であった故相良守峯教授の推せんで北大文学部に赴任して来たが、当分は他の学部の人達とは余り交渉はなかった。やがて、同じ日本山岳会に所属している人々と近づきになって、後に北大山岳会を作ってから多くの友人知己を得るようになった。所が昭和三十四年の十月だったか、名物教授として名前だけは知っていた植物園長の館脇さんから突然電話がかかって来た。今度北海道自然保護協会というものが出来るから、君にもその評議員の一人になって欲しいというのである。どうして私がそんなものになるのですか、と聞くと、君は山によく登るし、新聞に時々ものを書くから利用価値があるのだ、という。そういうことなら自然は好きだから出席しましょう、ということになった。

その協会は二ヶ月に一回位だったか、毎月一回だったか、よく覚えていないが、通知があつて、植物園の事務所二階で、元勅任技師であつた林常夫さんを会長として開かれていた。そこに集まっていた人々は大体それまで私が全く知らなかつた人達で、今井道雄、犬飼哲夫、宮脇恒、石川俊夫、小関隆禎の諸氏のほかに札幌営林局長、道の林務部長、更に財界の人々もいたかも知れないが、よく記憶していない。

この集りで館脇さんは自然が無闇に荒らされている実例をいくつか話されて、出席者から時々質問が出される程度で、余り議論もなかつたようで、雑談に終わっていたように思う。しかし何回目かに私が、そんなに荒されるなら何らかの対策を社

会的に呼びかけなくてはいけないと提言したが、そんなことをしたら大変なことになると全く問題にできなかった。

それが昭和三十六年の夏であつたか、突然林常夫さんが会長を辞任されて、今井道雄さんを会長として、日本自然保護協会北海道支部として再出発することになった。支部長は勿論今井さんで、幹事に石川俊夫、小関隆禎、井手の三人が名ざされた。事務所は小関教授の研究室におかれた。私が幹事にされたのはその前年学会でヨーロッパへ行くことになって、ついでに折角自然保護協会に属しているのだから、この機会にヨーロッパの自然保護を見て来たいと館脇さんに相談したら、国立公園や海中公園の生みの親ともいふべき東京の田村剛氏に相談するがいいと紹介して下さつた。東京で田村さんに会って相談したら、丁度その年の六月中旬に、ポーランドのワルシャワで国際自然保護連合の総会が開かれるからそれに日本代表として出席するようにいわれた。当時赤いカーテンの内側のポーランドなど普通ではとても行けない所なので兎に角出席して、その関係でドイツ、スイス、オーストリアの自然保護団体の有力者に親友ができて、日本の国立公園について各地で二十数回も講演をして帰つて来たということがあつたので、そのせいであらう。それで月に一回位小関さんから通知があつて、今井道雄さん、石川さん、私の三人が小関さんの部屋に集まつた。どんな話が出たか全く記憶にないが、始めのうちは東京の自然保護協会から幾分の資金があつたらしいが、それも使い果たして、しまいは小関さんが身銭を切って通知をよこすという状態になつた。そこで演習林長だつた宮脇さんと小関さんが林業

関係などをまわって資金集めをしたがどこからも一文の寄附もなかった。そのうちに大雪山の黒岳にロープウェイが作られるという話が新聞に出て来た。たまたま日本山岳会会員であった伊藤秀五郎、金光正次、渡辺千尚、井手の四人が集まった席で、何とか手を打たないと、大雪山の自然が大変なことになるという話になって、矢張り自然保護協会をしっかりと作りたものにして、妨がなくてはならない、ということに意見がまとまった。しかし現実に資金も全くないのだから、これは協会を新しく作りなおす以外にない、ということでも今井さんも全くこれに賛成して日本自然保護協会から離れて、北海道自然保護協会として独立した組織を作ろうということになった。

北海道自然保護協会の結成

それで私は新しい協会を作ることに反対だった小関さんや館脇さんとは全く離れて、今井さんと協力して、昭和三十九年（一九六四年）四月頃から動き初めて、多くの有力者に発起人になるよう勧説してまわった。ようやく九十人近い人の賛同を得て、さて会長にだれを依頼するかということになった。当時北海道銀行の創立者であり、頭取であった島本融氏を第一候補として今井さんが説得したが、島本氏は固辞された。北海道銀行の道家斉次氏が拓銀の東條さんを押され、私がお願にあがったが却々承諾されなかった。昭和三十九年頃ではまだ自然保護の意義を多くの人が知らなかった。どうしても承諾されなかったのを、今井さんと私と二人でお願いに上ってようやく承諾された。ただ条件として、今井さんが副会長として東條さんを補佐するということがあった。

こうして三十九年の七月始めにはすっかり準備

がととのったが、有力メンバーと考えていた道の林務部長の都合がつかないということで結局発会式が開かれたのはその年も押しつまった十二月一日であった。そしてその間に黒岳と旭岳のリフト建設許可がおりたことをあとで知った。しかし協会が設立され、東條会長、今井副会長、犬飼副会長、井手理事長が決定するとすぐに理事会を開いて、黒岳と旭岳のリフトの終点の公園計画を作って、ある程度荒廃をとめることができたのは幸いであった。

勧告と要望

東條さんは会長となられてからはじつによく指揮をとられた。また当時の知事が自然保護に熱心な町村金五氏であったので、知事の財政相談役の東條さんもやり易かったといえよう。こうして理事も各方面の専門家になっていただいて、順次問題を審議して、しかるべく勧告又は要望をして、その目的を果した項目をあげれば大体次の通りである。

- 一、創成川緑地帯の一部を駐車場にすることの可否について（昭和三十九年二月一〇日）
- 二、北海アルプスの名称について（三九・一一・二四）
- 三、黒岳及びユコマンベツのケーブル施設について（四〇・一一・一八）
- 四、豊平峡ダム問題について、特に従来の川沿いの歩道は拡幅することなく、ダムに行く道は別に自動車道路を作ること。（四〇・五・六）
- 五、日本最北端の碑の落書きについて（四〇・九・一六）
- 六、オコタンベ湖の保存について（四〇・一一・八）

七、恵庭岳スキーコースについて（四〇・一一・四）

八、小樽内川のサンショウウオの産卵地の保護（四一・一一・二二）

九、自然公園内のレインジャー増強についての要望（四一・一一）

十、支笏湖発電計画について（四二・四・三〇）

十一、ウトロのオンコ岩の採石問題（四二・五・二八）

十二、北大自然保護学科設置要請について（四二・七・一一）

十三、大雪山、赤岳より裾合平を経てユコマンベツに至る自動車道路について（四二・一〇・二九）

十四、真駒内団地柏丘及びみどりヶ丘の保護について（四二・一〇・二九）

十五、全日本登山体育大会の知床開催について（四二・一〇・二九）

十六、クッタラ湖の民有地の施設問題について（四二・一一・二〇）

十七、バスガイドブックの誤りの訂正（四二・一一・二〇）

十八、大雪山遊歩道計画委員会（四二・一一・一）

十九、ペンケ沼、パンケ沼の観光施設について（四二・一一・一七）

二十、自然公園内に於ける諸問題に関する意見書（四二・一一）

その他に

- (一) 騒音防止について
- (二) 無許可の立売人について
- (三) 公園内の道路について
- (四) 民有地の問題について

- (n) 売店、旅館などの下水処理について
 - (o) レインジャー増強と権限強化の件
 - (p) 自然公園内の施設の作り方について
 - (q) 地元啓蒙の必要
 - (r) 観光祭の行ない方。
 - (s) 北海道の国立公園の事前審議について
- など、実に多様な難しい問題について種々論じて、理事会として議決して関係各方面に要望して、夫々に効果をあげることができた。これらの中でも特に重要な項目についてなお説明を加えておきたい。

四、の豊平峡問題については、豊平峡の河ぞいの道路をたどって現在のダムに到達するあたりから、約三十米位の所が、急に両岸が岩にたまって、その深い谷の中を渓流が流れていて、木曾谷の寝覚めの床を稍小規模にしたような美しい景観を呈していたので何とかダムをもう少し奥にずらして欲しかったのであるが、渓谷ぞいの道路はそのまま歩道として残して、工事のためや、その後の一般観光のために自動車道路を別に作るということ、妥協せざるを得なかった。このことは誠に残念であった。

惠庭岳スキーコース

七、の惠庭岳スキーコースについては我々は富良野のスキー場を改良して欲しかった。私達のこの要望を聞いた当時の国鉄北海道総局長は、それでは札幌から富良野往復の特別急行列車を編成して支障のないようにしようとして申出てくれた。一方私はポーランドの国際自然保護連合総会で知りあって、親友となったインスブルックの植物園長ヘルムード・ガムス博士に相談して、まもなく開かれる国際自然保護連合総会に惠庭岳使用

反対を訴えることにした。そして理事の中でも最も強硬に惠庭岳の利用に反対していた伊藤秀五郎、高倉新一郎、石川俊夫と私の四名にガムスの名も連ねて、英独佛日、四ヶ国語の反対声明を国際連合宛に提出した。私としては総会で反対決議をして欲しかったが、総会には日本政府の関係者も出席していたのでそれはできなかったが、藪苔類の研究で世界的権威であり、ヨーロッパの各国語に通じていて、国際連合委員の中でも重きをなしていたガムスは、殆んど世界中の全理事の反対署名を集めてくれたので、私がこれをブランドページ長に送って善処方を求めた所、会長は直ちにJOC（日本オリンピック委員会）に私と話しあつて善処をするように求めて来たので、JOC委員と私との交渉が始まった。私達は惠庭岳の使用にはどこまでも反対で富良野の滑降コースの改良を主張してやまなかったが、ある日、思いがけず日本山岳会の重鎮で、親しくしていた横有恒さんから手紙が来た。余り頑強に反対するとあなたの将来にも悪い影響があるといけないから、適当な所で妥協しなさいという忠告であった。いざれ政府のその筋が手をまわした、とは思つたが、そこで私は条件を出した。使用後は再使用しないで、植林して元形に復する、ということである。定めし非常な費用がかかるだろうが、自然を破壊することが、どれ程高価なものにつくかを知らしめて今後いましめたい、と思つたのである。

コースの選定にあつたIIOC（国際オリンピック委員会）のシュベイス委員（この人はインスブルックの人でガムスを通して知りあつていた。）は私達の要望にそつて、出来る限り山容を傷つけないように、樹木の伐採も最少限に止めるよう努力してくれた。それだけにこのコースに愛着が深かつたらしく、オリンピック終了後も、また惠庭岳のコースを利用して欲しい、と再三私に依頼して来たが、私はそのたびにはっきり断つたので結局富良野を整備することになったのである。

当時のIIOC会長ブランドページ氏は一九七四年「近代オリンピックの遺産」（ベースボール・マガジン社）という書物の中でこういつている。

「札幌大会は大成功だった」と賞賛しながら「しかし札幌オリンピック組織委員会はこの大会に関連して七億ドル以上の金を使い、現在でも更に数億ドルかけて競技場周辺の環境をもと通りにし、二億ドル近くもかけて作ったボブスレーのコースをとりこわしー全世界あわせてもボブスレーの選手は僅か数百人しかいないーまた滑降コースの行われた斜面に再び植林しているのである。このため荒野に侵入し、環境を破壊することに反対する自然保護論者からは、冬季オリンピックに対する批判の声が高まっている。」といい、総括的に「いま思うと、オリンピック冬期大会の創設は、オリンピックのイメージを損ねた憂うべき失敗であつた。」とまで言い切つてゐる。

この度の長野県の冬期オリンピックに際して、最初、上信越高原国立公園の志賀高原にある岩菅山に滑降及びスノーバー大回転の両競技場を新たに開発しようとしたのであるが、私達が惠庭岳の例を引いてこれに反対した直後に、岩菅山開発の発言者であつたJACの会長が辞職してこのことは中止された。ここでも惠庭岳の再使用を中止させてこれを復元させたことが、一つのよい範例になつたのである。

井手貴夫（1995）北海道自然保護協会の発足とその活動．俵浩三編，北海道自然保護協会誌「北海道の自然」第33号．北海道自然保護協会，pp.13-15．北海道自然保護協会所蔵．

(参考資料-8)



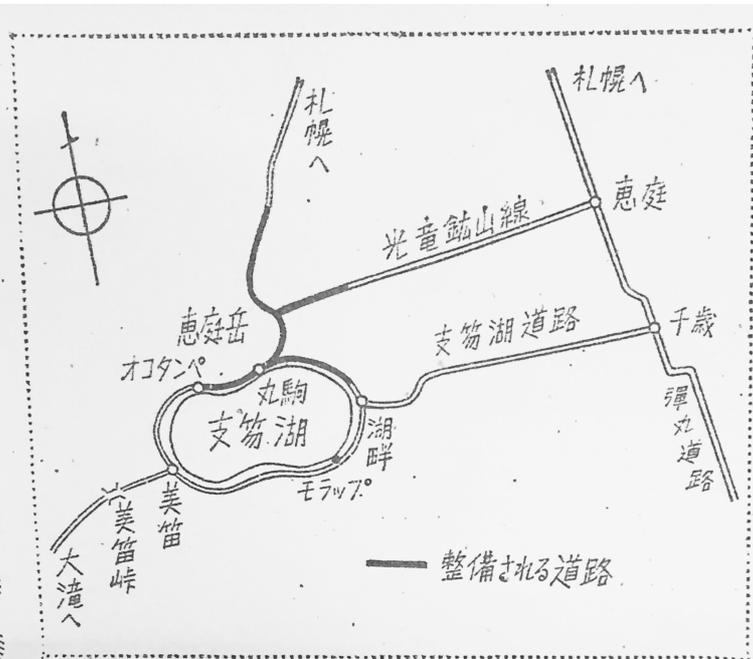
※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「空から拝見 札幌の五輪施設」．朝日新聞，1971（昭和 46）年 8 月 27 日，朝刊，20 面．

(参考資料-9)

今年から本格化

支笏湖 恵庭岳 周辺の道路を整備



【千歳】冬季オリンピック滑降競技場候補地としてクロス・アップされている支笏湖畔、恵庭岳周辺の道路整備工事がことしから

本格的にはじめられる。

札幌と恵庭岳、支笏湖を直接結ぶ道道札幌―丸駒線は全長三十キロのうち最も難工事の恵庭岳東側の一・二キロが路盤改良される。この区間に七千万円つぎ込むが、ここを除けば大規模な路盤工事もないだけに五年後には三十キロ全線が開通する見込み。湖畔の丸駒から湖岸つたいに恵庭岳西斜面のオノタベンへ出る四きは札幌開発建設部の受け持ち、ことし二千万円の予算で七百メートル道路をつげる。この区間の総工費は二億七千万円が見込まれており、オリンピックまでには舗装道路ができるという。

千歳から支笏湖観光道路を登りつめた「湖畔」(地名)と道道札幌―丸駒線と結ぶ道は支笏湖北岸を開削して作られる。道土木現業所は三十五年から工事にかかって

おり、全長四キロのうち千三百二十キロは昨年までにできている。ことしは一億円の起債をつぎ基礎工事だけでも一気に仕上げるかまえる。

このほか関連工事として道は、恵庭から札幌―丸駒線へ出る道道光電鉦山線の改修舗装、千歳から支笏湖南岸を通り美笛から有珠郡大滝村へ抜ける道道の舗装、待避所設置工事などことし約三億円かけて支笏湖周辺の道路を整備する。ホコリで有名な支笏湖観光道路もことし四キロ舗装区間がふえ、四十年までには完全舗装される。

さっぽろガイド

この欄は、午まで、または電報知らせくが

△△と

催し (12日)

引き揚げ者未登録解消説明会
午前九時、札幌ビル

ユースホステル教室盤盤溪山ハイキング
午前九時、宮ヶ丘ユースホステル前出発

光州院池坊研究会
午前十時、札幌大

「おおぞら会」絵画教室
午前十時、北十七東七、高橋宅

「今年から本格化 支笏湖 恵庭岳 周辺の道路を整備」. 北海道新聞, 1963 (昭和 38) 年 5 月 11 日, 夕刊, 6 面.

(参考資料-10)

支笏湖畔、冬季五輪までに整備

周遊道路を新設

恵庭山ろくに国民休暇村

【千歳】千歳市は支笏湖解を冬季オリンピック開催年までに大いに売り出そうと冬季五輪重点の施設整備計画を立てている。

支笏湖を訪れる観光客は年間九十万人を数え、ここ一、二年後には百万人を突破するものとみられている。このため周遊道路の整備と施設の充実をめざしているが、一九七二年の冬季オリンピックで

恵庭岳が滑降競技場として使用されることになっていて、観光地、支笏湖を国際的に売り出す絶好の機会とみている。

まず道道では支笏湖沿線の拡幅改修とオコタンペー丸附温泉間の道路新設、支笏湖スカイライン（湖解―樽前山―美笛川口）の新設などをめざしている。また道央横断道路については札幌―オコタンペー沿線の関係分促進をはかる。

施設整備事業は、オコタンペー湖探険道路開削（延長五キロ）恵庭岳山道路整備（同六キロ）モラップ園地スキー場のロッジ整備（木造千五十六平方メートル）同園地施設、ボロビナイ、モラップ野営場の整備など。このほか恵庭山ろくボロビナイに国民休暇村を建設する計画、総事業費は二百八千万円。

「支笏湖畔、冬季五輪までに整備 周遊道路を新設 恵庭山ろくに国民休暇村」。北海道新聞，1967（昭和 42）年 3 月 8 日，朝刊，13 面。

(参考資料-11)

競技運営に支障も

札幌五輪『道路計画』再検討へ

札幌五輪実行委

札幌オリンピック組織委の実行委員会が二十日、札幌・パークホテルで開かれた。選手村建設と交通輸送問題について専門委員会から経過報告を聞いたが、このなかでオリンピック関連道路が当初計画よりかなり後退し、競技運営に支障をきたす面も出ているとの指摘があった。そのため同委員会は道路整備計画の再検討を関係官庁に働きかけることを決め、十一月に開かれる組織委員会総会で、この問題を再び協議することになった。

実行委には竹田恒雄実行委員長ら委員十人が出席。競技、施設専門委員会から選手村など宿舍施設の基本建設方針について報告があった。また、交通輸送専門委員会からも報告を聞いた。このなかで同専門委員会の委員長が『道路計画は予算の関係で当初よりかなり後退した。このままでは大会開催に支障をきたすので、トップクラスの話し合いで、早急に問題の解決をはかってほしい』と訴えた。

同委員長の説明によると、問題なのは創成川幹線と清隆橋夜湯の恵庭第一周道路。当初、創成川幹線は立花交差を考えていたが、開発局が現在の平面交差でも交通の滞りは十分さげるとの立ち場を取っているが、これでは北一条線など東西路線のマヒは避けられない。また恵庭第一周する湖畔山ろく道路のメドが立たず一般観光、マイカーの入場を大幅に制限しなければならぬという。この道路問題は大会開催の成功、不成功を左右するきめ手になるだけに、実行委員は問題を重視。メキシコ・オリンピック大会終了後に開かれる組織委員会総会で、道路整備計画の再検討を協議することを申し合わせた。

「競技運営に支障も 札幌五輪実行委 『道路計画』再検討へ」。北海道新聞、1968(昭和43)年9月21日、朝刊、14面。

(参考資料-12)

(ト)トムラウシ、鹿越峠越の国道は、最低鞍部よりやや北よりの沢ぞいにトンネルによって通すること。
 (ニ)またトムラウシ委員会は、この問題は単にトムラウシ周辺だけでなく、大雪山全体の視野に立つて他の問題とあわせて検討されねばならないので、トムラウシ委員会を発展的に改組して、大雪山委員会を設けるべきこと。
 (ハ)赤岳銀泉台のバス道路延長、駐車を台地に設けることについては、条件をつけること。
 (ニ)黒岳ロープウェイの終点からのリフト建設についても同様。
 ●十一月十三日(水)
 大雪山周辺の市、町長との懇談会
 午後四時より於・自治会館
 出席者―斎藤(春)、岩本(代)、坂本、島倉、斎藤(雄)、伏見、楡金、春日、明道、橋本、榑田、佐藤、井手、木村、俵、南富良野町、富良野市、旭川市、上川町、東川町、新得町、美瑛町、鹿追町
 各市、町長または助役より自己紹介と各町の要望の開陳があり、のち協会側ことにトムラウシ委員会の意見を述べて懇談。その後、夕食をとるに於て散会。
 ●十二月四日(水)
 柏ヶ丘の森林保護に関する話し合い
 午前十時より開催。
 出席者―井手、辻井、橋本、市川、十楽寺、以上五名。
 住居占用区域指定、森林計画法による資源計画地区、森林調整区域などの問題について、十楽寺、市川氏らよりそれぞれ

れ説明があった。
 ●十二月七日(土)
 編集委員会
 午後二時より開催。
 出席者―井手、石川、斎藤、楡金、辻井、以上五名。
 会誌第五号の編集についての最終的打ちあわせ。
 ●十二月二十六日(木)
 大雪を守る問題について
 出席者―井手、辻井、橋本、榑田、木村、以上五名。
 大雪の自然を守る具体的方法について種々検討した。
 ●昭和四十四年一月十七日(金)
 第二十七回理事會
 十二時より―二時。出席者―大飼、楡金、岩本(代)、斎藤(雄)、春日、橋本、斎藤(春)、辻井、以上八名。
 1 真駒内柏ヶ丘について意見書を作成することとし、東条会長の意向を聞くこととなる。
 2 藻岩山山頂展望施設の意見書。
 3 トムラウシ委員会報告。
 4 地方支部結成の要望があり、支部についての会則を検討することとする。
 5 その他、会誌原稿の件、オリンピック記念自然保護緑化計画案などが話題となる。
 ●二月一日(土)
 第二十八回理事會
 一時半より開催。出席者―岩本(代)、木村、萩原(代)、佐山、楡金、東条、小寺、佐藤、伊藤(秀)、石川、高橋、辻

井、金光、島倉、井手、明道、松本、以上七名。
 1 道士木部長より、支笏湖畔丸駒温泉―オコタンベ河口間の車道建設について要望あり、種々検討の結果、同地域は支笏湖畔においてもっとも重要な箇所であるとの間の道路建設については反対の意向を表明することに決定。
 2 トムラウシ委員会第二次報告、承認される。
 3 稚内―天塩間の道路計画がある由で、これについては調査すること。
 4 柏ヶ丘の件については最終的な意見がまとまった。
 ●三月十七日(月)



陳情書、要望書
 意見書、回答文書

第二十九回理事會
 四時より開催。出席者―明道、岩本(代)、小寺(代)、楡金、中野(代)、島倉、坂本、住吉(代)、斎藤(雄)、伊藤(秀)、斎藤(春)、松本、井手、以上二三名。
 1 大雪小委員会委員をつぎのとおりに定めた。
 伊藤(秀)、井手、金光、石川、高山、明道、奥村、伊尾木(營林局計画課長)
 2 伊藤理事より、自然歩道計画案の説明があり、関係各方面と相談のうえ、要望書を提出することとなる。
 3 阿寒湖畔スキー場にリフト建設計画があることについて、井手理事長より説明があった。
 トムラウシ委員会第一次答申
 トムラウシ委員会
 トムラウシ委員会は当初、トムラウシ周辺に関する道路計画問題を検討すべく設けられた。委員会は討議をつづけた結果、本件は大雪山全域に影響ある問題であることを考慮し、本件を契機として、単にトムラウシ峰だけでなく、大雪山全域にわたる自然保護施策が講ぜられるべきであるとの結論に達した。
 委員会はこの考えの下に地質学、地形学、動物学、植物学など各分野における重要性和、風景景観上の重要性から、まず大雪山主部についていくつかの地域区分を試みた。区分としては、標高一、五〇〇メートル以上の高山帯がまずとり上げられ、この中に地質学、動物学、植物学的重要地点がそれぞれ区分された。
 一、五〇〇メートル以下の森林帯も風

井手 賁夫 (1969) 北海道自然保護協会会報 No.7. 北海道自然保護協会, p.2. 北海道自然保護協会所蔵.

(参考資料-13)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「支笏湖周辺 道路の建設取りやめ 昨年の決議変更 札幌五輪組織委総会 既存道路を整備」。北海道新聞，1970（昭和 45）年 4 月 21 日，朝刊，14 面。

(参考資料-14)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスク加工を施しています。

札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録
第1回－第31回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，pp.286-
287．日本スポーツ協会資料室所蔵．

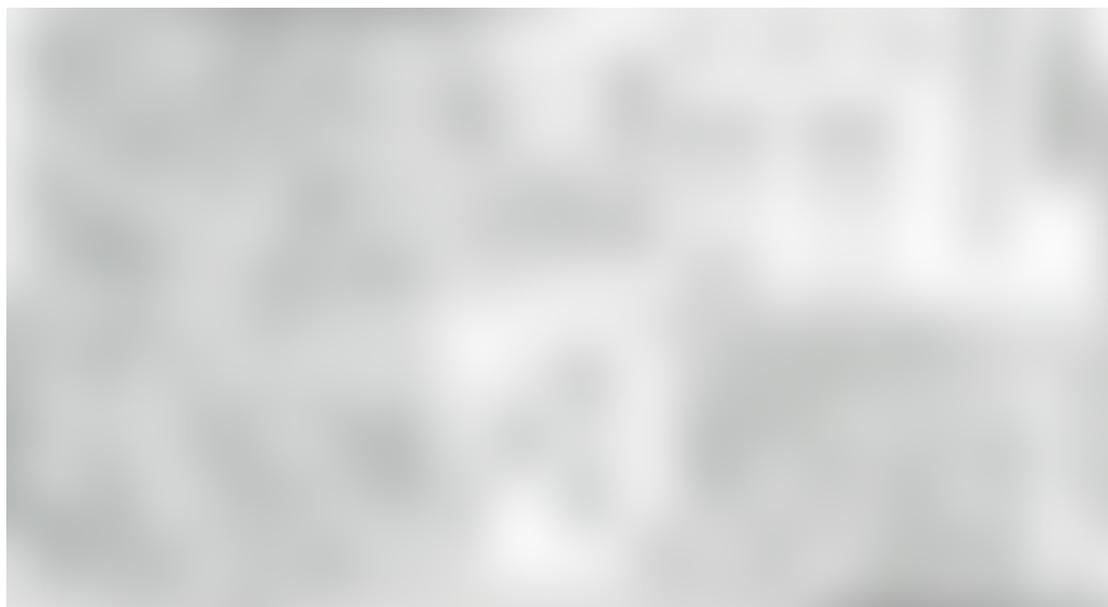
(参考資料-15)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

『安全第一主義で』 恵庭岳滑降コースの変更 視察の FIS 代表が
記者会見」。北海道新聞,1971(昭和46)年5月13日,朝刊,11
面。

(参考資料-16)



※ 著作権保護のためマスク加工を施しています。

「恵庭岳の滑降コースを視察 アルペン技術代表」．読売新聞，1971
(昭和 46) 年 5 月 9 日，朝刊，10 面．

(参考資料-17)



協会活動状況

(特別の記載のないものはすべて植物園において)

●昭和四十六年二月二十二日(月)
午前十一時農務部長植物園に來訪、中
斜里のホクレン工場隣液問題について説
明あり。当方は理事会の決定に基づき、
善処方を要望する。

●三月八日(月)
午前十二時より開催。

●三月十二日(金)
午後一時より帯広営林局会議室にて開
催。

●三月十八日(木)
午後四時より開催。

●三月二十七日(土)～二十八日(日)
八王子郊外野猿嶽大学セミナーハウス
にて、第一回全国自然保護団体会議開催
され、協会より井手、辻井両名出席。自
然保護憲章制定について論議されたが、
異論多く結論を見ず、全国をブロックご
とにわけその代表者が改めて参集して、
全国自然保護団体連合を設立したうえで
討議することとなる。

●三月八日(月)
恵庭岳視察
午前十時、オリンピック組織委員会前
を出発。協会側より、齋藤(春)、若林(北
大農学部)、井手。

恵庭岳にいたる道路のなだれよけのト
ンネルなどは仮設物であつてオリンピッ
ク終了後、撤去できるようになっている
ので、それが撤去された後の道路への影
響および消降コースおよび延長コースな
どについて視察をおこなつた。

トンネルなどの仮設物は大会終了後撤
去されれば、冬期間はもちろん通行不可
能となるが、それが直ちに夏季における
道路利用を不可能にするようなものでな
いことが、視察の結果明瞭となつた。

オリンピックコースは雪量少なく、不
断の手入れをしなければ使用できなくな
る。またコースの末端に壁があるため、
一般的にスキー場としての使用は難かし
い。地熱の高い場所はコース使用のため
には新雪を運び入れなくてはならない。
コース延長については、シュベイス氏の
配慮を要望し、その判断にまづこととす
る。

●三月十二日(金)
帯広懇談会
午後一時より帯広営林局会議室にて開
催。

●三月十八日(木)
第三十七回理事会
午後四時より開催。
議題と報告
一、サロベツ原野の園定公園編入につ
いて、開発局開発調整課長の開発計画の
説明があつて、四十六年六月頃までに、

観光開発などについての談話の後、活発
な質問議論が展開され、伊藤、齋藤両理
事よりも適切な説明があつた。
塩素系の除草剤の撤布の是非について
は、出席の学生数名より厳しい質問があ
つたが、営林局側は無害であることを説
明主張していた。今日の談話会を機会に
帯広地方にも自然保護団体の結成を期待
して午後四時閉会。

●三月十三日(土)
釧路懇談会
午後二時より釧路市庁舎大会議室で開
催、四十数名参加。協会側から井手理事
長、伊藤、齋藤両理事、辻井幹事出席。
まず教育大田中教授の司会のもとで、
上田五郎氏のあいさつ。そのあと井手理
事長から協会の活動について説明、その
あと質問応答が活発に行なわれ、釧路地
方にも自然保護団体の早急な結成が期待
されて、午後五時閉会。そのあと、山口
市長室にて、西村釧路支庁長とともに上
田、田中、中野(征)、札本諸氏等とともに
協会側出席者と湿原の保存と開発問題
について種々懇談した。

●三月十八日(木)
第三十七回理事会
午後四時より開催。
議題と報告
一、サロベツ原野の園定公園編入につ
いて、開発局開発調整課長の開発計画の
説明があつて、四十六年六月頃までに、

観光開発などについての談話の後、活発
な質問議論が展開され、伊藤、齋藤両理
事よりも適切な説明があつた。
塩素系の除草剤の撤布の是非について
は、出席の学生数名より厳しい質問があ
つたが、営林局側は無害であることを説
明主張していた。今日の談話会を機会に
帯広地方にも自然保護団体の結成を期待
して午後四時閉会。

井手 賁夫 (1971) 北海道自然保護協会会報 No.11. 北海道自然保護協会, p.1. 北海道自然保護協会所蔵.

(参考資料-18)



「恵庭岳滑降コース “五輪後に施設撤去”」。北海道新聞，1967 (昭和 42) 年 3 月 18 日，朝刊，14 面。

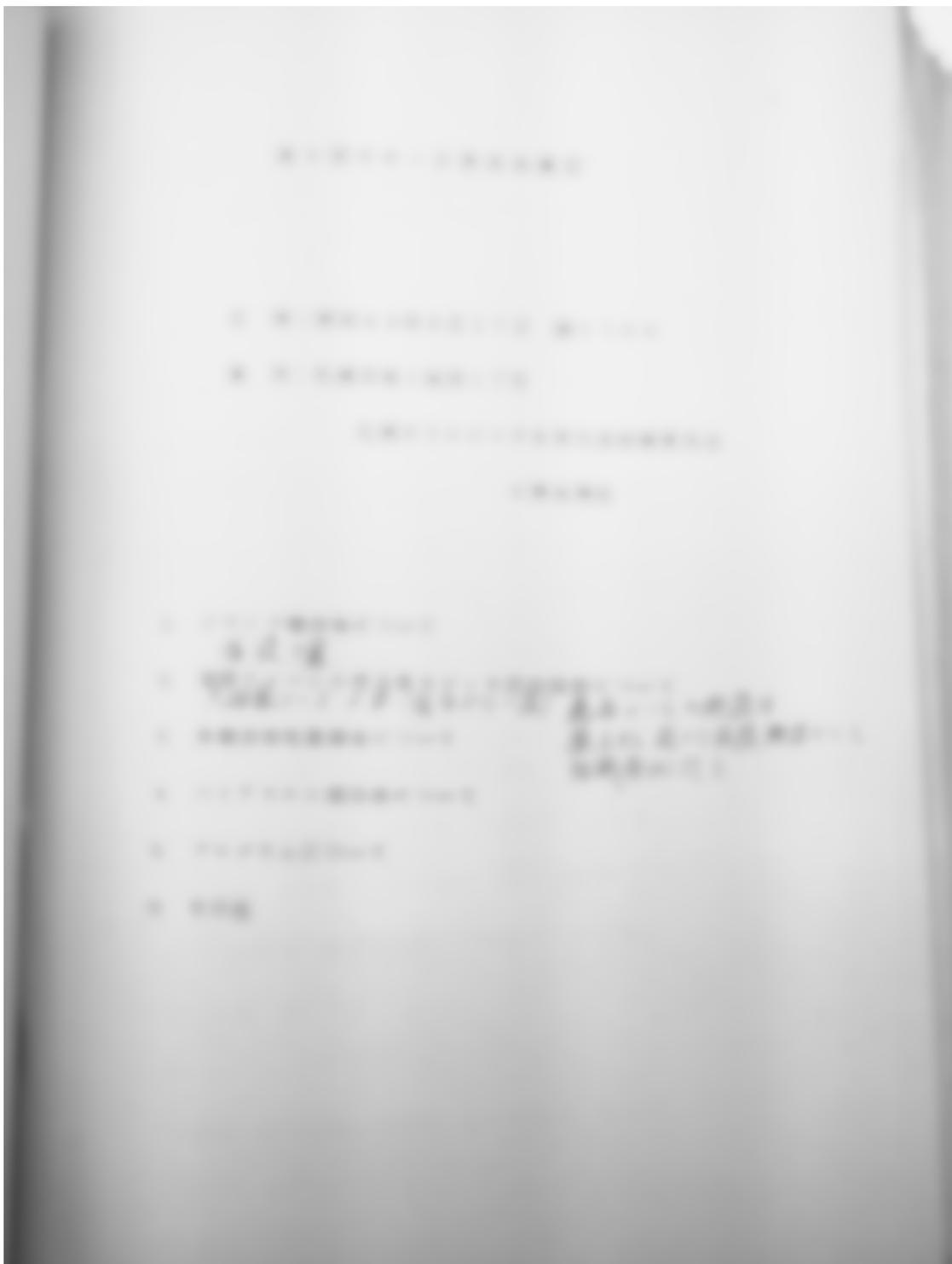
(参考資料-19)



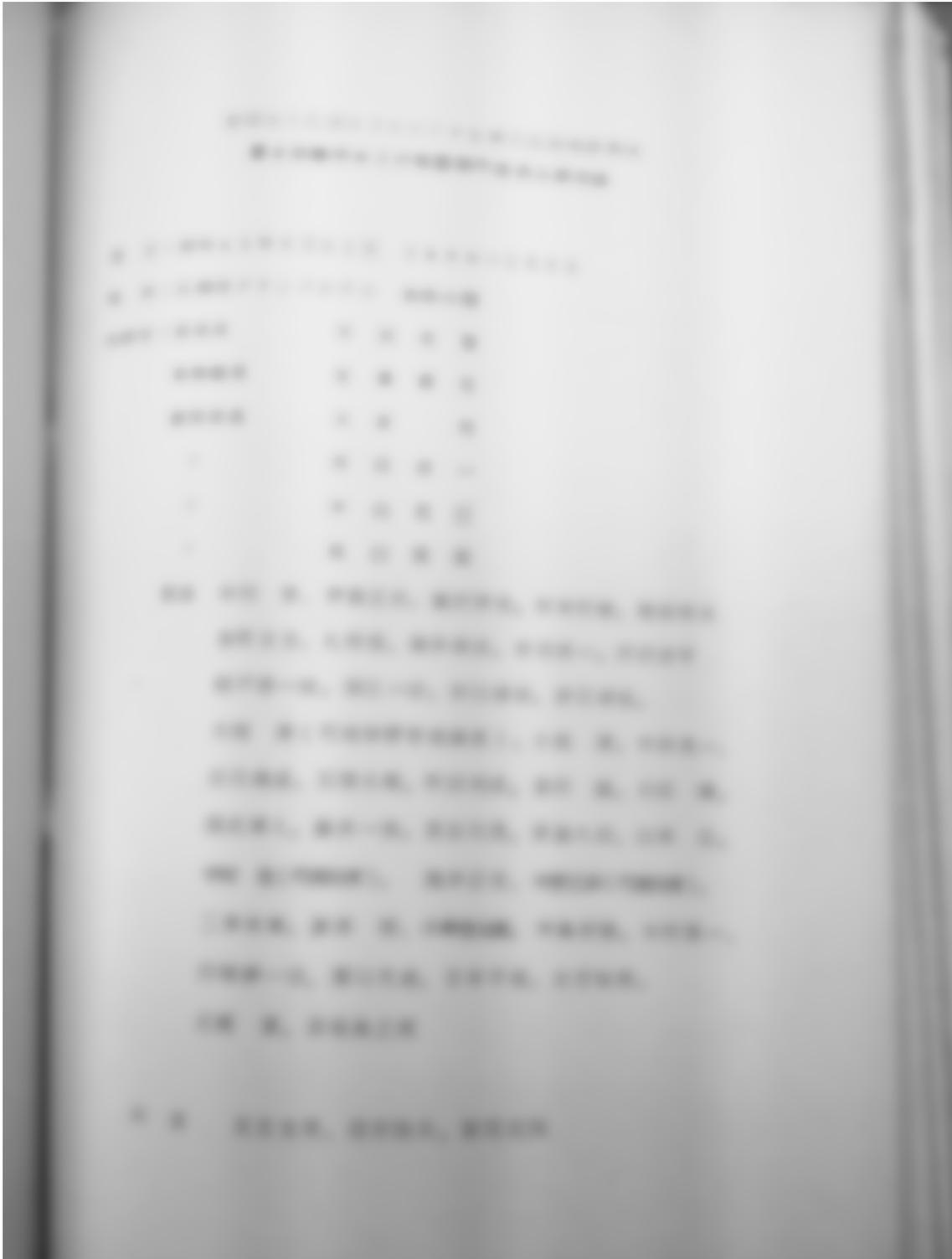
※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「“仮設”にきまる 恵庭岳滑降コース」．読売新聞，1967（昭和 42）
年 3 月 29 日，朝刊，8 面．

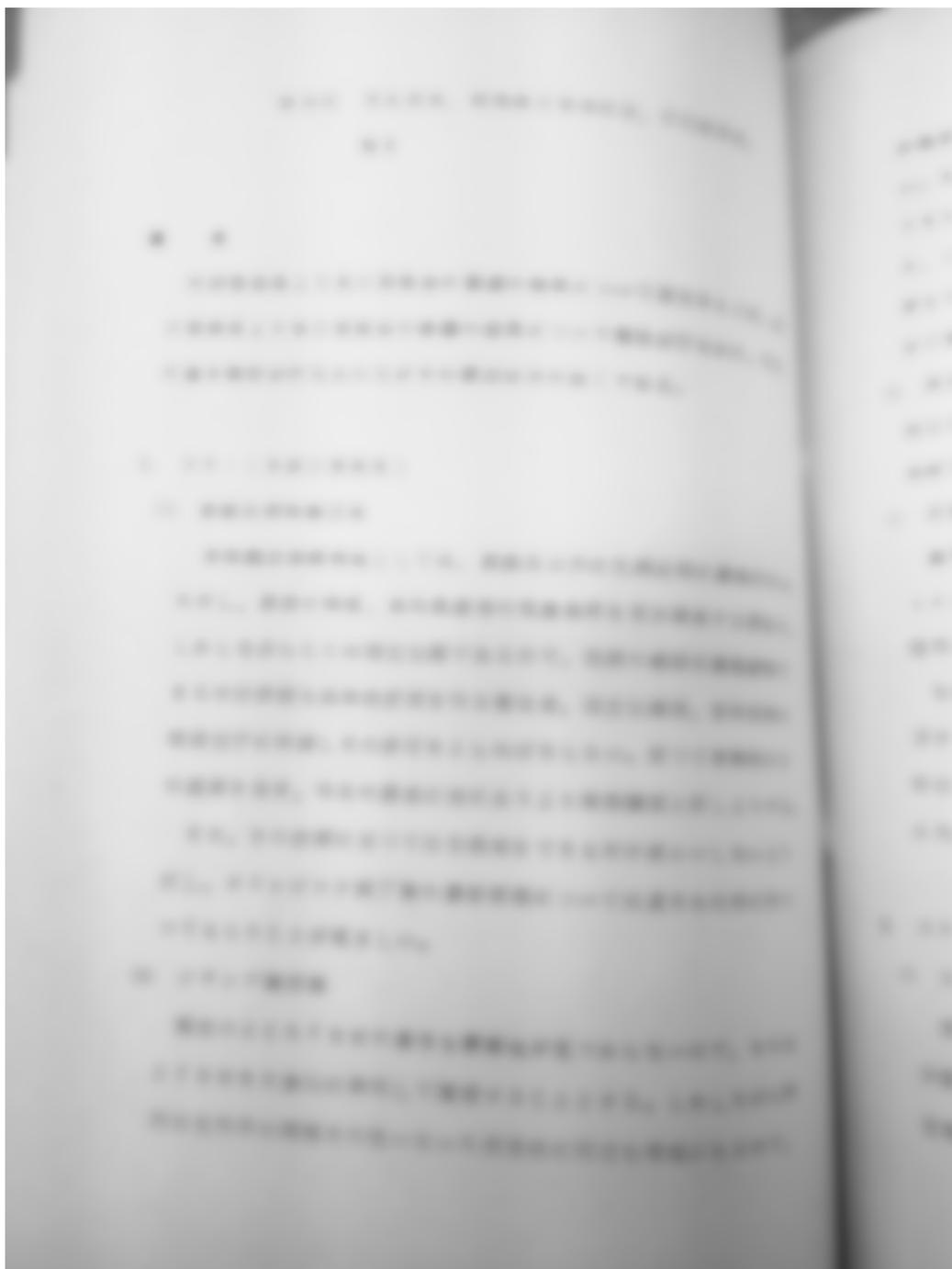
(参考資料-20)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1967）札幌オリンピック冬季大会組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴．札幌オリンピック冬季大会組織委員会．北海道立図書館所蔵．

(参考資料-21)



※ 著作権保護のためマスク加工を施しています。

「『よかった』『残念』 姿消す恵庭岳滑降コース 関係者ふたつの表情」。北海道新聞, 1972 (昭和 47) 年 1 月 10 日, 夕刊, 6 面.

(参考資料-22)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「撤去も速かった 札幌滑降コース 名残惜しみ複雑 『自然保護』
には勝てず 整備員、すべり納め」。朝日新聞，1972（昭和 47）年 2
月 8 日，朝刊 3 面。

(参考資料-23)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

日本体育協会(1987) 恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書. 日本体育協会, はじめに.

(参考資料-24)

ことがありま 準備を進めています。では、札幌で冬季オリンピック、その記念、リンクを開くとすれば、どんなふうに行なわれるのでしょうか。札幌市でも

進む受け入れ準備

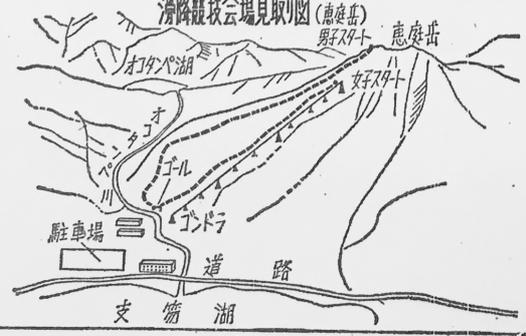
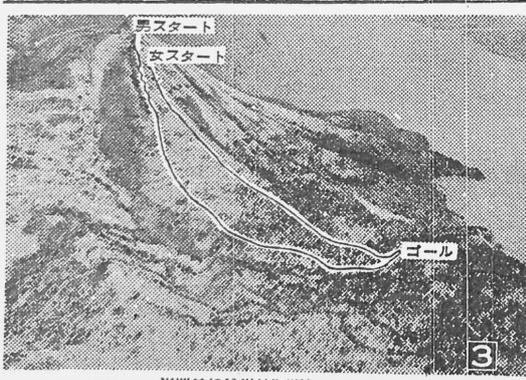
正式には明年二月に決定

藻岩山に二つのジャンプ台

冬季オリンピックはスキ、スゲートのほか、近代二種(スキ一の距離競走と射撃を合わせたもの)、ボブスレー(金属製ソリリムーブ(木製ソリ)の各種目が行なわれます。

スキーの花形ジャンプは、現在の藻岩山(もろやま)市民スキー場に九十尺(飛距離)と七十尺の二つのジャンプが新設されて行なわれます。(写真①)さらに、ここにはリフトのほか、三万人を収容できるスタンドもつくり、このそばの恵庭岳(えにわだ)に

恵庭岳の男、女滑降競技コース。右手に広がっているのが支笏湖です。



「このコースは国際スキー連盟回覧・滑降競技委員長、フリードル・ウォルフカンクさんも『絶好のコース』と折り紙をついてくれたところです。男子は標高千二百尺から平均斜度一九・二度、全長二千五百尺のコースを、支笏湖の水きわめがけて弾丸のようにすべり降りるレースよりは、想像しただけでもそう快です。女子は千尺の高さからスタート、全長二千尺のコースです。(写真②)と見取り図参照。

選手村は真駒内の予定で、鉄筋四階建のアパートが十五軒のほか、報道関係者の宿舎二十軒、練習用スケートリンクなどが作られます。これらの施設は札幌市の中心部に近いうえ、競技場の標高がいずれも千三百尺以下というのもめづまれた条件の一つです。外国の場合、標高千一三千五百尺の山岳地帯が多く、空気が薄いため酸素吸入器を使う場合もあるほどです。

こうした点からも、札幌で冬季オリンピックが開かれる見通しはかなりの強いと見られています。

「滑降に絶好の恵庭岳コース」。北海道新聞、1963(昭和38)年3月21日、夕刊、3面。

(参考資料-25)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「進む“白い舞台”づくり 厳寒のなかでも汗 自衛隊員 雪不足に人海戦術」。北海道新聞，1971（昭和46）年12月22日，朝刊，15面。

(参考資料-26)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

「札幌五輪 中継準備 OK 画面にタイムも表示 滑降には 9 台のカメラ」。朝日新聞, 1972 (昭和 47) 年 2 月 1 日, 夕刊, 9 面.

(参考資料-28)



協会活動状況

支笏湖オコタンベ湖付近および、支笏湖周辺道の調査

●九月二十五日(土)二十六日(日) 井手、田川、渡辺、金光、以上四名参加。午前十時、札幌管轄局集合、湖畔にて昼食、モーターボートでオコタンベ川口の営林署寮に到着。すぐオコタンベ湖に行き夕刻帰着。同夜は寮に一泊。翌二十六日、西南岸を車にて行く。有料道路および、それにつづく設計中の道路を視察。夕刻バスにて帰札。

網走固定公園調査
●十月八日(金)九日(土)十日(日) 東条、井手、石川、斎藤、以上四名参加。

九日朝より能取岬、能取湖、サロマ湖周辺を視察。同日夜は網走湖荘に一泊。翌十日、天都山、大観山、女満別湖畔、原生花園を調査。

阿寒国立公園調査
●十月二十五日(月)二十六日(火)二十七日(水)二十八日(木)

井手、金光、榎金、および道市川林政課長、以上四名参加。二十五日、井手、榎金両氏、途中上川役場訪問。神居古潭を視察。二十六日、北見から美幌峠を通り和琴半島、砂湯、仁伏をまわり、藻琴山を視察。同夜、川湯で泊。翌二十七日、硫黄山、摩周湖の視察。阿寒湖畔で一泊。三日目、二十八日、阿寒湖畔を出発。

厚岸および野付風蓮道立自然公園調査
●十一月十九日(金)二十日(土)二十一日(日)二十二日(月)

井手、渡辺、伊藤、島倉、龍山、斎藤、小林林務部長、以上七名参加。

二十日朝、厚岸より出発。臨海実験所あやめが原を視察。浜中より根室にいたり一泊。二十一日、小雪の舞う中、ノサツ岬、風蓮湖の別当賀付近視察。厚床より別海にいたる。西別海手前から砂州を一本木まで南山し、尾岱沼で昼食、小林林務部長と厚床駅前で別れる。尾岱沼で龍山、伊藤両氏と別れ、井手、渡辺、島倉、斎藤各氏中標津にいたる。そこで一泊。二十二日、テレビ塔のある丘まで行き展望。引き返し厚床駅にいたり十一時四十分の汽車にて帰札。

●十二月四日(土)第十回理事会

午後二時より。出席者：中村、松村(雲印)、岩崎技師、柳崎(北沢親光)、可知(山岳連盟)大島(王子造林)渡辺、田川、宮脇、高橋(土木部)高倉、中村(北電土木部)、松岡、高橋、榎金、今井、東条、金光、龍山、井手、島倉、明道、石川、以上二十三名。

一議事

- 1、最北端の碑の現状について
 - 2、会議についての中間報告
 - 3、総会の件についての事情説明
 - 4、委託調査に伴う地方懇談会について
- 委託調査報告の正確を期するため、網走、根室、釧路で土地の各種団体と懇談し、併せて自然保護思想の普及を期することを提案、承認される。

- 5、北海道都市周辺自然保護部会について多少事情の不明な点があり、関係者の考えを聞くことにする。
- 6、辻井氏の南アメリカ遠征にさいして援助すること。
- 7、オコタンベ湖意見書承認(一部訂正)
- 8、恵庭岳スキーコースについて
- 9、道庁委託調査報告

そのさい網走湖、サロマ湖、能取湖の道路と湖水との間の建設物のこと、私有地のこと、売店設備のことなどが決定される。午後四時散会。

そのあと記者会見あり。なお、辻井氏より文化財保護委員会との連絡会議を開くよう要請あり。

●昭和四十一年一月二十二日(土)第十一回理事会

出席者：山田(代)、石川、岡松(代)、柳崎、小田(代)、金光、渡辺、伊藤(秀)東条、大野、小林、羽島、高橋、島倉、高倉、龍山、井手、以上七名。

一議事

- 1、自然保護の基本的問題について
 - 2、サンショウウオの産卵地の保護
 - 3、大沼公園の駒ヶ岳スカイライン
 - 4、都市周辺自然保護委員会について(十万以上の都市を対象としている)札幌以下九市。
- 井手理事長、「エゾサンショウウオの生息地の保護に関する意見書」を道土木部次長に手渡す。次長はでき得る限りの

井手 貢夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.3. 北海道自然保護協会, p.1. 北海道自然保護協会所蔵.

(参考資料-29)

(昌)、林務部長(代)、伊藤(義)代、佐藤(代)、土木部長(代)、井手、齋藤(雄)、以上三名。

一、街路樹問題について
二、大雪小委員会の件
トムラウシ委員会を大雪小委員会と改め委員の再編成を行なう。

三、赤岳道路問題について
この件は大雪小委員会に付託する。

四、北海道自然歩道計画について
●レナード教授講演会(ミシガン大学)「アメリカの国立公園」

理事会終了後、行なわれた。平日だったため参加者は一〇名と少なかったが、美しいスライドや十六ミリを使用しての講演は興味深かった。

●七月三十日(木)
日高調査委員会

午後二時より開催。
出席者―大飼、井手、辻井、齋藤、橋本(誠)、高山(北大教育学部)、橋本(道庁)、以上七名。

本年度日高学術調査の調査方針ならびに報告書の編集方針などについて検討。

●九月十三日(土)
編集委員会

午前十時三十分より開催。
出席者―井手、楡金、辻井、山口、以上四名。

会誌第六号の編集方針、ならびに第七号の原稿依頼先などについて話し合いが行なわれた。

●九月十七日(水)
街路樹委員会視察

午後一時、グランドホテル集合。齋藤(雄)、宮脇、井手、辻井のメンバーにて円山公園内のスギ林の視察を行なった。この調査結果をまとめて、札幌市公園課に報告を提出。

●十一月二十日(木)
第三十二回理事会

午後三時より開催。
出席者―坂本、宮脇、伊藤(秀)、渡辺、金光、佐山、岩本(代)、伊東(道・林務部)、武田(道・林務部)、蝦名(道・土木部)、春日(代)、萩原(代)、齋藤(春)、楡金、明道、辻井、池田(道・企業局)、以上一七名。

一、四十四年度前期活動報告
二、四十四年度前期会計報告
三、街路樹委員会報告

円山スギ林視察についての報告がなされた。

四、然別湖の件
道土木部側と話し合い。道側より案を出してもらったうえで、協会側で検討するということになる。

五、トムラウシ道路計画の件
明年、雪だけを待って現地調査を行なうことに決定。

六、大雪山、中山峠有料道路計画について
道庁企業局の池田氏よりこの計画について説明がなされた。

七、シール発行の件
現在協会に余分の財源がないなどなかなか困難と思われるし、絵ハガキなどもっと実用的なものにすべきではないかと

の考え方もあり、さらに検討の要あり。
八、日本ナショナルトラスト設立報告
楡金氏より、日本ナショナルトラスト

恵庭岳をめぐる オリンピックク施設

井 手 貢 夫

もう三、四年前に支笏湖畔恵庭岳のオリンピックク滑降コースについて、北海道自然保護協合理事会は白熱的な議論をくり返したことがある。理事の中には、オリンピック側の当事者がいる一方、自然保護の立場から、滑降コースを恵庭岳のような自然保護上貴重で、しかも札幌近郊にある唯一ともいえるべき自然林の中に設けるべきでない、とする純粋に自然保護の立場に立つ理事がいるので、これは当然予想されたことである。

結局、すでに恵庭岳のコースがIOCで承認されていて、これは変更しがたいという理由から、協会としてもこれに反対しないことになったが、ただし、条件として強く希望したことはオリンピック終了後、この滑降コースのためにつくられた施設はいっさい撤去し、伐採された樹木は植林などの方法によって、できる限り現状に復すということであった。オリンピック組織委員会はこの条件をいれて、この条件のもとで厚生省に施設建設の許可を求めて承認されたのである。滑降コース問題は、協会としては以上

(観光資源保護財団)の設立が報告された。
九、来年度の協会のプラン

のような形で一応決着がついたのであるが、できれば滑降コースをもっと便利のところにつくることができないか、そうすれば自然保護の問題はもとより、オリンピック終了後も大勢の人々が利用し易く、施設に投じた費用も無駄にならずにすむという考えから、四名の理事が個人の資格で国際自然保護連合の総会に問題を提出した。

しかし、日本側の代表の一人が、当時これを支持しなかった(後にはこの人も、前四名の意見と同一の見解を個人としては表明した)総会として採択するまでにはいたらなかったが、国際自然保護連合の代表的なメンバーであるインスブルックの植物学者・ガムス氏の協力によって、恵庭岳周辺の自然の損傷に反対する文章に、ほとんど全世界の代表者の署名が得られた。この署名はIOCのプランデージ会長に送られ、会長からJOCに善処方を求めてきたのである。この間に、支笏湖周辺をよくご存知の天皇陛下が町村知事をお召しになった筈、北海道の自然保護についてご下問の

あつたことを記しておかねばならない。
そして惠庭岳滑降コースの決定のため
IOCから派遣されたコース選定委員シ
ムピース氏が、コース選定にさいしてで

きるだけ樹木の伐採を少なくするように
苦心してくれたのは幸いであつた。
ところでオリビック組織委員会、
オコタンベ湖上方を通る現在建設中の道

路は狭く、かつ、なだれの危険があるの
で、滑降コース当日の輸送の万全を期す
るためさらに惠庭岳の支笏湖側、すなわ
ち東南側、丸駒温泉とオコタンベ河口間

に二車線の道路の建設を計画している。
この計画については、すでに昭和四十二
年度の調査報告書(会誌第四号所載)の
中에서도賛成できないことが報告されてい

「樹海碑」の建立に際して

高橋 延 清

もともと、北海道全島は、うっそうた
る原始林におおわれていたのであります
が、和人が渡つてきて漁業を営みはじめ
てから、海岸線に沿うてに森林が
荒されてゆきました。

その後、数回にわたる本道の拓殖計画
にもとづいて原始林が斃き払われ、農地
開拓が強力にすすめられてから、森林地
域はどしどし滅つてゆき、結果として農
耕地が開け村落が生まれ、都市が建設さ
れていたのであります。豊かな森林資
源は、つねに拓殖事業の有力な財源であ
りました。

林業経営対象の森林もしばしば山火事
の被害を受け、さらに戦時中の濫伐、戦
後の復興のため林力をはるかに越える伐
採が強要され、また戦後の農地開拓、現
在の草地開発の推進政策から森林面積は
いっそう縮減され、残つた森林の蓄積も
極端に減少して、かつてわが国における
森林資源の宝庫であつた本道も、今日で
は北洋材、北米材、南洋材の輸入によつ
たらざるを得ない現状であり、まことに今

昔の感ふかいものがあります。

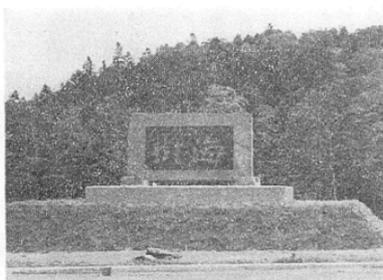
輝く開道百年の歴史は、裏を返せば、
本道原始林の犠牲史であると申しても過
言ではありません。今日、国立公園の一
部の地域、その他の奥地林の一部を除い
ては、本道には原始林の景観を保持して
いる林相はまったく姿を消してしまいま
した。

明治三十二年、林学の研究、実験の場
として、当地域に演習林が創立されて以
来、地元関係機関、地元住民のご協力、
ご支援のもとに今日まで管理・経営をつ
づけて参りましたが、とくにここから展
望される一万一千ヘクタールの大森林は
エゾマツ・トドマツ・広葉樹の混交林で
まつた北北海道の原始的林相を保つてい
るのであります。国道からあのような樹
海が眺められるところは、道内にはほか
になく、この一大景観を保全し、永遠に
継承することがわれわれの責任であると
痛感していたのであります。

開道百年にさいし、記念事業として
「樹海碑」の建立を皆さまとともに企画

いたしましたところ、数百名余におよぶ
多数の方々の積極的な賛同を得て、本
日ここに荘重なる「樹海碑」ができあが
り、自然を愛するわれわれの意志が永遠
に伝承されることに思いをいたし、まこ
とに感激に耐えません。皆さま方のご賛
同に深く感謝いたします。

く開放したいと考え、じゅんかんす
る奥地林道の開設に努力を傾けておりま
す。
地元関係諸機関、ならびに地元住民各
位の相かわらぬご支援を末永くおねがい
申しあげます。



裏面の文
開道百年
この原始の姿を
永久に伝えん
昭和四十三年
九月二十八日
建立者
自然を愛する
人々

なお、この地域は本年度から農林省よ
り鳥獣保護区(一森林地域としては日本
最大)に指定され、林学のみならず生物
系自然科学の研究の場として、将来ま
ます利用されることとなります。また、
木材の生産はもとより、レクリエーショ
ンの場所としても地元住民、その他に広

志が将来、永遠に伝わるよう全力をつ
きました。樹海の題字には、私の全精神
力をそそぎこみました。
碑は仙台石で高さ一・八m、幅三m、
厚さ〇・四m、題字の大きさは〇・八m
角であります。
(東大演習林)

るが、昭和四十四年二月一日、オリビ
ック組織委員会の要望を道の土木部長か
ら理事会に提出されたので、再度検討し
たのであるが、理事会は不賛成の旨を出
席理事全員が確認したのであった。

理由は、この地域が支笏湖において現
在残されている、ほとんど唯一の原始的
自然林であるからで、ここに道路を通す
ことは単に道路のために森林が伐採され
るにとどまらず、道路ぞいの森林に大き
な影響を与え、森林荒廃の原因となるか
らである。したがって理事会は四十四年
二月六日ついで知事あてに、この道路計
画には不賛成であるので、滑降競技運営
のためには、現在建設中のオコタンペ湖
上方を通過する恵庭岳北西面の道路に待
避線をつくるとか、湖上をフェリーで運
ぶとか、他の適当な方法で解決されたい
旨を答申したのである。

知事は協会の答申を尊重されて、建設
中の恵庭岳北西山麓をめぐる道路のため
道費を支出され、待避線その他必要な場
所の抵償の費用とされた。私どもはこれ
でこの問題が一応、当面の解決を得たも
のと考えていた。

しかし、オリビック組織委員会では当
日の輸送上の万全を期するために、さら
に知事に要望しているときいている。ま
た地元千歳市がこの道路を通して、支笏
湖一周の道路として、観光上に役立てた
いということも理解し得る。

唯一の解決法は、丸駒温泉とオコタン
ペ河口との間の道路を大部分トンネルに
することである。これならば、協会側と

しても賛成することができるであろう。
トンネルという考えは、工事関係者の間
にもあったようである。ただ、費用と日
数がかかるということが、おそらく最大
の難点であろう。

地元が観光上の収益をあげようとする
要望は当然なことであるが、自然保護上
のじゅうぶんな配慮のうえになされるな
らば私達も賛成である。これについては
すでに会誌第六号の巻頭にも述べたよう
に、自然の貴重な観光資源は自然保護の
立場に立つてのみ、じゅうぶんな効果を
あげることができるからである。

この立場からすれば、恵庭岳の支笏湖
畔側の自然林はぜひ守られねばならな
い。これを守りながら道路を通すけれ
ば、トンネルが一番よい方法である。湖
畔にそって、有料道路のように埋立てを
するというのも一方法ではあるが、恵庭
岳直下の湖畔はきり立っていて困難があ
らうし、あのへんの風光はそのまま残さ
れることが望ましい。

問題はトンネル工事ではオリビック
にまにあわないことである。しかし、オ
リビック側が当初支笏湖周辺の道路を
計画したとき、地主である営林局側は、
湖畔側につけることは強く反対して、
そのため現在建設中の北西山麓道路につ
いてできるかぎりの譲歩をしてきたので
ある。しかもその工事についても、自然
保護上問題を生じていると聞いている。

オリビックが国際的なものであるが、全
力のために政府をはじめ関係者が、全
力をあけて万全を期するのは当然なこと

ある。しかし、ただ一日か二日の競技の
ために、百代にわたって子孫に伝うべき
貴重な自然が破壊されてはならない。そ
ういう自然を守るためにオリビック側
が多少の不便をしのぶならば、かえって
オリビック関係者の良識と賢明さを示
すことであり、国際的にも日本の文化水
準の高さを誇示することにもなる。

しかし実際問題として、そういう視野
を現在のオリビック側に求めても得ら
れそうもないようである。協会にはなん
の権限もないから、ただ関係各方面に反
対の意志を表明すること以外にはできる
ことはない。オリビックを至上命令と
する関係者の力をもつてすれば、特別自
然保護地域に道路を通すことも、すでに
滑降レースやそのために現在建設中の道
路で、証明済みのことである。

しかし森林保護のために日夜、熱心に
作業してきた現場の人や当事者は、この
ことでどれほどの意気をそがれること
であろう。そういう実際に森林保護に献
身している人々の意志を阻害すること
が、どれほど大きなマイナスになるか。
さらに悪いことは、現実には傷つけられ
道路に切り開かれた自然はもとにもどし
ようがないのである。

心ないドライブは、ただ森林の中を
心地よげに走りぬけるであろう。しか
し、美しい自然林がたった一、二日のオ
リビックによってとり返しようにもな
く傷けられた、という事実はいつまでも残
るのである。為政者に、当事者に、その
ことを考えていただきたい。(理事長)

編集前後

会報第八号をおとどけます。いつも
書くことであるが、会員相互の意向を反
映する機会がまったくないので、会報や
会誌をそういう場所としてできるだけ利
用していただきたい。もちろんその時々
に、ご意見やご批判をおよせ下さるなら
ば、それを会報や会誌にまとめることが
できます。会報が単なる記録の羅列にな
ると、どうしても敬遠されがちなので、
親しみ易いものを集録するためにも、でき
るだけそういうものを集録してゆきたい。
ご協力をおねがいします。映画と講演の
会をもよおす計画をしていたのが、私の
入院などで果たせなかったが、近いうち
に実行したいと思う。

北海道自然歩道の子算が全面的に削
除されていたのが、国民の声に動かされ
て復活する話は、当然のことながら近頃
嬉しい話である。
この冬は寒さ厳しく風邪が流行してい
ます。皆さまのご健勝を祈ります。(井手)

昭和四十五年二月十日発行
札幌市北二条西八丁目
北海道大学植物園内
発行所 北海道自然保護協会
電話(二二〇〇六六番)
発行人 井手 貴 夫
印刷 札幌印刷株式会社

井手 貴夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.8. 北海道自然保護協
会, pp.2-4. 北海道自然保護協会所蔵.

(参考資料-30)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録
第1回－第31回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，pp.250-
251．日本スポーツ協会資料室所蔵．

(参考資料-31)

氏同行、コース予定地はブッシュの刈込み以外には、一、二本のダケカンバのほかはほとんど伐木の必要のないことを相互に確認する。

●六月二十八日(月)編集委員会

十二時より、犬飼副会長、井手、石川、高橋常任理事、辻井幹事出席。原稿再確認。

●七月三十一日(土)第九回理事会

午後二時より植物園 東条、犬飼、今井、島倉、金光、藤田、久須美、宮脇、高橋、楡金、斎藤、高倉、明道、井手、大野、田野崎(農水産部長代理)、以上十六名出席。

1 大雪ダムおよびユコマンベツスキ1コース視察報告 なお大雪ダムについては、旭川および上川町の意見を聞くことを要する。

2 六月十日の編集委員会にて決定した会誌発行および総会について承認

3 オロンコ岩については、那須副知事の尽力により現在採石予定地以上は採石を中止することになりたる旨報告。

4 七月八日、釧路市公民館における博物館大会第二日、自然保護と文化財保護とが議題になったについて、井手理事長招かれて講演せる旨、報告。

5 公園および自然保護関係の部局を

一元化して強化すべしという案について現在では不可能の旨斎藤理事より説明。

6 知床調査団について犬飼副会長より報告、観光船から上陸させぬこと、突端にテント村を設けさせない、日本で唯一の原始地帯として残したい旨発言、承認さる。

7 景勝地における物売りについて立法措置が必要であるが、協会として意見書を出すこととなる。

そのほか意見交換の後、辻井幹事より植物学上保護したい地域についてスライドをもって説明、午後四時散会。

●九月四日、常任理事会

十二時より 東条、今井、犬飼、宮脇、田川、渡辺、石川、高倉、井手、金光、斎藤、松岡(局長代)、以上十二名。

1 道庁委託費の使用方について、

2 オコタンへ湖周辺の自動車道路について意見書提出のこと。

3 稚内の日本最北端の地の碑の落書きについて、関係方面に意見書を出すこと。

4 自然公園内のレインジャー増員の要案

5 礼文島桃岩のバス道路について調査、

オコタンへ湖周辺特別保護地区の自然保護に関する要望書

支笏洞爺国立公園のオコタンへ川口から恵庭岳西北麓を通り、道道札幌支笏湖線と連絡する開発道路の建設が現在進められておりますが、明年度はオコタンへ湖特別保護地区内を通過する区間について施工が予定されております。したがってその設計施工にあたっては、オコタンへ湖特別保護地区のもつ自然景観の美しさを破壊することのないよう十二分の配慮が必要でありますので、ここに意見を申し述べたいであります。

オコタンへ湖は、支笏湖ができた後、恵庭岳の噴出によりこの山の西北麓に生まれた周囲五キロ、湖面標高五七二メートル、面積四〇ヘクタールの小さな堰止湖であります。周囲はエゾマツ、トドマツ、カンバ、ミズナラ、センノキ、シナノキ、イタヤカエデなどからなる豊富な原始林におおわれ、漁岳、小漁岳の山裾がせまり、紺碧の水をたたえて早春の残雪、盛夏の深緑、秋の紅葉と四季折々の変化に富み、原始的景観の多い本道でも人工の全く加わらざるほとんど唯一の珠玉のごとき貴重なる原始的存在であつて、学術上にも甚だ価値ある重要な地区

区であります。国立公園計画において特別保護地区に指定せられ、嚴重なる自然保護の要求せられるゆえんであります。

したがって開発道路の目的を達するに際しても、特別保護地区としての貴重な原始的景観をどこまでも完全に保持し得るよう特別な配慮がなされるべきであつて、その工事施行に際しては特につぎの諸点に留意されたいのであります。

第一には森林景観の保持であります。施工の際の支障立木の伐採については関係当局ともじゅうぶんに協議のうえ、必要最小限度に止めるべきであります。

第二には地形の変更に伴い、湖水の汚濁を招く危険が大きいため、道路施工に起因する土砂の流失、崩壊、地すべりなどの防止について十二分の措置を講ずる要があり、そのためにはまず完全な法面緑化を図り、努めて盛土施工を避け、切取施工を原則とすべきであります。なお道々札幌支笏湖線のすでに完成せる部分における法面緑化は、まことによく整備されており、範とするに足るものがあると思われまふので、今後においても同様にじゅうぶんな施工を期待し得ると信じます。

第三には、切取りにより生じた残土は風致維持上、本特別保護地区に捨てず、

これを風致上支障のないところまで運搬することを要します。現に支笏湖に近い地点での不用意なる土捨てのために、オコタンペ川の清流が著るしく汚濁し、またその景観をも害しておるごとき、二度とくり返えざるようじゅうぶんな注意をなすべきでありまして、また、すでにその復旧については当然考慮されているものと信ずるものであります。

第四には、道路が沢を渡るばあい、橋を架すことを原則として、でき得る限りじゅうぶんな流水量を考慮して施工すべきでありまして、現在の沢をわたる道路が、先日の台風によって数カ所にわたって決壊しているごとき、素人目にもその用意の不充分なることが痛感せられるのであります。

第五には、恵庭岳の頂上直下を横ぎる本道路中の最難所については、なだれの危険についてじゅうぶんな措置が講ぜられるべきであります。

第六に、本地区に対する利用施設の問題であります。オコタンペ湖はあくまでもその原始性の保持に重点を置く必要がありますので、施設としてはそこへいたる途中の適当な箇所に便所を設けるなどのほかは全く人工を加えるべきでなく歩道の整備も現在以上にはほとんど必要

かないというべきであります。

その他なお注意すべき問題もあるかと思われませんが、要は開発道路の建設がオコタンペ湖特別保護地区のもつ稀有の自然美をよく保存し得て、しかもその機能をじゅうぶんに発揮するようじゅうぶんな配慮を望むしだいでありまして、昭和四十年十二月八日

北海道自然保護協会長 東条 猛猪

北海道知事

林野庁長官

北海道開発局長

開発局長官

札幌管林局長

厚生大臣

国立公園審議会長

(写し)

日本自然保護協会

国立公園協会

記念碑の落書きに対する注意

道内各地の景勝地にある公共建造物に対して、修学旅行者による落書きが非常に多く、殊に記念碑等の貴重な存在に対しても、そのあとをたためるはまことに困ったことであるが、特に宗谷岬にある「日本最北端の碑」のごときはあまりにそのことが甚しかったので、学校名の明

確たる四校(道内一、東京都三)に対して別記のような注意をした。

その結果、各校より本会に対し深く遺憾の意を表し、将来の注意を約され、さらに当事者の真情あふれる謝罪文の送付父兄による落書きの払拭その他のことがあり、同時に社会的にも大きな反響のあつたことは将来の落書き防止についてもまことに意義が深いことと思われた。

§

拝啓 貴学益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

先般本協会々員が日本の最北端でありまして、道内の宗谷岬に参りましたところ、日本最北端の地を示す石碑が同封写真のごとく、貴学をはじめいくつかの大学生諸君の落書きによって甚しく汚損せられているのを発見しました。

近年貴重な自然物、記念物などの保護の必要性が特に認識せられつつあります。貴学に、将来教育にたずさわって指導的人物となり、社会生活の模範たるべき大学の学生諸君がかかる落書きを致すのは汚名を天下に曝すの愚行であります。さらに重要な自然物、記念物などを汚すことの責任の重大さは十二分に反省せられねばならぬのであります。

この際、貴学におきましては、よろし

く学生諸君にご訓誡ありまして、二度とこのような行為をなさざるようご指導をいただきたく切望いたします。また、この落書きを貴学の責任において何らかの方法で払拭致すご処置を計られるよう希望致すしだいでありまして、なお、該碑は

管内市長の管理に属して、昭和四十年九月十六日

北海道自然保護協会長 東条 猛猪

副会長 今井 道雄

副会長 大綱 哲夫

理事 井手 賈夫

豊平峡ダム建設に関する意見書

昭和四十年五月六日

北海道自然保護協会会長 東条 猛猪

厚生大臣 神田 博敏

国立公園審議会長 足立 正敏

北海道知事 町村 金五郎

札幌管林局長 子幡 弘三郎

北海道開発局長 堂垣内尚弘殿

札幌市長 原田 与作殿

豊平峡に多目的ダムの実施設計予算が決定致し、愈々これが実現にあたるにつつきましては、ダム本来の目的を達するとともに豊平峡のもつ自然美を破壊することなきよう十二分の配慮を望み、このことを特に希望致す次第であります。

(参考資料-32)

協力を約束してくれる。

●二月四日(金)
島倉理事が土木部技師と検討した結果、道道を多少ずらす必要がある。その結果、国有林にはいるため、土木部の人とともに定山溪営林署に行き相談。いろいろな問題点もあるので、当日午前十一時半から営林局経営部長室で種々相談。

●二月二十八日(月)
「自然公園内における諸問題」に関する意見書を、石符支庁長、営林局長に呈出す。

●三月七日(月)網走地方懇談会
午前九時三十分より網走支庁会議室。出席者：石川、金光、楡金、齋藤、原、井手、道庁公園係長、網走支庁関係者、北見、網走林署関係者および通信関係者

- 1、理事長挨拶
- 2、支庁長挨拶
- 3、各理事紹介
- 4、石川、金光、楡金、原、齋藤各氏の意見あり。
- 5、網走国定公園、網走湖、サロマ湖、能取湖、トウフツ湖、海岸景観、流水、道路、天都山、原生花園についての意見交換、知床国立公園の斜里尖端についての検討。阿寒国立公園、美幌峠、釧北峠について種々意見あり。ヤチダモの原生林、ミズバシヨウ、サンゴ草を天然記念物を指定してはどうか。また自然保護協会の支部を作りたいとの意見あり。

午後三時散会。

●三月二十三日(水)根室地方懇談会
午前十一時開会。出席者：井手、島倉

渡辺、齋藤、楡金、中平事務員、根室、標津、帯広営林署関係者、根室市関係者、井手理事長挨拶、島倉理事、白鳥の観光について具体的な話、ひきつづき自然保護と観光について種々検討。知床について動植物についての特別地区を限ってほしい。自然保護に関する教育的配慮を協会は講じてほしいとの意見あり。

●三月二十四日(木)釧路地方懇談会
午前十時十五分開会。出席者：井手、齋藤、渡辺、石川、島倉、岩崎技師、大巻副会長、釧路支庁関係者、営林署関係者、観光関係者。

大洞副会長挨拶、厚岸道立公園の問題点、および温泉源の問題について種々話し合い。

●四月三十日(土)常任理事会
正午より。出席者：東条、大洞、石川、渡辺、小林、齋藤、中野、井手、金光、途中、中野新林務部長、広中新林政課長の挨拶がある。

一議事

- 1、四十二年度、全日本山岳競技選手権大会について、協会として意見書を作成する。
- 2、支笏湖の発電計画について、北電の方から計画書を出してもらい、現地調査をする。
- 3、手稲山オリンピックコース環状線、ロープウェイ、室蘭への送電線の問題について話し合う。
- 4、収支決算報告

予算、委託費についても審議

- 5、恵庭岳のスキーコース
- 6、愛鳥週間のこと
- 7、真駒内の森林公園とオリンピック村アイスクリーム場のこと。
- 8、総会の件

●五月二十八日(土)北海道自然保護協会総会
午後一時三十分より拓銀本店五階会議室。出席者：東条、大洞、井手、高橋、稲垣、田川、齋藤、榎田、福原、植田、宮脇、大野、原田、山田(代)、伊藤(代)、金光、阿部、柳崎、奥村、市川、松岡、星、中村、金井、小関、石川、島倉、原以上二十九名。

- 1、事業報告
- A、豊平峡ダムの件での申し入れ(開発局)
- B、オコタンへ湖周辺の道路建設。道路の作り方、土砂の捨て方について要望。
- C、大雪山黒岳、ユコマンベツのロープウェイ建設。ユコマンベツの場合、すべて木を切る必要はない。
- D、ウトロのオロンコ岩の採石問題。現状で採石中止。
- E、宗谷岬の落書注意のてんまつ
- F、サンショウウオ産卵地保護
- G、道庁よりの委託調査について
- H、恵庭岳スキーコースについての発言あり、新聞報道、協会の立場など種々、説明意見がある。冬季オリンピックの組織委員会がきたら協会の意見、要望(コース、方法などについて)を共同で話し合ったり、検討するようにつけていくことにする

1、黒岳のロープウェイについての経過報告(植田氏)

J、会費の問題

学生会費は今までどおり、理事は二口以上を了解してもらう。

- 2、決算報告、予算書報告

すべて承認され、午後三時二十分散会

●六月十日(金)委託調査報告打合せ会議
十二時より植物園事務所。出席者：井手、伊藤(秀)、石川、齋藤、島倉、辻井以上六名。

北海道に委託調査の報告書を作成するため、各理事の意見を聞く。種々意見あり。これらをまとめて報告書をつくることになる。

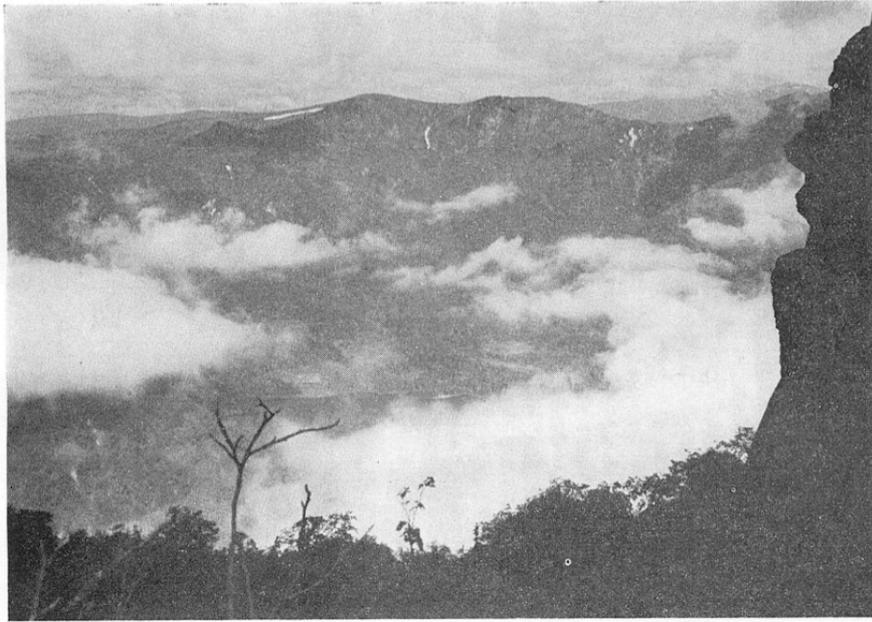
●六月十日(金)第十二回理事会
午後四時三十分より植物園事務所。出席者：東条、大洞、島倉、榎田、宮脇、大野、齋藤(春)、中村、石川、山田(秀)代、柳崎、金光、春日、渡辺、小関、田川、中野、松岡、高倉、高橋(延)、井手、以上三十一名。他に道庁より二名。

一議事

- 1、恵庭岳スキーコースについて
協会の立場、自然保護のうえから、種々活発な意見が交わされる。結局、当協会としては、恵庭岳に必ずしも反対はないという態度で、今後事情をよく調査してゆくようにする。組織委員会ができたら積極的に働きかけることにする。
- 2、委託調査について
今年度の予算は九十万円で調査地は、

井手 賈夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.3. 北海道自然保護協会, p.2. 北海道自然保護協会所蔵.

(参考資料-33)



オコタンベ湖(恵庭岳頂上より) 萩 千夏子

天売峠尾道立自然公園、大雪山国立公園、利尻礼文国立公園、富良野芦別立自然公園、襟裳立自然公園、暑寒別立自然公園の以上六カ所、常任理事を中心に四人編成くらいで調査することが承認される。

3、建設省で出した「新国土建設計画」の中に自然保護をもくわえてもらいたい、日本自然保護協会に働きかける。

4、「都市周辺自然保護対策における主要都市の現状と課題ならびにその方向」の文書について、道土木部都市計画課長羽島氏挨拶、次会に説明を聞くことにする。

5、会議、会報の件
編集委員は前年と同様の委員に委託。前年度以上の会議、会報を発行する。

6、レインジャー増員の件で会長より発言あり、道庁、関係方向からの資料を得て厚生省の国立公園局へ陳情する。厚生省へ陳情を会長から行なうことが承認される。

7、北大農学部の中に自然保護学科を申請中なので、協力をしてほしいと鳥倉理事より説明あり。午後六時散会。

●七月一日(金)第十三回理事會
午後四時より植物園事務所。出席者：東条、大飼、石川、斎藤、小関、伊藤(秀)大野、山田(秀)代、中村、柳崎、山田(幸)楡金、柳田、春日、鳥倉、宮脇、地崎、金光、松岡、井手、以上二十名、ほかに札幌市よりオリンピック説明者二名、北電より四名、道庁より三名出席。

— 議事 —

1、美瑛揚水発電所計画について
北海道電力水力計画課長伊達健次氏より説明がある。
降雨、汚濁、道路使用、地質上の問題点などについての質問あり。この計画はまだ図上の段階であり要望をまとめ、営林局とも折衝して提出する。

2、「都市周辺自然保護対策における主要都市の現状を課題並びにその方向」について都市計画課長説明は次会にしてもらう。(時間の関係上)

3、恵庭岳滑降コースについて
札幌市よりオリンピック準備室長・小林氏説明。それについて種々質問あり。今後、当協会としてもよく検討すべきであり、今後オリンピック事務局ともよく連絡を保つたうえで協議することにした。

●七月十一日(月)常任理事會
正午より植物園事務所。出席者：大飼井手、斎藤、石川、田川、宮脇、高橋(延)渡辺、松岡、鳥倉、以上十名。

1、委託調査の打合せ
六カ所の日程、調査参加者などをきめる。

2、北大自然保護学科設置要請について
鳥倉教授より説明があるが、北大の学部内でもつと地固めしてから案を練り、協会がどのように協力するかをきめる。

3、恵庭岳スキーコースについて井手理事より報告。午後二時散会。

井手貴夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.3. 北海道自然保護協会, p.3. 北海道自然保護協会所蔵.

(参考資料-34)

恵庭岳の滑降コースに思う

東 条 猛 猪

北海道自然保護協会¹⁾でこれまでとりあげた問題の中で、来たるべき²⁾冬季オリンピック³⁾の滑降コースを恵庭岳に作ることの可否の問題ほど、協会の内部で論議され、また意見の分かれたものはない。

見識を備えた有力なメンバーの集まっている当協会であるから、問題によってすいふんと異なる見解が述べられ、また論議されることは自然でもあり、喜ばしいことである。そして恵庭岳の問題が、自然保護の立場から、活発な討議に値する重大な事案であることも疑いのないところである。

そこで行なわれた主張や論議の具体的内容はしばらくおき、また、多くの主張に当然に伴う微妙なニュアンスを捨てて、考え方の大筋を追ってみると、一つは自然保護の必要上恵庭岳の使用には反対との立場であり、一つは恵庭岳の使用はやむを得ないと認めつつ、自然保護をできるだけ実現させようとの立場である。

前者の考え方は、自然保護協会は自然保護に徹すべきであって、妥協的態度は他の目的や立場のものに任すべしという筋道に根ざすものであって、これは確かに協会の一つの行き方を明示している。現在の世相は、自然破壊が横行し目にあまるものがあるとき、純粋な自然保護に徹した主張は、少なくとも警世

的意義を持つし、それが貫徹されれば、一つの社会意に対する百パーセントの勝利である。

後者の考え方は、自然保護も社会の一つの要請であり、社会の他の要請との調和を圖る必要がある場合に限っては、協会が調和妥協のうえで自然保護を主張することが、他に任してしまふよりも自然保護の実をあげ得るとする立場である。この立場をとる場合、肝要なことは、社会のいろいろ矛盾衝突する要請の重さ、大切さを比較して調和を求むべきかいなかを判断する結論の適否である。

恵庭岳の滑降コース問題について当協会の態度は、結局⁴⁾冬季オリンピック⁵⁾のためならば、他に適当な箇所がないならばその使用はやむを得ないが、その施行管理には自然保護をできるだけ尊重することを期する、ということであった。しかし自然保護のため、どのような具体的措置を要望するか、また具体的な私たちの努力の方法などは、これからの問題である。またオリンピック組織委員会が、どのように自然保護の措置を講じるかも、あけて今後のことである。

このなりゆきのいかんによって、当委員会が定めた方針が悔のないものであったか、いなかの評価が定まるのではないだろうか。――一四一、一一、二八記―― (会誌)



東条猛猪 (1967) 恵庭岳の滑降コースに思う. 井手賁夫, 北海道自然保護協会会誌 第2号. 北海道自然保護協会, p.1. 北海道立図書館所蔵.

(参考資料-35)



協会活動状況

●昭和四十一年九月六日(火)
第十四回理事会

午後四時より植物園事務所、出席者―東条、井手、今井、春日、島倉、田川、佐藤(代)、萩原(代)、伊藤(義)代、小田(精)代、以上十名、ほかに札幌営林局より一名、道・土木部より三名。

―議事―

1、「都市周辺自然保護対策における主要都市の現状と課題、ならびにその方向性」について

資料をもとに道土木部、羽島氏説明、現状として景観の保持は困難な場合が多いので、あらゆる機会に協会が働きかけてほしいとの要請がある。

種々意見の交換が行なわれ、老木の管理の問題、樹種の選定、指導のことなど話し合われる。

2、知床に林道ができたという朝日新聞の報について会長より発言あり。北炭観光の柳崎氏現地視察した報告、営林局にくわしく調べるよう要請あり。

3、豊平峡問題について会長より発言、営林局に工事状況の説明を聞く。

●十月二十九日(土)第十五回理事会
午後二時より植物園事務所、出席者―東条、犬飼、井手、楡金、植田、高橋(延)、伊藤(義)、渡辺、小田(代)、小林、宮脇、齋藤、島倉、榎田、城戸(代)、広

中、中村(代)、佐藤(代)、可知(伏見氏の代理)、以上十九名、道より二名。

―議事―

1、大雪山の自動車道路について
これについては、延期または保留の意見を具申することにする。

2、真駒内団地自治連合会よりの陳情書について
真駒内団地自治連合会長、小倉氏より説明。道都市計画課もこの地区についての計画について意見をのべる。道と札幌市とが連絡をとり、積極的にこの地区を保護してもらいたいとの要請がある。

3、知床登山体育大会について
井手理事長より説明があり、山岳連盟の可知氏や札幌営林局よりもくわしい説明がある。山岳団体や各方面に文書で意志表示をし、山岳会の目標に自然保護も加えるようにする。

4、知床林道について
札幌営林局中村氏より説明、ウトロからルサまでであり、そこは有料道路になる。

5、恵庭岳スキーコースについて
理事長より報告。十月二十日、日本興業銀行で開かれた日本自然保護協会評議員会の席上で、木原氏が恵庭の施設は全部撤去するとのべた旨、報告。午後四時散会。

●十二月一日(木)編集会議および報告打合せ
正午よりクラーク会館。出席者―犬飼、井手、石川、楡金、齋藤、島倉、渡辺、辻井、以上八名。

―議事―

1、会誌第二号の編集について
理事長より会誌原稿のあつまり状態の説明。十二月二十日までを締切りにしてもう一度依頼する。

各意見書、記録は会報にのせることにし、来年一月はじめに会議を開くことと定める。

2、調査報告について
各地を視察した各理事が、十二月中旬にまとめる。

3、協会用の写真保存について提言あり。午後一時散会。

恵庭岳スキーコースに関する要請書提出。
このことについて東条会長より要望あり。別紙要望書をオリンピック組織委員会、木原均博士に手交することとなり、常任理事各位の諒承を求めて井手理事長上京、十二月二十一日午後二時三十分、岸体育会館に木原均氏を訪問、事務総長佐藤朝生氏立会のうえで手交した。なお同文の要望書を厚生省、文部省、林野庁国立公園協会、日本自然保護協会に提出した。

昭和四十二年一月二十日(金)編集会議および打合せ
午後五時半よりニュートーキョウ。出席者―犬飼、井手、齋藤、島倉、渡辺、楡金、以上六名。

―議事―
1、クッタラ湖の問題について
協会として出す条件を検討、それをまとめて意見書として通知事宛に出す。

2、会誌第二号の編集について
理事より原稿の集まり状態の報告があり、まだ足りないところは、さらに依頼して集めることにする。

3、大副会長より、現在各バス会社で使用している説明テキストはかなり間違っているように、本会で協力して完全を期するようにしてどうか、という意見があり、具体的方法について考慮することにした。

●昭和四十二年一月二十八日(土)
第十六回理事会
午後二時より植物園事務所。出席者—東条、今井、井手、早川(代)、小田(代)、高瀬、宮脇、斎藤、高橋(延)、大野、籠山、春日、榎田、榎金、柳崎、明道、山田(秀)、広中、以上十八名。ほかに、道山岳連盟より阿地、氏家両氏。

一 議 事—
1、クッタラ湖の問題について
林政課長より説明。施設計画をたてているのは七十七町歩のうち、二町歩である。この二町歩を厚生省で買い上げてほしいと要望を出している。協会としては五つの提案をしたが、道知事のほかに出さなければならないことは、これから林務部および営林局ともうあわせて時期を選ぶことにする。

2、大雪山道路計画に関する要望書について
林政課長より横断道路の計画現情について説明があり、本会としての立場より関係当局に要望することになった。

3、知床半島の全日本登山体育大会実施

に関しての要望書の件について
道岳連よりいままでの経過報告がある。そのあと連盟として知らないことも多いようで、このように一部のものが勝手に動いているのはおかしい。大会はもつとポピュラーな山で行なうべきであるなど、活発な意見の交換がある。二月五日に斜里町でコースの設定などの会議があり、具体的な案ができたなら協会に知らせてもらい、協会としての要望を出すことに決定する。

4、オリンピック恵庭岳に関する要望書の件について
当然のこの要望として承認される。オリンピック施設があまり大規模なものであれば、恵庭でなくともよいのではないかと意見もあり。

5、その他
大雪、クッタラ湖の件についての協会としての具体案を作成するため、小委員会をつくるのが承認される。午後四時十分散会。そのあと記者会見あり。

●三月二十五日(土)第十七回理事会
午後二時よりクラーク会館。出席者—東条、井手、小林、榎田、道家、大野、中村(代)、山田(幸)、中野(代)、田川、明道、籠山、島倉、石川、小田(代)、春日(代)、柳崎、榎金、山田(代)、以上十九名。

一 議 事—
1、大雪山国立公園内内の索道建設に伴う自然保護問題について
本問題については一月二十八日第十六回理事会で明道教授を委員長とする小委

員会に検討を付託されたので、小委員会として三回の会合を行なった結果、別紙の意見書をまとめた。明道委員長説明、石室の拡充、キャンプ場の問題、管理上のことで活発な討論が行なわれる。国有林の管理は費用、権限の面からも民間会社では無理。道のようなところでやるべきであるという意見あり。

方向として監視員は権限をもって、とりしまりのできるようにもっていくよう道、営林局に要望する。

2、豊平峡ダムの件について報告
開発局では全面的にこちらの要望をうけ入れてくれた。これに対して、協会より礼状を出すことになる。

3、知床の全国登山大会についての報告
自然保護をモットーに計画し、かなり好転の兆がみられる。

4、恵庭岳スキーコースについての報告
施設は大会終了後、全部撤去することになったこと。コースのとり方にシュビースI.O.C委員も自然保護にじゅうぶんの配慮をしてくれた。

なお、知床の全国登山体育大会に関する登山道路の設定、および恵庭岳滑降コースについて、営林局馬淵氏より詳細な説明があった。その内容は別紙のとおりである。

そのほか会議、会報の件、ガイドブックの件の報告。高橋理事よりの阿寒のベンケ、パンケの新観光地開発の件で、道よりこの地区が特別保護地区であるから開発は考えていないという発言を得る。なお、協会として要望書を提出すること

になる。午後四時散会。

一 札幌営林局説明資料—
I 恵庭岳滑降コースについて
(オリンピック組織委、札幌河村氏からの説明要約)

1、三月十五日東京で開催された自然公園審議会に対するオリンピック組織委員会(佐藤事務総長、木原スキー小委員長)の説明によれば

① 建造物等施設はオリンピック終了後撤去し、跡地は天然更新とする。

② コース施設設定にあたっては、自然保護にじゅうぶん留意するといふ前提条件で審議会の了解を得たが、三月二十五日現在、厚生省からの正式承認文書は未着である

2、国際スキー連盟アルペンコース小委員長F・シュビス氏の現地調査の結果によれば、

① 予定コース設定にあたっては、でき得るかぎり樹木を伐採しない配慮がなされていた(同行者の説明)。

② 予定コースは布キレを巻き、標示してある。

3、コース設定の今後のすめ方
正式承認文書の到着をまつて調査にとりかかりたい。

大会(昭和四十七年二月)の三年前までには設定し、練習に使用したい。本事項に関連し、支障立木の調査伐採除去の期間の関係もあり、具体的スケジュールが決定次第、営林局署

(参考資料-36)

て知られ、前述の地域に劣るものではない。元来、大雪山は山容としては急峻な岩峰のそそり立つ景観にめぐまれたところではなく、神々の座とよばれた大らかな山々の連なりと、その広い山頂に盛られた花籠のごとき高山植物群落の美しさにおいて、賞せられてきたところであります。したがって、この特徴がいささかも損なわれ、失なわれることがあれば、それは直ちに大雪国立公園の生命を失なうことを意味するものであります。

第二にこのような高山植物の大群落を生じた大雪山頂部の比較的平坦な地形のことも考慮されねばなりません。この地形的特徴は、もちろんこの道路計画の一つの重要な要素としてとり上げられた点でありましたが、このことは他方、一度そこまで達すれば、あとは容易に高山植物群落の間を歩きまわれることを意味します。

このような地形をもち、このような高山植物群落をもったところに道路が建設された結果は、大雪に類する地形的条件にあり、すでに道路の建設された蔵王ならびに吾妻両国立公園などがそのもつともよい前車の轍としてあげられるのであります。

北海道自然保護協会では理事を派遣してこれを視察せしめるとともに、同地方各都市の教育委員会および日本山岳支部長とも連絡をとったのであります。その被害はまさに想像にあまるものでありまして、同地方の自然保護に関心ある

人々の多くの努力にもかかわらず、ここにはもはや見るに足りるだけの自然群落は残されていないのであって、殊に蔵王の高山植物の保護に関しては絶望的な声さえ聞かれる始末であります。そして関係者は、異口同音に大雪山の自然保護のために蔵王、吾妻に見られる惨状を決してくり返さないよう要望したのであります。

じつさに自動車道路の建設はしばしば群落にとって許容力以上の、極度に多数の人々の入山をもたらします。現在のところ自然の被害は事実上、人の数に全く比例するのが通例であります。国立公園は正に国民のものであります。それは(山岳公園にあつてはそこに自力で登り得る)健康にて自然を愛する国民を意味するもので、その資格のない人々のものではないはずで、

全ての人がこの資格をもち、立派に自然をたのしむことができるならば申し分はありませんが、現在まだこれは期待されません。

高山植物群落は、都市の花壇と同様に考えられ、とりあつかわれるべきではありません。大雪国立公園におけるこの道路計画の遂行は、国立公園としては事実上いよいよ自殺行為に等しいものと申すべきもので、これは畢竟周辺地域およびその住民にも得策とはならないのであります。

大雪国立公園に関しては、まず高山植物群落を充分にたのしむことの出来る完備した自然探勝歩道の建設こそ行なわ

れるべきであります。自動車道は西面では現行の赤岳および高原温泉付近、東面ではユコマンベツからたとえば愛山溪に達するものごとく、山をめぐめるものがまず舗装整備されるべきで、山を横断することは極力避けなければならないと考えます。しかも、どの地域においても、自動車道は常に上部は森林限界までに止めるべきであります。

すでに、ユコマンベツから委員の池層雲峽から黒岳へのケーブルあるいはリフトの建設が行なわれている現在、山頂への到達路は、これで充分と考えられます。前記の歩道がこれら自動車道、ケーブルなどと適宜結んで設けられれば、大雪国立公園の美は正に損なわれることなく、よく賞せられるものとなるに違いありません。

以上、大雪国立公園のもつ地形的、植物群落的特長にかんがみ、伝えられる自動車道路の計画については、自然保護の立場から、これを容認しがたいものと考え、ここに意見を申し述べ、次第であります。

本問題の検討に当って、自然保護に留意し、大雪国立公園の自然美を更によりよく強調するためには、本協会としても具体策を準備し、これに協力を惜しまないことを附言しておきます。

昭和四十一年十二月二十日
オリンピック組織委員会 東条猛猪
北海道自然保護協会 会長

恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画について

第十回オリンピック冬季大会については着々と準備のすめられていることと存じ、またその成功は国民の等しく願うところでありますが、それがまた自然保護の立場とも調和することは、国民将来の福祉と健康上必要欠くべからざる要件であります。

つきましては、恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画につきましても充分そのことはご考慮のことと存じますが、ご承知のように同地区は特別保護地区のオコタンベ湖に接する原始林地帯であり、恵庭岳南斜面に近い方には諸所昭和二十九年十五号台風の被害地域もありますが次第に天然更新の行なわれつつある現状でありますだけに、同地区の施設についてはこれを最小限度の規模にとどめ、もしやむを得ず諸般の施設を設けてもオリンピック終了後はいっさいこれを撤去していただきたく、このことを特にここに申し入れる次第であります。

第二には施設をいっさい撤去するのみにては伐採その他による荒廃のあとをとどめることになりまますのでこれらを植林によって充分整備して、オリンピックによる荒廃の痕跡をあとに残さざるようにしていただきたいのであります。

オリンピック冬季大会と支笏湖恵庭岳山麓の自然保護との間の調和の問題は、すでに世界各国の自然保護協会の注目していることであります。今日、国の文化

はその自然保護の認識と実践とを尺度とするといわれております。

オリビック組織委員会が世界の注目と支那湖恵庭岳周辺の重要な自然保護とを十二分に自覚されて、その施設運営を致されるよう希望致し具体的要件として、以上二点を申し入れる次第であります。

(写しを、厚生大臣、文部大臣、林野庁長官、札幌管区長、国立公園協会、国立公園審議会、日本自然保護協会に送附)

昭和四十二年二月二十日

大蔵大臣 水田三喜男殿
厚生大臣 坊 秀男殿

北海道自然保護協会長 東条猛猪
国立公園の私有地を国によって買上げることの要望書

我が国の国立公園はすぐれた自然景観をほこりとしておりますが、近時各種産業開発、および心ない観光事業のために荒廃せられる傾向にあり、まことに憂慮にたえないのであります。

ことに国立公園地域内の私有地については自然保護上、また管理上つねに種々困難な問題を生じ、ひいてはその所属の国立公園地域全体に大きな影響を及ぼす危険がありますので、特にすぐれた景勝地の私有地については、これを国において買上げるよう措置せられたく、昭和四十二年度の自然公園予算編成の時期に際してこのことを特に要望致すのであります。

あります。

国立公園は日本の風景を代表するに足る傑出した景観をもっており、美しい自然とほころぶべき大風景を永く保存するとともに、これを国民の保健、休養、教化に資するため、地域を画して指定されておりますが、この制度は地域性であるため土地の所有形態が国有、公有、私有であるを問わずその価値が認められれば公園として区域指定が行なわれ、自然の価値によって特別地域(特別保護地区を含む)普通地域に分けられております。

したがって、特別保護地区を含む特別地域の大部分は傑出した原始景観を保有しており、学術的にも利用的にも重要な地域で、永久に保存する必要がありますが、このうち特に私有地については、各種産業開発との関連において貴重な資源が順次破壊されつつあり、これが保護の完全を期することは漸次困難な現状にあります。

今にしてこれが根本的対策を講じなければ禍根を将来に残すことになり、また、国がこれを買上げ、自然保護の徹底を期するよう特別の措置を講じられるよう要望致すのであります。

(写しを、北海道知事、国立公園協会、日本自然保護協会に送附)

クッタラ湖南西団地施設配置計画に関する意見書

昭和四十二年一月二十三日

北海道自然保護協会長 東条猛猪
北海道知事 町村金五郎

クッタラ湖南西岸における私有地に関しては、できるだけ速かに公用地として、または地方が買い上げて、この地方にみだりな観光施設が設けられざるよう配慮されるべきであることはもちろんであります。次善の方策として団地施設配置によって今後の濫用を防ぐことは、まことに当を得たものとして賛成致すところであります。

ただ、すでに充分配慮されていることとは存じますが、なお念のため、留意すべき要点を列挙致して、御参考に供したいと存じます。

一、騒音防止に特に留意して、拡声器高声な音楽などの使用、モーターの騒音など嚴重に規制せられたいこと。

二、宿泊施設、その他湖畔に接近して建てること。

三、宿泊施設は青少年の宿泊を主とする簡素健全なものとして、その他は休息施設に止めること。

四、廃水処理を完全に、湖水の水質に変化を来さないようにすること。

五、植樹をして景観をよくすること。
以上



編集前後

「会報」第四号をおとどけする。昨年九月二十日に出た第三号に、少なくとも半年に会報を三回くらい、会誌を二回くらいという希望を書いたが、なかなか思うようにいかないものである。会員諸賢の投稿を期待しているが、それも忘れたころに出るようでは、会員の方々も投稿する気になれないであろう。今後の努力を誓っておわびするよりほかはない。

しかし理事会は、会報によっておわかりいただけるように、終始活発に動いている。そして理事会の努力が、しだいにむくいられていきつつあることはありがたいことである。どうか今後とも、会員各位の積極的なご支援とご助言をいただきたい。そのご支援のあらわれが、具体的には会員の増加という形であられるようになるために、私どもとしてもいっそうの努力をしなければならぬのであります。

なお会誌も、本会報とおとどけできる予定でいる。(井手)

昭和四十二年五月一日発行
札幌市北二条西八丁目
北海道大学植物園内
発行所 北海道自然保護協会
電話(二二〇〇)六六番
発行人 井手 貴夫
印刷 札幌印刷株式会社

(参考資料-37)



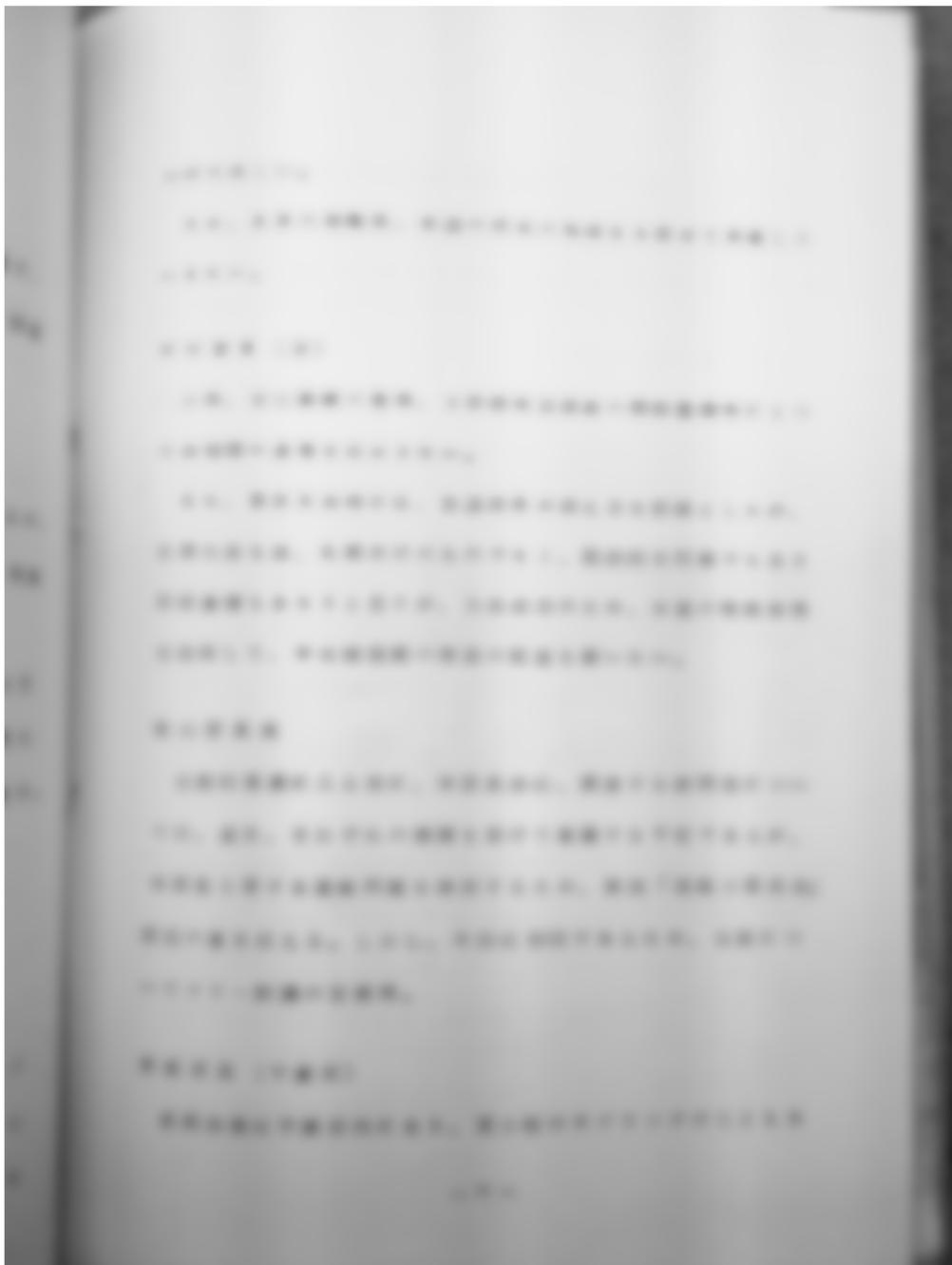
※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録
第1回－第31回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，p.52-53.
日本スポーツ協会資料室所蔵．

(参考資料-38)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1967）札幌オリンピック冬季大会組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，p.7．北海道立図書館所蔵．

(参考資料-39)

(一) トムラウシ、鹿越峠越の国道は、最低鞍部よりやや北よりの沢ぞいにトンネルによって通ずること。

(二) またトムラウシ委員会は、この問題は単にトムラウシ周辺だけでなく、大雪山全体の視野に立って他の問題とあわせて検討されねばならないので、トムラウシ委員会を発展的に改組して、大雪山委員会を設けるべきこと。

(三) 赤岳銀泉台のバス道路延長、駐車場を台地に設けることについては、条件をつけること。

(四) 黒岳ロープウェイの終点からのリフト建設についても同様。

●十一月十三日(水) 大雪山周辺の市、町長との懇談会

午後四時より於・自治会館。

出席者—斎藤(春)、岩本(代)、坂本、島倉、斎藤(雄)、伏見、楡金、春日、明道、橋本、柳田、佐藤、井手、木村、俵、南富良野町、富良野市、旭川市、上川町、東川町、新得町、美瑛町、鹿追町 各市、町長または助役より自己紹介と各町の要望の開陳があり、のち協会側、ことにトムラウシ委員会の意見を述べて懇談。その後、夕食をともにして散会。

●十二月四日(水) 柏ヶ丘の森林保護に関する話しあい

午前十時より開催。出席者—井手、辻井、橋本、市川、十楽寺、以上五名。

住居占用区域指定、森林計画法による資源計画地区、森林調整区域などの問題について、十楽寺、市川氏らよりそれぞれ説明があった。

●十二月七日(土) 編集委員会

午後二時より開催。

出席者—井手、石川、斎藤、楡金、辻井、以上五名。会誌第五号の編集についての最終的打ちあわせ。

●十二月二十六日(木) 大雪を守る問題について

午後二時より。出席者—井手、辻井、橋本、俵、木村、以上五名。大雪の自然を守る具体的方法について種々検討した。

●昭和四十四年一月十七日(金) 第二十七回理事會

十二時より—二時。出席者—大銅、楡金、岩本(代)、斎藤(雄)、春日、橋本、斎藤(春)、辻井、以上八名。

1 真駒内柏ヶ丘について意見書を作成することとし、東条会長の意向を聞くこととなる。

2 藻岩山山頂展望施設の意見書。

3 トムラウシ委員会報告。

4 地方支部結成の要望があり、支部についての会則を検討することとする。

5 その他、会誌原稿の件、オリンピック記念自然保護緑化計画案などが話題となる。

●二月一日(土) 第二十八回理事會

一時半より開催。出席者—岩本(代)、木村、萩原(代)、佐山、楡金、東条、小寺、佐藤、伊藤(秀)、石川、高橋、辻

井、金光、島倉、井手、明道、松本、以上一七名。

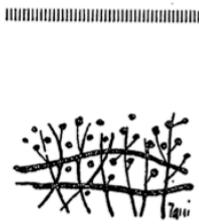
1 道土木部長より、支笏湖畔丸駒温泉—オコタンベ河口間の車道建設について要望あり、種々検討の結果、同地域は支笏湖畔においてもっとも重要な箇所であるので、この間の道路建設については反対の意向を表明することに決定。

2 トムラウシ委員会第二次報告、承認される。

3 稚内—天塩間の道路計画がある由で、これについては調査すること。

4 柏ヶ丘の件については最終的な意見がまとまった。

●三月十七日(月)



陳情書、要望書

意見書、回答文書

トムラウシ委員会第一次答申

トムラウシ委員会

トムラウシ委員会は当初、トムラウシ周辺に関する道路計画問題を検討すべく設けられた。委員会は討議をつづけた結果、本件は大雪山全域に影響ある問題であることを考慮し、本件を契機として単にトムラウシ峰だけでなく、大雪山全域にわたる自然保護施策が講ぜられるべきであるとの結論に達した。

委員会はこの考えの下に地質学、地形学、動物学、植物学など各分野における重要性と、風景景観上の重要性から、まず大雪山主部についていくつかの地域区分を試みた。区分としては、標高一、五〇〇メートル以上の高山帯がまずとり上げられ、この中に地質学、動物学、植物学的重要地点がそれぞれ区分された。

一、五〇〇メートル以下の森林帯も風

致的な意義、高山帯の保全的な意義などから十分保護されなければならない。この意味での森林区分は、ほぼ標高一、〇〇メートルを標準としてある。各区分における保護条件は次のようにまとめられる。

第一地帯・森林帯

林道を除いて新たに一般車道は設けられてはならない。

第二地帯・高山帯

車道は今後とも設けられてはならない。歩道も新設はできるだけ避けると同時に新設は十分検討が加えられたい。できるだけ少なくされなければならない。

第三地帯・特別保護区

学術的ならびに景観的地から特別保護区については厳重な監視をふくめて、あらゆる保護施策が立てられなければならない。既存の歩道も、なるべく特別保護区外へ移すことも考えられるべきである。

委員会は、今回は以上のように道路(歩道を含む)についての観点から第一案を作成した。ニセイカウシユベ山地など周辺部について、また、道路以外の諸問題については第二次答申にゆずる。

柏ヶ丘の景観保護に関する要望書

昭和四十三年十月四日
提出先 北海道、札幌市
オリンピック組織委員会



ユリカモメ (新綱路川) 野村 梧郎

北海道自然保護協会長 東条猛猪
柏ヶ丘の自然保護に関しては昭和四十一年十一月十六日付にて、すでに藻南公園およびゴルフ場跡とともに、公園地域として一貫した計画のもとに管理保存することの必要を要望致し、道においても

森林公園計画をなされていた由であり、すが、オリンピック施設建設のためにこの計画が実現をみるに至らなかったことはまことに残念なことであり、さて、このたび柏ヶ丘にオリンピック用のプレス・ハウス建設計画のある由にて、真駒内自治団体連合会よりも、この計画が真駒内一帯の風致をそこなわざるよう十分な考慮を払われるよう要望されており、さらに具体的な処置について別紙附帯意見が提出されており、

この件につきましては、当協会においてもかねて深い関心を有しているところであり、関係各位におかれましても、要望および附帯意見を十二分に考慮され、プレス・ハウスの建設計画を樹立されることをお願いするし、

藻岩山山頂展望施設の建設について(回答)

NCS第六〇号
昭和四十四年一月十七日

札幌市交通事業管理者
交通局長 大 刀 豊殿

北海道自然保護協会長 東条猛猪
昭和四十三年八月十六日付札交管第一七七号による、標記の件につきましては、

当協会において現地を視察致し、また理事会において慎重に討議致しました結果、原則的には特別に問題とすべき点はないが、下記の二、三の点について当協会として要望致すこと

になりましたので、この点について特別の御配慮を願いたく存じます。

一、藻岩山頂三角点標識をはなれて施設を設けること、および三角点標識を明確にすること。

二、現在山頂附近にある二箇所の便所のうち、一箇所は計画施設の中に収容せられるはずであるが、他の下手のほうの便所もこの際、話し合いのうえ撤去されたい。

三、便所は必ず水洗式とされたい。

以上の三点であります。本来重要文化財としての原始林のある藻岩山頂のごときところに、かかる施設を設けるべきではなく、もし設けるとすれば現在のロープウェイの終点に置くべきであって、山頂展望所はできるだけ原始的景観を残すべきであります。それを現在のごとく施設を設け、山頂の景観を破壊したことはまことに残念なことであって、御計画の施設が在来の適切ならざるものを改善するという意味において賛意を表すものであります。この趣旨において、今後の自然景観中の施設の建設については十二分の御配慮をはられるようお願い致すし、

支笏湖畔丸駒コオタンペ間の自動車道路建設に関する件

北海道知事 町村 金五郎
北海道自然保護協会長 東条猛猪

支笏湖畔丸駒温泉コオタンペ間に自動車道路を建設することの可否につき、



自然保護という言葉

俵 浩 三

「自然保護」とはいつたいなんだろうかと私はよく自問自答することがある。あるとき試みに百科事典をひいてみた。ところが平凡社の「世界大百科」をはじめ、数種の百科事典のどこにも「自然保護」の項目はでていなかった。さきごろ「広辞苑」の第二版が発売された。「広辞苑」の新版は「諸科学の最新の成果を集約し……時勢の転変に伴って絶えず流動し生長していることばを、その生きた姿においてとらえ、ここに新たに二万語を加えた」意欲的なものであるという。新聞には「ゲバ棒」は、まだ世間に定着していないとみなされてはずされたが「全学連」はとり入れられた、などともとりざたされた。

私には、これにはきつと「自然保護」もいつているだろうと期待し、どんな定義づけがなされているかを楽しみに「広辞苑」を手にした。しかしやはりのっていないのである。「自然石」「自然銀」「自然木」などはあっても「自然保護」という言葉はない。「自然保護」という言葉は「広辞苑」の総項目二十万語の仲間にも入らない、それだけ世間から関心をもたれることの少ない日本語なのである。

それにひきかえ、アメリカの百科事典などをみると、「自然保護」に相当する「コンサーベーション」という言葉は、必ずでており、しかも相当数のページがこれにさかれているのが常である。ドイツやフランスの事典は調べてみたことはないが、おそらくヨーロッパ諸国でも同じことであろう。

なにも、その言葉の定義がきまらなければ仕事ができないことはもちろんないが、仕事がたくさんあるのに定義がないのも淋しいことである。ところが「自然保護」の場合は、実は仕事が多すぎるゆえに、定義がきまらない一面もあると思われる。つまり「自然保護」のイメージが人さまざまなのである。ある人は自然にいつい手をつけない、むしろ放任することが保護だといひ、また、ある人は仏教の殺生戒のように生物をあわれむのが保護だともいう。さらに、ある人はその反対で自然に積極的な手を入れ、有効に活用することこそが本当の保護である、ともいう。もちろんそれぞれの人が「私の自然保護論」をもつことは当然であり、また望ましいことである。しかし、自然と人間の関係を正しく保つてい

貴庁土木部長より御照会がありましたので、本協会は去る二月一日の理事会において慎重にこの問題を検討致しました。が、すでに本協会の昭和四十二年度調査報告書（会誌第四号所載）にありますとおり、やはり本協会としては、この間に車道を通すことには不賛成であることを確認致しました。

その理由は、前述の委託調査報告にありますとおり、この地域は支笏湖において、現在すぐれた原始的景観の残されているほとんど唯一の場所でありまして、ここに道路を通すことは、支笏湖の最も重大なるかめを失うことになるからであります。

オリンピックの滑降競技の運営のためには、現在建設中の道路に待避線を作るとか、湖をフェリーで運ぶとか、他の適当な方法を工夫されたく存じます。

赤岳道路ならびに層雲峡リフトに関する意見書

昭和四十四年三月二十五日
大雪小委員会
さきに本委員会に諮問になりました標記の件につき、ここに答申いたします。

①赤岳道路問題について
北海道自然保護協会は、大雪山国立公園地内の道路建設計画に関する要望書（昭四二、一一、三〇）第二項（ロ）において、赤岳登山道路終端（標高点一、七〇〇m）の駐車場、展望台、休憩舎の廃棄を要望した。

これは大雪山を横断する、いわゆる層

雲峡（ユウモンベツ）線車道の建設に関連することとしてとり上げられた問題であった。幸いにして、横断道路計画はその後当協会の要望どおり撤回されるに至ったが、本道路の終点・銀泉台は展望に恵まれません。ために展望を求めて第一花園、第二花園などの無統制な利用が増加しており、いちじるしい自然破壊が生じつつある。したがって多数の利用者を満足させる展望地を赤岳道路終点付近（一、七〇〇m台地）に整備し、車輦の転回交差に便ならしめてはどうかと考えられる。

これは、あくまでユウモンベツへの横断道路の一環としてではない。この終端処理については、次にあげる諸点に特に配慮されたい。

(一) 本地点の利用は展望に限られること。

(二) このために予想される施設としては必要最小限の駐車場、休憩舎、公衆便所、危険防止柵、説明標識などに限り、食堂などは設けないこと。

(三) 園路を設ける場合は、自然発生の赤岳への登山路に結びつかないよう計画すること。園地内に高山植物見本園を設けて、利用者の觀賞に供すること。

(四) 現在、同地域にコマクサの群落するところなどもあるため、これを園地内にとり入れて保護育成すること。

(五) 前項に関連しては、逆に赤岳山頂方面からの短絡路の形成をさけるような方策が立てられるべきである。

(六) 銀泉台に車輦のチェック・ゲート

井手賁夫（1969）北海道自然保護協会会報 No.7. 北海道自然保護協会, pp.2-4. 北海道自然保護協会所蔵.

(参考資料-40)

會員名簿

(あいうえお順)

氏名	住 所(自宅)	勤務先・役職名
阿部 謙夫	札幌市北八条西六丁目	北海道放送社長
阿部 永	北二条西十丁目	北海道大学農学部博物館
安藤 孝俊	南七条西十六丁目	信漁連全漁連会長
荒木 一郎	函館市駒場町一四	函館営林局長
石井 貞二	札幌市北四条西六丁目北四条ビル内	毎日新聞社取締役
石川 俊夫	南五条西十六丁目	北海道大学理学部教授
井手 貴夫	琴似町宮の森五〇九	〃 文学部教授
伊藤 俊夫	琴似一条六丁目二三三	〃 経済学部教授
伊藤 秀五郎	真駒内泉町一丁目	札幌医科大学進学部部長
伊藤 義郎	北五条西八丁目	伊藤組社長
稲垣 貫一	旭川市大町一条九丁目高橋正次方	北海道教育大学旭川分校教授
大飼 哲夫	札幌市北四条西六丁目北四条ビル内	北海道大学名誉教授
今井 道雄	南十二条西十三丁目	今井百貨店社長
岩倉 春次	苫小牧市木場町一八	岩倉組社長
今井 四郎	江別市西野幌五八二酪農大	学生
岩本 常次	札幌市北五条西十七丁目	北海道電力社長
一木 万寿三	琴似町山の手二条十一丁目	画家・一水会・全道展会員
岩岡 正喜	帯広市東六条南十二丁目	帯広営林局長
射 水 基	砂川市空知太四二六	農業
氏 本 宏	札幌市北二十三条東一丁目	日本公社
内 田 一也	北十五条西七丁目	学生
植田 英武	南十四条西十七丁目	北海道林友観光(株)社長
岡本 敏雄	大通西十丁目北大通りアパート	朝日新聞支社長
大野 精七	北十二条東二丁目	北海道大学名誉教授
太 田 実	札幌市北七条西七丁目	北海道大学工学部教授
岡田 正夫	琴似町宮の森一二三五	全日本写真連盟道本部
小川 博三	北二十七条東三丁目	北海道大学工学部教授
奥村 邦教	白石町本郷通六の北四三	北海道新聞社編集局長
小 田 精	北四条西十六丁目	札幌営林局長
大場 与志男	北四条東二丁目	北海道大学理学部助手
小 野 決	河東郡上士幌町糠平	帯広畜産大学生物研究所
小 倉 貞信	札幌市真駒内上町二丁目五五	真駒内団地自治連合会長
太田 重良	北一条西十七丁目公宅	道立林業講習所長
大谷 吉雄	発寒五条二丁目五八	北海道教育大学札幌分校教授
金井 五郎	北十三条西四丁目	秀岳荘
金光 正次	南八条西二十五丁目	札幌医科大学教授
春日 俊夫	南四条西二十二丁目	王子造林取締役札幌事務所長
桂 田 敏二	斜里郡斜里町ウトロ	ウトロ・ユースホテル
門 脇 松次郎	苫小牧市表町十八	苫小牧郷土文化研究会長
籠 山 京	札幌市北二十八条東三丁目	北海道大学教育学部教授
川 村 秀雄	南八条西二十六丁目	北海道教育委員長
木 村 晴吉	北見市幸町一三三	北見営林局長
榊 田 徳一	札幌市南十二条西十六丁目	北海道森林組合連合会
小 関 隆 祺	北七条西十二丁目	北海道大学理学部教授
小 林 庸 秀	真駒内上町一丁目上町マンション	北海道木材協会
今 田 敬 一	北二条西十八丁目	北海道大学名誉教授
佐 山 総 平	南二条西二十八丁目	北見工業大学学長
佐 山 勳 一	室蘭市宮の森町一丁目四五の一	富士セメント社長
斎 藤 春 雄	札幌市北三条西二十九丁目	日本鳥獣保護連盟参与
坂 本 直 行	手稲町宮の沢四二七	画家
佐々 保 雄	南十条西二十丁目	北海道大学理学部教授
佐々 木 利 安	発寒三条五丁目三九四	札幌南高校教諭

- 佐藤 貢 札幌市南十六条西八丁目
重岡 義雄 旭川市神居町神岡三九五
島倉 亨次郎 札幌市麻生町八〇一
下泉 重吉 東京都文京区小日向四丁目
島 本 融 札幌市南一条西二十丁目
寿原 九郎 小樽市奥沢町一丁目
寶延 憲英 札幌市手稲西野九三七の八
杉野 目晴貞 〃 南十九条西十一丁目
杉野 目 浩 〃 真駒内あけぼの団地十七の四〇二
住吉 勇三 〃 南十八条西十四丁目
瀬尾 俊三 〃 南十五条西十四丁目
田 川 隆 〃 藤野二六三
高倉 新一郎 〃 北六条西十二丁目
高沢 光雄 〃 白石町北郷五一七
高 橋 諠 沙流郡富川町
高 額 正 札幌市南二十条西十一丁目
高橋 延清 〃 北二十八条西三丁目
谷口 一芳 虻田郡倶知安町北二条東二丁目
俵 浩三 札幌市中の島二条三丁目公宅
地崎 宇三郎 〃 山元町一九八二
辻井 達一 〃 琴似町宮の森一二四七の五
堤 文雄 〃 中の島二条三丁目公宅
寺田 周史 網走市二見ヶ岡一〇五
道家 齊次 札幌市南十七条西十丁目
東条 猛猪 〃 北二条西二十一丁目
留岡 清男 紋別郡遠軽町
富 田 征 上川郡東神楽町五号
名取 武光 〃 宮の森六三三の三五
- 雪印乳業会長
北海道拓殖短期大学教授
北海道大学農学部教授
東京教育大学名誉教授
北海道銀行会長
北洋相互銀行社長
札幌女子高校教諭
北海道大学名誉教授
〃 理学部助教授
北海道開発局農業水産部長
雪印乳業社長
北海道大学農学部教授
〃 名誉教授
(株)丸善札幌支店
大成建設札幌支店
東京大学演習林長
後志支庁林務課
北海道林務部林政課
地崎組社長
北海道大学農学部助教授
北海道林務部林政課
網走ミンク銅青場
北海道相互銀行社長
北海道拓殖銀行頭取
北海道家庭学校長
旭川市立北門中学校教諭
北海道大学理学部助教授
- 中 村 稔 札幌市南十一条西十五丁目
中野 征紀 釧路市大菜毛二〇一
長 沢 昭 夕張郡栗山町大井分
中野 正彦 札幌市北二条西十二丁目
新 妻 徹 〃 南十二条西九丁目
西 島 浩 帯広市稲田町
西 本 宗 信 江別市西野幌七六四
西野 陸夫 札幌市南二条西十七丁目
楡 金 幸三 〃 北十条西四丁目
野田 四郎 〃 藤野二六三の四九
早 川 昇 苫小牧市王子町二三
早 川 禎 治 常呂郡置戸町
林 常 夫 札幌市北十五条西三丁目
原 秀 雄 〃 北二十一条西三丁目
萩 千夏子 〃 月寒西二条九丁目
原 田 準 平 旭川市春光台
林 和 夫 東京都太田区雪ヶ谷二二六
林 泰 室蘭市短利別社宅一
橋 本 誠二 札幌市北三条西十三丁目
橋 本 昌利 〃 北二条西十七丁目公宅
萩原 吉太郎 東京都目黒区平町一丁目
広 瀬 経一 札幌市南八条西四丁目
東 晃 〃 手稲町宮の沢四二六
伏見 茂雄 旭川市七条六丁目
福原 敏男 札幌市南十八条西十五丁目
福富 孝治 〃 麻生町八〇一
吹上 芳雄 〃 真駒内曙町四丁目
星 光 一 〃 北二十八条西十三丁目
- 北海道土木部長
本州製紙大薬毛病院長
学生
北海道林務部長
札幌日章中学校教諭
帯広畜産大学
酪農学園
元・医大事務局長
日本交通公社
札幌旭ヶ丘高校教諭
王子製紙苫小牧工場長
置戸高校教諭
北海道林業会館理事長
北海道園芸会
北海道山岳写真連盟
旭川工業高等専門学校教諭
林電工(株)社長
富士製鉄室蘭製鉄所長
北海道大学理学部教授
北海道生物保護指導監
北炭観光会長
札幌商工会議所会頭
北海道大学工学部教授
日本交通公社
北海道山岳連盟会長
北海道大学理学部長
北海道林学会支部
北海道大学工学部教授

松井善喜 札幌市豊平五条十三丁目
 松野誠也 〃 澄川一三三
 町田叡光 〃 北七条西十三丁目
 町村金五 〃 北一条西十六丁目
 真弓政久 旭川市八条十丁目
 正富宏之 釧路市鶴ヶ岱
 慎有恒 芽ヶ崎市中海岸三丁目
 松木勝彦 札幌市北十五条西七丁目
 湊正雄 〃 南九条西十三丁目
 三松正夫 有珠郡壮瞥町字滝之町
 宮脇恒 札幌市北七条西六丁目
 光岡義彦 岩見沢市春日町四丁目
 明道博 札幌市北五条西十四丁目
 道下美作 帯広市大正町基線八十
 三島懋 札幌市北三十一一条東六丁目
 麦倉啓 〃 南十七条西十四丁目

林業試験場長
 日本電信電話公社
 羽幌炭礦鉄道社長
 北海道知事
 北海道木材協会会長
 釧路市立郷土博物館長
 日本山岳協会会長
 学生
 北海道大学理学部教授
 北海道大学理学部教授
 北海道国土緑化推進委員会
 岩見沢農業高校教諭
 北海道大学農学部教授
 道議会議員
 元北海道大学農学部教授
 北海道東北開発公庁北海道支店

村井延雄 札幌市北二十六条東五丁目
 村本輝夫 〃 月寒西二条六丁目
 望月達夫 東京都武蔵野市境一―一九―一九
 森山富美雄 札幌市北二十六条西七丁目小島ハウス
 山河友次 旭川市神楽町四一九
 山田真弓 札幌市北二十四条西十四丁目
 山田稔 〃 南二十一一条西十三丁目
 山田幸男 〃 南十一一条西十三丁目
 山田秀三 東京都太田区千束町一四三
 山下勝 江別市西野幌三
 山口透 札幌市南一条西五丁目七
 八木健三 〃 北十条西八丁目
 山本達雄 〃 北五条西十五丁目桑園クラブ
 山本剛映 鹿児島市常盤町七八七豊平アパート
 渡辺千尚 札幌市北四条西十七丁目
 渡辺文太郎 〃 南十五条西十二丁目

北海道大学農学部教授
 (株)北海道撮影社
 大井証券(株)専務
 佐藤印刷(株)
 旭川管林局長
 北海道大学理学部教授
 北海道タイムス社副社長
 北海道大学名誉教授
 北海道曹達社長
 酪農学園大学教授
 北海道山岳写真連盟
 北海道大学理学部教授
 北炭札幌事務所長
 鹿児島県観光課
 北海道大学農学部教授
 読売新聞北海道支社長



編集前後

編集後記といえ、すくなくともこの協
 会に関しては、必ずおくれたことのおわび
 ではじまるのが残念ながら例となっていま
 った。本誌もせめて総会にまにあわせたい
 と思つたが
 それさえま
 にあわなか
 った。原稿はほとんど予定の期限におよせ
 いただったのであるが、それがこんなにお
 そくなつてしまったのだから、おわびのし
 ようもないことである。結局は小生が忙し

すぎるということである。
 なまけたということはいささかもないの
 で、これは運営の方法を工夫する以外にな
 いことである。ご多忙の中をご執筆の方々
 には、このうえもないご迷惑をおかけした
 ことで厚く御礼申しあげる所である。
 小生、専門のドイツ文学のことでドイツ
 政府の招待をうけて六月一日に渡独、帰
 りはアメリカを視察して九月末に帰国の予定
 である。自然保護に関しても、できる限り
 の取巻を得たいとねがっている。(井手)

編集委員会としては、なるべく第一号に
 執筆されなかつた方々の原稿をご依頼した
 かつたのであるが、いろいろ都合で今回
 はいただけないぶんも多かつた。第三号は
 ただちに編集を開始し、年に二回発行の計
 画を本年度こそ実現したいものと考えてい
 る。会報、会誌ともに発行に関するご助言
 をいただければ幸である。とにかく本協会
 の仕事は、すべて多忙な役員諸氏のサービ
 スによつているので、思うにまかせぬこと
 も多く、ご期待に沿えぬ点も多いことと思

われるが、事情ご諒察のうえ、このうえと
 ものご援助をおねがい致したい。
 なお、本号記載の「昭和四十一年度調査
 報告書」は道の委託により、三年計画をも
 つて実施中の自然公園についての調査結果
 を転載したものである。本年度は、道南地
 方の自然公園を対象として行なう予定とな
 っている。
 先般の理事会において会員増加運動につ
 いて協議されたが、この点でも会員諸氏の
 ご協力をおねがい致したい。(斎藤)

井手貴夫 (1967) 北海道自然保護協会会誌第 2 号. 北海道自然保護
 協会, pp.60-62. 北海道立図書館所蔵.

(参考資料-41)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録
第1回－第31回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，p.230．日
本スポーツ協会資料室所蔵．

(参考資料-42)

結論を得ました。

- 一、円山スギ林はすでに九〇年余を経ており、北海道におけるものとしては、老令に達しつつあるものと考えられるが、生育状況からみて極端に衰弱しつつあるものとはみとめられない。
- 二、土壌条件ならびに四囲の環境からみて立地はスギ林の成立には、なお好適なところと判断される。
- 三、林冠は現在強い閉鎖をしていないし、経済林ではないので、神社外縁の風致林としてはこのままでよいと考えられる。ただし、すみやかに枯損木および極度の衰弱木の処理を行なうべきであろう。後継樹については、同林内に天然下種で自生しているものを移植するのが適当であろうと思われる。これが不足の場合は若枝を挿木して養成するなど、できるだけ二世の木を利用することがのぞましい。
- 四、林床植生をみると、円山川の改修工事による水湿条件の変化は立地条件に大きな影響を与えたものとはみとめられない。
- 五、円山斜面の一部に成林するものを除いて林内は比較的明るく、後継樹の成長に支障はないものと考えられる。他面路傍要素など、雑草の侵入が著しく風致を損うにいたっており、これが対策が必要であろう。
- 六、林内への立入りを禁止し、林床の踏みかためなどから保護する必要があらう。

国立公園計画の廃止および追加について

林政第一四九号

昭和四十五年一月二十四日

北海道自然保護協会長殿

北海道知事 町村 金 五

標記の件につき貴見をお伺いします。

記

一、公園名

支笏洞爺国立公園

二、位置

千歳市、支笏湖畔丸駒―オコタンベ川口間

三、計画内容

廃止―歩道丸駒―オコタンベ川口線

(昭和四十一年十二月十四日 厚生省告示第五三七号)

追加―車道丸駒―オコタンベ川口線

四、計画廃止および追加の理由

昭和四十七年の冬季オリンピック大会の一部競技が恵庭岳で行なわれることに関連して、交通輸送対策を円滑に実施するため、支笏湖畔丸駒―オコタンベ川口間の歩道計画を廃止し、車道計画を追加せんとするのである。

(林政課自然公園計画係)

昭和四十五年二月十六日

北海道知事 町村金五殿

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 猪
副会長 今 井 道 雄
犬 飼 哲 夫
理事長 井 手 貢 夫

昭和四十五年一月二十四日付、林政第一四九号文書にてご照会の支笏湖畔丸駒―オコタンベ川口間の歩道計画を廃止し車道計画を追加することについては、すでに昭和四十四年二月六日付文書にて申し上げましたとおり、本協会としては不賛成の方針に変更の要のないことを重ねてお答え申し上げます。

すでに申し上げましたとおり、同地域は支笏湖においてすぐれた原始的景観と美しい自然林の残されているもつとも重要な場所でありまして、ここに車道を通すことは、支笏湖のもつとも重大なるかなめを傷つけることになるからであります。

オリンピック滑降競技の運営についてご不便のあることも察せられますが、永く子孫に伝えるべき重要な自然景観と森林を守るために、オリンピック運営については、なだれ防止、待避線の建設、道路の拡幅、湖上の運行など格別のご工夫によって諸困難を切り抜けることを希望いたします。

柏ヶ丘の景観保護に関する要望書

NCS第六一号

昭和四十五年六月十日

北海道知事 町村金五殿
北海道自然保護協会長

東 条 猛 猪

頭書の件につきましては、すでに昭和四十三年十月四日づけに柏ヶ丘のオリンピック用プレスハウスその他の住宅建設につき、その計画が真駒内一帯の風致をそこなわざるよう充分にご考慮をいただきたい旨をお願いしてありましたが、最近同地の整地状況を視察致しましたところ、同丘の東側丘陵の樹木がいつさい伐採されるなど、予想外の惨状を呈しております。真駒内自治体連合会より折角議会に陳情を致し採択されたにもかかわらず、はなはだ期待に反した結果になったとして今後の処置に関しても、非常に強い不信の念を表明しております。すでに伐採されました樹木については致し方ないと思っております。今後の工事につき特に下記の点に完全な配慮あるよう、設計および工事について十二分なご指示、ご監督をお願い申し上げます。

- 一、柏ヶ丘東側の崖の上部に植林をして、伐採によって生じた景観上の被害を最小限にいとめ、真駒内団地一帯の風致と調和するよう万全の措置を講ずること。
- 二、工事の際土砂を崖の東側に落とすときは、残された植生を枯死せしめるおそれがありますので、この点も充分に注意されたいこと。
- 三、建築物は崖のはしより、少なくと

井手貢夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.9. 北海道自然保護協会, p.3. 北海道自然保護協会所蔵.

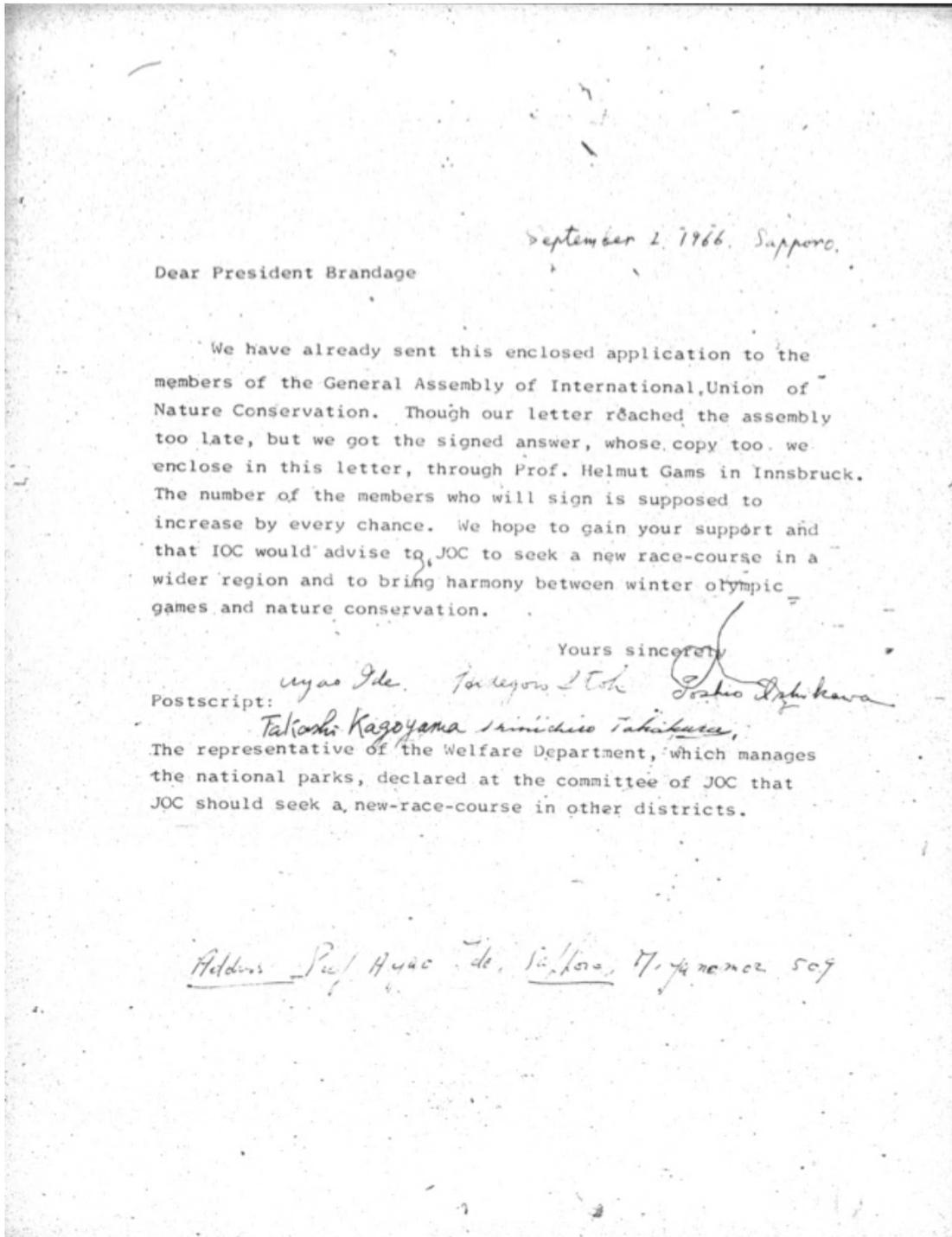
(参考資料-43)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

札幌オリンピック冬季大会組織委員会（1972）組織委員会議事録
第1回－第31回．札幌オリンピック冬季大会組織委員会，p.290．日
本スポーツ協会所蔵．

(参考資料-44)



Application

To : Members of IUON
 From: Ayao Ide, Helmut Gams, Toshio Ishikawa, Hidegoro Ito, Shinichiro Takakura.
 Subject : Support for harmony between Winter Olympic Games and Nature Conservation.

Dear Sirs

As you know, 1972 Winter Olympic Games are to be held in Sapporo. We are very grateful to JOC (Japanese Olympic Committee) and IOC and all the members concerned. Now we want to do complete arrangements as much as we can. But unexpectedly a strong anxiety has been caused by JOC presenting Mt. Eniwa as the down-hill-race-course. On the other hand, the Nature Conservation Society of Hokkaido was established only in the end of 1959 and began its activity in 1960. Last Autumn when we inspected the high-way as far as the shoulder of Mt. Eniwa, we found that great virgin woods at the foot of Mt. Eniwa would be destroyed by about 9 acres. Lake Shikotsu preserves original beauty on this side of the lake the virgin woods are most beautiful at the foot Mt. Eniwa. It is a great pity that the concerned members of IOC offered Mt. Eniwa as the race-course suggested by the technical committee of IOC. So they can not hear proposal that they should select another Mountain. Only one way is left for us: that IOC is requested to advise JOC in consideration of such a situation there is no need of persisting in Mt. Eniwa. Of course, it won't be easy to find any other Sapporo. But, if we drive two hours or so, we can arrive at greater Mountains and find many kinds of possibility. It would be very important to arrive at down-hill-course in as short a time as possible. But we think we can drive more than an hour than if we would destroy the important virgin woods.

For this reason we movers wish that IOC would advise JOC to seek a new race-course in a wider region and to bring harmony between winter olympic games and nature conservation. By this strong suggestion we wish to contribute something to the Japanese Nation and also nature conservation in the world.

We are hoping to gain your considerate support.

Helmut GAMS	Professor of scientific botany, Innsbruck
Hidegoro ITO	Professor of biology, Sapporo
Shinichiro TAKAKURA	Emeritus Professor of economy, Sapporo
Ayao IDE	Professor of Germanic, Sapporo
Takashe KAGOYAMA	Professor of social welfare
Toshio ISHIKAWA	Professor of geology, Sapporo

Lucerne IX General Assembly
and Xth Technical Meeting of IBCN
29. 9. 1966

The undersigned Delegates of the
Federal Union of Conservation of Nature
would thank their friends in Singapore,
that it has been proposed to contribute
for the Olympic Games a new natural area
Mount Kinabalu, in an important botanical area,
to the beautiful Lake Linau, to be
destroyed a considerable part of the natural
rain forests. As it seems not possible
to damage such an important landscape
for a single sportive competition, we ask
the IBCN to search for other alternatives
for the purpose of the inscribed Olympic Games
Tropics to Singapore (Malaysia) of
Singapore, Japan, Turkey

Peter Kallio
Prof. GAUSSEN
Faculté des Sciences Toulouse France
M. A. W. Soetel
J. R. Foster
Smithsonian Institution
Washington DC USA
G. H. S. ...

Letter from Ide, A. to Brundage, A., unknown, 2 September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180. 中京大学所蔵.

(参考資料-45)

バンフ開催拒否を

野生動物保護協会 IOCに申し入れ

【ローマ二十一日AP】バンフ(カナダ)の野生動物保護協会は二十一日、IOC(国際オリンピック委員会)にたいし、「バンフの一九七二年冬季オリンピック開催立候補を拒否してほしい」と申し入れた。同協会は「オリンピック開催のための施設はバンフ国立公園の野性的な環境を破壊してし

まう」といっている。

72年開催都市の推薦投票

国際競技連盟

【ローマ二十一日UPI共】ローマに集まっている各IPF(国際競技連盟)代表は二十一日打ち合わせ会議を開いたが、消息筋によると同日午後(日本時間二十三日)、一九七二年の夏季、冬季オリンピック開催都市をIOC(国際オリンピック委員会)に推薦するための秘密投票が行なわれることになった。同筋によると、まず夏季、冬季各四都市の代表から立候補の説明を聞き、その後この前例のない投票が行なわれる。

升田が二連勝 【福岡】

将棋名人戦 第二十五期

将棋名人戦、大山康晴名人一挑戦者、升田幸三九段の七番勝負第二局は二十一日、二十二の両日、福岡市西高宮の萩の宮山荘で行なわれた。二十一日午後五時三十二分百十九手目、升田九段の三三桂成で大山名人が投了、升田九段は東京での第一局に続いて二連勝した。残り時間、升田4時間34分、大山43分。

「“バンフ開催”拒否を 野生動物保護協会 IOCに申し入れ」. 北海道新聞, 1966(昭和41)年4月23日, 朝刊, 15面.

(參考資料-46)



COMITÉ INTERNATIONAL OLYMPIQUE
MON REPOS, LAUSANNE, SUISSE

Meeting of the Executive Board of the I.O.C.
Hôtel Excelsior, R O M E.

Thursday April 21, Friday April 22, Saturday April 23
and Sunday April 24, 1966.

- 1.- Members present and attending : Mr. Avery Brundage, President,
Mr. Armand Massard, Vice-President,
The Marquess of Exeter, Vice-President.
Mr. Constantine Andrianow, Member
General José de J. Clark, "
Mr. Ivar Emil Vind, "
Dr. Giorgio de Stefani, "
Cheik Gabriel Gemayel, "
- 2.- The President declares that 62 members plus two honorary members would be present at the session in Rome.
- 3.- He announced the death of Mr. Sang Beck Lee (Korea) who was preparing to come to the session and who had died suddenly of a heart attack.
- 4.- Approval of the Minutes of the 63rd Session : no additions or corrections.
- 5.- Examination of the candidature of Lahti. After discussion, the E.B. decided to propose to the I.O.C. a motion in favor of a change in the Rules before the presentation of the candidature of Lahti. If the modification of the Rules was rejected, Lahti could present its candidature by proposing to organize only the events permitted by topography of the country.
- 6.- No discussion.
- 7.- " "
- 8.- The E.B. reviewed the candidatures for the 1972 Games. Mr. Vind complained that he had not received the documentation on Salt Lake City and Madrid. Referring to the candidature of Banff, Mr. Brundage spoke of the letters of protest that he had received from all sides. It was decided to inform the I.O.C. members of these objections, without making any recommendations.
- 11.- Nomination of a New Member to the E.B. and of a New Vice-President.
- 12.- Written nominations would be submitted by the members and presented at the session.
- 13.- New I.O.C. members.
Our member for Norway, wishing to retire, had proposed a new member to replace him.

International Olympic Committee (1966) Minutes of Meeting the Executive Board of the IOC, Rome, 21-24 April, 1966. International Olympic Committee. Olympic Studies Centre 所藏.

(参考資料-47)

- 9 -

XIth Olympic Winter Games

The question of sharing the events between Lahti and Åre had to be resolved first. Mr. von Frenckell (Finland) recalled that the Organizing Committee proposed bearing all the transportation expenses of the athletes, the officials and of the I.O.C. members. The Opening and Closing Ceremonies would take place in Lahti. Finland would organize the Games as a whole and would be responsible for the conduct of all the events. Messrs. Andrianow and Hodler (C.E. and Switzerland) supported the candidature of Lahti and proposed making an exception to avoid that Finland be permanently prevented from organizing the Winter Games. President Brundage proposed that Lahti enters its candidature for the sports that it can organize and that the World Alpine Events Championships of the International Skiing Federation take place at Åre at the same time. Messrs. Rivera Bascur (Chile), Pietri (France), Onesti (Italy), Lord Killanin (Ireland), Vind (C.E.) and Bustamante (Venezuela) gave their opinions. Finally, a vote was decided upon in order to know if the Rules would be changed for the 1972 Winter Games, permitting their organization in two different countries. A two-thirds majority was necessary. 61 ballots were distributed. 42 nos, 18 yes. The Alpine events will not be able to organized at Åre.

Banff Candidature

President Brundage spoke of the very large number of protests that he had received, coming from Canadian associations and from citizens as well as from persons from other countries, interested in the protection of Nature, who have expressed their hope of not seeing Canada give the example of profaning natural resources of the country. Mr. Dawes (Canada) said that these protests had no valid basis. The Prime Minister had spoken in favour of the Games three times. The National Park covers an area of several thousand square miles, equal to half of Switzerland. The wild animals are not afraid of the train that crosses the Park, and in any case in winter they are either hibernating or have their winter quarters further north. Mr. Hodler who had visited Banff, had ascertained that a sports centre already exists with hotels capable of receiving a very large number of guests. The Canadians go there for the weekend to fish and to golf or to ski. Messrs. Alexander (Kenya) and Honey (South Africa) spoke of the great National Parks that exist in their countries and that are visited by hundreds of thousands of tourists. There, the wildlife has not been adversely affected. President Brundage judged that we could not set aside all the protests that he had received which came from informed circles, universities and clubs. Despite the fact that the Prime Minister supports the candidature of Banff, the I.O.C. should not, in principle, be the cause of a controversy within a country, with its international implications, and risk hostile demonstrations at the time of the Games. The Marquess of Exeter (E.B.), General Byrssen (Sweden), General Stoytchev (Bulgaria), the Count de Beaumont (France), Sir Arthur Porritt (New-Zealand) and Mr. Onesti (Italy) also expressed their views, after which the balloting on the organization of the 1972 Winter Games took place.

61 ballots were distributed

32 votes were cast for Sapporo on the first ballot,

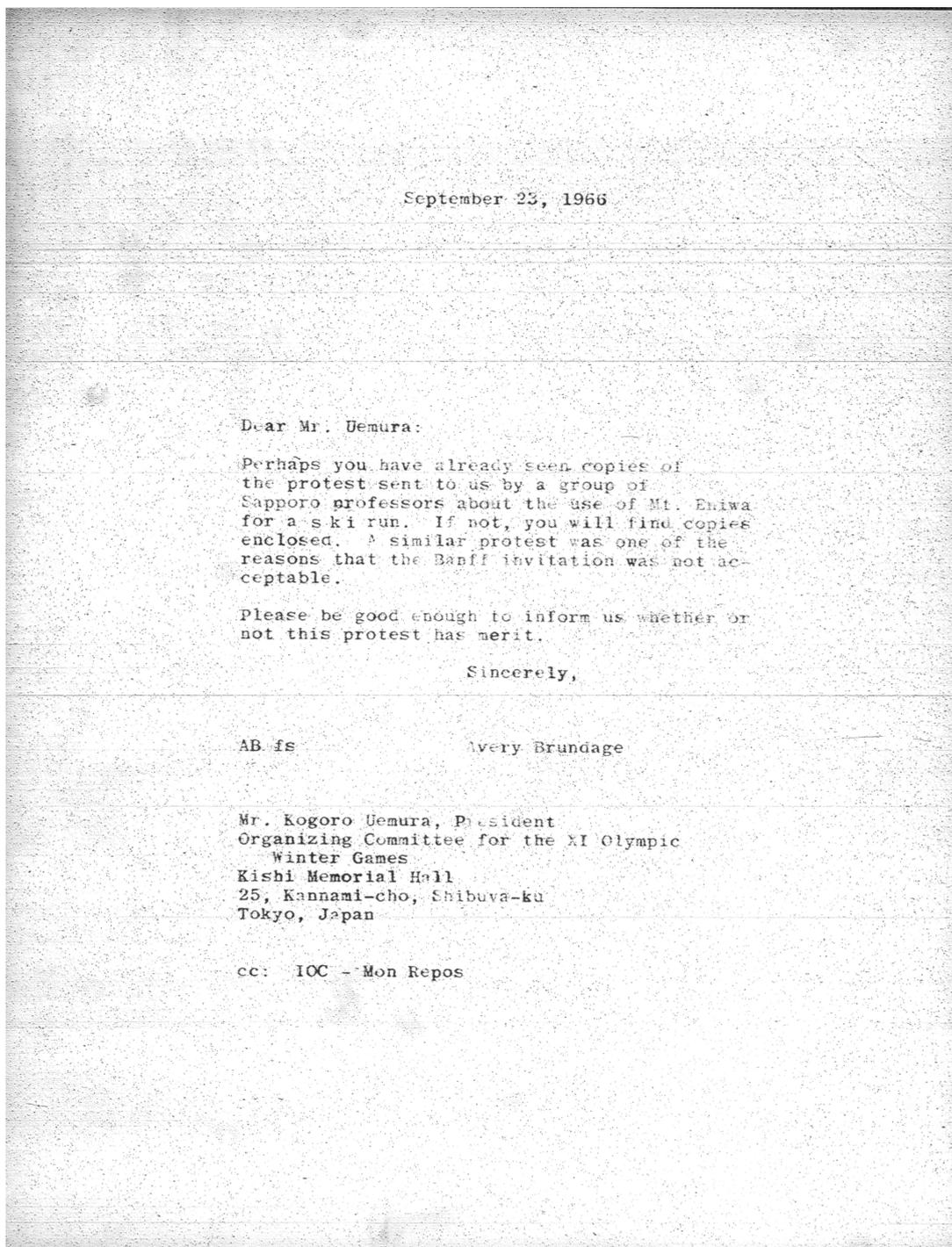
which was therefore chosen to organize the 1972 Winter Games.

Mr. Azuma (Japan) expressed his thanks.

./.

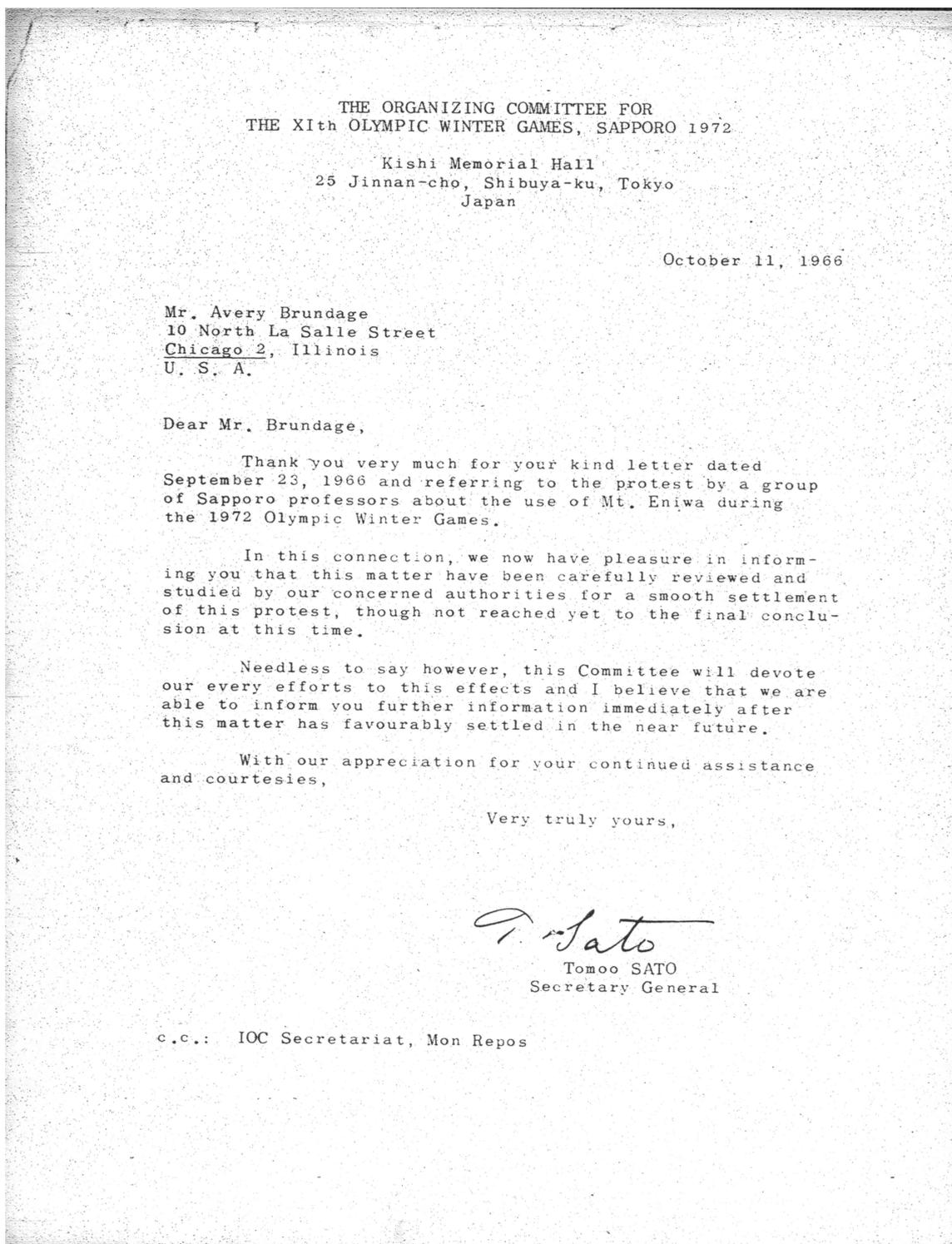
International Olympic Committee (1996) Minutes of Meeting the 64th Session of the IOC, Rome, 24-30 April, 1966. International Olympic Committee. Olympic Studies Centre 所藏.

(参考資料-48)



Letter from Brundage, A. to Uemura, K., unknown, 23
September, 1966. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-
1975, Box. 180. 中京大学所蔵.

(参考資料-49)



Letter from Sato, T. to Brundage, A., Tokyo, 11 October, 1966.
Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180. 中京
大学所蔵.

(参考資料-50)

<p>CLASS OF SERVICE This is a fast message unless its deferred character is indicated by the proper symbol.</p>	<h1 style="margin: 0;">WESTERN UNION</h1> <p style="margin: 0;">W. P. MARSHALL CHAIRMAN OF THE BOARD</p> <h2 style="margin: 0;">TELEGRAM</h2> <p style="margin: 0;">R. W. MCFALL PRESIDENT</p>	<p>SYMBOLS</p> <p>DL = Day Letter</p> <p>NL = Night Letter</p> <p>LT = International Letter Telegram</p>
<p>The filing time shown in the date line on domestic telegrams is LOCAL TIME at point of origin. Time of receipt is LOCAL TIME at point of destination.</p>		
<p>BCA002 (0)SPA027 (02)MA116 PRA038 PR SFE063 VIARCA WUL1560 JRJ0656 SFW LCY1610 TOKYO 37 29 1524</p>		<p>1967 MAR 29 AM 7 52</p> <p>BC</p>
<p>LT AVAGE CHICAGO APPROVAL OF NATIONAL PARKS COUNCIL RECEIVED TO USE MOUNT ENIWA NATIONAL PARK AREA FOR SAPPORO OLYMPIC GAMES OWNHILL COURSE STOP MOST GRATEFUL FOR YOUR INTEREST EXPRESSED IN THIS MATTER REGARDS KOGORO UEMURA PRESIDENT SAVOROLYMPIC</p>		
<p>SF1201/R2-651</p>		

Letter from Uemura, K. to Brundage, A., Tokyo, 29 March, 1967. Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975, Box. 180. 中京大学所蔵.

(参考資料—51)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

日本体育協会（1987）恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書．日本体育協会，pp.101-102.

(参考資料—52)



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。



※ 著作権保護のためマスキング加工を施しています。

日本体育協会（1987）恵庭岳滑降競技場復原工事調査報告書．日本体育協会，pp.111-112.

謝 辞

本論文の執筆にあたり、指導教員の來田享子先生には、常日頃からきめ細やかなご指導を頂いた。2016年度以降の所属先である公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ科学研究室職員諸氏には、研究活動を継続するにあたり多大なるご協力を頂いた。また、本研究の一部は、笹川スポーツ財団の「笹川スポーツ研究助成」の助成金を受けて実施した。その他にも多くの方々や機関からのご指導、ご協力を頂いた。以下にその名を列挙し、深く感謝の意を表したい。

來田享子氏（中京大学教授）、菊池秀夫氏（中京大学教授）、桜井伸二氏（中京大学教授）、木村吉次氏（中京大学名誉教授）、木村華織氏（東海学園大学講師）、和所泰史氏（環太平洋大学講師）、岩佐直樹氏（朝日大学助教）、中京大学大学院体育学研究科体育学専攻スポーツ文化・社会科学系諸氏

田原淳子氏（国士舘大学教授）、三浦裕氏（北海道教育大学教授）、大津克哉氏（東海大学准教授）、Dr. Jean-loup Chappelet (Professor, Université de Lausanne)、久野裕之氏（北海道自然保護協会理事）、木下宏氏、先田次雄氏、吉田香織氏(自然公園財団)、近藤良享氏（名古屋学院大学教授）、日本スポーツ協会職員諸氏

旭川市立中央図書館、Olympic Studies Centre、国立公文書館、国立国会図書館、笹川スポーツ財団、札幌オリンピックミュージアム、札幌市、札幌市立公文書館、札幌市立中央図書館、自然公園財団支笏湖支部、道道資料北海道、中京大学図書館、名古屋市立鶴舞図書館、日本スポーツ協会、日本体育大学図書館、日本オリンピック委

員会、日本オリンピック・アカデミー、北海道自然保護協会、北海道立図書館、北海道立文書館

最後に、本研究の意義について理解し、温かく見守ってくれた妻に心より感謝の意を表したい。

2020年3月

石塚 創也

